

厚生労働省 令和3年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

多様な就労支援の確保のための
労働施策との連携のあり方に関する
調査研究事業
報告書

令和4年3月
株式会社 日本能率協会総合研究所

目次

I	事業実施概要	1
1	本事業の目的、全体像	1
	(1) 事業の目的	1
	(2) 事業の全体像	1
2	事業の実施概要	2
	(1) 検討委員会の設置	2
	(2) 検討委員会の議事内容	3
II	アンケート調査の実施	4
1	福祉事務所設置自治体アンケート調査	4
	(1) 福祉事務所設置自治体アンケート調査の概要	4
	(2) 福祉事務所設置自治体アンケート調査結果	5
2	ハローワーク（生保型一体的実施施設）アンケート調査	89
	(1) ハローワーク（生保型一体的実施施設）アンケート調査の概要	89
	(2) ハローワーク（生保型一体的実施施設）アンケート調査結果	90
III	ヒアリング調査の実施	134
1	福祉事務所設置自治体ヒアリング調査	134
	(1) 福祉事務所設置自治体ヒアリング調査の概要	134
	(2) 福祉事務所設置自治体ヒアリング調査結果	136
2	ハローワーク（生保型一体的実施施設）ヒアリング調査	151
	(1) ハローワーク（生保型一体的実施施設）ヒアリング調査の概要	151
	(2) ハローワーク（生保型一体的実施施設）ヒアリング調査結果	153
IV	福祉施策と労働施策の効果的な連携に向けて	172
1	各種調査結果から導出される課題について	172
	(1) 福祉事務所設置自治体アンケート調査からみられる現状と課題	172
	(2) ハローワーク（生保型一体的実施施設）アンケート調査結果からみられる現状と課題	175
2	福祉施策と労働施策の効果的な連携のあり方について	177
	(1) 生活保護受給者等就労自立促進事業との連携について	177
	(2) 自治体内の連携について	177
	(3) 就労体験時等における交通費の支給について	178
	(4) 職業訓練制度の利活用について	178
V	資料編	180
1	福祉事務所設置自治体アンケート調査票	180
2	ハローワーク（生保型一体的実施施設）アンケート調査票	199
3	福祉事務所設置自治体ヒアリング調査票	209
4	ハローワーク（生保型一体的実施施設）ヒアリング調査票	212

I 事業実施概要

1 本事業の目的、全体像

(1) 事業の目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、シフト制社員や派遣社員など多様な就労状況にある方々が、シフト減や派遣契約の終了等により生活困窮な状態となり、自立相談支援機関の支援の必要性が高まっている。

自立相談支援機関の労働施策との連携については、ハローワークにおける「生活保護受給者等就労自立促進事業」が中心であり、全体としては実績が伸びている一方、取組が進んでいない自治体も一定数存在している。

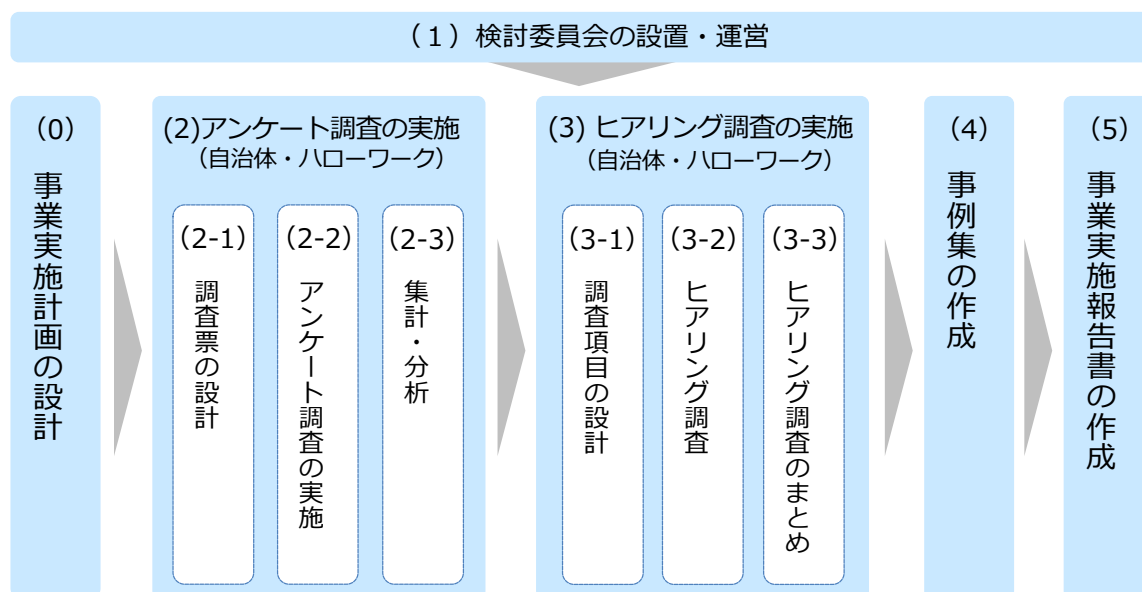
本事業では、生活困窮者への就労支援を実施している「福祉事務所設置自治体」、生活保護受給者等就労自立促進事業を展開している「ハローワーク（生保型一体的実施施設）」の連携に当たった課題や好事例の調査・分析を行う。

上記を踏まえ、福祉施策領域、労働施策領域の連携の在り方を整理し、新型コロナウイルス感染症で顕在化した新たな支援層を含めた生活困窮者に対する就労支援機能の強化・多様性の確保を図ることを目的として事業を実施する。

(2) 事業の全体像

本事業の全体像は次の通りとなる。各事業項目について、学識経験者等から構成される検討委員会に審議を諮り、事業の実施を推進した。

本調査研究事業の全体像



2 事業の実施概要

(1) 検討委員会の設置

多様な就労支援の確保のための労働施策との連携のあり方に関する調査研究事業の実施に当たっては、学識経験者や自治体の生活困窮者自立支援担当部局の担当者、就労支援に係る事業者や専門家等から構成される検討委員会を設置し、助言・指導を受け、当該事業の実施を加速させた。

検討委員会の構成員

(五十音順 敬称略)、◎は座長

区分	お名前	ご所属等（令和4年3月時点）
検討委員会委員	◎小杉 礼子 こすぎ れいこ	独立行政法人 労働政策研究・研修機構研究顧問
	小半 千幸 こはん ちゆき	釧路市役所 福祉部 生活福祉事務所 第7担当 生活支援主幹
	新保 美香 しんぼ みか	明治学院大学 社会学部 教授
	にしおか 西岡 正次 にしおか まさじ	A ⁺ ワーク創造館（大阪地域職業訓練センター）副館長・就労支援室長
	ひらた 平田 ともこ ひらた ともこ	特定非営利活動法人 ユニバーサル就労ネットワークちば 副理事長
	むらかみ 村上 敦将 むらかみ あつまさ	高槻市役所 健康福祉部 福祉事務所 福祉相談支援課 くらしごとセンター 主査

オブザーバー	よねざわ 米沢 秀典 よねざわ ひでのり	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長補佐
	あべ 阿部 佳之 あべ よしゆき	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 就労支援係長
	やました 山下 玲香 やました れいか	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 就労支援係
	たなか 田中 さとえ たなか さとえ	厚生労働省 職業安定局 雇用開発企画課 就労支援室 室長補佐
	こびやま 小檜山 綾那 こびやま あやな	厚生労働省 職業安定局 雇用開発企画課 就労支援室 就労支援第二係長

事務局	たなか 田中 げん たなか げん	株式会社 日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部 主任研究員
	なかむら 中村 ゆう なかむら ゆう	株式会社 日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部 研究員
	こまた 小又 ゆうき こまた ゆうき	株式会社 日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部 研究員

(2) 検討委員会の議事内容

検討委員会の各回の議事内容は次の通りである。いずれの開催回も、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、対面とオンラインのハイブリット型で実施した。

検討委員会の議事内容

開催回	開催日	議事内容
第1回	令和3年9月28日(火) 於：A P 東京八重洲 10階会議室Y1	1. 開会 2. 検討委員会委員等のご紹介 3. 事業の概要及びスケジュールについて 4. アンケート調査の概要及び調査票案について 5. その他一次回検討委員会の開催等について
第2回	令和3年12月14日(火) 於：A P 東京八重洲 10階会議室Y1	1. 開会 2. アンケート調査の結果報告について 3. ヒアリング調査の概要及びヒアリング項目案について 4. 事例集の目次構成について 5. その他一次回検討委員会の開催等について
第3回	令和4年3月29日(火) 於：A P 東京八重洲 10階会議室Y1	1. 開会 2. ヒアリング調査の結果報告について 3. 事例集案について 4. 事業報告書の目次構成案について

1 福祉事務所設置自治体アンケート調査

(1) 福祉事務所設置自治体アンケート調査の概要

① 調査の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、シフト制社員や派遣社員など多様な就労状況にある方々が、シフト減や派遣契約の終了等により生活困窮な状態となり、これまでよりも多様化・複雑化した課題を有する支援者の増加が見込まれている中で、就労準備支援事業・認定就労訓練事業・ハローワークにおける生活保護受給者等就労自立促進事業等の段階的な切れ目ない支援がより一層求められている。

本調査では、就労支援を展開している福祉事務所設置自治体を対象に、就労支援の実施状況やハローワーク・関係機関との連携状況を把握するとともに、連携に当たっての課題や効果的な連携手法を把握することを目的として調査を実施した。

② 調査対象

全国の福祉事務所設置自治体

③ 調査期間

令和3年10月13日から令和3年11月18日

④ 調査方法

厚生労働省よりメールにて配布、事務局宛てにメール回収

⑤ 回収状況

対象区分	配布数	有効回答数	有効回答率
全体	906件	537件	59.3%
都道府県	45件	22件	48.9%
市区町村	861件	515件	59.8%

⑥ 調査結果の表示方法

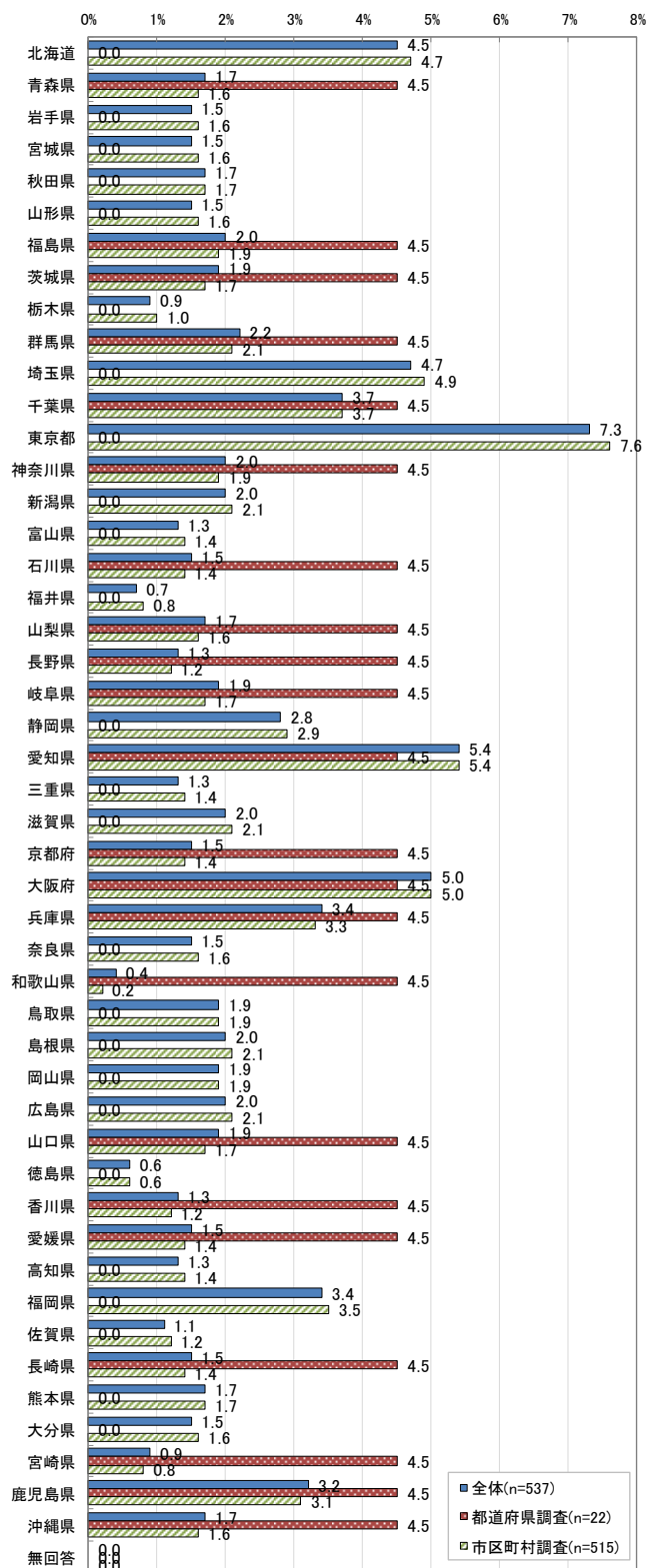
- ・回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

(2) 福祉事務所設置自治体アンケート調査結果

① 自治体の概要について

問 1. 回答者の都道府県属性

回答者の都道府県は、全体では、「東京都」が7.3%と最も多く、次いで「愛知県」が5.4%、「大阪府」が5.0%、「埼玉県」が4.7%、「北海道」が4.5%と続いている。



問 6. 福祉事務所設置自治体の人口（令和 2 年度末時点）

回答者の福祉事務所設置自治体の人口は、「1 万人以上～5 万人未満」が 33.2%と最も多く、次いで「5 万人以上～10 万人未満」が 24.8%、「10 万人以上～20 万人未満」が 20.7%と続いている。

人口	件数	割合
1 万人未満	15	2.8
1 万人以上～5 万人未満	178	33.2
5 万人以上～10 万人未満	133	24.8
10 万人以上～20 万人未満	111	20.7
20 万人以上～50 万人未満	72	13.4
50 万人以上～100 万人未満	19	3.5
100 万人以上	8	1.5
合計	536	100.0

問 7. 高齢化率（小数点第 1 位まで／令和 2 年度末時点）

回答者の福祉事務所設置自治体の高齢化率は、「25.0%以上～30.0%未満」が 28.5%と最も多く、次いで「30.0%以上～35.0%未満」が 24.3%、「35.0%以上～40.0%未満」が 21.2%と続いている。

高齢化率	件数	割合
20.0%未満	13	2.4
20.0%以上～25.0%未満	66	12.4
25.0%以上～30.0%未満	152	28.5
30.0%以上～35.0%未満	130	24.3
35.0%以上～40.0%未満	113	21.2
40.0%以上	60	11.2
合計	534	100.0

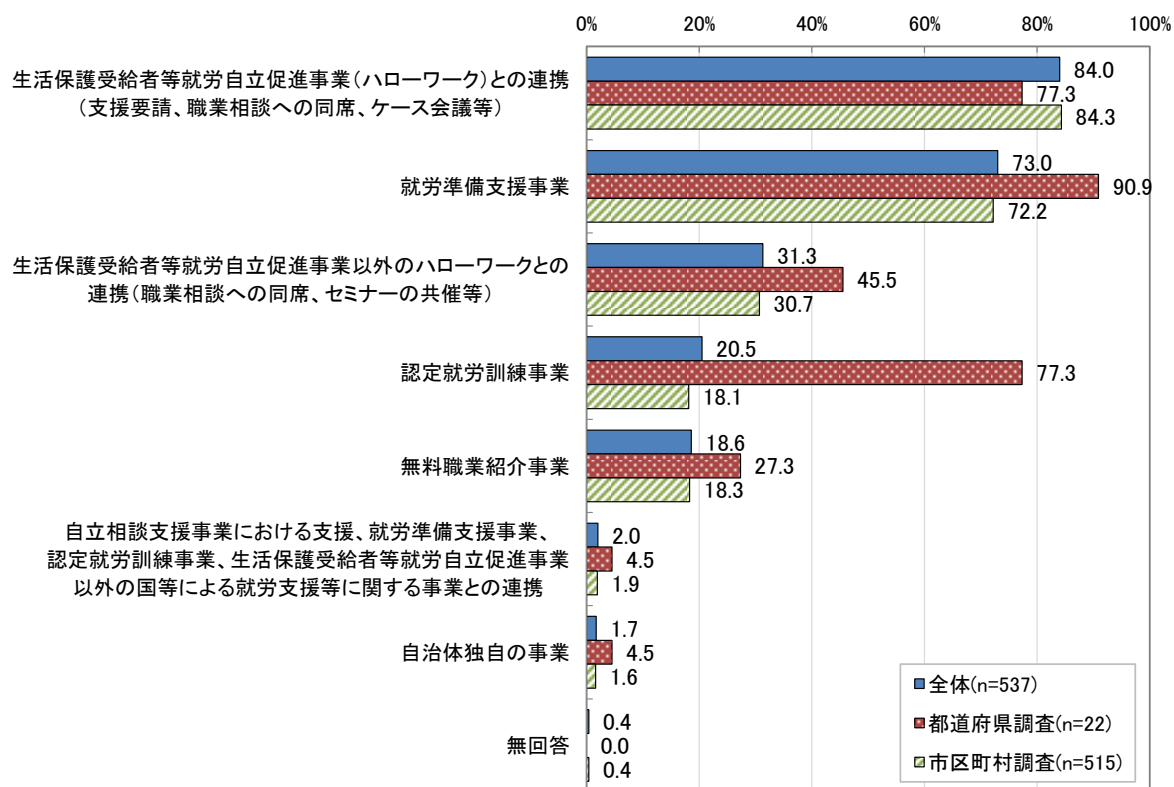
問 8. 生活保護率（小数点第 1 位まで／令和 2 年度末時点）

回答者の福祉事務所設置自治体の生活保護率は、「5.0%以上～10.0%未満」が 31.9%と最も多く、次いで「10.0%以上～15.0%未満」が 21.6%、「1.0%以上～5.0%未満」が 17.1%と続いている。

生活保護率	件数	割合
1.0%未満	13	2.5
1.0%以上～5.0%未満	90	17.1
5.0%以上～10.0%未満	168	31.9
10.0%以上～15.0%未満	114	21.6
15.0%以上～20.0%未満	58	11.0
20.0%以上～30.0%未満	55	10.4
30.0%以上～40.0%未満	20	3.8
40.0%以上	9	1.7
合計	527	100.0

問 9. 就労支援にて実施している事業を教えてください。（複数選択）

全体では、「生活保護受給者等就労自立促進事業（ハローワーク）との連携（支援要請、職業相談への同席、ケース会議等）」が 84.0%と最も多く、次いで「就労準備支援事業」が 73.0%、「生活保護受給者等就労自立促進事業以外のハローワークとの連携（職業相談への同席、セミナーの共催等）」が 31.3%と続いている。



N = 33

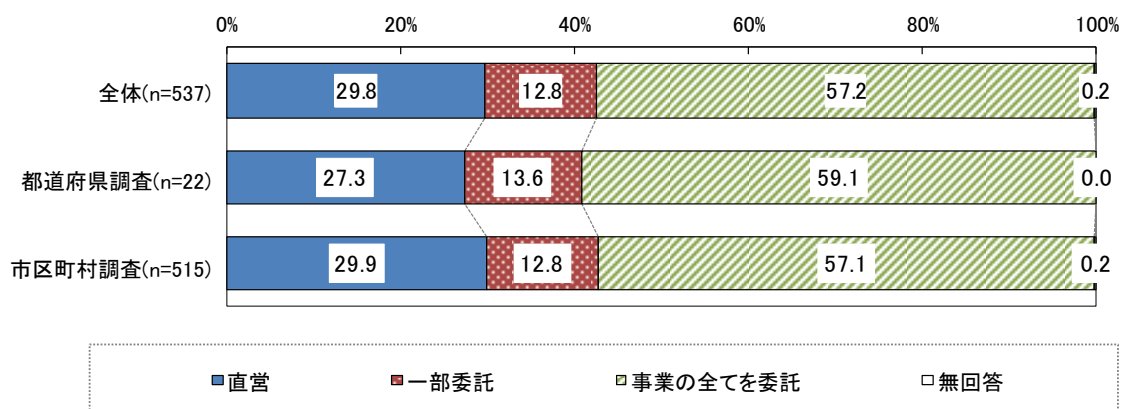
単位：件数

その他の国等による就労支援等に関する事業との連携内容	回答件数
被保護者就労支援事業	9
地域若者サポートステーション	5
家計改善支援事業	4
就労訓練事業	4
無料職業紹介事業	2
広域就労支援事業	2
シルバー人材センター	1
就職氷河期世代支援プログラム	1
その他	5

② 自立相談支援事業における支援について

問 10. 自立相談支援事業の実施体制について教えてください。（いずれかを選択）

全体では、「事業の全てを委託」が 57.2%と最も多く、次いで「直営」が 29.8%、「一部委託」が 12.8%となっている。



問 11. 【問 10 で「1. 直営」と回答した方】

自立相談支援事業において就労支援に携わっている職員数（就労支援員以外で就労支援に携わっている職員も含む）を教えてください。

【1. 常勤（人）】

全体では、常勤職員について「1 人」が 28.9%と最も多く、次いで「2 人」「3 人」が 18.7%、「0 人」が 11.2%と続いている。

うち、専従職員については、「0 人」が 49.7%と最も多く、次いで「1 人」が 20.3%、「2 人」が 14.0%と続いている。

兼務職員については、「0 人」が 35.8%と最も多く、次いで「1 人」が 27.3%、「2 人」が 15.0%と続いている。

常勤	件数	割合	うち、専従	件数	割合	兼務	件数	割合
0人	21	11.2	0人	71	49.7	0人	67	35.8
1人	54	28.9	1人	29	20.3	1人	51	27.3
2人	35	18.7	2人	20	14.0	2人	28	15.0
3人	35	18.7	3人	9	6.3	3人	19	10.2
4人	19	10.2	4人	6	4.2	4人	8	4.3
5～9人	19	10.2	5～9人	6	4.2	5～9人	13	7.0
10人以上	4	2.1	10人以上	2	1.4	10人以上	1	0.5
合計	187	100.0	合計	143	100.0	合計	187	100.0

【2. 非常勤（人）】

全体では、非常勤職員について「0人」が27.1%と最も多く、次いで「1人」が25.9%、「2人」が23.5%と続いている。

うち、専従職員については、「0人」が48.2%と最も多く、次いで「1人」が23.4%、「2人」が14.2%と続いている。

兼務職員については、「0人」が61.4%と最も多く、次いで「1人」が18.1%、「2人」が9.6%と続いている。

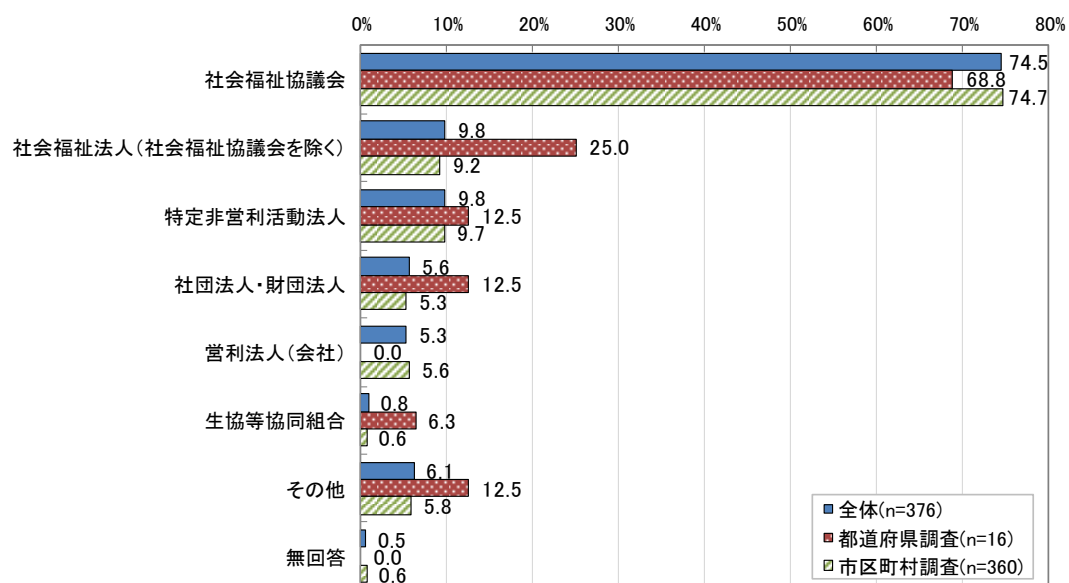
非常勤	件数	割合
0人	45	27.1
1人	43	25.9
2人	39	23.5
3人	9	5.4
4人	11	6.6
5～9人	17	10.2
10人以上	2	1.2
合計	166	100.0

うち、専従	件数	割合
0人	68	48.2
1人	33	23.4
2人	20	14.2
3人	5	3.5
4人	6	4.3
5～9人	8	5.7
10人以上	1	0.7
合計	141	100.0

兼務	件数	割合
0人	102	61.4
1人	30	18.1
2人	16	9.6
3人	7	4.2
4人	5	3.0
5～9人	5	3.0
10人以上	1	0.6
合計	166	100.0

問 12. 【問 10 で「2. 一部委託」「3. 事業の全てを委託」と回答した方】
委託先の法人形態を教えてください。（あてはまるものすべてに○）

全体では、「社会福祉協議会」が 74.5%と最も多く、次いで「社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）」「特定非営利活動法人」が 9.8%、「社団法人・財団法人」が 5.6%と続いている。



N = 26

単位：件数

その他の委託先の法人形態	回答件数
企業組合	11
福祉系共同企業体	3
士業団体	3
一般企業	2
その他	7

問 13. 貴自治体における過去 3 年間の自立相談支援事業の利用実績を教えてください。(プラン作成ベースでお答えください)

【1. R02 年度】

回答のあった令和 2 年度の自立相談支援事業の総プラン作成者は 85,988 人であり、うち就労支援対象者は 42,290 人であった。

プラン作成者について、「10～29 人」が 20.6%と最も多く、次いで「50～99 人」が 17.5%、「1～9 人」が 14.9%と続いている。

うち就労支援対象者については、「1～9 人」が 26.7%と最も多く、次いで「10～29 人」が 22.1%、「30～49 人」が 13.5%と続いている。

プラン作成者	件数	割合
0人	22	4.2
1～9人	79	14.9
10～29人	109	20.6
30～49人	64	12.1
50～99人	93	17.5
100～199人	70	13.2
200～299人	36	6.8
300～499人	27	5.1
500～999人	18	3.4
1000人以上	12	2.3
合計	530	100.0

うち就労支援対象者	件数	割合
0人	39	7.5
1～9人	139	26.7
10～29人	115	22.1
30～49人	70	13.5
50～99人	68	13.1
100～199人	42	8.1
200～299人	23	4.4
300～499人	15	2.9
500～999人	5	1.0
1000人以上	4	0.8
合計	520	100.0

【2. H31 年度】

回答のあった平成 31 年度の自立相談支援事業の総プラン作成者は 44,322 人であり、うち就労支援対象者は 21,016 人であった。

プラン作成者について、「10～29 人」が 24.5%と最も多く、次いで「1～9 人」「50～99 人」が 18.8%、「30～49 人」が 14.5%と続いている。

うち就労支援対象者については、「1～9 人」が 32.9%と最も多く、次いで「10～29 人」が 27.8%、「30～49 人」が 10.9%と続いている。

プラン作成者	件数	割合
0人	20	3.8
1～9人	100	18.8
10～29人	130	24.5
30～49人	77	14.5
50～99人	100	18.8
100～199人	59	11.1
200～299人	18	3.4
300～499人	14	2.6
500～999人	9	1.7
1000人以上	4	0.8
合計	531	100.0

うち就労支援対象者	件数	割合
0人	45	8.8
1～9人	169	32.9
10～29人	143	27.8
30～49人	56	10.9
50～99人	55	10.7
100～199人	29	5.6
200～299人	8	1.6
300～499人	6	1.2
500～999人	2	0.4
1000人以上	1	0.2
合計	514	100.0

【3. H30 年度】

回答のあった平成 30 年度の自立相談支援事業の総プラン作成者は 42,886 人であり、うち就労支援対象者は 22,096 人であった。

プラン作成者について、「10～29 人」が 24.0%と最も多く、次いで「1～9 人」が 18.5%、「50～99 人」が 17.7%と続いている。

うち就労支援対象者については、「1～9 人」が 29.5%と最も多く、次いで「10～29 人」が 29.1%、「30～49 人」が 11.3%と続いている。

プラン作成者	件数	割合
0人	27	5.2
1～9人	97	18.5
10～29人	126	24.0
30～49人	76	14.5
50～99人	93	17.7
100～199人	62	11.8
200～299人	14	2.7
300～499人	17	3.2
500～999人	9	1.7
1000人以上	3	0.6
合計	524	100.0

うち就労支援対象者	件数	割合
0人	51	9.9
1～9人	152	29.5
10～29人	150	29.1
30～49人	58	11.3
50～99人	53	10.3
100～199人	32	6.2
200～299人	6	1.2
300～499人	9	1.7
500～999人	3	0.6
1000人以上	1	0.2
合計	515	100.0

問 14. 自立相談支援機関の就労支援員の支援により、支援対象者がつながった業種について上位5つを教えてください。（複数選択5つまで）

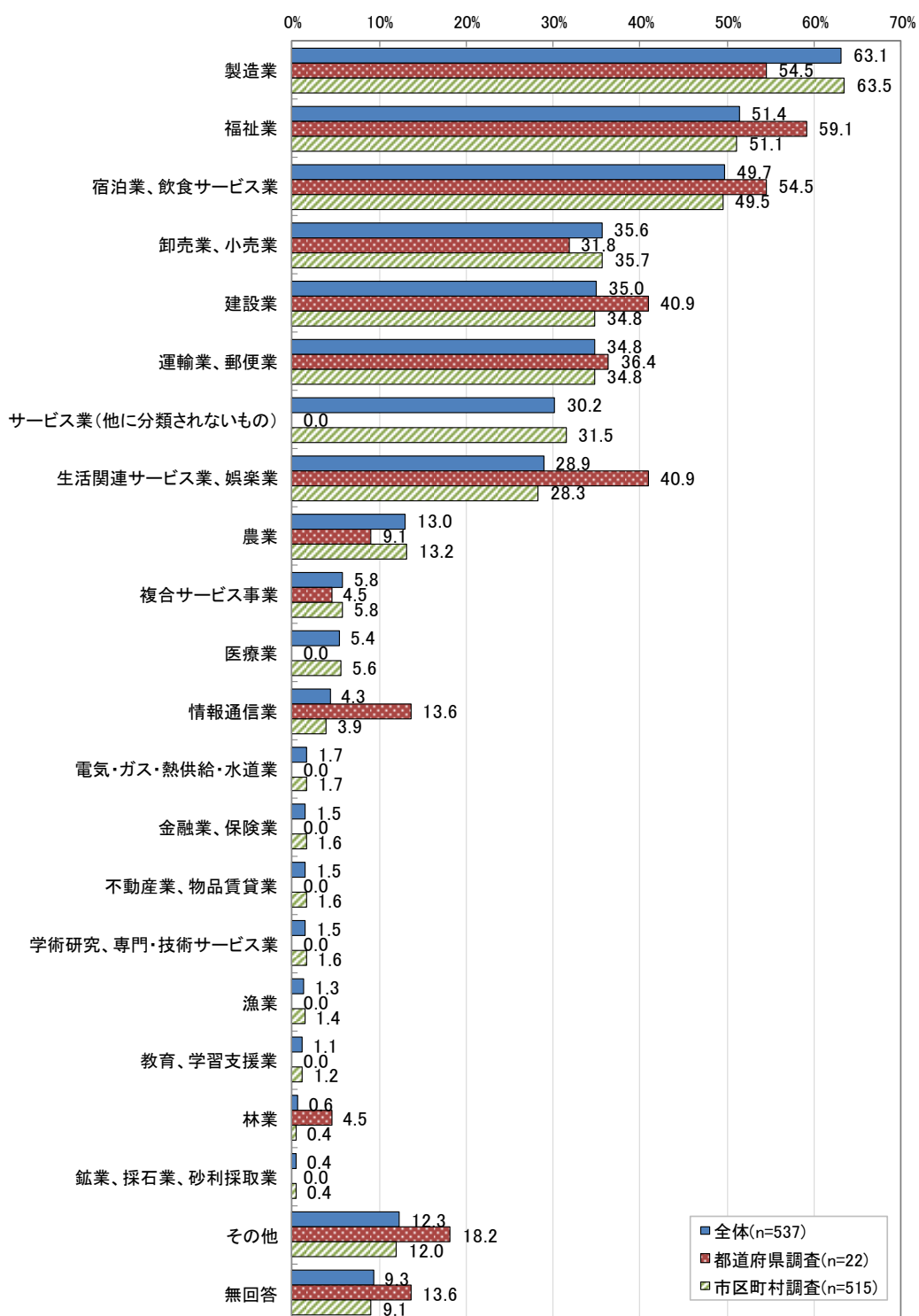
【就労訓練・就労体験先】

全体では、「福祉業」が22.5%と最も多く、次いで「製造業」が12.8%、「農業」が12.3%が続いている。



【一般就労の就職先】

全体では、「製造業」が63.1%と最も多く、次いで「福祉業」が51.4%、「宿泊業、飲食サービス業」が49.7%と続いている。



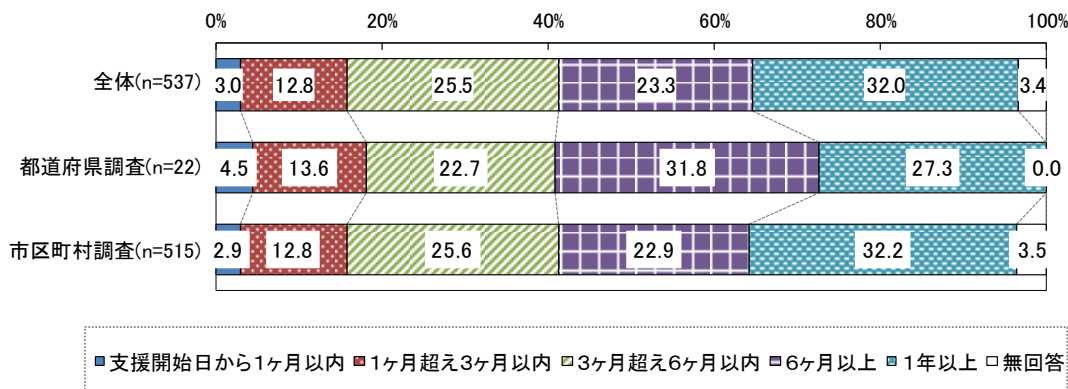
N = 84

単位：件数

その他の業種	回答件数
警備	30
清掃	19
就労支援施設	7
自治体(臨時雇用含む)	7
事務	4
派遣業	3
シルバー人材センター	2
その他	6
把握していない・なし	6

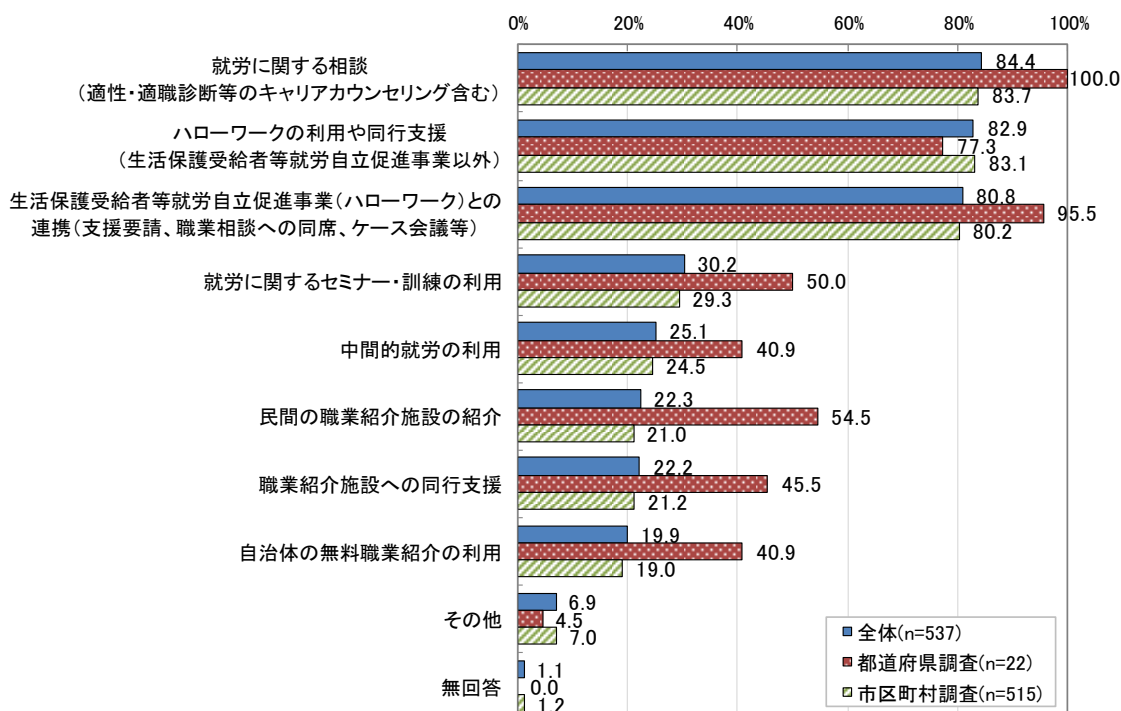
問 15. 自立相談支援機関の就労支援について、支援対象者の支援終了（クロージング）までの支援期間で最も多い期間を教えてください。（いずれかを選択）

全体では、「1年以上」が32.0%と最も多く、次いで「3ヶ月超え6ヶ月以内」が25.5%、「6ヶ月以上」が23.3%と続いている。



問 16. 自立相談支援事業における就労支援の実施内容を教えてください。（複数選択）

全体では、「就労に関する相談（適性・適職診断等のキャリアカウンセリング含む）」が84.4%と最も多く、次いで「ハローワークの利用や同行支援（生活保護受給者等就労自立促進事業以外）」が82.9%、「生活保護受給者等就労自立促進事業（ハローワーク）との連携（支援要請、職業相談への同席、ケース会議等）」が80.8%と続いている。



N = 39

単位：件数

その他の就労支援の実施内容	回答件数
協力企業への人材紹介等	9
他事業との連携	8
連携先機関の求人紹介	7
福祉的就労の利用	6
職場見学・面接への同行	4
地域若者サポートステーションとの連携	2
その他	3

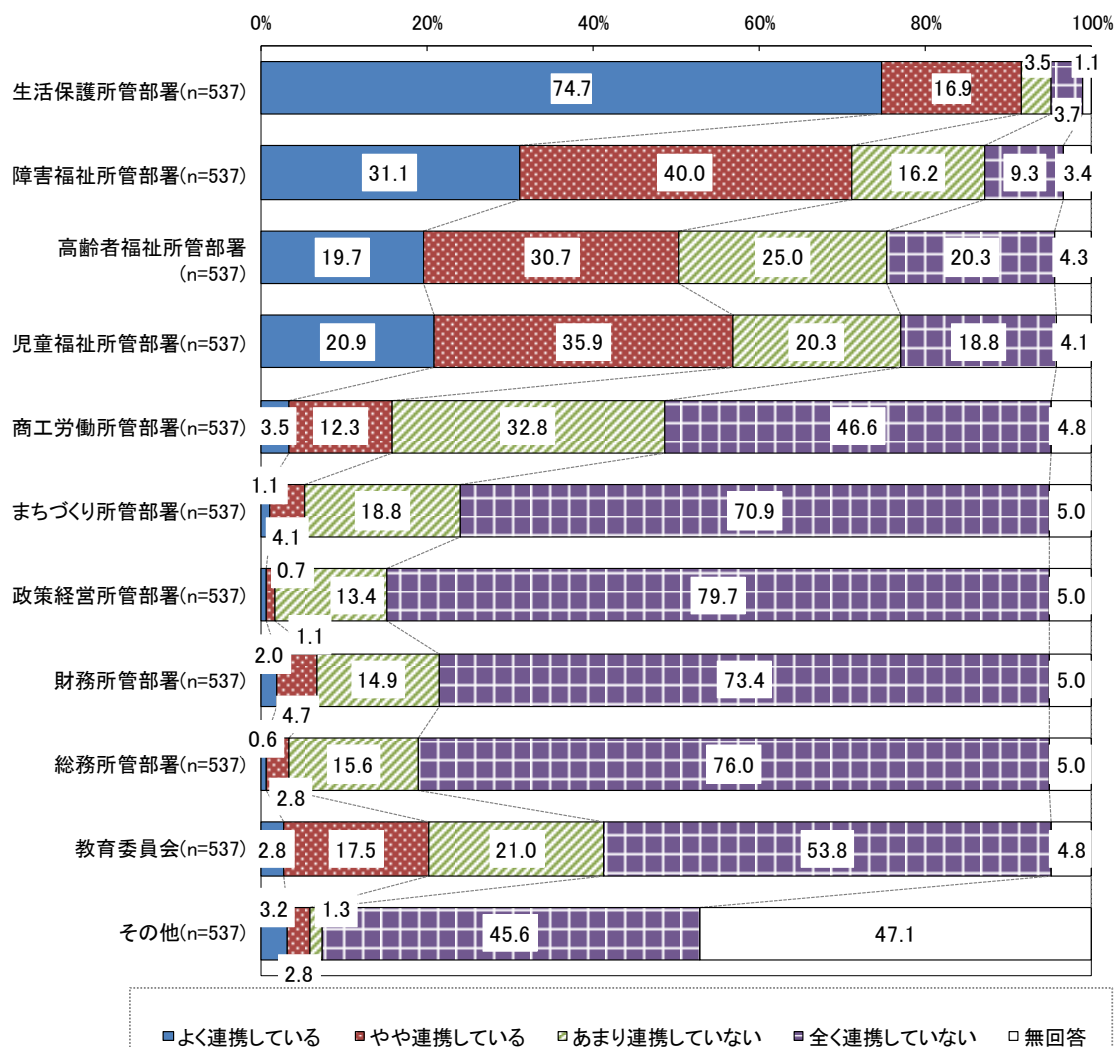
問 17. 自立相談支援事業における就労支援を実施するにあたり、個別支援において連携している庁内の部署との連携度合、頻度、具体的な取組みについて教えてください。回答は個別支援ケースにて平均的な頻度等を回答してください。

■連携度合（いずれかを選択）

・全体

連携している（「よく連携している」＋「やや連携している」）割合が最も多い庁内の部署は「生活保護所管部署」91.6%（74.7%＋16.9%）で、次いで「障害福祉所管部署」71.1%（31.1%＋40.0%）、「児童福祉所管部署」56.8%（20.9%＋35.9%）と続いている。

連携していない（「あまり連携していない」＋「全く連携していない」）割合が最も多い庁内の部署は「政策経営所管部署」93.1%（13.4%＋79.7%）で、次いで「総務所管部署」91.6%（15.6%＋76.0%）、「まちづくり所管部署」89.7%（18.8%＋70.9%）と続いている。

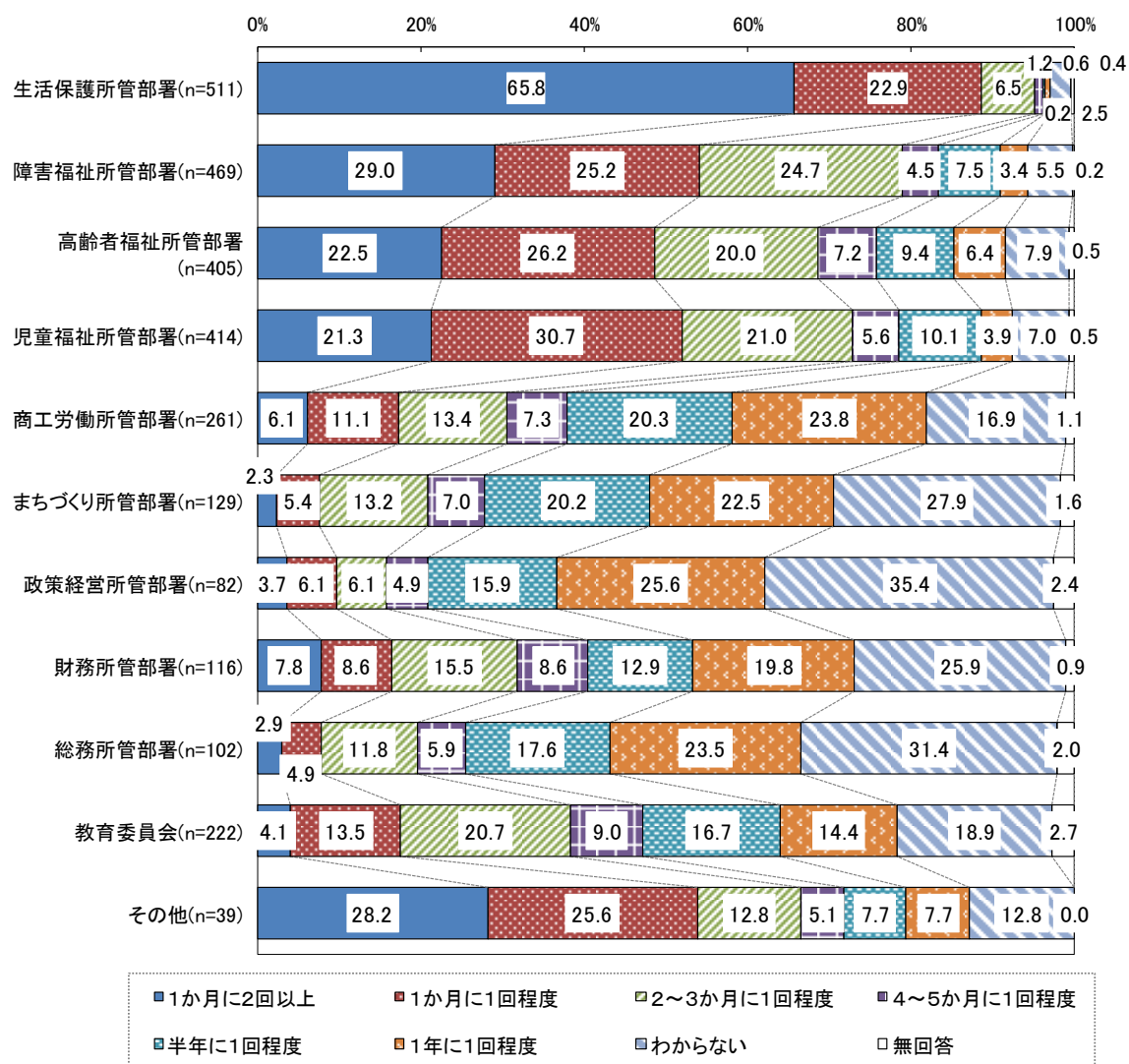


■ 頻度（いずれかを選択）

・ 全体

連携頻度の高い（「1か月に2回以上」＋「1か月に1回程度」）割合が最も多いのは「生活保護所管部署」88.7%（65.8%＋22.9%）で、次いで「障害福祉所管部署」54.2%（29.0%＋25.2%）、「児童福祉所管部署」52.0%（21.3%＋30.7%）と続いている。

連携頻度の低い（「1年に1回程度」）割合が最も多いのは「政策経営所管部署」25.6%で、次いで「商工労働所管部署」23.8%、「総務所管部署」23.5%と続いている。



その他の個別支援において連携している庁内の部署	回答件数
税務関係部署	8
国民健康保険・年金関係部署	6
住宅管理関係部署	5
保健所または保健関係部署	4
障がい関係部署	2
その他	7

■具体的な取組み（複数選択）

・全体

最も取組まれている内容としては「情報交換」で、全部署において5割以上行われている。次いで「協議会等の会議の開催」、「普及啓発活動」と続いている。

	調査数	情報交換	普及啓発活動	セミナーの共同開催	協議会等の会議の開催	その他	無回答
生活保護所管部署	511	97.7	16.4	5.3	37.2	5.9	1.2
障害福祉所管部署	469	94.0	9.4	2.3	22.8	2.3	4.5
高齢者福祉所管部署	405	91.4	9.9	1.2	22.0	2.2	7.2
児童福祉所管部署	414	92.3	9.2	1.0	23.2	2.4	5.8
商工労働所管部署	261	72.4	10.7	3.1	11.1	3.4	21.5
まちづくり所管部署	129	62.8	10.1	0.8	8.5	0.0	32.6
政策経営所管部署	82	56.1	8.5	1.2	8.5	2.4	35.4
財務所管部署	116	66.4	6.9	0.9	6.9	5.2	30.2
総務所管部署	102	60.8	8.8	1.0	2.9	1.0	35.3
教育委員会	222	77.0	8.6	1.4	18.5	2.7	18.5
その他	39	66.7	20.5	0.0	20.5	5.1	28.2

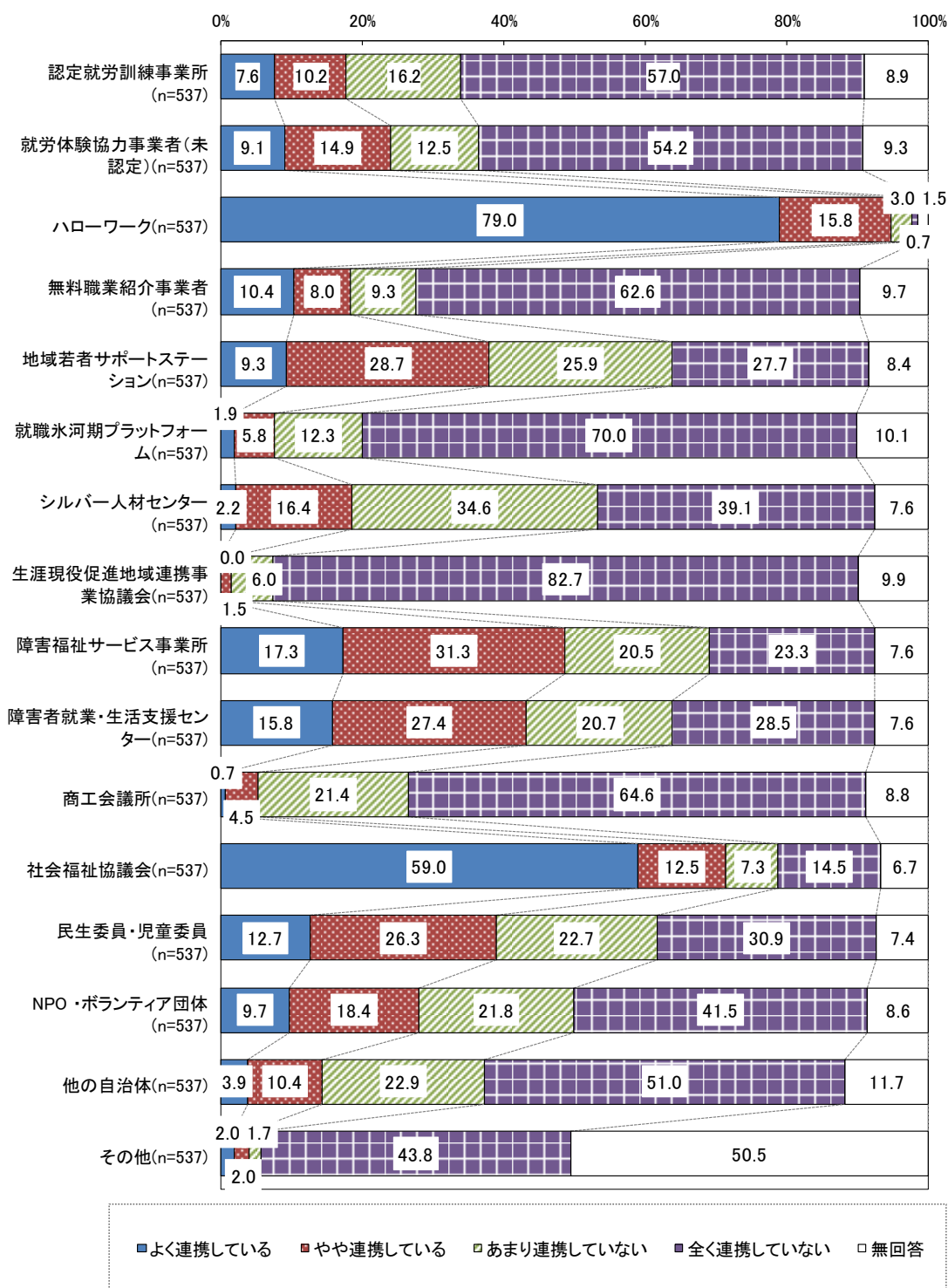
問 18. 自立相談支援事業における就労支援を実施するにあたり、連携している庁外の機関との連携度合、頻度、具体的な取組みについて教えてください。

■連携度合（いずれかを選択）

・全体

連携している（「よく連携している」＋「やや連携している」）割合が最も多い庁外の機関は「ハローワーク」94.8%（79.0%＋15.8%）で、次いで「社会福祉協議会」71.5%（59.0%＋12.5%）、「障害福祉サービス事業所」48.6%（17.3%＋31.3%）と続いている。

連携していない（「あまり連携していない」＋「全く連携していない」）割合が最も多い庁外の機関は「生涯現役促進地域連携事業協議会」88.7%（6.0%＋82.7%）で、次いで「商工会議所」86.0%（21.4%＋64.6%）、「就職氷河期プラットフォーム」82.3%（12.3%＋70.0%）と続いている。



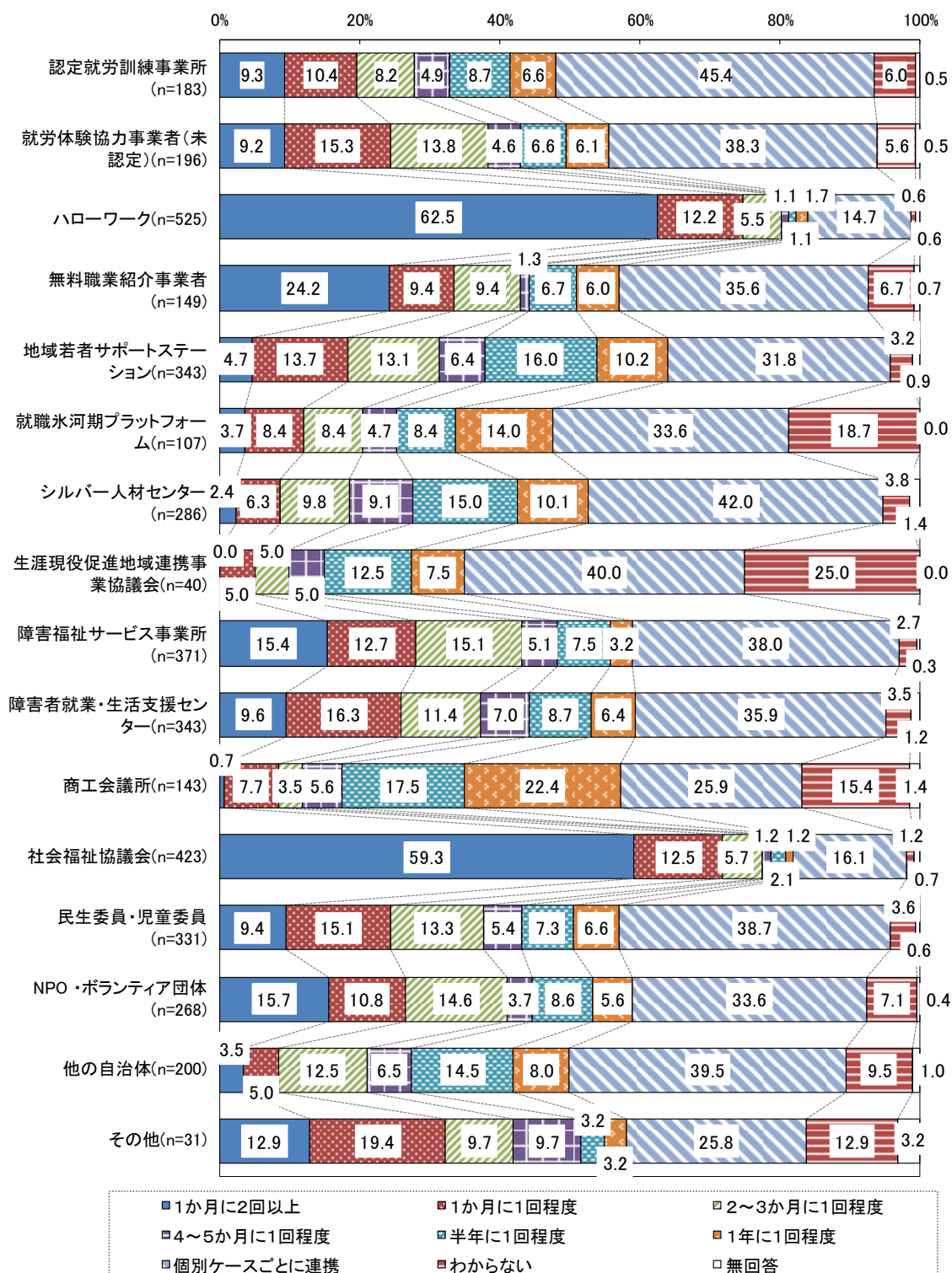
■頻度（いずれかを選択）

・全体

連携頻度の高い（「1か月に2回以上」＋「1か月に1回程度」）割合が最も多いのは「ハローワーク」74.7%（62.5%＋12.2%）で、次いで「社会福祉協議会」71.8%（59.3%＋12.5%）となっている。

連携頻度の低い（「1年に1回程度」）割合が最も多いのは「商工会議所」22.4%で、次いで「就職氷河期プラットフォーム」14.0%、「地域若者サポートステーション」10.2%と続いている。

また、連携頻度の高かった「ハローワーク」「社会福祉協議会」以外の庁外機関においては「個別ケースごとに連携」している割合が25.0%を超えており、特に「認定就労訓練事業所」においては45.4%と最も高い割合を示している。



その他の連携している庁外の部署	回答件数
社会福祉協議会	5
民間企業	4
就労支援事業所	4
民間の職業紹介所	2
その他	9

■具体的な取組み（複数選択）

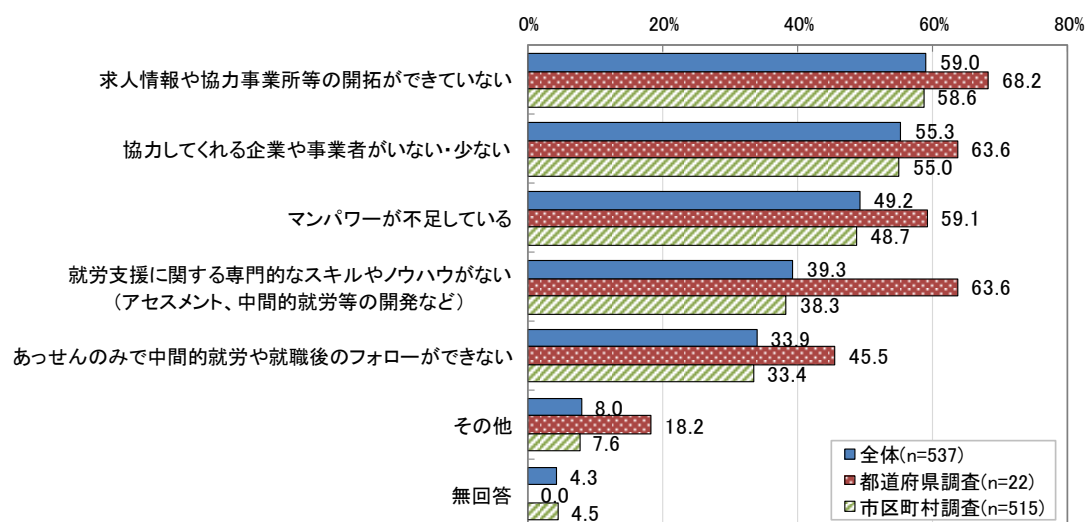
・全体

最も取組まれている内容としては「情報交換」で、全庁外機関において5割以上行われている。次いで「個別支援、ケース会議」、「普及啓発活動」と続いている。

	調査数	情報交換	個別支援、ケース会議	普及啓発活動	セミナーの共同開催	協議会等の会議の開催	その他	無回答
認定就労訓練事業所	183	73.2	48.1	9.8	1.1	6.6	1.6	16.9
就労体験協力事業者（未認定）	196	73.0	46.9	12.8	2.6	4.1	3.6	13.3
ハローワーク	525	91.6	66.1	17.0	2.1	23.4	4.0	3.2
無料職業紹介事業者	149	73.2	43.0	12.8	3.4	4.7	1.3	16.1
地域若者サポートステーション	343	80.2	44.3	10.2	1.7	8.7	1.7	11.4
就職氷河期プラットフォーム	107	68.2	22.4	10.3	0.0	6.5	1.9	21.5
シルバー人材センター	286	64.7	28.3	5.9	0.0	1.4	2.8	20.6
生涯現役促進地域連携事業協議会	40	52.5	17.5	2.5	0.0	2.5	2.5	40.0
障害福祉サービス事業所	371	75.7	57.1	7.0	0.3	4.9	2.4	12.1
障害者就業・生活支援センター	343	75.5	58.6	8.5	2.0	7.3	2.3	13.1
商工会議所	143	52.4	11.2	14.7	0.7	2.1	1.4	36.4
社会福祉協議会	423	88.9	65.5	18.7	4.3	25.3	3.5	6.4
民生委員・児童委員	331	77.0	39.0	13.6	0.3	6.3	2.4	12.4
NPO・ボランティア団体	268	69.8	40.3	10.8	2.2	6.3	3.0	18.3
他の自治体	200	71.5	25.5	5.0	1.0	8.5	1.5	22.5
その他	31	64.5	32.3	12.9	3.2	0.0	3.2	29.0

問 19. 自立相談支援事業における就労支援の課題を教えてください。（複数選択）

全体では、「求人情報や協力事業所等の開拓ができていない」が 59.0%と最も多く、次いで「協力してくれる企業や事業者がいない・少ない」が 55.3%、「マンパワーが不足している」が 49.2%と続いている。



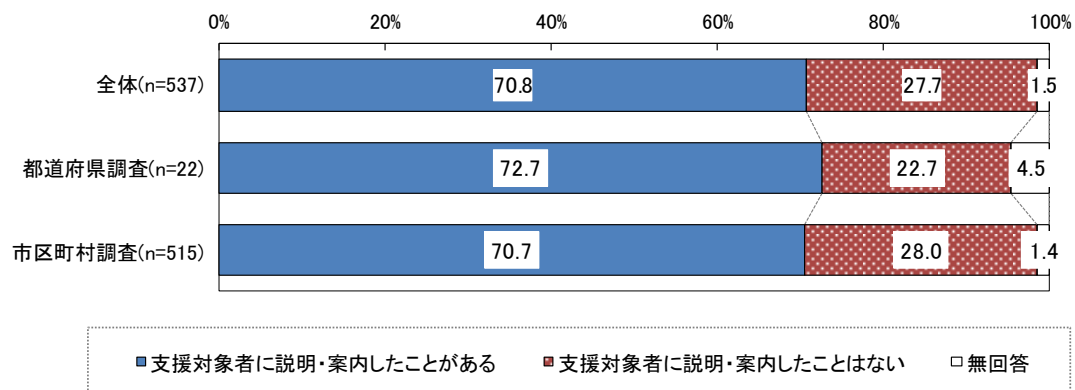
N = 46

単位：件数

その他の自立相談支援事業における就労支援の課題	回答件数
本人の就労意欲不足	11
就労支援先不足	10
障がい特性により就労支援が困難	5
支援機関の機能不足	4
高齢者の求人が不足している	3
紹介企業の業種偏り	2
その他	4
特になし	7

問 20. 支援対象者に職業訓練制度を説明・案内したことがありますか。
(いずれかを選択)

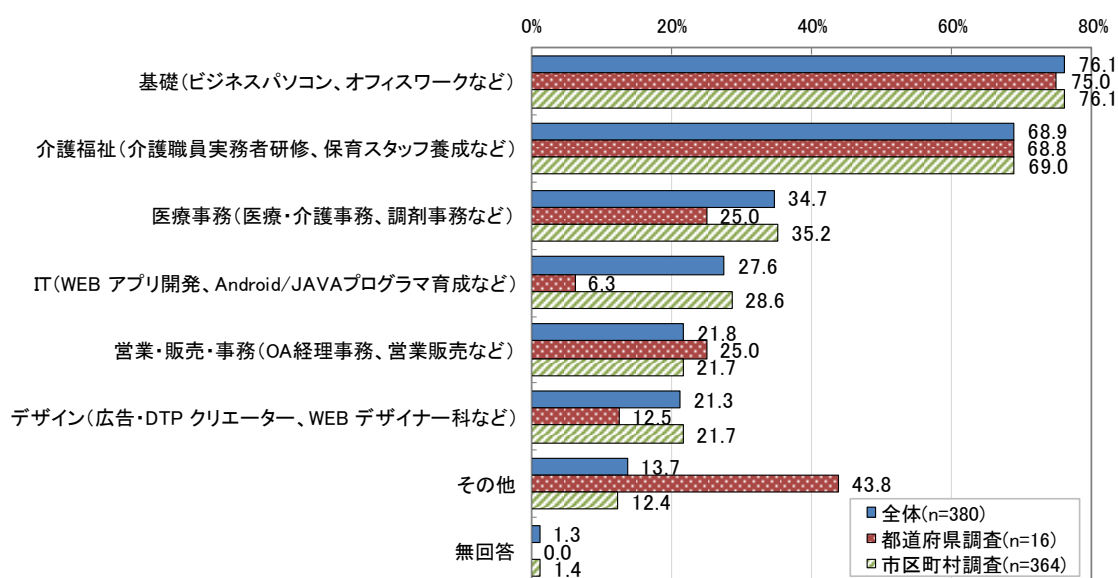
全体では、「支援対象者に説明・案内したことがある」が 70.8%と最も多く、次いで「支援対象者に説明・案内したことはない」が 27.7%となっている。



問 21. 【問 20 で「1. 支援対象者に説明・案内したことがある」と回答した方】
どのような訓練コースをどのような対象者に説明・案内しましたか。（複数選択）

【説明・案内をした訓練コース】

全体では、「基礎（ビジネスパソコン、オフィスワークなど）」が 76.1%と最も多く、次いで「介護福祉（介護職員実務者研修、保育スタッフ養成など）」が 68.9%、「医療事務（医療・介護事務、調剤事務など）」が 34.7%と続いている。



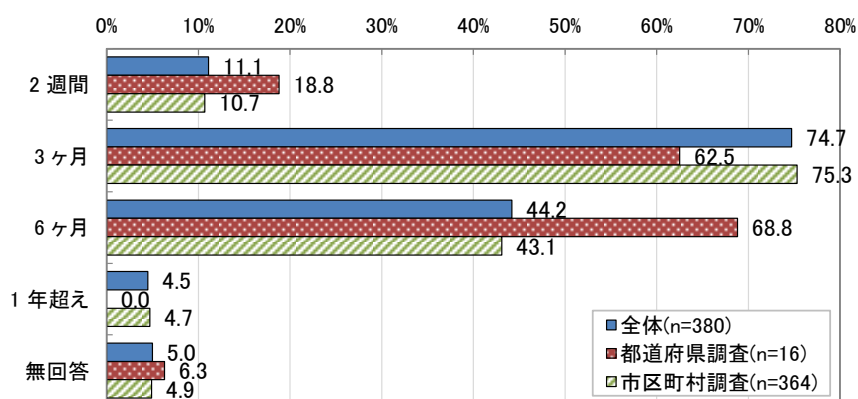
N = 52

単位：件数

その他の説明・案内をした訓練コース	回答件数
職業訓練制度の紹介	13
清掃	7
ハローワークへの案内	5
CAD	4
建設	3
運転免許（重機含む）	3
電気設備技術	3
溶接	2
製造業	2
ポリテクセンター	2
理美容	2
支援対象者の状況に応じて案内	2
その他	4

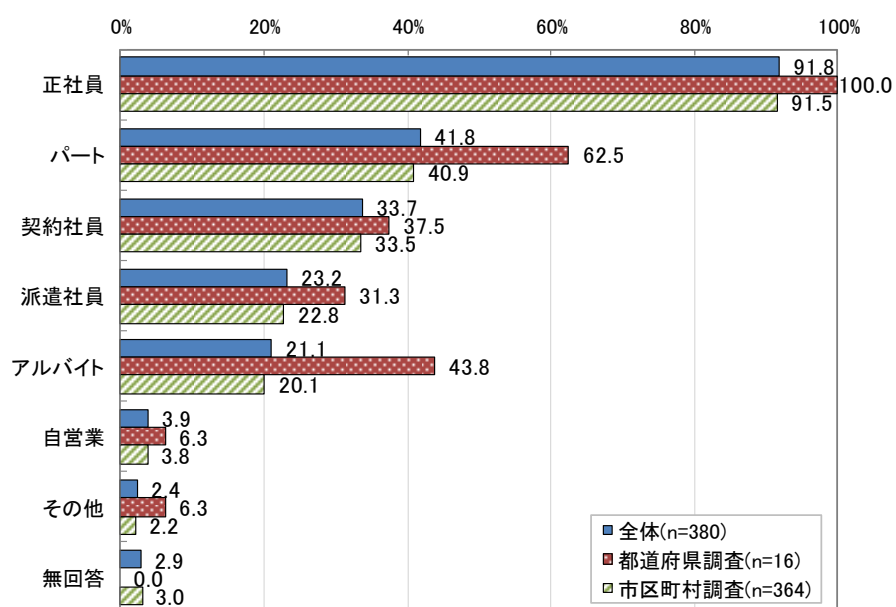
【説明・案内をした訓練コースのおおよその訓練期間】

全体では、「3ヶ月」が74.7%と最も多く、次いで「6ヶ月」が44.2%、「2週間」が11.1%と続いている。



【説明・案内した方の希望する勤務形態】

全体では、「正社員」が91.8%と最も多く、次いで「パート」が41.8%、「契約社員」が33.7%と続いている。



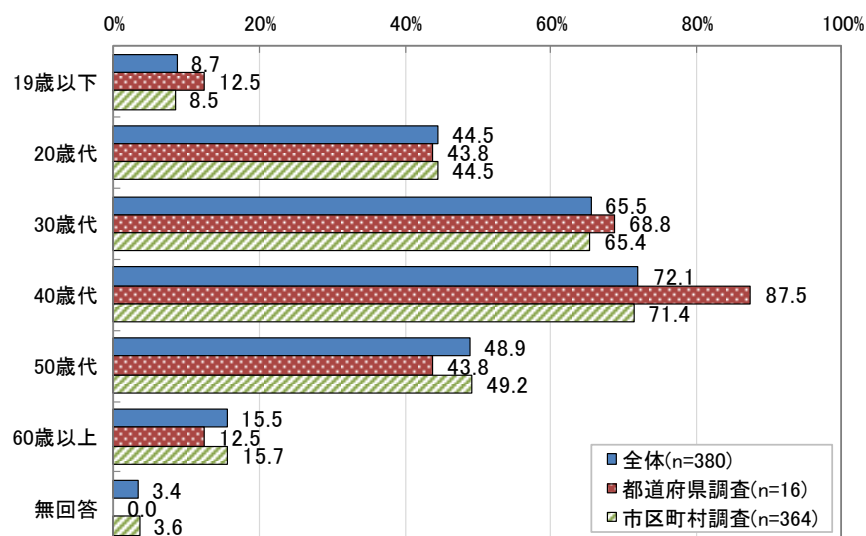
N = 8

単位：件数

その他の説明・案内した方の希望する勤務形態	回答件数
特に希望なし	3
日雇い	1
在宅就労	1
社会保険への加入	1
その他	2

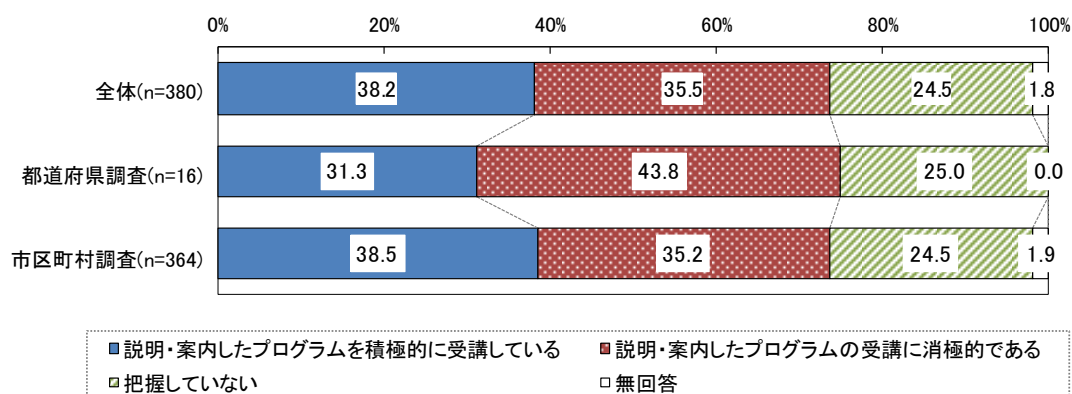
【説明・案内した支援対象者の年代】

全体では、「40 歳代」が 72.1%と最も多く、次いで「30 歳代」が 65.5%、「50 歳代」が 48.9%と続いている。



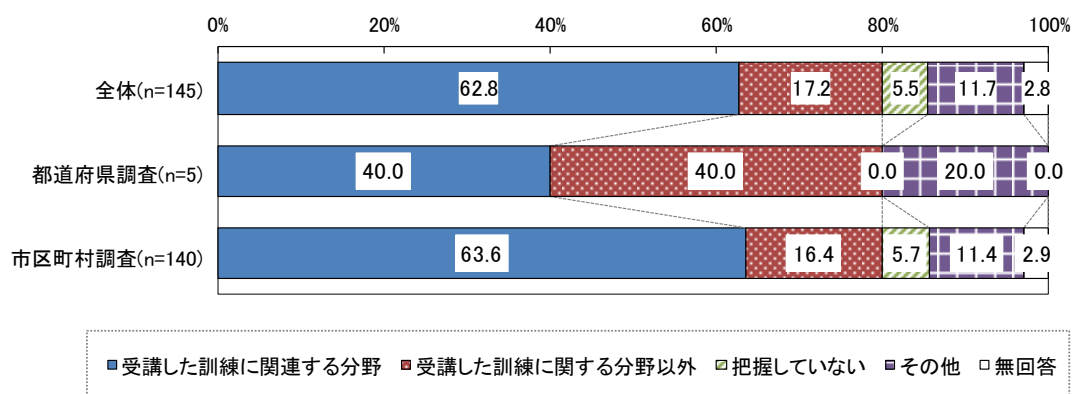
問 21-1. 説明・案内した訓練コースについて、支援対象者は積極的に受講していますか。 (いずれかを選択)

全体では、「説明・案内したプログラムを積極的に受講している」が 38.2%と最も多く、次いで「説明・案内したプログラムの受講に消極的である」が 35.5%、「把握していない」が 24.5%となっている。



問 21-2. 【問 20 で「1. 支援対象者に説明・案内したことがある」と回答した方】
説明・案内した方は主に訓練コースと関連する分野の就労に結び付いていますか。
(いずれかを選択)

全体では、「受講した訓練に関連する分野」が 62.8%と最も多く、次いで「受講した訓練に関する分野以外」が 17.2%、「把握していない」が 5.5%と続いている。



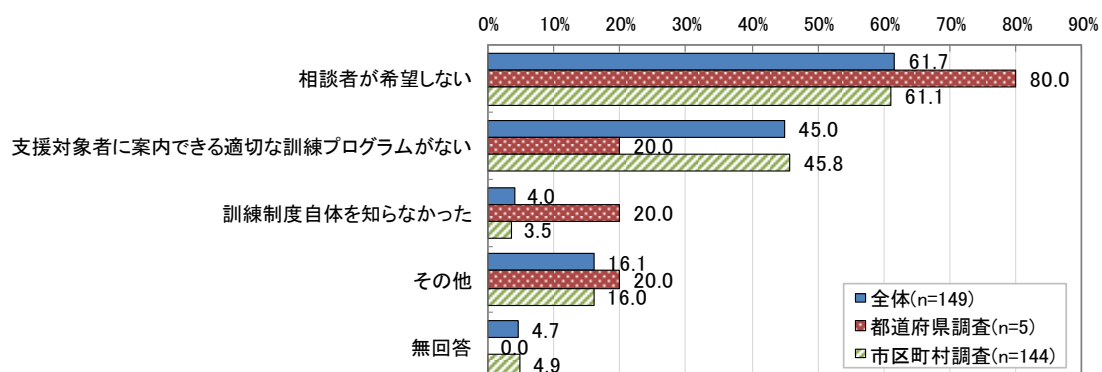
N = 21

単位：件数

その他の訓練コースと関連する分野への就労状況	回答件数
就労に結び付いていない	10
プログラム受講中	4
その他	7

問 22. 【問 20 で「2. 支援対象者に説明・案内したことはない」と回答した方】
職業訓練制度を説明・案内したことがない理由を教えてください。（複数選択）

全体では、「相談者が希望しない」が 61.7%と最も多く、次いで「支援対象者に案内できる適切な訓練プログラムがない」が 45.0%、「訓練制度自体を知らなかった」が 4.0%と続いている。



N = 27

単位：件数

その他の職業訓練制度を説明・案内したことがない理由	回答件数
ハローワークへの支援要請を行うため	9
訓練校が遠方にあるため	6
支援対象者がいない	3
生活が優先であり、職業訓練制度を利用したがない	2
対象者が課題を抱えており、職業訓練制度がなじまない	2
職業訓練制度の効果が不明	2
その他	3

問 23. 支援対象者に職業訓練制度を説明・案内する上で工夫していることや課題と感
 じることがあれば教えてください。

【職業訓練制度を説明・案内する上で工夫していること】

職業訓練制度を説明・案内する上で工夫していることは、「訓練を受けることが就職に繋がることを説明し、意欲喚起を図る」「本人の希望に合わせる」が 37 件と最も多く、次いで「給付金制度があること説明」「制度の説明をわかりやすく丁寧に行う」が 21 件、「職業訓練制度のメリットを伝える」が 15 件と続いている。

N = 193

単位：件数

職業訓練制度を説明・案内する上で工夫していること	回答件数
訓練を受けることが就職に繋がることを説明し、意欲喚起を図る	37
本人の希望に合わせる	37
給付金制度があること説明	21
制度の説明をわかりやすく丁寧に行う	21
職業訓練制度のメリットを伝える	15
ハローワークの資料を活用して説明する	14
ハローワークの担当者につなぐ	8
本人の経済状況を確認する	6
詳細はハローワークで聞くことを勧める	4
その他	13
特になし	17

【職業訓練制度を説明・案内する上で課題と感じていること】

職業訓練制度を説明・案内する上で課題と感じていることは、「訓練場所が近隣にない」が30件と最も多く、次いで「訓練コースに偏りがある、または訓練メニューが少ない」が28件、「訓練中の生活資金の確保」が26件と続いている。

N = 223

単位：件数

職業訓練制度を説明・案内する上で課題と感じていること	回答件数
訓練場所が近隣にない	30
訓練コースに偏りがある、または訓練メニューが少ない	28
訓練中の生活資金の確保	26
支援員が職業訓練制度を理解していないため、説明ができない	24
対象者が希望する時期と合わない	13
本人の意欲不足	12
職業訓練を完了することができるかに対する疑問	10
本人の障がい特性等	9
受講者に出費が伴うこと	9
給付金・失業手当が出せなくなる、遅くなる	8
制度自体が利用しづらい	8
就労に結びつかない	6
受講に結びつかない	6
早期就労の希望	4
給付金目当て	2
その他	9
特になし	19

問 24～29 は問 9 で「3. 認定就労訓練事業」と回答した方のみへの設問となります

問 24. 過去 3 年間の認定就労訓練事業の利用者数を教えてください。

【1. R02 年度】

回答のあった令和 2 年度の認定就労訓練事業の総利用者数は 213 人であった。

利用者数について、「0 人」が 55.5%と最も多く、次いで「1 人」が 13.9%、「2 人」が 11.7%と続いている。

利用者数	件数	割合
0人	76	55.5
1人	19	13.9
2人	16	11.7
3人	7	5.1
4人	5	3.6
5人	4	2.9
6～9人	5	3.6
10～19人	4	2.9
20人以上	1	0.7
合計	137	100.0

【2. H31 年度】

回答のあった平成 31 年度の認定就労訓練事業の総利用者数は 269 人であった。

利用者数について、「0 人」が 54.0%と最も多く、次いで「1 人」が 12.4%、「2 人」が 10.9%と続いている。

利用者数	件数	割合
0人	74	54.0
1人	17	12.4
2人	15	10.9
3人	9	6.6
4人	3	2.2
5人	3	2.2
6～9人	10	7.3
10～19人	5	3.6
20人以上	1	0.7
合計	137	100.0

【3. H30 年度】

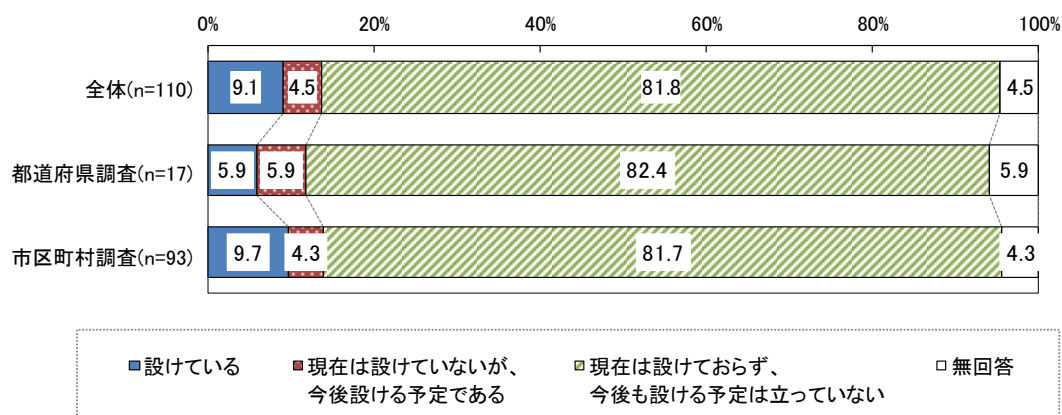
回答のあった平成 30 年度の認定就労訓練事業の総利用者数は 248 人であった。

利用者数について、「0 人」が 56.0%と最も多く、次いで「1 人」が 11.2%、「2 人」が 10.4%と続いている。

利用者数	件数	割合
0人	75	56.0
1人	15	11.2
2人	14	10.4
3人	12	9.0
4人	4	3.0
5人	2	1.5
6～9人	8	6.0
10～19人	2	1.5
20人以上	2	1.5
合計	134	100.0

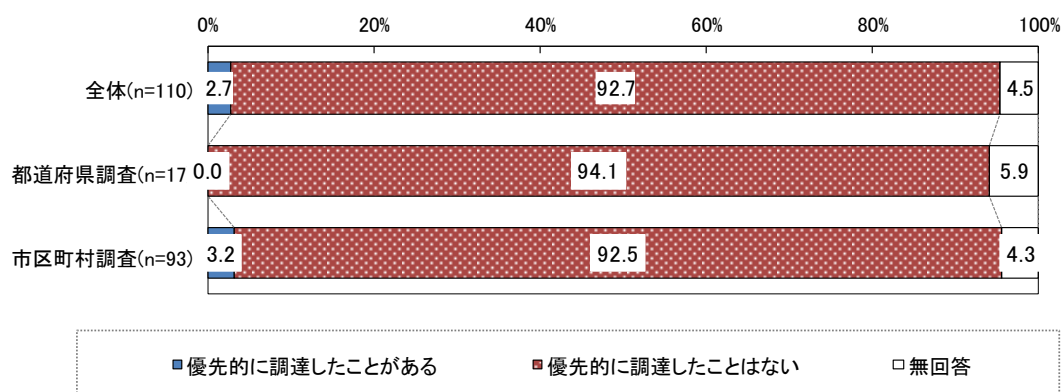
問 25. 認定就労訓練事業所の優先発注基準を設けていますか。(いずれかを選択)

全体では、「現在は設けておらず、今後も設ける予定は立っていない」が 81.8%と最も多く、次いで「設けている」が 9.1%、「現在は設けていないが、今後設ける予定である」が 4.5%となっている。



問 26. これまで、認定就労訓練事業所から優先的に調達したことはありますか。(いずれかを選択)

全体では、「優先的に調達したことはない」が 92.7%と最も多く、次いで「優先的に調達したことがある」が 2.7%となっている。



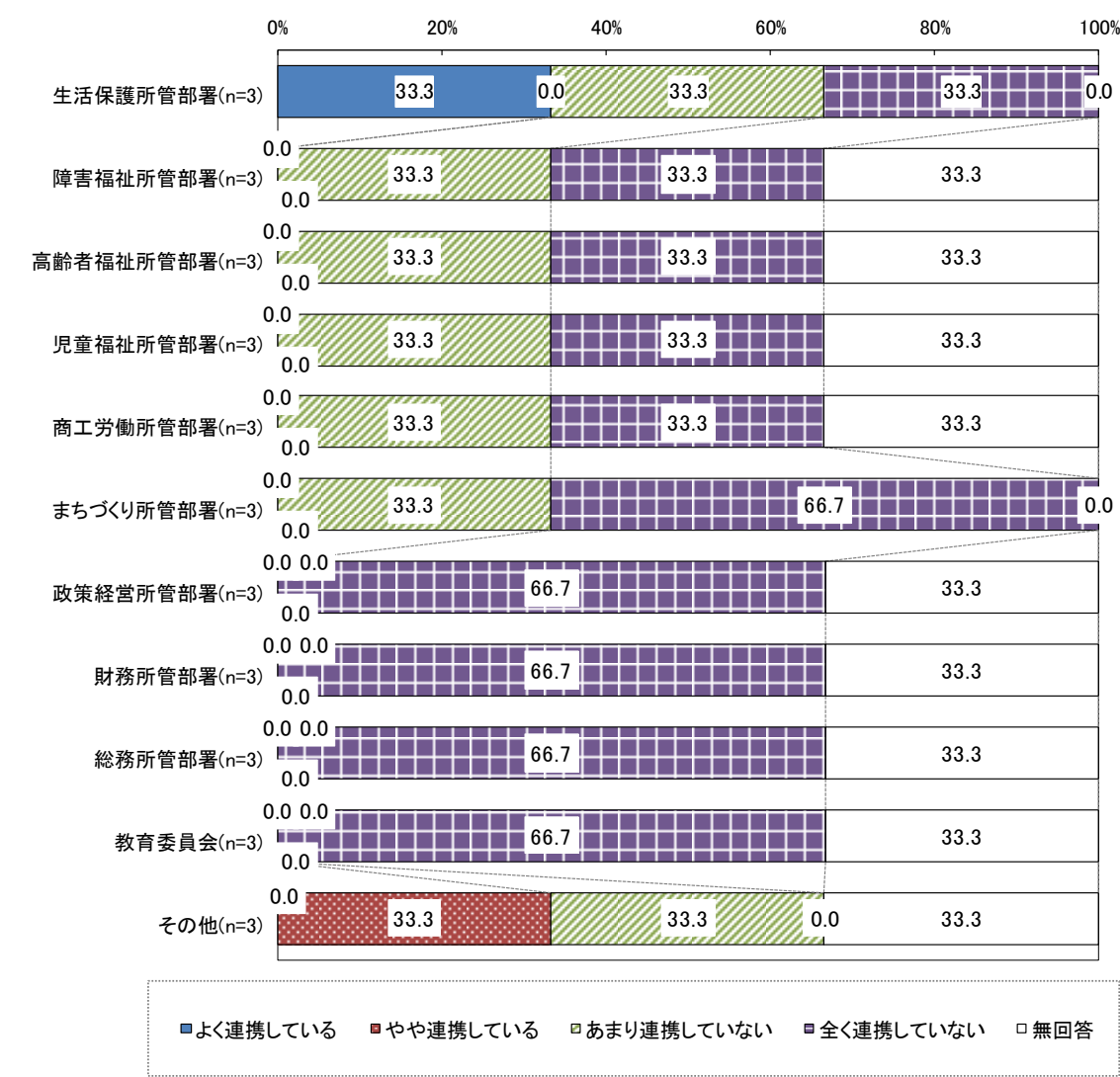
問 27. 優先発注に関する事務手続きや調整業務、事業所への広報等について、庁内他部局との連携状況について教えてください。（それぞれの項目についていずれかを選択）

・ 全体

※回答数が少ないため、参考とする

連携している（「よく連携している」＋「やや連携している」）割合が最も多い庁内他部局は「生活保護所管部署」 33.3%（33.3%＋0.0%）となっている。

連携していない（「あまり連携していない」＋「全く連携していない」）割合が最も多い庁内他部局は「まちづくり所管部署」 100.0%（33.3%＋66.7%）で、他庁内他部局においても 6 割以上が連携していない。



N = 2

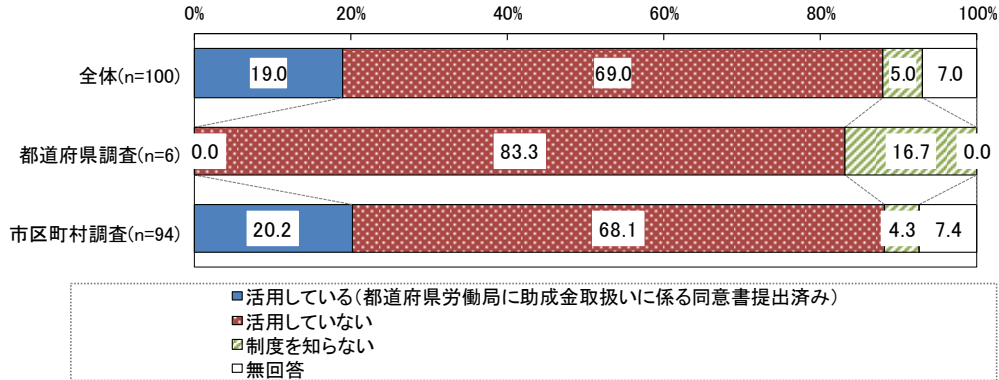
単位：件数

その他の優先発注に関する庁内他部局との連携状況	回答件数
公衆トイレ、市営墓地所管部署	1
地域福祉所管部署	1

問 28. 下記のハローワーク等が取り扱う支援策の活用状況について教えてください。（それぞれいずれかを選択）

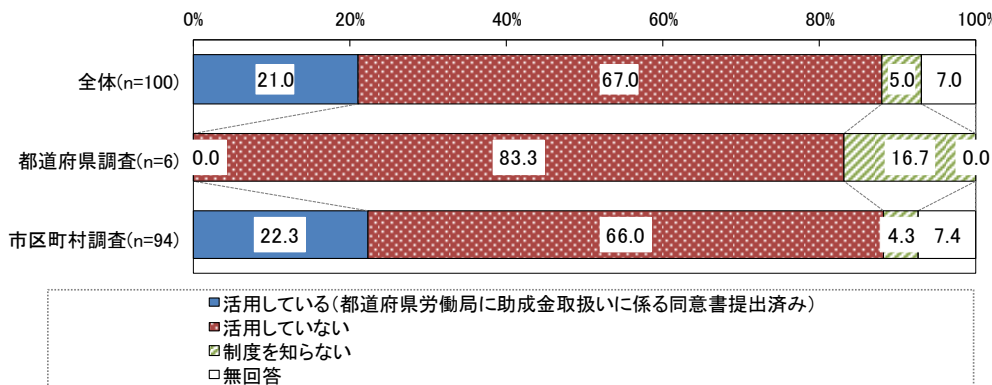
【1. トライアル雇用助成金】

全体では、「活用していない」が 69.0%と最も多く、次いで「活用している（都道府県労働局に助成金取扱いに係る同意書提出済み）」が 19.0%、「制度を知らない」が 5.0%となっている。



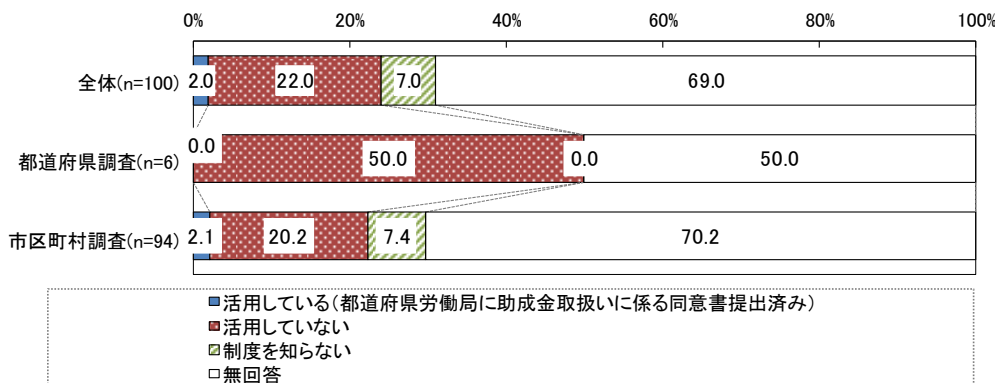
【2. 特定求職者雇用開発助成金】

全体では、「活用していない」が 67.0%と最も多く、次いで「活用している（都道府県労働局に助成金取扱いに係る同意書提出済み）」が 21.0%、「制度を知らない」が 5.0%となっている。



【3. その他】

全体では、「活用していない」が 22.0%と最も多く、次いで「制度を知らない」が 7.0%、「活用している（都道府県労働局に助成金取扱いに係る同意書提出済み）」が 2.0%となっている。



N = 1

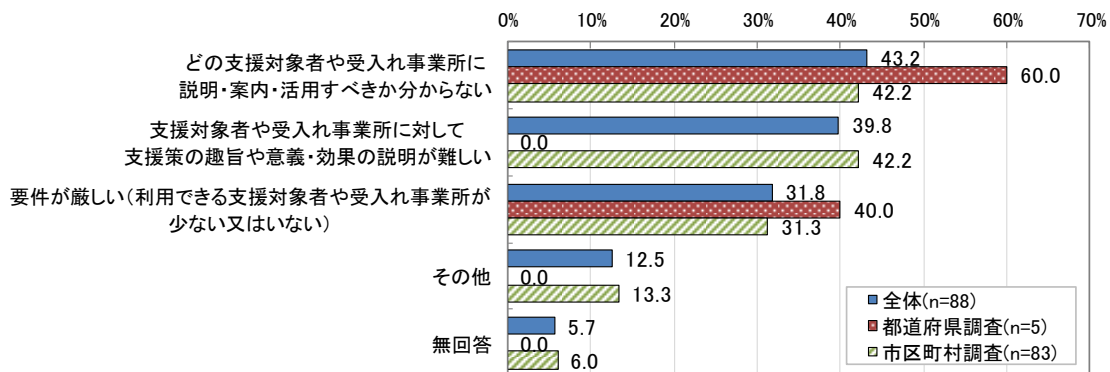
単位：件数

その他のハローワーク等が取り扱う支援策の活用状況	回答件数
再就職手当	1

問 29. 【問 28 で「1. 活用している」「2. 活用していない」と回答した方】
 支援策の説明・案内にあたり課題と感ずること、あるいは活用していない理由について教えてください。（それぞれの項目についてあてはまるものすべてに○）

【支援策 1. トライアル雇用助成】

全体では、「どの支援対象者や受入れ事業所に説明・案内・活用すべきか分からない」が 43.2%と最も多く、次いで「支援対象者や受入れ事業所に対して支援策の趣旨や意義・効果の説明が難しい」が 39.8%、「要件が厳しい（利用できる支援対象者や受入れ事業所が少ない又ははない）」が 31.8%と続いている。



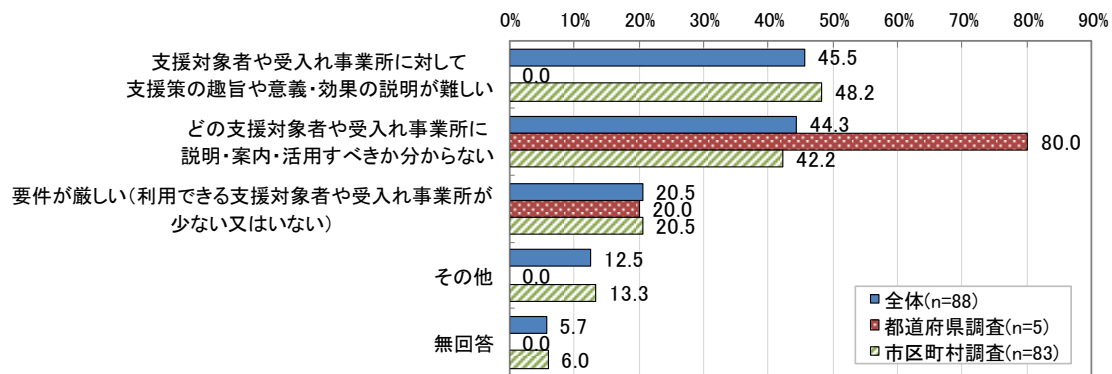
N = 15

単位：件数

その他のトライアル雇用助成金の説明・案内にあたり課題と感ずていること	回答件数
対象者が少ない・いない	6
ハローワークが説明をしているため把握していない	3
特に課題はない	3
活用を想定していない	2
その他	1

【支援策 2. 特定求職者雇用開発助成金】

全体では、「支援対象者や受入れ事業所に対して支援策の趣旨や意義・効果の説明が難しい」が 45.5%と最も多く、次いで「どの支援対象者や受入れ事業所に説明・案内・活用すべきか分からない」が 44.3%、「要件が厳しい（利用できる支援対象者や受入れ事業所が少ない又ははない）」が 20.5%と続いている。



N = 8

単位：件数

特定求職者雇用開発助成金の要件が厳しい具体的な理由	回答件数
対象者が少ない・いない	5
受入れ事業者が少ない・いない	1
特に課題はない	1
その他	1

N = 12

単位：件数

その他の特定求職者雇用開発助成金の説明・案内にあたり課題と感じていること	回答件数
ハローワークが説明をしているため把握していない	3
対象者が少ない・いない	3
特に課題はない	3
活用を想定していない	2
その他	1

【支援策 3. その他】

その他の支援策について回答は 0 件だった。

問 30 は問 9 で「7. 無料職業紹介事業」を選択していない方への設問となります

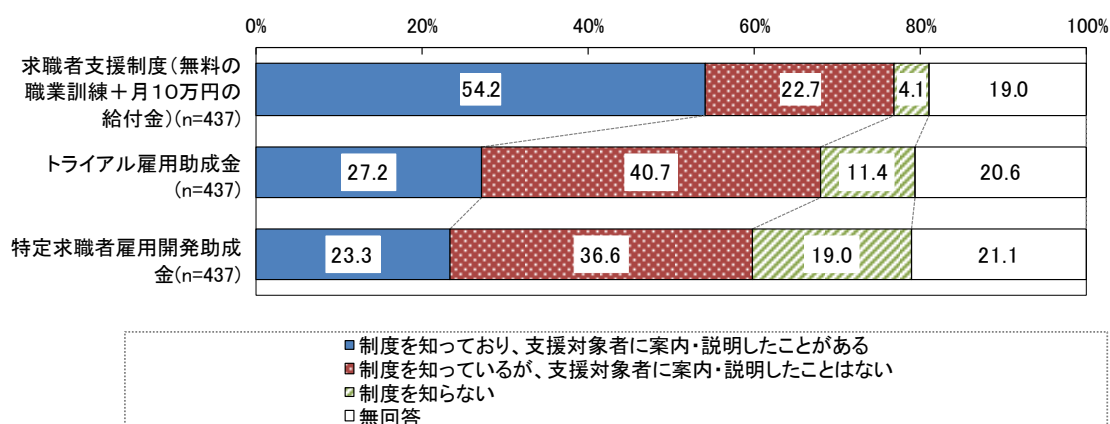
問 30. 下記のハローワーク等が取り扱う支援策について知っていますか。または案内・説明をしたことがあるか教えてください。（それぞれいずれかを選択）

【ハローワーク等が取り扱う支援策についての認知、案内・説明の有無】

・全体

「制度を知っており、支援対象者に案内・説明したことがある」の割合が最も多かったのは「求職者支援制度（無料の職業訓練＋月10万円の給付金）」となっている。

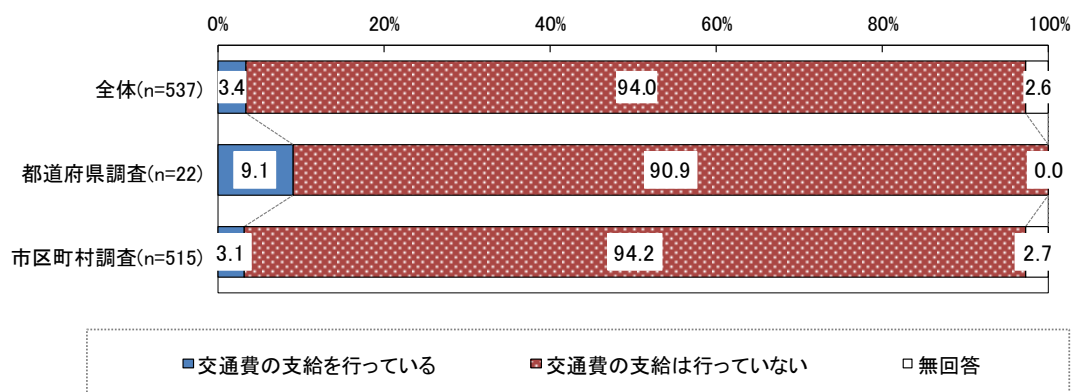
「トライアル雇用助成金」「特定求職者雇用開発助成金」においては「制度を知っているが、支援対象者に案内・説明したことはない」が最も多く、次いで「制度を知っており、支援対象者に案内・説明したことがある」と続いている。



問 31～35 はすべての方への設問となっています

問 31. 支援対象者の就労体験時等に交通費の支給を行っていますか。（いずれかを選択）

全体では、「交通費の支給は行っていない」が94.0%と最も多く、次いで「交通費の支給を行っている」が3.4%となっている。

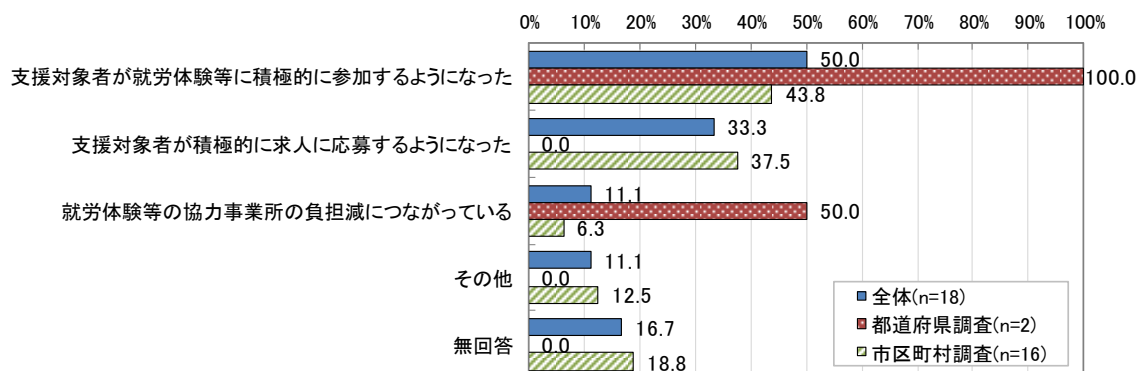


問 32. 【問 31 で「1. 交通費の支給を行っている」と回答した方】
交通費の支給方法について教えてください。

財源	支給方法
CAFE 売上金	本人の口座に振込
事業費から支出	公用車での送迎
市単独財源	振り込み
国・県・市の財源 (生活保護扶助費)	後日、振込にて支給
就労支援事業者の運営費として	職員が切符を立替払い
生活保護扶助費 (法内の生活移送費)	「福祉事務所の指示・指導により求職活動に熱心に取り組んでいると福祉事務所長が認めた場合」に限り、生活扶助の一時扶助として本人払いにより支給
扶助費	本人口座への直接振り込み
緊急援助費	最も安価な移動方法を調べ現金で手渡し
共同募金	面接会場までの実費を本人へ直接渡す
委託費の中から就労体験として予算取り	体験先から本人へ直接支給
—	追給
県費	実際にかかった費用
県社会福祉協議会	現金支給
みえ福祉の「わ」創造事業	立替清算
みえ福祉の「わ」創造事業	現金
共同募金	交通系 IC カードによる支給
市単独財源	事業への参加に伴い要した交通費を 1 月を単位として決定し本人へ支払う。
県の補助金	現時点で支給実績はないが、対象者には月締めで口座または現金で支給予定
一般財源	報償費 1 日 1000 円

問 33. 【問 31 で「1. 交通費の支給を行っている」と回答した方】
交通費の支給によるメリット等がありますか。(複数回答)

全体では、「支援対象者が就労体験等に積極的に参加するようになった」が 50.0%と最も多く、次いで「支援対象者が積極的に求人に応募するようになった」が 33.3%、「就労体験等の協力事業所の負担減につながっている」が 11.1%と続いている。



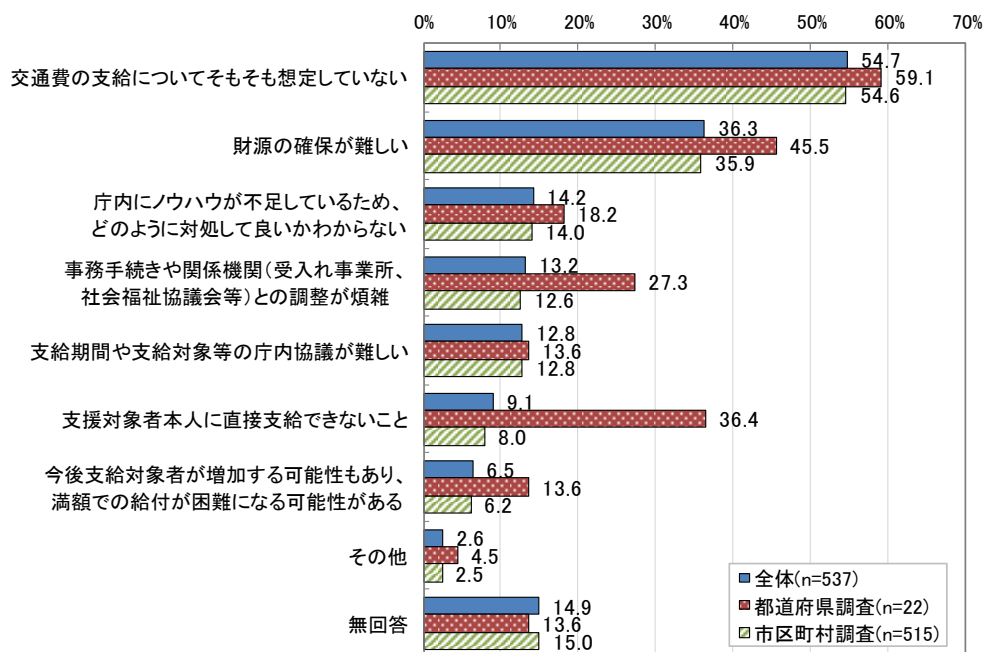
N = 4

単位：件数

その他の交通費の支給によるメリット等	回答件数
就労につながる	1
支援対象者のモチベーションアップ	1
支援対象者の負担減	1
実績がないのでメリットはわからない	1

問 34. 交通費の支給に対して課題等がありますか。（複数回答）

全体では、「交通費の支給についてそもそも想定していない」が 54.7%と最も多く、次いで「財源の確保が難しい」が 36.3%、「庁内にノウハウが不足しているため、どのように対処して良いかわからない」が 14.2%と続いている。



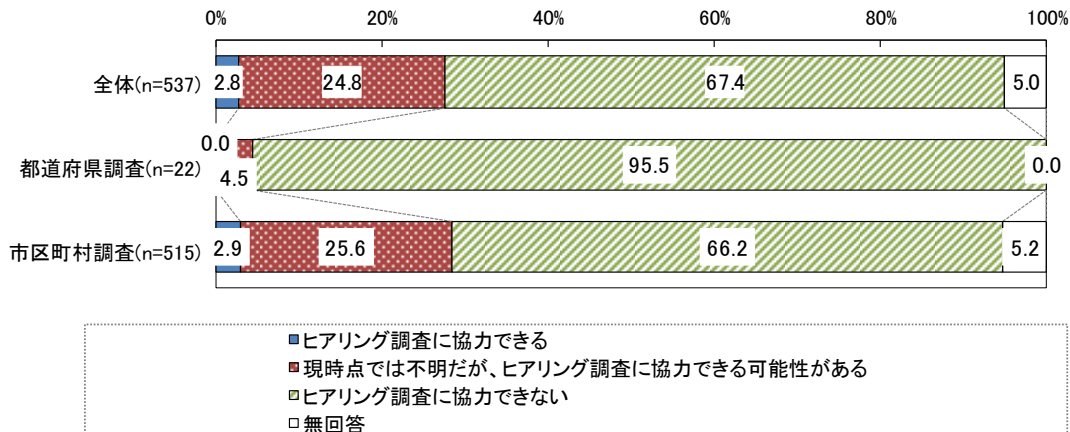
N = 15

単位：件数

その他の交通費の支給に対する課題等	回答件数
実績がなく不明である	6
用途目的以外で利用される可能性がある	3
就労準備支援員や社会福祉協議会などが送迎している	2
特になし	1
その他	3

問 35. 本事業では、ハローワークや一体的実施施設（自治体庁舎内等のハローワーク窓口）において実施している、生活保護受給者等就労自立促進事業との連携に対する好事例の把握のためのヒアリング調査（対面またはオンライン）を10月以降で予定しております。ご協力いただける方は次の選択肢からいずれか選択してください。

全体では、「ヒアリング調査に協力できない」が67.4%と最も多く、次いで「現時点では不明だが、ヒアリング調査に協力できる可能性がある」が24.8%、「ヒアリング調査に協力できる」が2.8%となっている。

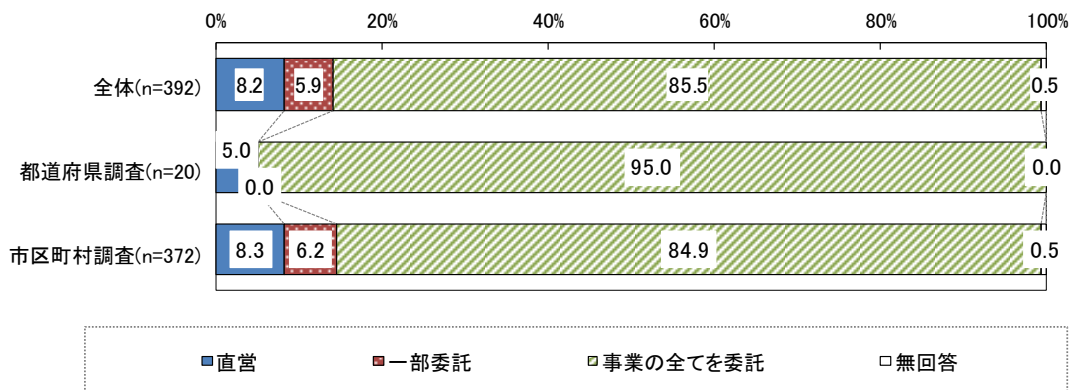


③ 就労準備支援事業について

問 36～53 は問 9 で「2. 就労準備支援事業」と回答された方への設問となっています

問 36. 就労準備支援事業の実施体制について教えてください。（いずれかを選択）

全体では、「事業の全てを委託」が85.5%と最も多く、次いで「直営」が8.2%、「一部委託」が5.9%となっている。



問 37. 【問 36 で「1. 直営」と回答した方】実施する職員数を教えてください。

【1. 常勤（人）】

全体では、常勤職員について「1 人」が 50.9%と最も多く、次いで「2 人」が 19.3%、「0 人」が 17.5%と続いている。

うち、専従職員については、「0 人」が 48.8%と最も多く、次いで「1 人」が 44.2%、「2 人」「3 人」「5 人」が 2.3%と続いている。

兼務職員については、「2 人」が 37.5%と最も多く、次いで「1 人」が 33.3%、「4 人」が 16.7%と続いている。

常勤	件数	割合
0人	10	17.5
1人	29	50.9
2人	11	19.3
3人	3	5.3
4人	3	5.3
5人	1	1.8
合計	57	100.0

うち、専従	件数	割合
0人	21	48.8
1人	19	44.2
2人	1	2.3
3人	1	2.3
4人	0	0.0
5人	1	2.3
合計	43	100.0

兼務	件数	割合
0人	0	0.0
1人	16	33.3
2人	18	37.5
3人	6	12.5
4人	8	16.7
5人	0	0.0
合計	48	100.0

【2. 非常勤（人）】

全体では、非常勤職員について「0 人」が 45.5%と最も多く、次いで「1 人」が 40.9%、「2 人」が 9.1%と続いている。

うち、専従職員については、「0 人」が 72.2%と最も多く、次いで「1 人」が 22.2%、「2 人」が 5.6%と続いている。

兼務職員については、「1 人」が 45.5%と最も多く、次いで「5 人」が 22.7%、「2 人」が 18.2%と続いている。

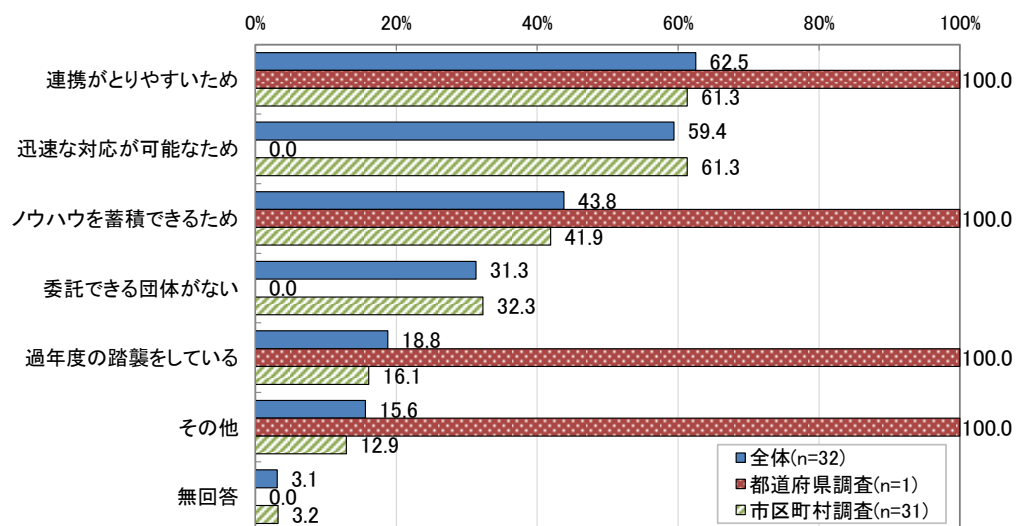
非常勤	件数	割合
0人	20	45.5
1人	18	40.9
2人	4	9.1
3人	1	2.3
4人	0	0.0
5人	1	2.3
合計	44	100.0

うち、専従	件数	割合
0人	26	72.2
1人	8	22.2
2人	2	5.6
3人	0	0.0
4人	0	0.0
5人	0	0.0
合計	36	100.0

兼務	件数	割合
0人	0	0.0
1人	10	45.5
2人	4	18.2
3人	3	13.6
4人	0	0.0
5人	5	22.7
合計	22	100.0

問 38. 【問 36 で「1. 直営」と回答した方】
直営で実施する理由を教えてください。（複数選択）

全体では、「連携がとりやすいため」が 62.5%と最も多く、次いで「迅速な対応が可能なため」が 59.4%、「ノウハウを蓄積できるため」が 43.8%と続いている。



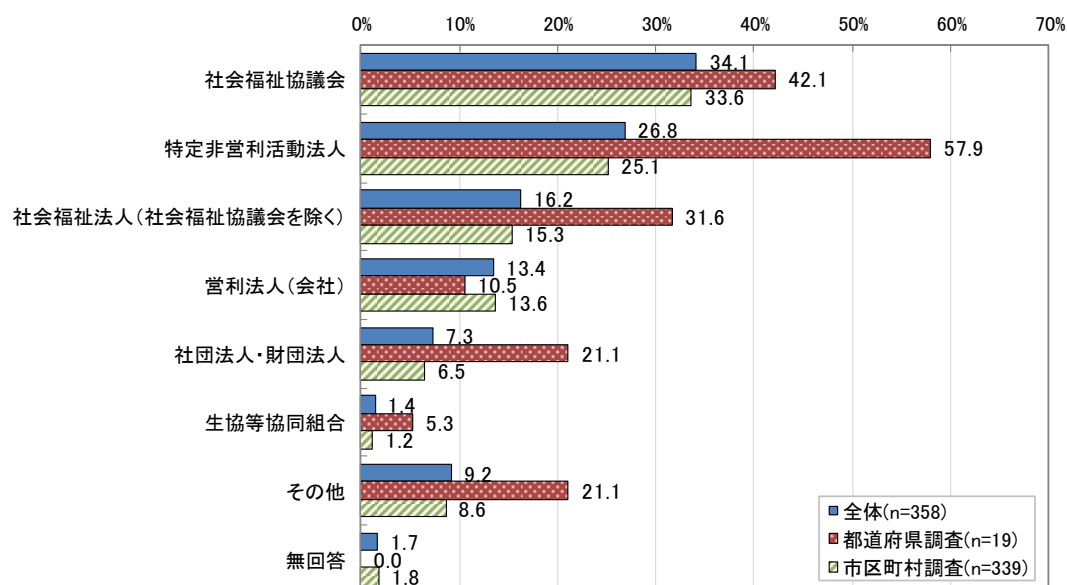
N = 5

単位：件数

その他の直営で実施する理由	回答件数
人材を確保できていたため	1
委託するほどの業務量がない	1
広域就労準備支援事業に参入しながら実施	1
事業初年度のため委託先を含め検討中	1
ノウハウを蓄積しているため	1

問 39. 【問 36 で「2. 一部委託」「3. 事業の全てを委託」と回答した方】
委託先の法人形態を教えてください。（複数選択）

全体では、「社会福祉協議会」が 34.1%と最も多く、次いで「特定非営利活動法人」が 26.8%、「社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）」が 16.2%と続いている。



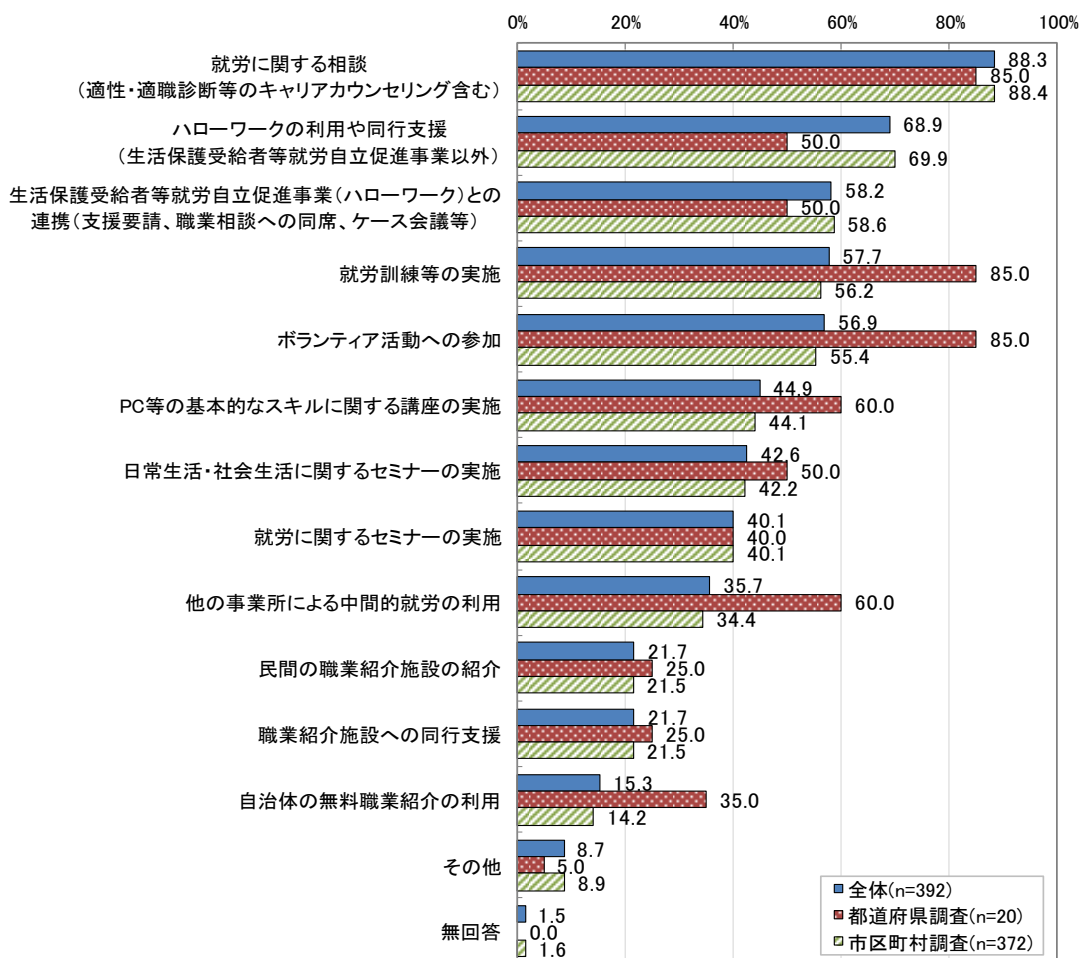
N = 41

単位：件数

その他の委託先の法人形態	回答件数
企業組合	15
有限責任事業組合大阪職業教育協働機構	5
民間企業	4
共同事業体	4
自治体	3
職業訓練法人	2
NPO 法人	2
その他	6

問 40. 就労支援の実施内容を教えてください。（複数選択）

全体では、「就労に関する相談（適性・適職診断等のキャリアカウンセリング含む）」が 88.3%と最も多く、次いで「ハローワークの利用や同行支援（生活保護受給者等就労自立促進事業以外）」が 68.9%、「生活保護受給者等就労自立促進事業（ハローワーク）との連携（支援要請、職業相談への同席、ケース会議等）」が 58.2%と続いている。



N = 38

単位：件数

その他の就労準備支援の実施内容	回答件数
職場体験	9
職業紹介	8
他支援事業へのつなぎ	5
コミュニケーション練習	3
居場所支援	3
履歴書作成支援	2
面接同行	2
ケース対応	2
その他	4

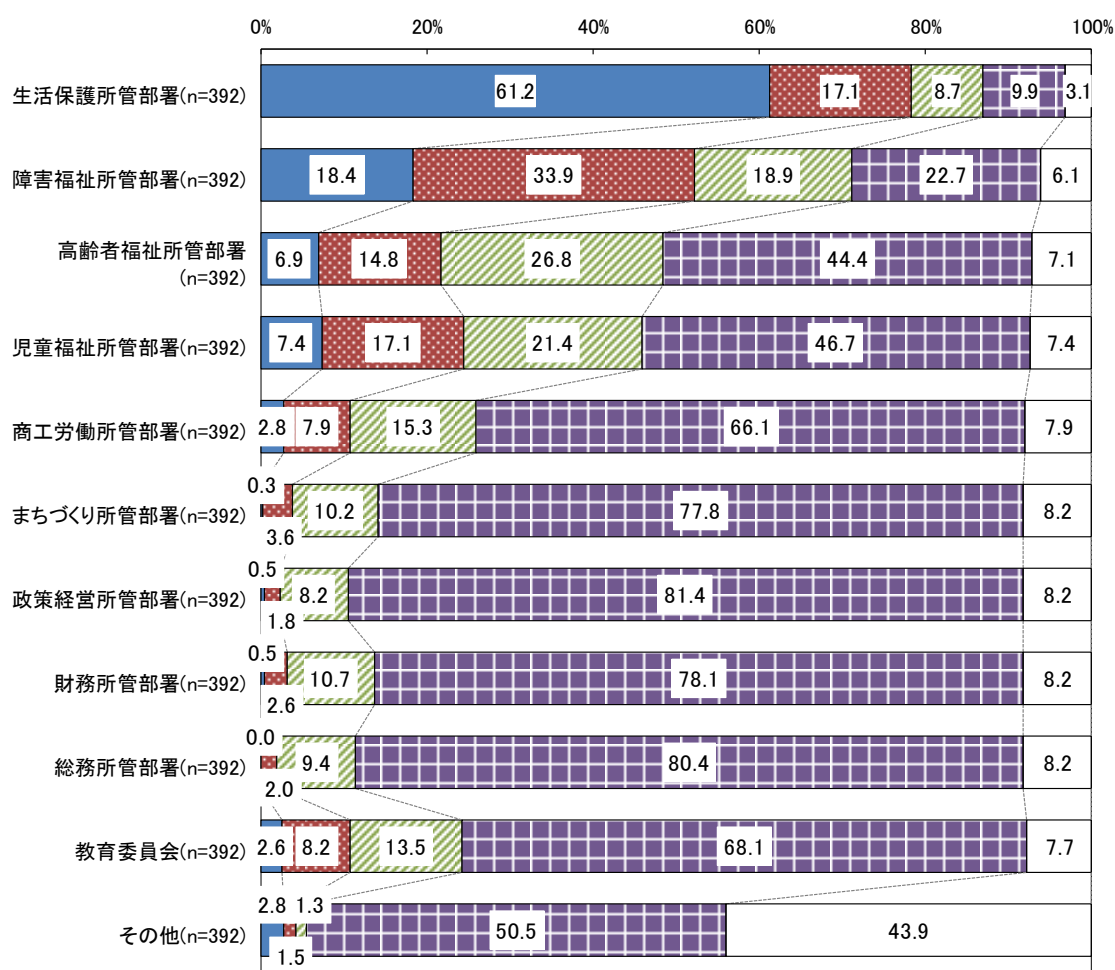
問 41. 就労準備支援事業を実施するにあたり、個別支援において連携している庁内の部署との連携度合、頻度、具体的な取組みについて教えてください。回答は個別支援ケースにて平均的な頻度等を回答してください。

■連携度合（いずれかを選択）

・全体

連携している（「よく連携している」＋「やや連携している」）割合が最も多い庁内部署は「生活保護所管部署」78.3%（61.2%＋17.1%）で、次いで「障害福祉所管部署」52.3%（18.4%＋33.9%）、「児童福祉所管部署」24.5%（7.4%＋17.1%）と続いている。

連携していない（「あまり連携していない」＋「全く連携していない」）割合が最も多い庁内部署は「総務所管部署」89.8%（9.4%＋80.4%）で、次いで「政策経営所管部署」89.6%（8.2%＋81.4%）、「財務所管部署」88.8%（10.7%＋78.1%）と続いている。



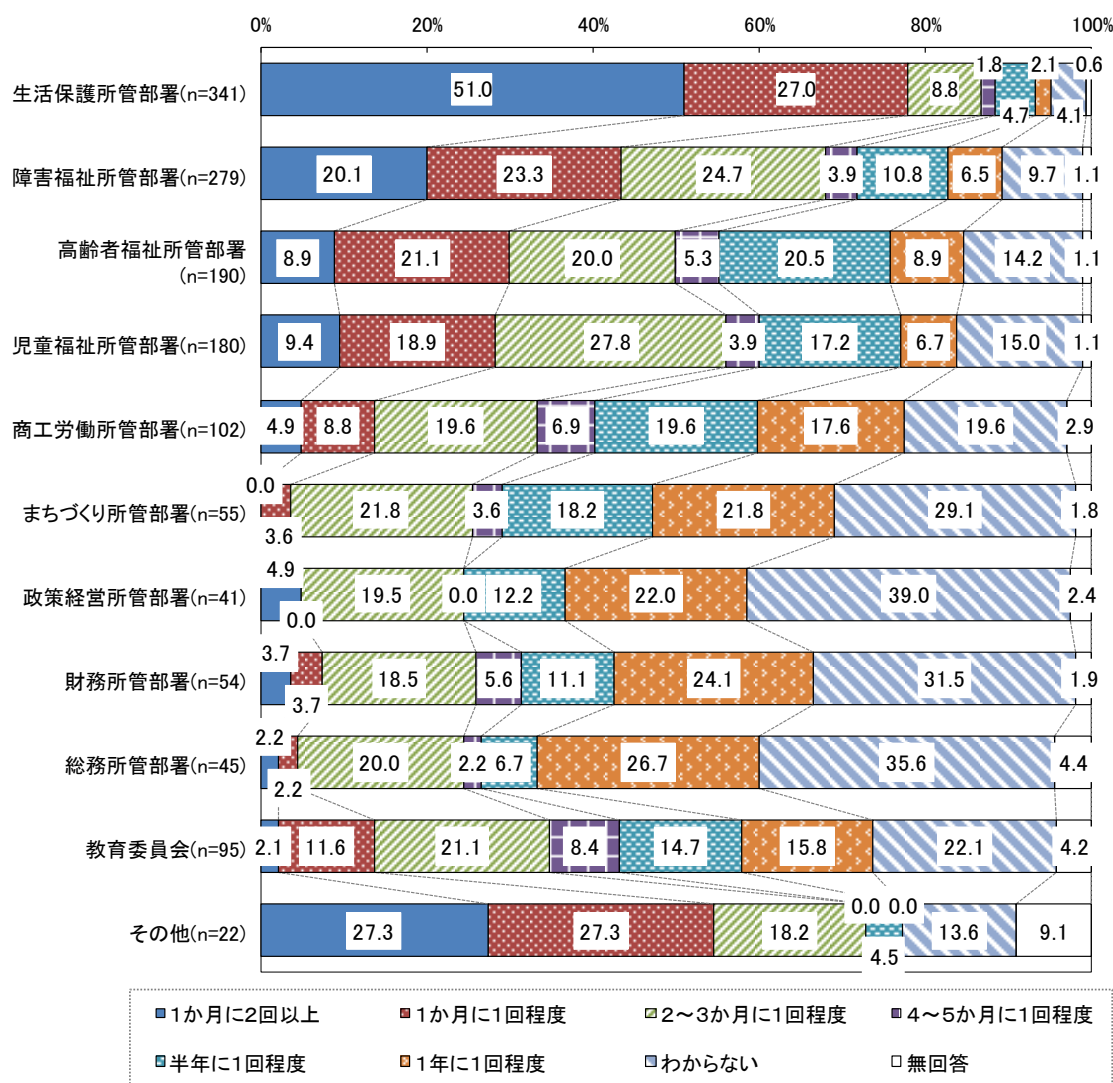
■よく連携している ■やや連携している ■あまり連携していない ■全く連携していない □無回答

■頻度（いずれかを選択）

・全体

連携頻度の高い（「1か月に2回以上」＋「1か月に1回程度」）割合が最も多いのは「生活保護所管部署」78.0%（51.0%＋27.0%）で、次いで「障害福祉所管部署」43.4%（20.1%＋23.3%）、「高齢者福祉所管部署」30.0%（8.9%＋21.1%）と続いている。

連携頻度の低い（「1年に1回程度」）割合が最も多いのは「総務所管部署」26.7%で、次いで「財務所管部署」24.1%、「政策経営所管部署」22.0%と続いている。



その他の就労準備支援事業において連携している庁内の部署	回答件数
福祉所管部署	10
福祉部門以外の部署	6
ひきこもり所管部署	2
委託事業者	2

■具体的な取組み（複数選択）

・全体

最も取組まれている内容としては「情報交換」で、全部署において5割以上行われている。次いで「協議会等の会議の開催」、「普及啓発活動」と続いている。

	調査数	情報交換	普及啓発活動	セミナーの共同開催	協議会等の会議の開催	その他	無回答
生活保護所管部署	341	95.0	22.3	7.3	31.7	4.1	3.5
障害福祉所管部署	279	90.3	10.0	1.8	16.8	5.0	6.1
高齢者福祉所管部署	190	83.2	7.9	0.5	14.7	1.1	13.7
児童福祉所管部署	180	81.1	8.3	0.0	16.7	1.1	15.6
商工労働所管部署	102	70.6	16.7	3.9	12.7	3.9	21.6
まちづくり所管部署	55	63.6	10.9	0.0	1.8	0.0	29.1
政策経営所管部署	41	58.5	4.9	0.0	4.9	0.0	34.1
財務所管部署	54	57.4	3.7	0.0	5.6	1.9	38.9
総務所管部署	45	51.1	4.4	2.2	2.2	2.2	42.2
教育委員会	95	70.5	9.5	2.1	14.7	1.1	24.2
その他	22	68.2	18.2	4.5	31.8	9.1	18.2

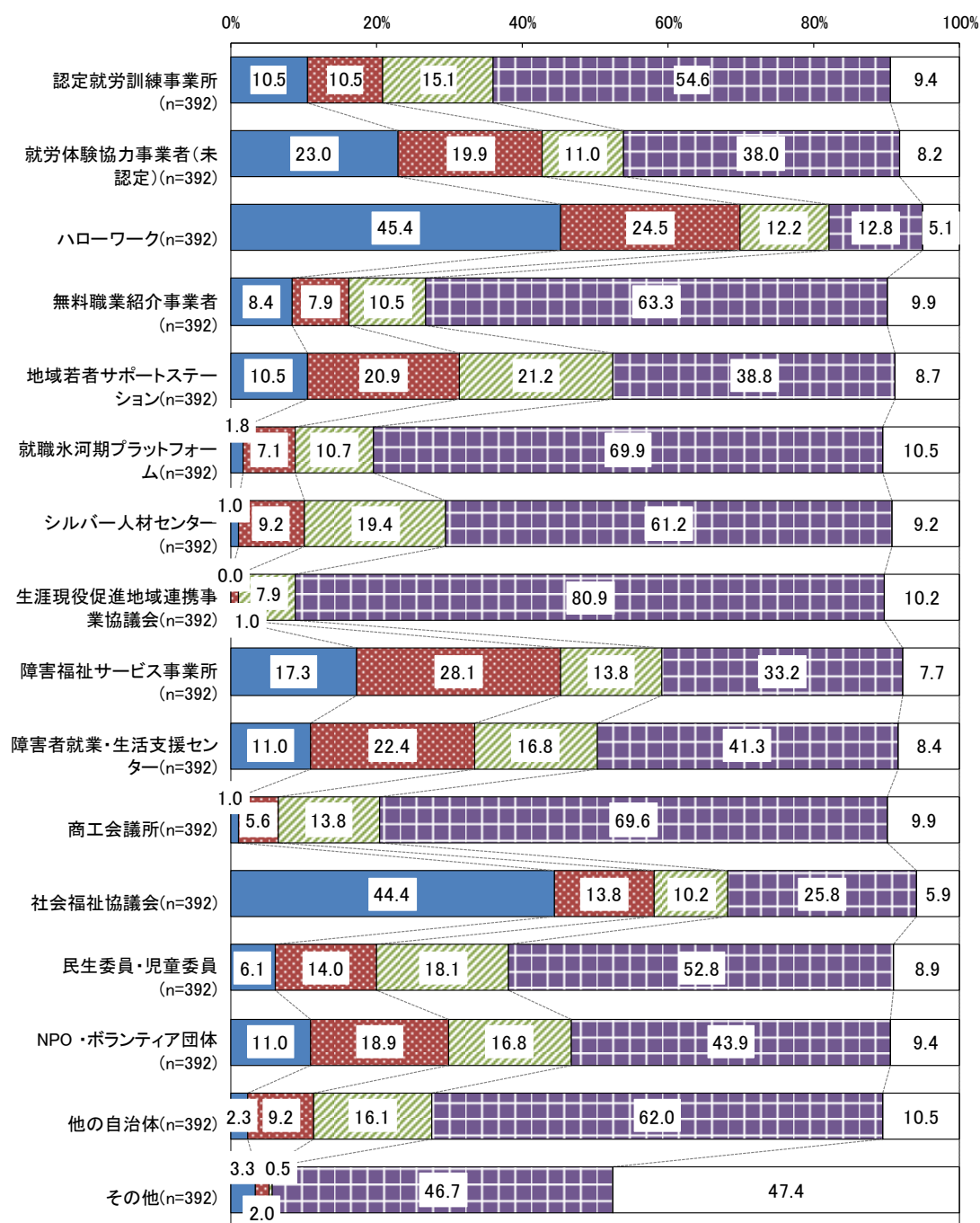
問 42. 就労準備支援事業を実施するにあたり、連携している庁外の機関との連携度合、頻度、具体的な取組みについて教えてください。

■連携度合（いずれかを選択）

・全体

連携している（「よく連携している」＋「やや連携している」）割合が最も多い庁外の機関は「ハローワーク」69.9%（45.4%＋24.5%）で、次いで「社会福祉協議会」58.2%（44.4%＋13.8%）となっている。

連携していない（「あまり連携していない」＋「全く連携していない」）割合が最も多い庁外の機関は「生涯現役促進地域連携事業協議会」88.8%（7.9%＋80.9%）で、次いで「商工会議所」83.4%（13.8%＋69.6%）、「就職氷河期プラットフォーム」80.6%（10.7%＋69.9%）、「シルバー人材センター」80.6%（19.4%＋61.2%）と続いている。



■よく連携している ■やや連携している ■あまり連携していない ■全く連携していない □無回答

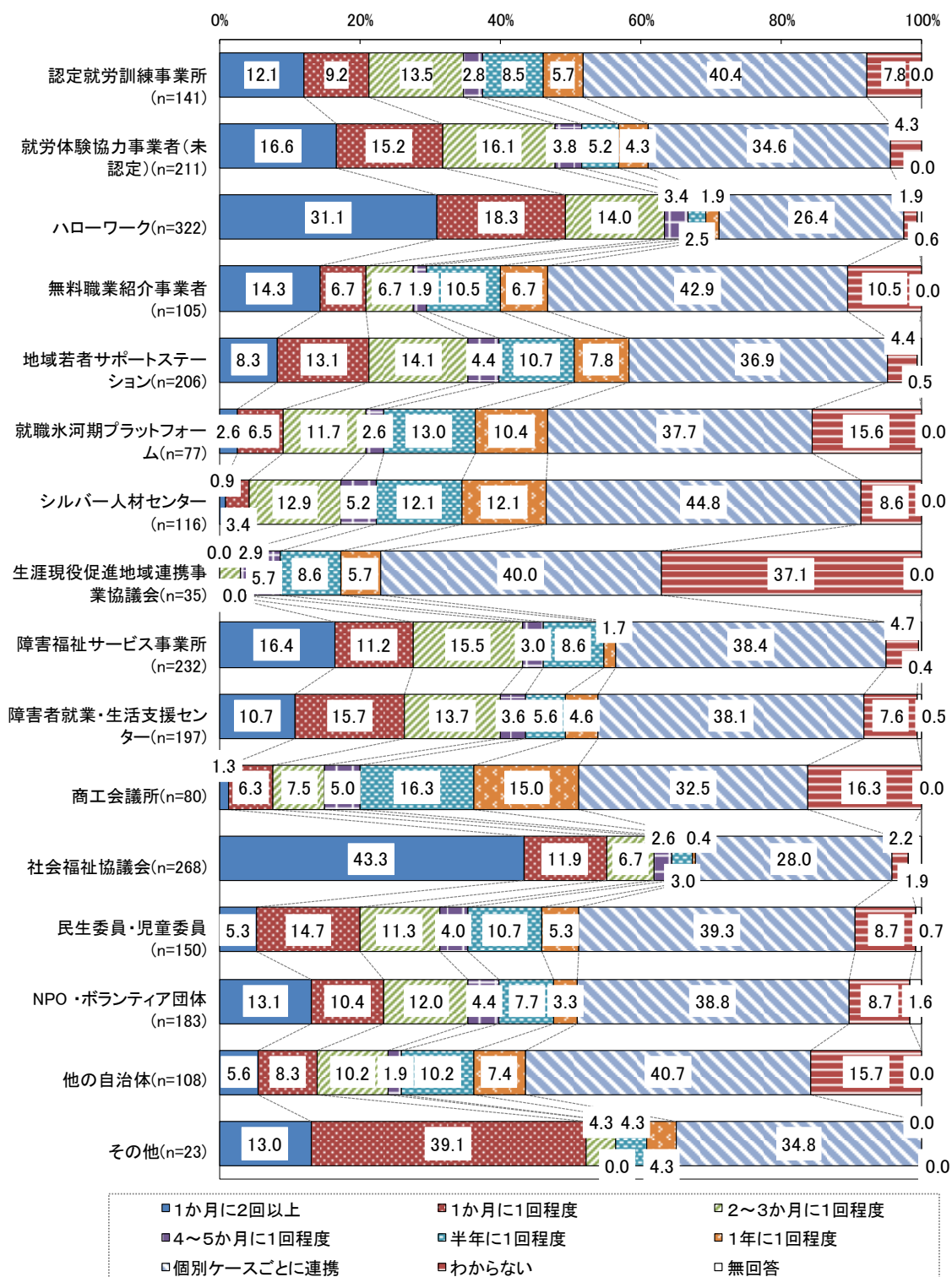
■頻度（いずれかを選択）

・全体

連携頻度の高い（「1 か月に2回以上」＋「1 か月に1回程度」）割合が最も多いのは「社会福祉協議会」55.2%（43.3%＋11.9%）で、次いで「ハローワーク」49.4%（31.1%＋18.3%）となっている。

連携頻度の低い（「1 年に1回程度」）割合が最も多いのは「商工会議所」15.0%で、次いで「シルバー人材センター」12.1%、「就職氷河期プラットフォーム」10.4%と続いている。

また、いずれの庁外機関においても「個別ケースごとに連携」している割合が25.0%を超えており、特に連携頻度が2番目に低かった「シルバー人材センター」において44.8%と最も高い割合を示している。



その他の就労準備支援事業において連携している庁外の部署	回答件数
社会福祉法人	4
医療機関	4
委託事業者	3
ひきこもり地域支援センター	2
その他	7

■具体的な取組み（複数選択）

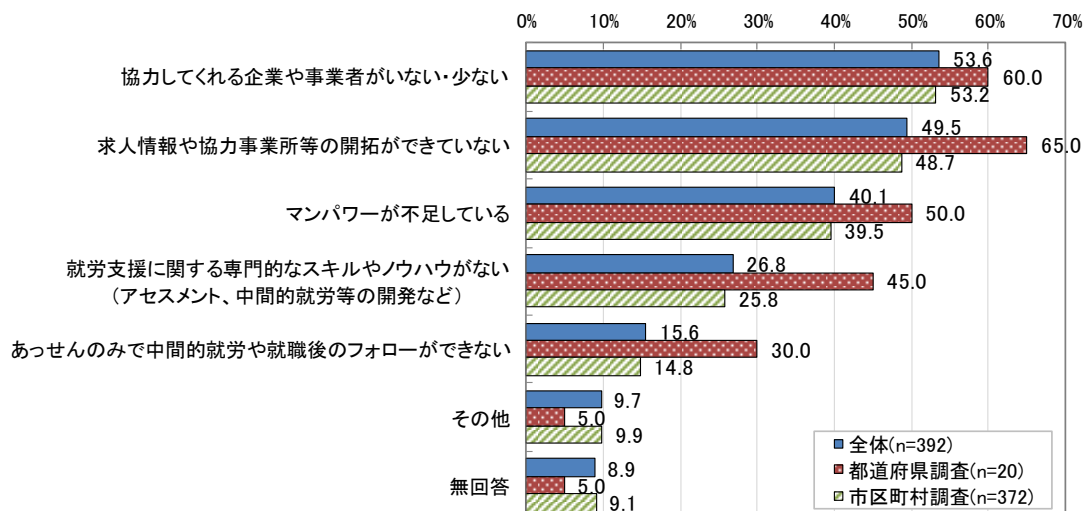
・全体

最も取組まれている内容としては「情報交換」で、次いで「個別支援、ケース会議」、「普及啓発活動」と続いている。

	調査数	情報交換	個別支援、ケース会議	普及啓発活動	セミナーの共同開催	協議会等の会議の開催	その他	無回答
認定就労訓練事業所	141	77.3	48.2	10.6	3.5	6.4	1.4	17.0
就労体験協力事業者（未認定）	211	85.3	53.1	13.7	2.8	2.8	3.8	7.1
ハローワーク	322	88.5	57.8	11.5	2.5	15.8	1.6	5.6
無料職業紹介事業者	105	80.0	43.8	10.5	2.9	2.9	1.9	18.1
地域若者サポートステーション	206	85.0	48.5	12.1	5.8	9.2	2.9	10.2
就職氷河期プラットフォーム	77	79.2	29.9	11.7	2.6	6.5	0.0	18.2
シルバー人材センター	116	69.8	31.0	6.0	0.0	0.9	0.9	22.4
生涯現役促進地域連携事業協議会	35	48.6	17.1	5.7	2.9	2.9	0.0	48.6
障害福祉サービス事業所	232	78.4	53.4	8.6	3.9	4.7	3.0	11.6
障害者就業・生活支援センター	197	81.7	52.3	11.7	3.6	7.6	0.5	12.2
商工会議所	80	58.8	12.5	26.3	3.8	3.8	0.0	26.3
社会福祉協議会	268	87.7	60.4	19.4	4.5	23.9	3.4	8.6
民生委員・児童委員	150	72.7	34.7	20.0	1.3	9.3	0.7	18.7
NPO・ボランティア団体	183	78.1	44.3	14.8	2.7	6.0	3.8	13.7
他の自治体	108	74.1	26.9	7.4	1.9	7.4	3.7	21.3
その他	23	82.6	69.6	30.4	26.1	21.7	21.7	4.3

問 43. 実施している就労支援の課題を教えてください。（複数選択）

全体では、「協力してくれる企業や事業者がいない・少ない」が 53.6%と最も多く、次いで「求人情報や協力事業所等の開拓ができていない」が 49.5%、「マンパワーが不足している」が 40.1%と続いている。



N = 45

単位：件数

その他の就労準備支援事業の課題	回答件数
求人が不足している	9
本人の阻害要因により支援が難しい	9
就労につながらない	5
対象者が少ない・いない	4
実績がない	4
利用者の移動手段がない	3
利用者の掘り起こし	3
関係機関との連携	3
本人に就労意欲がない	2
その他	3

問 44. 貴自治体における過去 3 年間の就労準備支援事業の利用者数を教えてください。

【1. R02 年度】

回答のあった令和 2 年度の就労準備支援事業の総利用者数は 6,324 人であった。

利用者数について、「1～4 人」が 29.2%と最も多く、次いで「0 人」が 18.5%、「5～9 人」が 16.4%と続いている。

人数	件数	割合
0人	71	18.5
1～4人	112	29.2
5～9人	63	16.4
10～19人	60	15.7
20～29人	26	6.8
30～49人	24	6.3
50～99人	16	4.2
100人以上	11	2.9
合計	383	100.0

【2. H31 年度】

回答のあった平成 31 年度の就労準備支援事業の総利用者数は 6,078 人であった。

利用者数について、「0 人」が 26.9%と最も多く、次いで「1～4 人」が 22.6%、「5～9 人」が 15.1%と続いている。

人数	件数	割合
0人	100	26.9
1～4人	84	22.6
5～9人	56	15.1
10～19人	52	14.0
20～29人	28	7.5
30～49人	27	7.3
50～99人	14	3.8
100人以上	11	3.0
合計	372	100.0

【3. H30 年度】

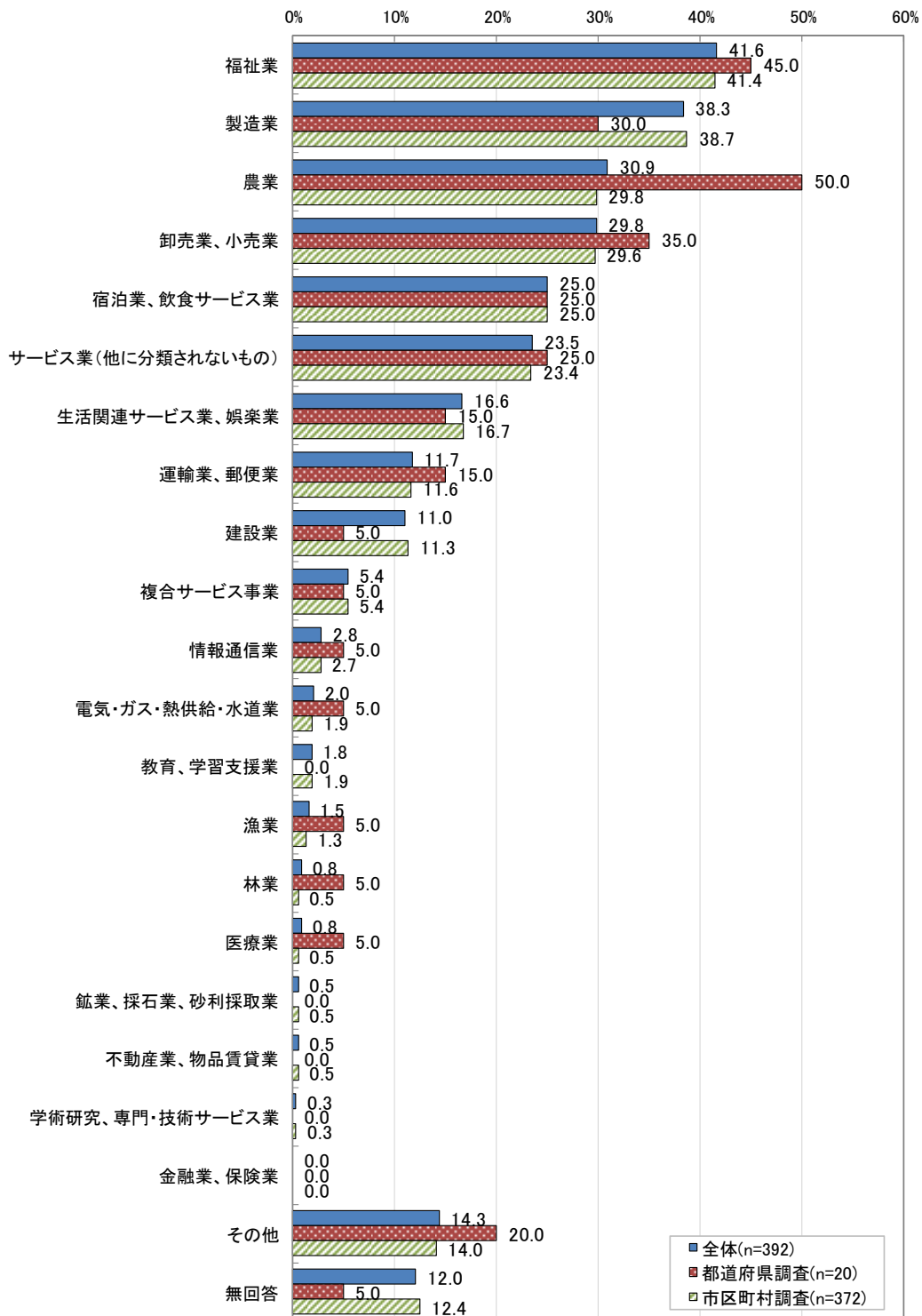
回答のあった平成 30 年度の就労準備支援事業の総利用者数は 5,341 人であった。

利用者数について、「0 人」が 36.7%と最も多く、次いで「1～4 人」が 18.4%、「5～9 人」が 13.4%と続いている。

人数	件数	割合
0人	134	36.7
1～4人	67	18.4
5～9人	49	13.4
10～19人	45	12.3
20～29人	20	5.5
30～49人	26	7.1
50～99人	15	4.1
100人以上	9	2.5
合計	365	100.0

問 45. 就労準備支援事業の支援により、支援対象者の就労体験につながる実績が多い業種について上位5つを教えてください。

全体では、「福祉業」が41.6%と最も多く、次いで「製造業」が38.3%、「農業」が30.9%と続いている。



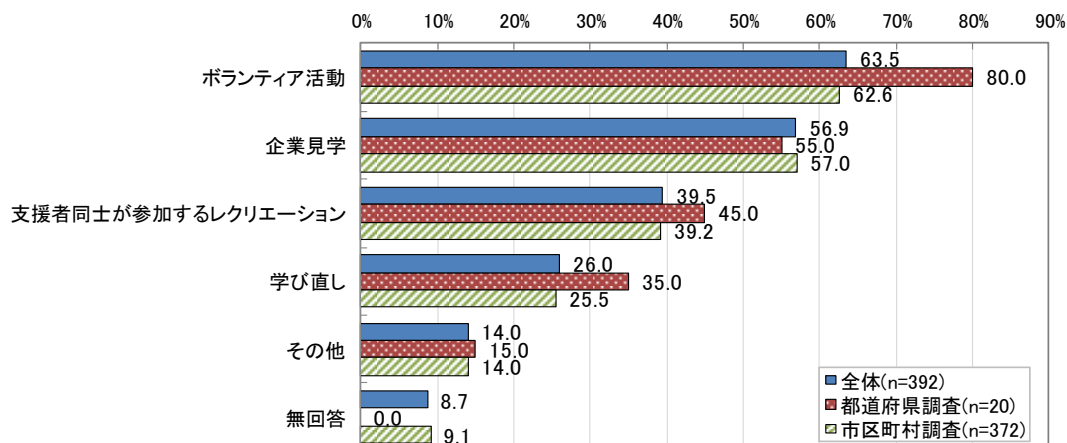
N = 63

単位：件数

その他の支援対象者の就労体験につながる実績が多い業種	回答件数
実績なし・把握していない	25
清掃	12
就労準備支援事業所	9
警備	4
公務補助	2
リサイクル業	2
NPO	2
その他	7

問 46. 就労準備支援事業の支援により、支援対象者の社会参加につながる支援メニュー等について教えてください。（複数選択）

全体では、「ボランティア活動」が 63.5%と最も多く、次いで「企業見学」が 56.9%、「支援者同士が参加するレクリエーション」が 39.5%と続いている。



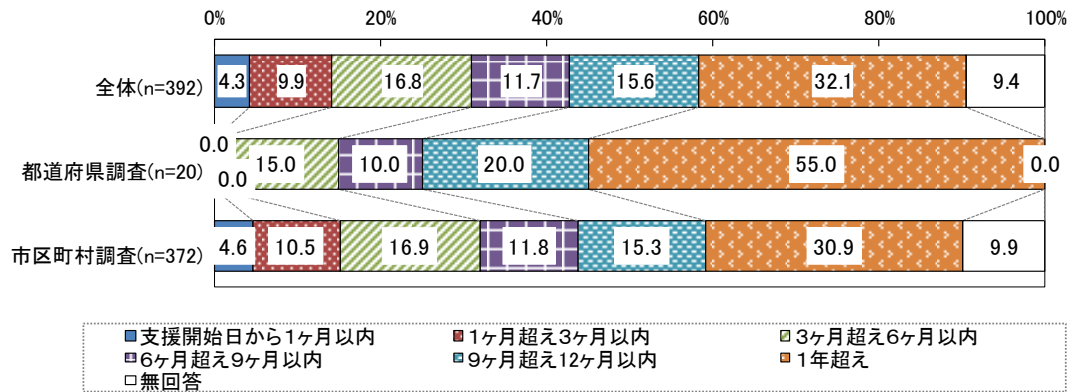
N = 59

単位：件数

その他の支援対象者の社会参加につながる支援メニュー	回答件数
就労体験	24
交流の機会・場所を設ける	14
実績なし・把握していない	10
個別支援	6
その他	5

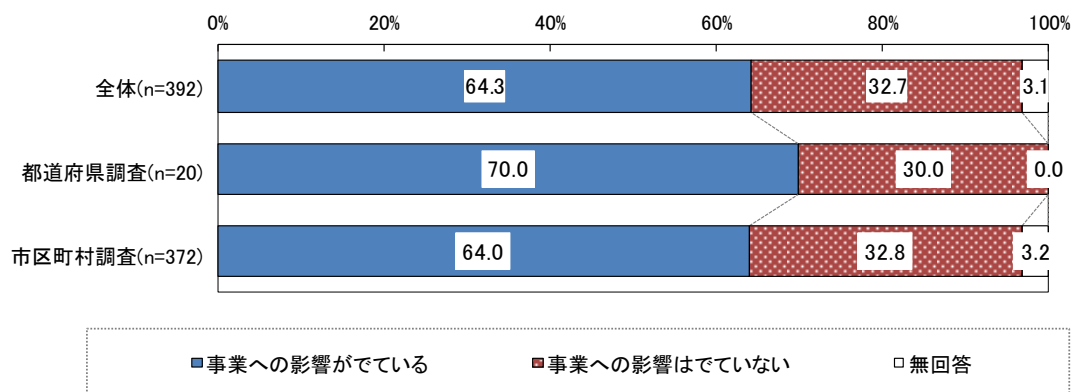
問 47. 就労準備支援事業の支援により、支援対象者が就労体験・社会参加に結び付くまでの支援期間で最も多い期間を教えてください。（いずれかを選択）

全体では、「1年超え」が32.1%と最も多く、次いで「3ヶ月超え6ヶ月以内」が16.8%、「9ヶ月超え12ヶ月以内」が15.6%と続いている。



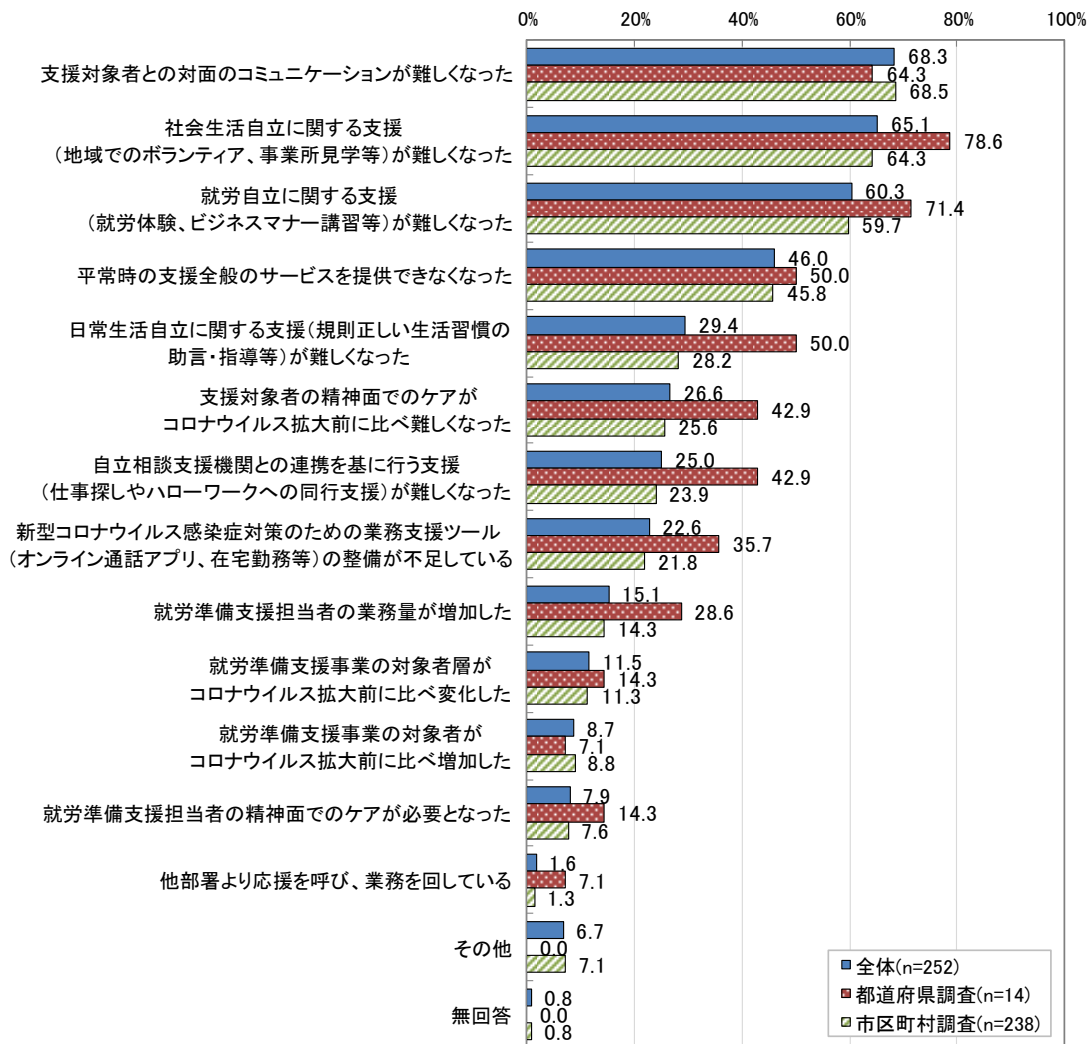
問 48. 新型コロナウイルス感染症等の影響により、就労準備支援事業への影響はでていますか。（いずれかを選択）

全体では、「事業への影響がでている」が64.3%と最も多く、次いで「事業への影響はでていない」が32.7%となっている。



問 49. 【問 48 で「1. 事業への影響がでている」と回答した方】
具体的な事業への影響について教えてください。（複数選択）

全体では、「支援対象者との対面のコミュニケーションが難しくなった」が 68.3%と最も多く、次いで「社会生活自立に関する支援（地域でのボランティア、事業所見学等）が難しくなった」が 65.1%、「就労自立に関する支援（就労体験、ビジネスマナー講習等）が難しくなった」が 60.3%と続いている。



N = 24

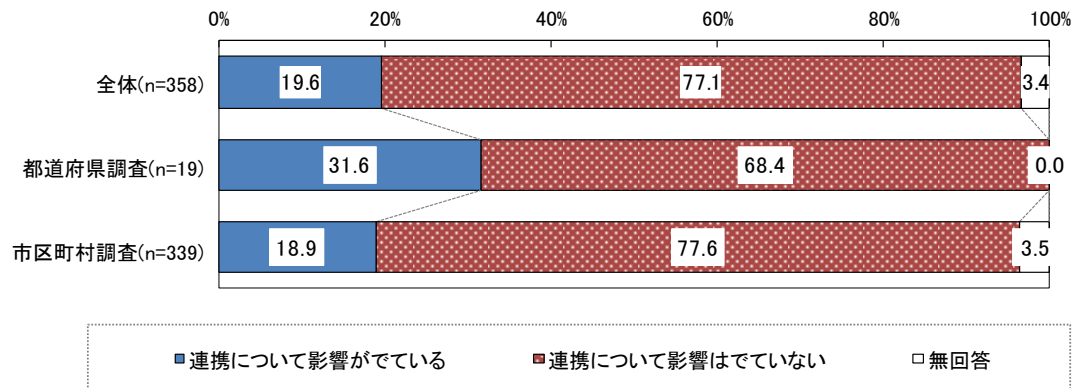
単位：件数

その他の具体的な事業への影響	回答件数
事業所の受入れが消極的となった	8
セミナー等の開催への影響	7
利用者の減少	2
就労以外の業務増加	2
影響は不明	2
その他	3

問 50. 【問 36 で「2. 一部委託」「3. 事業の全てを委託」と回答した方】

新型コロナウイルス感染症等の影響により、自立相談支援機関、自治体、就労準備支援事業の委託先との連携に影響はでていますか。(いずれかを選択)

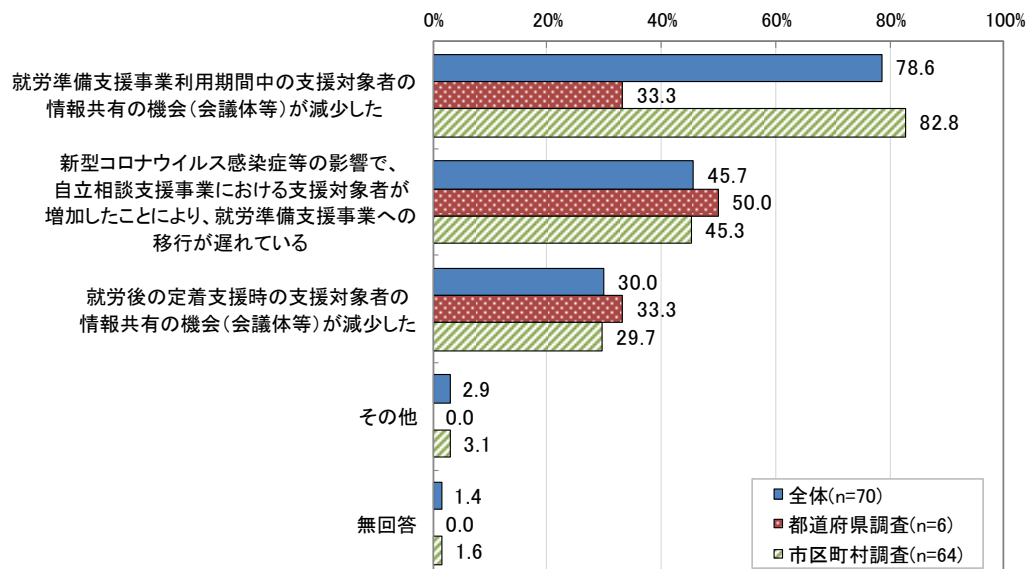
全体では、「連携について影響はでない」が 77.1%と最も多く、次いで「連携について影響がでている」が 19.6%となっている。



問 51. 【問 50 で「1. 連携について影響がでている」と回答した方】

具体的な自立相談支援機関、自治体、就労準備支援事業の委託先との連携への影響について教えてください。(複数選択)

全体では、「就労準備支援事業利用期間中の支援対象者の情報共有の機会(会議体等)が減少した」が 78.6%と最も多く、次いで「新型コロナウイルス感染症等の影響で、自立相談支援事業における支援対象者が増加したことにより、就労準備支援事業への移行が遅れている」が 45.7%、「就労後の定着支援時の支援対象者の情報共有の機会(会議体等)が減少した」が 30.0%と続いている。



N = 2

単位：件数

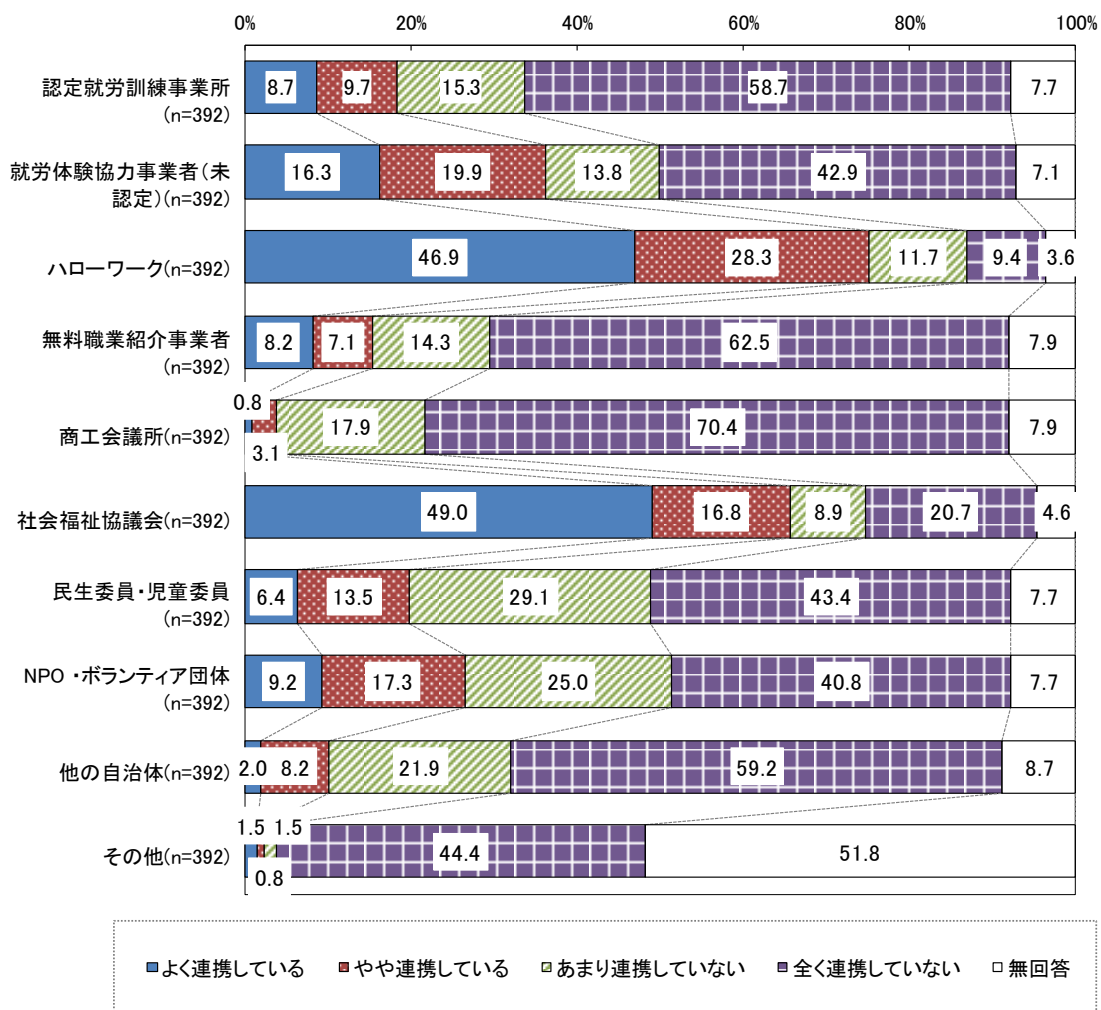
その他の具体的な連携への影響	回答件数
コロナ関連の給付金等支給事務で手一杯のため	1
影響は不明	1

問 52. 新型コロナウイルス感染症等の影響下において、次の関係機関との連携状況について教えてください。（それぞれの項目についていずれかを選択）

・全体

連携している（「よく連携している」＋「やや連携している」）割合が最も多い関係機関は「ハローワーク」75.2%（46.9%＋28.3%）で、次いで「社会福祉協議会」65.8%（49.0%＋16.8%）となっている。

連携していない（「あまり連携していない」＋「全く連携していない」）割合が最も多い関係機関は「商工会議所」88.3%（17.9%＋70.4%）で、次いで「無料職業紹介事業者」76.8%（14.3%＋62.5%）、「認定就労訓練事業所」74.0%（15.3%＋58.7%）と続いている。



N = 12

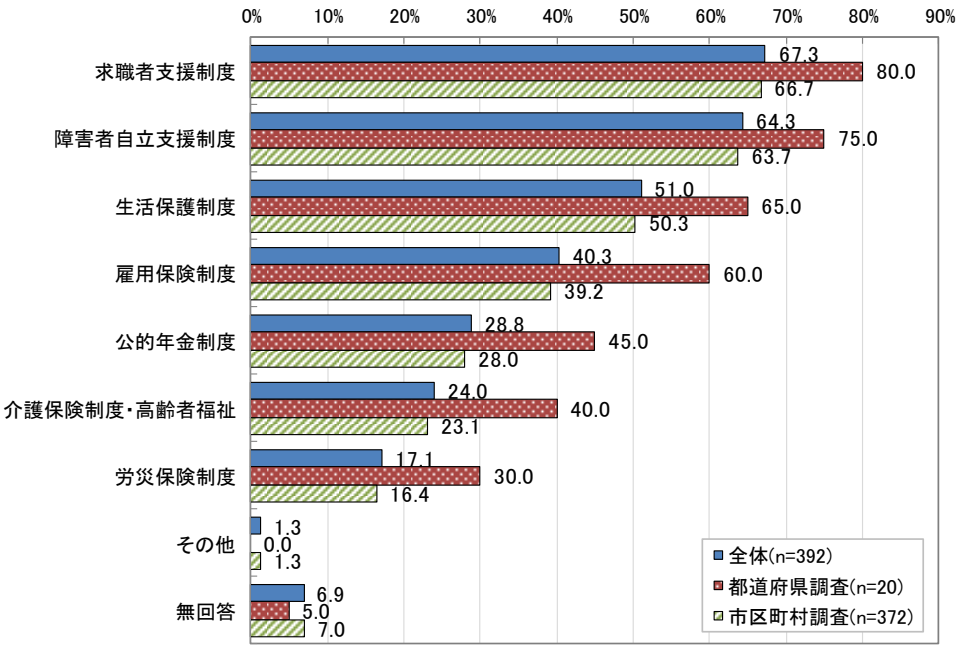
単位：件数

その他の関係機関との連携状況	回答件数
自治体	2
ボランティア受入れ先	2
開拓企業	2
医療機関	2
その他	4

問 53. 事業をより効果的に実施する上で、今後、連携を強化すべき制度や機関等について教えてください。（複数選択）

【連携を強化すべき制度】

全体では、「求職者支援制度」が 67.3%と最も多く、次いで「障害者自立支援制度」が 64.3%、「生活保護制度」が 51.0%と続いている。



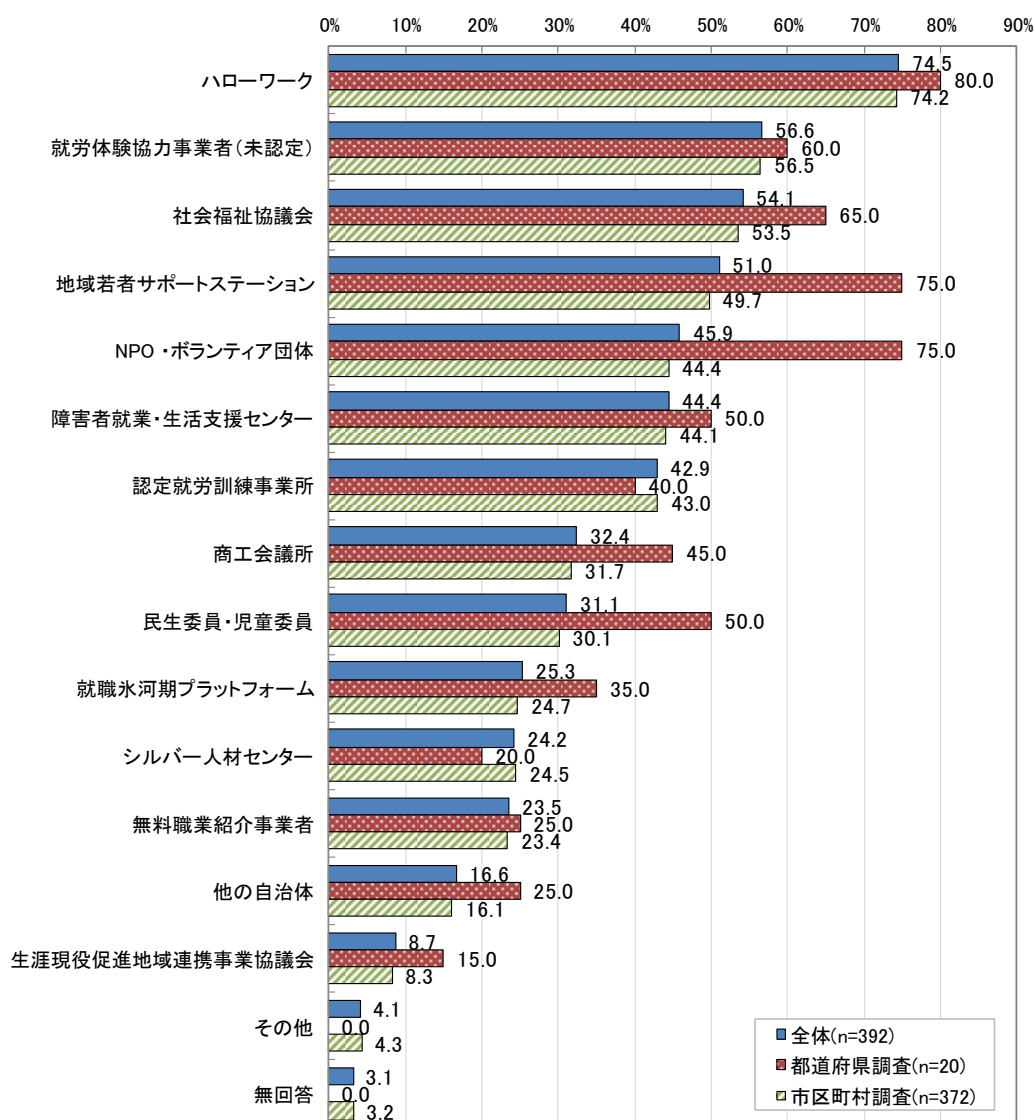
N = 7

単位：件数

その他の連携を強化すべき制度	回答件数
実績なし・把握していない	3
その他	4

【連携を強化すべき機関】

全体では、「ハローワーク」が74.5%と最も多く、次いで「就労体験協力事業者（未認定）」が56.6%、「社会福祉協議会」が54.1%と続いている。



N = 18

単位：件数

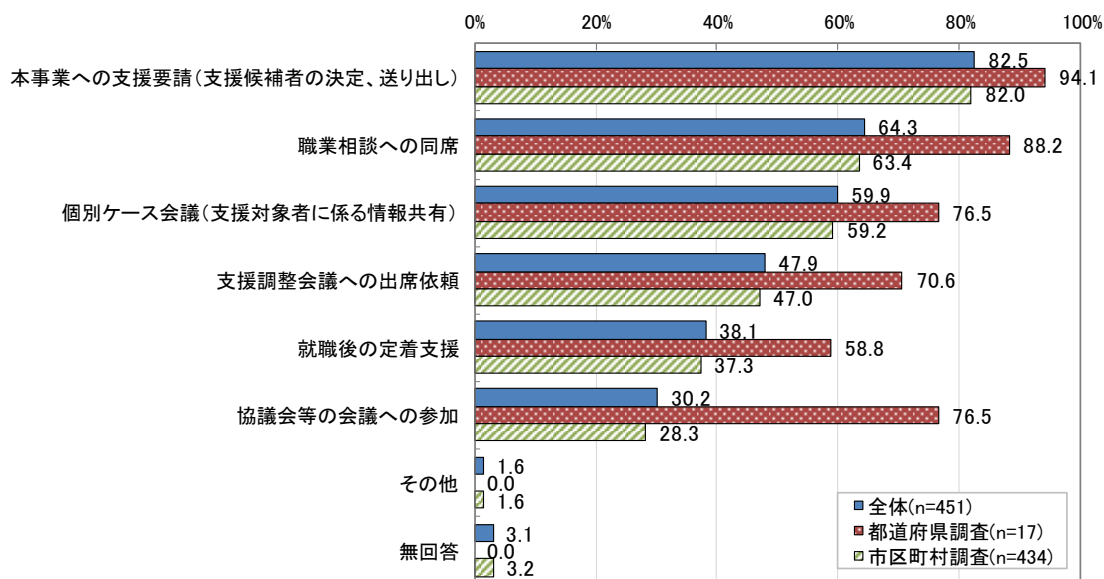
その他の連携を強化すべき機関	回答件数
医療機関	5
一般企業	5
自治体内の他部門	3
その他	5

④ 生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携状況について

問 54～58 は問 9 で「4. 生活保護受給者等就労自立促進事業との連携」と回答された方への設問となっています

問 54. 生活保護受給者等就労自立促進事業との具体的な連携内容を教えてください。（複数選択）

全体では、「本事業への支援要請（支援候補者の決定、送り出し）」が 82.5%と最も多く、次いで「職業相談への同席」が 64.3%、「個別ケース会議（支援対象者に係る情報共有）」が 59.9%と続いている。



N = 8

単位：件数

その他の具体的な連携内容	回答件数
ハローワークの相談への同席	3
出張相談の依頼	2
その他	3

問 55. 貴自治体における過去 3 年間の生活保護受給者等就労自立促進事業の利用実績を教えてください。

◎生活困窮者

【1.R02 年度】

回答のあった令和 2 年度の生活困窮者の総相談人数は 150,181 人であり、総支援対象者は 35,709 人、総就職件数は 10,262 件、就職率は 28.7%であった。

相談人数について、「1～9 人」が 20.0%と最も多く、次いで「20～49 人」が 14.2%、「0 人」が 13.7%と続いている。

支援対象者については、「1～9 人」が 30.6%と最も多く、次いで「20～49 人」が 19.0%、「10～19 人」が 18.5%と続いている。

就職件数については、「1～9 件」が 42.7%と最も多く、次いで「0 件」が 20.5%、「20～49 件」が 14.6%と続いている。

就職率については、「0%」が 20.5%と最も多く、次いで「50.0～59.9%」が 19.2%、「60.0～69.9%」が 11.4%と続いている。

相談人数	件数	割合	支援対象者	件数	割合	就職件数	件数	割合	就職率	件数	割合
0人	56	13.7	0人	57	13.5	0件	84	20.5	0%	81	20.5
1～9人	82	20.0	1～9人	129	30.6	1～9件	175	42.7	0.1～9.9%	11	2.8
10～19人	47	11.5	10～19人	78	18.5	10～19件	57	13.9	10.0～19.9%	16	4.1
20～49人	58	14.2	20～49人	80	19.0	20～49件	60	14.6	20.0～29.9%	21	5.3
50～99人	33	8.1	50～99人	36	8.6	50～99件	20	4.9	30.0～39.9%	36	9.1
100～199人	32	7.8	100～199人	23	5.5	100～199件	8	2.0	40.0～49.9%	33	8.4
200～499人	34	8.3	200～499人	12	2.9	200～499件	5	1.2	50.0～59.9%	76	19.2
500～999人	35	8.6	500～999人	2	0.5	500件以上	1	0.2	60.0～69.9%	45	11.4
1000人以上	32	7.8	1000人以上	4	1.0	合計	410	100.0	70.0～79.9%	28	7.1
合計	409	100.0	合計	421	100.0				80.0～89.9%	19	4.8
									90.0～99.9%	5	1.3
									100%	24	6.1
									合計	395	100.0

【2. H31 年度】

回答のあった平成 31 年度の生活困窮者の総相談人数は 59,611 人であり、総支援対象者は 14,486 人、総就職件数は 6,815 件、就職率は 47.0%であった。

相談人数について、「1～9 人」が 24.3%と最も多く、次いで「20～49 人」が 16.0%、「0 人」が 14.0%と続いている。

支援対象者については、「1～9 人」が 37.3%と最も多く、次いで「20～49 人」が 17.8%、「10～19 人」が 16.8%と続いている。

就職件数については、「1～9 件」が 44.7%と最も多く、次いで「0 件」が 19.9%、「10～19 件」が 16.1%と続いている。

就職率については、「0%」が 20.1%と最も多く、次いで「60.0～69.9%」が 15.7%、「50.0～59.9%」が 15.4%と続いている。

相談人数	件数	割合	支援対象者	件数	割合	就職件数	件数	割合	就職率	件数	割合
0人	57	14.0	0人	59	14.2	0件	80	19.9	0%	78	20.1
1～9人	99	24.3	1～9人	155	37.3	1～9件	180	44.7	0.1～9.9%	3	0.8
10～19人	41	10.1	10～19人	70	16.8	10～19件	65	16.1	10.0～19.9%	12	3.1
20～49人	65	16.0	20～49人	74	17.8	20～49件	47	11.7	20.0～29.9%	20	5.1
50～99人	45	11.1	50～99人	32	7.7	50～99件	20	5.0	30.0～39.9%	23	5.9
100～199人	38	9.3	100～199人	18	4.3	100～199件	8	2.0	40.0～49.9%	24	6.2
200～499人	34	8.4	200～499人	5	1.2	200～499件	2	0.5	50.0～59.9%	60	15.4
500～999人	15	3.7	500～999人	2	0.5	500件以上	1	0.2	60.0～69.9%	61	15.7
1000人以上	13	3.2	1000人以上	1	0.2	合計	403	100.0	70.0～79.9%	39	10.0
合計	407	100.0	合計	416	100.0				80.0～89.9%	26	6.7
									90.0～99.9%	10	2.6
									100%	33	8.5
									合計	389	100.0

【3. H30 年度】

回答のあった平成 30 年度の生活困窮者の総相談人数は 52,855 人であり、総支援対象者は 13,445 人、総就職件数は 6,512 件、就職率は 48.4%であった。

相談人数について、「1～9 人」が 24.4%と最も多く、次いで「20～49 人」が 16.3%、「0 人」が 13.8%と続いている。

支援対象者については、「1～9 人」が 35.7%と最も多く、次いで「20～49 人」が 18.2%、「10～19 人」が 17.7%と続いている。

就職件数については、「1～9 件」が 43.1%と最も多く、次いで「0 件」が 19.8%、「10～19 件」が 18.8%と続いている。

就職率については、「0%」が 19.9%と最も多く、次いで「50.0～59.9%」が 14.4%、「70.0～79.9%」が 11.0%と続いている。

相談人数	件数	割合	支援対象者	件数	割合	就職件数	件数	割合	就職率	件数	割合
0人	55	13.8	0人	61	14.8	0件	79	19.8	0%	76	19.9
1～9人	97	24.4	1～9人	147	35.7	1～9件	172	43.1	0.1～9.9%	4	1.0
10～19人	38	9.5	10～19人	73	17.7	10～19件	75	18.8	10.0～19.9%	7	1.8
20～49人	65	16.3	20～49人	75	18.2	20～49件	42	10.5	20.0～29.9%	14	3.7
50～99人	46	11.6	50～99人	29	7.0	50～99件	20	5.0	30.0～39.9%	29	7.6
100～199人	41	10.3	100～199人	20	4.9	100～199件	8	2.0	40.0～49.9%	36	9.4
200～499人	31	7.8	200～499人	5	1.2	200～499件	2	0.5	50.0～59.9%	55	14.4
500～999人	14	3.5	500～999人	1	0.2	500件以上	1	0.3	60.0～69.9%	40	10.5
1000人以上	11	2.8	1000人以上	1	0.2	合計	399	100.0	70.0～79.9%	42	11.0
合計	398	100.0	合計	412	100.0				80.0～89.9%	29	7.6
									90.0～99.9%	11	2.9
									100%	38	10.0
									合計	381	100.0

◎住居確保給付金受給者

【1.R02 年度】

回答のあった令和2年度の住居確保給付金受給者の総相談人数は118,782人であり、総支援対象者は23,367人、総就職件数は4,277件、就職率は18.3%であった。

相談人数について、「0人」が22.7%と最も多く、次いで「1～9人」が21.7%、「20～49人」が13.3%と続いている。

支援対象者については、「1～9人」が31.4%と最も多く、次いで「0人」が24.9%、「20～49人」が15.1%と続いている。

就職件数については、「1～9件」が41.9%と最も多く、次いで「0件」が30.4%、「20～49件」が12.3%と続いている。

就職率については、「0%」が30.0%と最も多く、次いで「100%」が12.1%、「50.0～59.9%」が9.7%と続いている。

相談人数	件数	割合	支援対象者	件数	割合	就職件数	件数	割合	就職率	件数	割合
0人	92	22.7	0人	101	24.9	0件	119	30.4	0%	112	30.0
1～9人	88	21.7	1～9人	127	31.4	1～9件	164	41.9	0.1～9.9%	18	4.8
10～19人	29	7.1	10～19人	45	11.1	10～19件	47	12.0	10.0～19.9%	27	7.2
20～49人	54	13.3	20～49人	61	15.1	20～49件	48	12.3	20.0～29.9%	25	6.7
50～99人	29	7.1	50～99人	32	7.9	50～99件	9	2.3	30.0～39.9%	24	6.4
100～199人	42	10.3	100～199人	27	6.7	100～199件	1	0.3	40.0～49.9%	24	6.4
200～499人	29	7.1	200～499人	7	1.7	200～499件	3	0.8	50.0～59.9%	36	9.7
500～999人	25	6.2	500～999人	2	0.5	500件以上	0	0.0	60.0～69.9%	22	5.9
1000人以上	18	4.4	1000人以上	3	0.7	合計	391	100.0	70.0～79.9%	19	5.1
合計	406	100.0	合計	405	100.0				80.0～89.9%	19	5.1
									90.0～99.9%	2	0.5
									100%	45	12.1
									合計	373	100.0

【2. H31 年度】

回答のあった平成 31 年度の住居確保給付金受給者の総相談人数は 10,992 人であり、総支援対象者は 1,970 人、総就職件数は 1,308 件、就職率は 66.4%であった。

相談人数について、「0 人」が 42.8%と最も多く、次いで「1～9 人」が 30.7%、「10～19 人」が 8.8%と続いている。

支援対象者については、「0 人」が 48.6%と最も多く、次いで「1～9 人」が 37.4%、「10～19 人」が 8.1%と続いている。

就職件数については、「0 件」が 54.1%と最も多く、次いで「1～9 件」が 35.5%、「10～19 件」が 6.6%と続いている。

就職率については、「0%」が 53.8%と最も多く、次いで「100%」が 17.4%、「50.0～59.9%」が 8.4%と続いている。

相談人数	件数	割合	支援対象者	件数	割合	就職件数	件数	割合	就職率	件数	割合
0人	170	42.8	0人	191	48.6	0件	204	54.1	0%	192	53.8
1～9人	122	30.7	1～9人	147	37.4	1～9件	134	35.5	0.1～9.9%	0	0.0
10～19人	35	8.8	10～19人	32	8.1	10～19件	25	6.6	10.0～19.9%	2	0.6
20～49人	34	8.6	20～49人	18	4.6	20～49件	12	3.2	20.0～29.9%	5	1.4
50～99人	15	3.8	50～99人	3	0.8	50～99件	2	0.5	30.0～39.9%	8	2.2
100～199人	8	2.0	100～199人	1	0.3	100～199件	0	0.0	40.0～49.9%	3	0.8
200～499人	9	2.3	200～499人	1	0.3	200～499件	0	0.0	50.0～59.9%	30	8.4
500～999人	1	0.3	500～999人	0	0.0	500件以上	0	0.0	60.0～69.9%	21	5.9
1000人以上	3	0.8	1000人以上	0	0.0	合計	377	100.0	70.0～79.9%	13	3.6
合計	397	100.0	合計	393	100.0				80.0～89.9%	15	4.2
									90.0～99.9%	6	1.7
									100%	62	17.4
									合計	357	100.0

【3. H30 年度】

回答のあった平成 30 年度の住居確保給付金受給者の総相談人数は 12,425 人であり、総支援対象者は 1,631 人、総就職件数は 1,212 件、就職率は 74.3%であった。

相談人数について、「0 人」が 45.9%と最も多く、次いで「1～9 人」が 29.3%、「10～19 人」が 8.4%と続いている。

支援対象者については、「0 人」が 51.4%と最も多く、次いで「1～9 人」が 36.6%、「10～19 人」が 7.4%と続いている。

就職件数については、「0 件」が 54.4%と最も多く、次いで「1～9 件」が 36.3%、「10～19 件」が 5.9%と続いている。

就職率については、「0%」が 54.2%と最も多く、次いで「100%」が 19.9%、「50.0～59.9%」が 6.7%と続いている。

相談人数	件数	割合	支援対象者	件数	割合	就職件数	件数	割合	就職率	件数	割合
0人	180	45.9	0人	201	51.4	0件	204	54.4	0%	193	54.2
1～9人	115	29.3	1～9人	143	36.6	1～9件	136	36.3	0.1～9.9%	1	0.3
10～19人	33	8.4	10～19人	29	7.4	10～19件	22	5.9	10.0～19.9%	1	0.3
20～49人	27	6.9	20～49人	12	3.1	20～49件	10	2.7	20.0～29.9%	4	1.1
50～99人	14	3.6	50～99人	5	1.3	50～99件	3	0.8	30.0～39.9%	3	0.8
100～199人	12	3.1	100～199人	1	0.3	100～199件	0	0.0	40.0～49.9%	4	1.1
200～499人	8	2.0	200～499人	0	0.0	200～499件	0	0.0	50.0～59.9%	24	6.7
500～999人	1	0.3	500～999人	0	0.0	500件以上	0	0.0	60.0～69.9%	20	5.6
1000人以上	2	0.5	1000人以上	0	0.0	合計	375	100.0	70.0～79.9%	16	4.5
合計	392	100.0	合計	391	100.0				80.0～89.9%	16	4.5
									90.0～99.9%	3	0.8
									100%	71	19.9
									合計	356	100.0

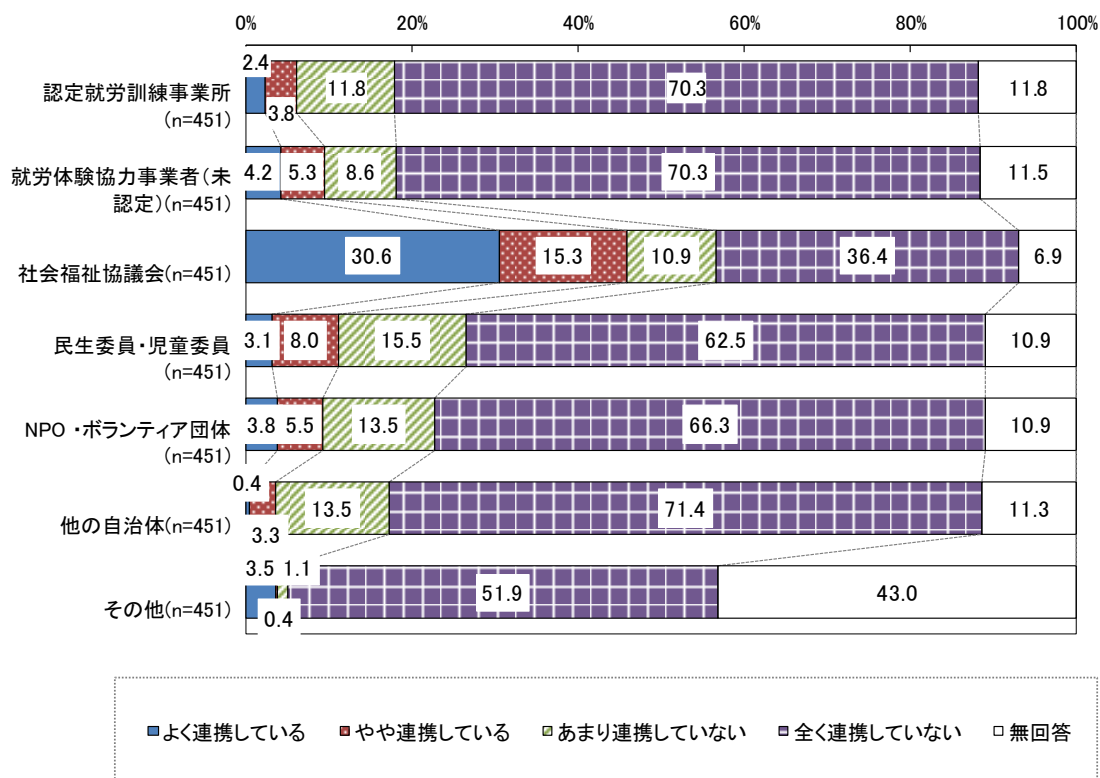
問 56. 生活保護受給者等就労自立促進事業に関して、連携している庁外の機関との連携度合、頻度、具体的な取組みについて教えてください。

■連携度合（いずれかを選択）

・全体

連携している（「よく連携している」＋「やや連携している」）割合が最も多い庁外機関は「社会福祉協議会」49.5%（30.6%＋15.3%）となっている。

他庁外機関においては連携が行われておらず、連携していない（「あまり連携していない」＋「全く連携していない」）割合が最も多い庁外機関は「認定就労訓練事業所」82.1%（11.8%＋70.3%）で、次いで「NPO・ボランティア団体」79.8%（13.5%＋66.3%）、「就労体験協力事業者（未認定）」78.9%（8.6%＋70.3%）と続いている。



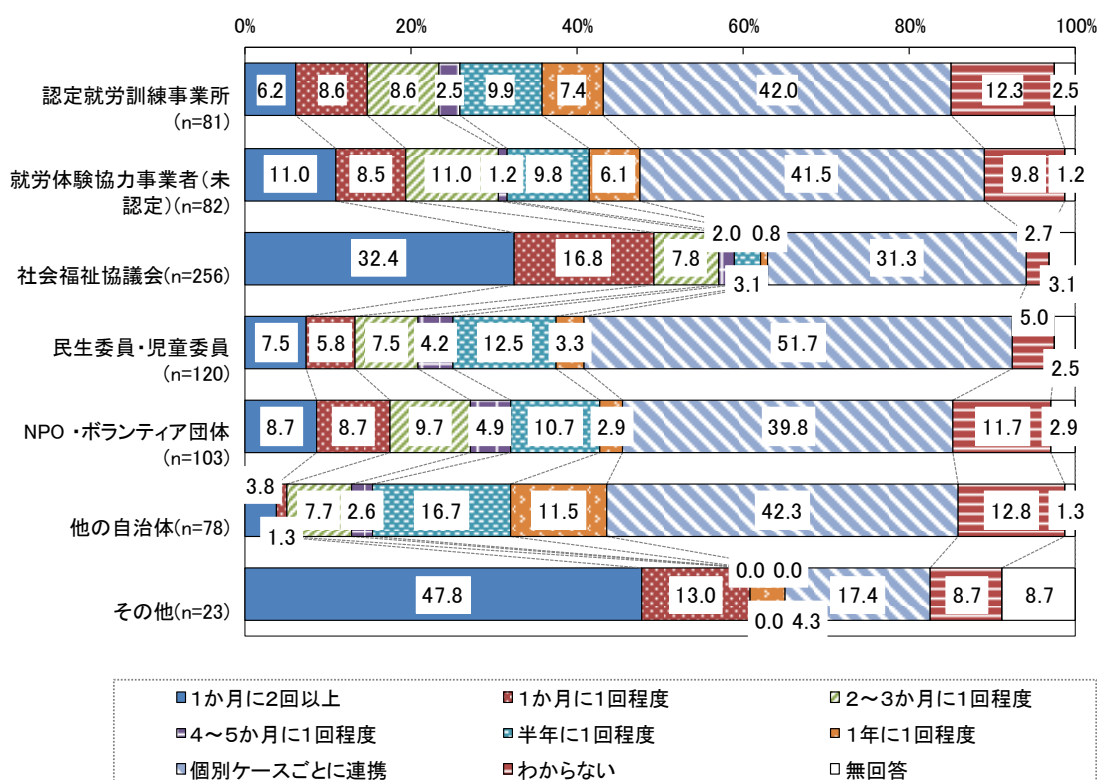
■頻度（いずれかを選択）

・全体

連携頻度の高い（「1か月に2回以上」＋「1か月に1回程度」）割合が最も多いのは「社会福祉協議会」49.2%（32.4%＋16.8%）となっている。

すべての庁外機関において連携頻度の低い（「1年に1回程度」）割合が10.0%を下回っている。

また、すべての庁外機関において「個別ケースごとに連携」の割合が高く、特に「民生委員・児童委員」において51.7%と最も高い割合を示している。



N = 23

単位：件数

その他の庁外の連携機関	回答件数
ハローワーク	13
社会福祉法人	2
被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業の委託先	2
その他	6

■具体的な取組み（複数選択）

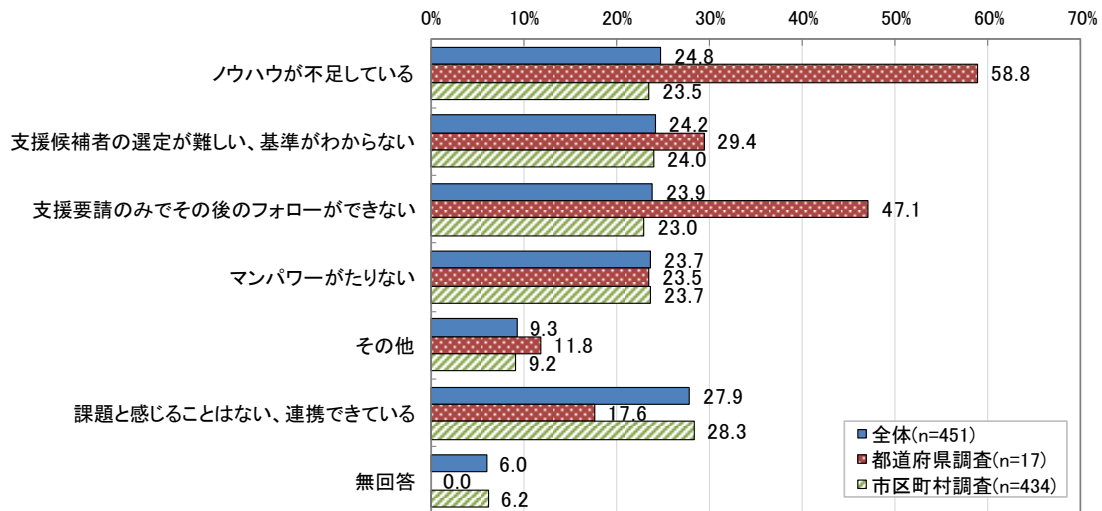
・全体

最も取組まれている内容としては「情報交換」で、次いで「個別支援、ケース会議」、「協議会等の会議の開催、出席」と続いている。

	調査数	情報交換	個別支援、ケース会議	普及啓発活動	セミナーの共同開催	協議会等の会議の開催、出席	その他	無回答
認定就労訓練事業所	81	66.7	42.0	11.1	0.0	9.9	1.2	25.9
就労体験協力事業者(未認定)	82	74.4	46.3	13.4	0.0	6.1	0.0	18.3
社会福祉協議会	256	90.2	60.5	11.3	1.2	23.4	1.2	6.6
民生委員・児童委員	120	79.2	32.5	7.5	0.8	8.3	0.0	17.5
NPO・ボランティア団体	103	68.0	37.9	10.7	1.0	7.8	1.0	19.4
他の自治体	78	60.3	19.2	5.1	0.0	10.3	0.0	30.8
その他	23	78.3	60.9	4.3	0.0	8.7	8.7	21.7

問 57. 生活保護受給者等就労自立促進事業との連携を行う上で課題と感ずることはありますか。（複数選択）

全体では、「課題と感ずることはない、連携できている」が 27.9%と最も多いものの、「ノウハウが不足している」が 24.8%、次いで「支援候補者の選定が難しい、基準がわからない」が 24.2%、「支援要請のみでその後のフォローができない」が 23.9%と続いている。



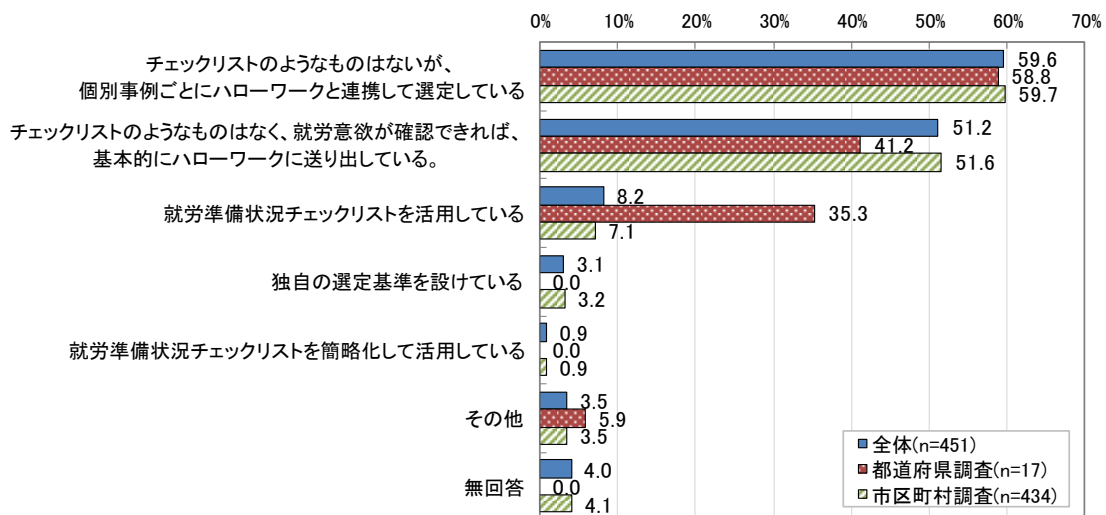
N = 48

単位：件数

その他の連携を行う上での課題	回答件数
ハローワークとの連携不足	13
ハローワークが近隣にない	6
支援対象者が希望しない	5
対象者の勤労意欲不足	5
生活保護受給者を対象として実施している	5
就職後のフォローの不足	4
就労先等の不足	3
広報不足	3
その他	4

問 58. ハローワークの生活保護受給者等就労自立促進事業を利用する際(支援要請する際) どのような基準で候補者を選定していますか。(複数選択)

全体では、「チェックリストのようなものはないが、個別事例ごとにハローワークと連携して選定している」が 59.6%と最も多く、次いで「チェックリストのようなものはなく、就労意欲が確認できれば、基本的にハローワークに送り出している」が 51.2%、「就労準備状況チェックリストを活用している」が 8.2%と続いている。



N = 18

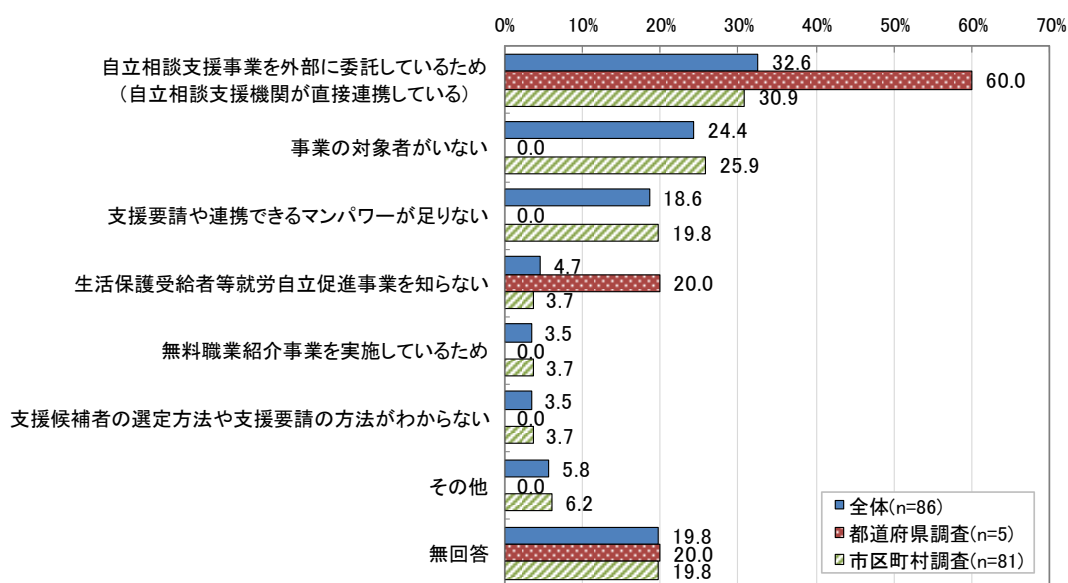
単位：件数

その他の支援要請の基準	回答件数
就労意欲で判断	6
ケースワーカー、支援員との相談結果	5
就労支援内容のマッチング	2
その他	5

問 59 は問 9 で「4. 生活保護受給者等就労自立促進事業との連携」を選択していない方への設問となっています

問 59. 生活保護受給者等就労自立促進事業との連携を行っていない理由を教えてください。(複数選択)

全体では、「自立相談支援事業を外部に委託しているため（自立相談支援機関が直接連携している）」が 32.6%と最も多く、次いで「事業の対象者がいない」が 24.4%、「支援要請や連携できるマンパワーが足りない」が 18.6%と続いている。



N = 5

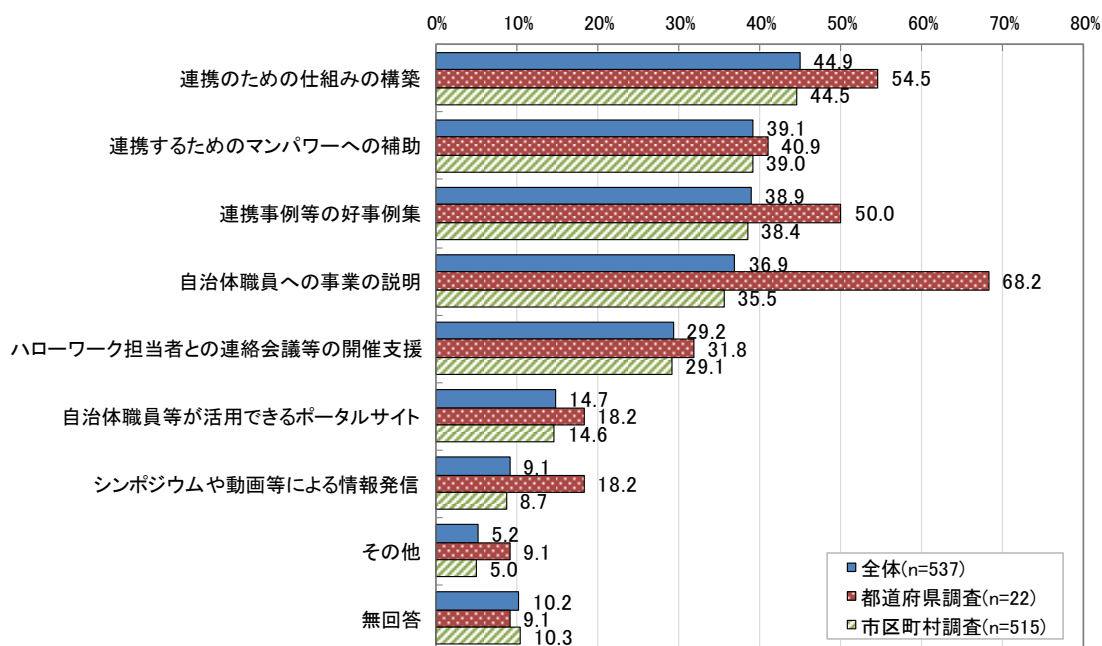
単位：件数

その他の連携を行っていない理由	回答件数
生活保護受給者等就労自立促進事業を実施していない	3
その他	1
特になし	1

問 60・61 はすべての方への設問となっています

問 60. 生活保護受給者等就労自立促進事業との連携を行うために、必要な国の支援を教えてください。（複数選択）

全体では、「連携のための仕組みの構築」が 44.9%と最も多く、次いで「連携するためのマンパワーへの補助」が 39.1%、「連携事例等の好事例集」が 38.9%と続いている。



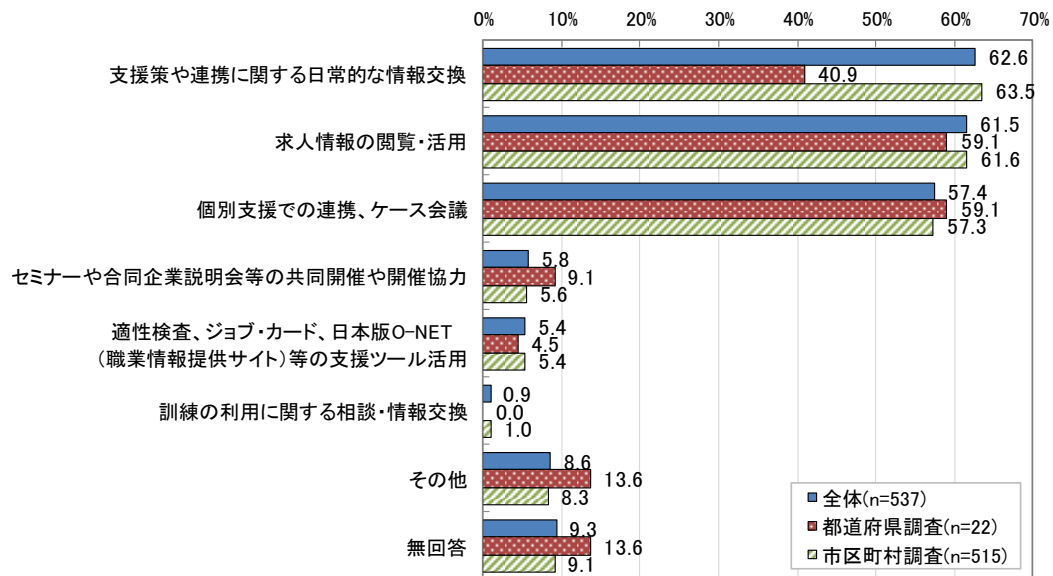
N = 32

単位：件数

その他の必要な国の支援策	回答件数
関係部署間での制度共有	7
財政支援	5
企業への働きかけ	4
事務手続き簡略	3
人材の配置	3
雇用施策の充実	2
その他	3
特になし	5

問 61. ハローワーク（生活保護受給者等就労自立促進事業を除く）や労働施策との連携内容や活用内容を教えてください。（複数選択）

全体では、「支援策や連携に関する日常的な情報交換」が 62.6%と最も多く、次いで「求人情報の閲覧・活用」が 61.5%、「個別支援での連携、ケース会議」が 57.4%と続いている。



N = 11

単位：件数

支援ツール活用の具体的な内容	回答件数
適正検査	8
ジョブカード	2
その他	1

N = 10

単位：件数

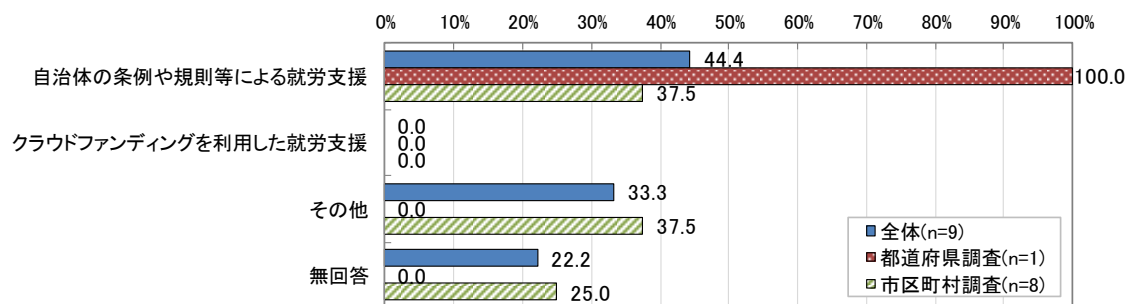
その他の具体的な内容	回答件数
ハローワークとの意見交換	4
ハローワーク以外の外部機関との連携	2
その他	4

⑤ 自治体における独自の取組について

問 62～65 は問 9 で「6. 自治体独自の事業」と回答された方への設問となっています

問 62. 生活困窮者に対する就労支援について、貴自治体独自で行っている取組について教えてください。

全体では、「自治体の条例や規則等による就労支援」が 44.4%と最も多い。



N = 7

単位：件数

その他の自治体独自の取組み	回答件数
求人開拓	2
困窮者を対象とした相談支援等	2
就労訓練支援事業	1
その他	2

問 63. 自治体独自の取組について事業名、事業内容、事業の財源、事業取組のきっかけを記入してください。

自治体名	茨城県筑西市	所管部署	社会福祉課
事業名	筑西市就労支援プログラム		
内 容	生活保護受給者を対象にした就労支援事業。就労阻害要因が無く、稼働能力のある者を対象にプログラムへの参加を促し、就労支援員をハローワークでの求職活動に同行させ、応募等への支援を行う。必要に応じて、履歴書の書き方や面接の訓練等も行う。		
財 源	被保護者就労支援事業（国 3/4、市 1/4）		
取組の背景	—		

自治体名	東京都台東区	所管部署	保護課
事業名	路上生活者巡回相談事業		
内 容	路上生活者の多い地域に医師・生活相談員を日中・夜間とも定期的に巡回・声掛けし支援に繋いでいる		
財 源	生活困窮者自立支援法		
取組の背景	平成 28 年に東京都が募集したモデル事業（都負担 10 割）に採用されたこと		

自治体名	東京都豊島区	所管部署	福祉総務課
事業名	個別求人開拓（事業としては実施していない）		
内 容	外国籍の方やフルタイムの就労等に阻害要因がある方へ、希望する環境に応じ求人を創り出している。外国籍の方への支援については、ビザ手続き等のため入国管理局へ同行支援をしている。（2021 厚生労働白書掲載）		
財 源	本事業内での実施のため生活困窮者自立支援制度の負担金を使用している。		
取組の背景	特にコロナ禍において、今までの膿が出たような根本的な阻害要因をもつ外国籍の方や、困窮度合いが増したため阻害要因があっても働かざるを得ない方が増加したため。		

自治体名	神奈川県鎌倉市	所管部署	生活福祉課援護
事業名	おなかが減っては動き出せない。鎌倉スマイルフードプロジェクト		
内容	新型コロナウイルス感染拡大により生活に影響を受けている多くの方々に対し、令和3年1月末に大船行政センターにて食料配布を実施したところ、大きな反響があった。このため、「おなかが減っては動きだせない。鎌倉スマイルフードプロジェクト」と題し、他地区でも食料支援を行うとともに、さらに各種相談を受けることにより、支援につなげていくため、食料配布及び出張相談会を実施。		
財源	寄付（ガバメントクラウドファンディング）		
取組の背景	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大幅に増加した生活困窮者が、生活費を捻出するために食費や食事回数等を減らして生活していたり、困っていてもなかなか窓口相談をできないという課題があった。そこで、地域に出張し食料配布会と称することで足を運びやすい雰囲気をつくり、その場で相談を受け、支援につなげていきたいということから本事業を行った。		

自治体名	長野県	所管部署	労働雇用課
事業名	緊急就労支援事業		
内容	新型コロナウイルス感染症の影響により失業した方を対象に、当該対象者を2か月以上雇用した企業に対し、対象者の賃金の2/3を補助する また、長期就労を目指して、職場体験研修を行った場合、職場体験研修を受けた方に体験時間に応じた支援金を支給（1時間800円、上限60時間）		
財源	市町村からの負担金、県費		
取組の背景	新型コロナウイルスの影響による経済不安		

自治体名	長野県長野市	所管部署	生活支援課
事業名	就労訓練支援事業		
内容	生活困窮者のうち、雇用による就業を継続して行うことが困難な者に対し、就労訓練事業を行う者を開拓し、育成等の支援を行う。 本事業は、就労訓練事業所育成員を配置し、次の業務を行う。 ア 就労訓練事業所の開拓 イ 就労訓練事業所の立ち上げの支援、育成 ウ 就労訓練事業所との連携 エ 自立支援機関が行う支援調整会議への出席		
財源	国補助金 1/2		
取組の背景	雇用による就業を継続して行うことが困難な者に対する出口支援が不足していたため、平成28年度から実施した。		

自治体名	静岡県富士市	所管部署	生活支援課
事業名	ユニバーサル就労推進事業		
内 容	ユニバーサル就労は、働きたくても働きづらさをかかえた「全ての市民」が仕事に就き、「生きがい、働きがい」を感じられる社会をつくる取り組みとなる。富士市は全国で初めて「ユニバーサル就労の推進に関する条例」を制定し、「富士市ユニバーサル就労支援センター」を開設し、就労支援員が企業と就労希望者双方の状況に合ったマッチングを行い、就労に向けたオーダーメイドの支援を行っている。		
財 源	地方創生推進交付金による2分の1補助（平成29年～令和3年）。令和4年度以降は未定。		
取組の背景	平成26年の市民からの署名を添えた要望を受け、市議会と市が検討を重ね平成29年4月、市議会議員発議による全国で初めての「富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例」が施行され、同月に設置した富士市ユニバーサル就労支援センターを中心にユニバーサル就労の取組を開始。		

自治体名	岐阜県下呂市	所管部署	社会福祉課
事業名	被保護者等就労支援業務		
内 容	就労支援（相談、助言、求職活動の支援、求職活動の支援・同行、連絡調整、個別求人開拓、定着支援、）・稼働能力判定会議等の開催における資料作成・就労支援連携体制の構築		
財 源	－		
取組の背景	生活保護法第55条の7の規定及び、他機関からの就労支援協議に基づき、被保護者及び対象者の就労の支援に関する問題について、被保護者及び対象者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業を実施し、被保護者及び対象者の自立の促進を図るため。		

自治体名	大阪府高槻市	所管部署	産業振興課
事業名	若年者資格取得支援助成金		
内 容	国の教育訓練講座を受講した高槻市内に住所を有する15歳以上40歳未満の者に対し、受講料の50%（上限5万円）を助成する。※その他要件あり		
財 源	自主財源		
取組の背景	－		

自治体名	大阪府高槻市	所管部署	産業振興課
事業名	障がい者雇用奨励金		
内 容	高槻市に住所を要する障がい者（重度身体・知的、重度以外知的、精神障がい）を雇用し、雇用保険被保険者数が 300 人以下の授業主に対し、雇用奨励金（最大 90 万円）を交付する。※その他要件あり		
財 源	自主財源		
取組の背景	－		

自治体名	大阪府高槻市	所管部署	産業振興課
事業名	雇用促進フェア		
内 容	市内を中心とした企業に市役所等の会場に集まっていただき、障がい者や一般求職者を対象に就職面接会を実施する。		
財 源	自主財源		
取組の背景	－		

問 64. 自治体独自の取組を実施するにあたり、連携している庁内の部署との連携度合、頻度、具体的な取組みについて教えてください。

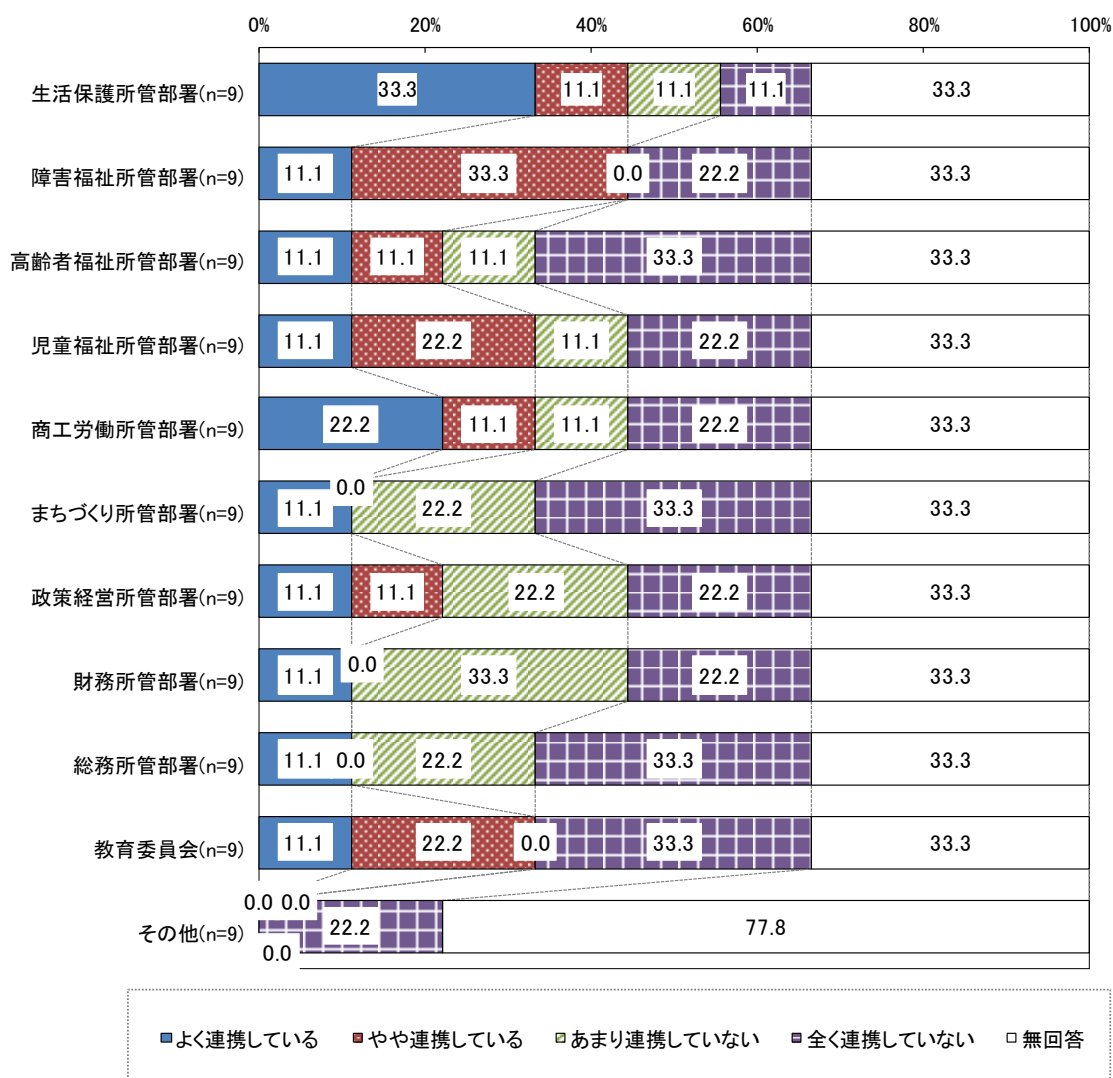
■連携度合（いずれかを選択）

・全体

※回答数が少ないため、参考とする

連携している（「よく連携している」＋「やや連携している」）割合が最も多い庁内の部署は「生活保護所管部署」44.4%（33.3%＋11.1%）と「障害福祉所管部署」44.4%（11.1%＋33.3%）となっている。

連携していない（「あまり連携していない」＋「全く連携していない」）割合が最も多い庁内の部署は「まちづくり所管部署」55.5%（22.2%＋33.3%）と「総務所管部署」55.5%（22.2%＋33.3%）、「財務所管部署」55.5%（33.3%＋22.2%）となっている。



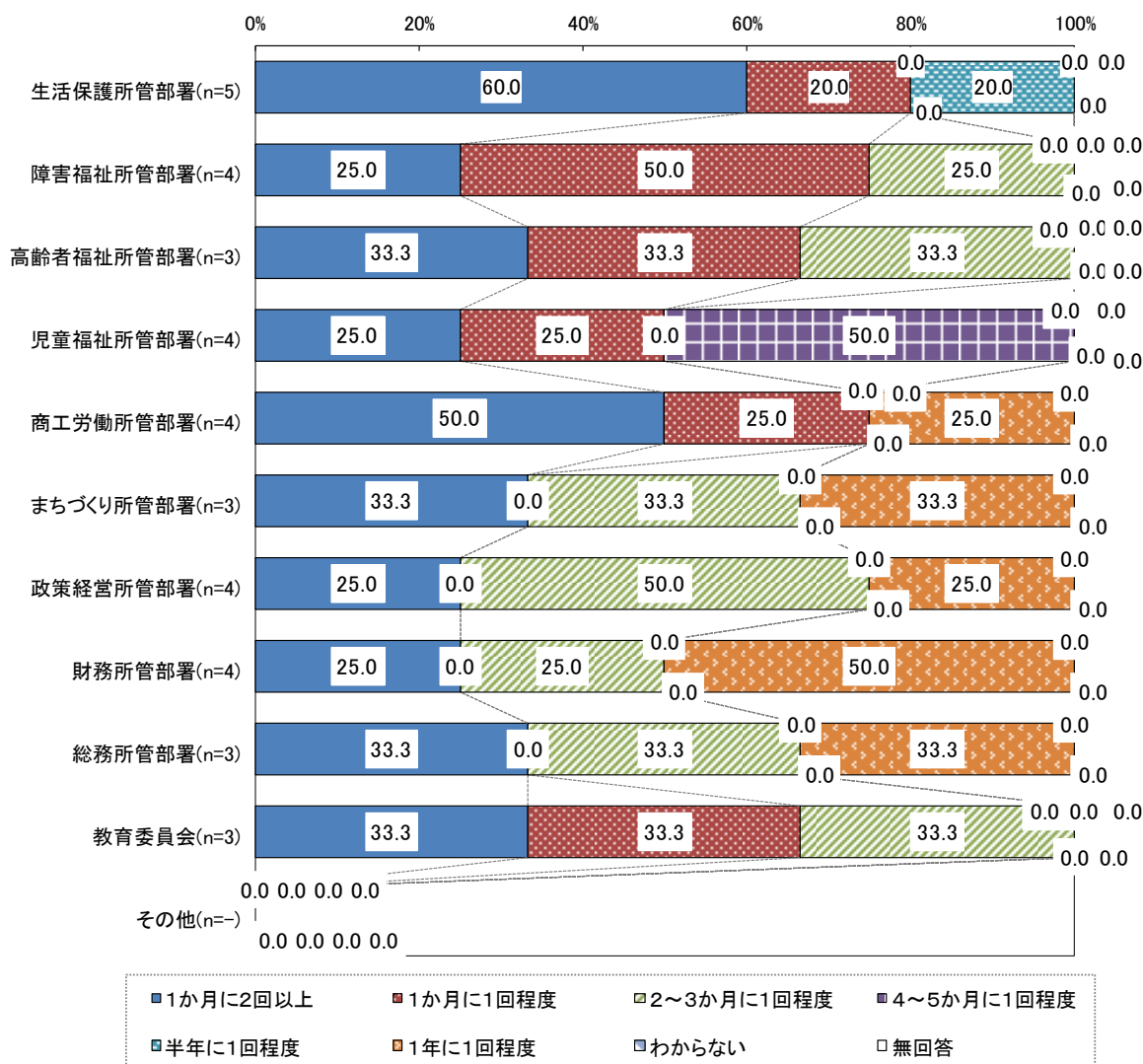
■頻度（いずれかを選択）

・全体

※回答数が少ないため、参考とする

連携頻度の高い（「1か月に2回以上」＋「1か月に1回程度」）割合が最も多いのは「生活保護所管部署」80.0%（60.0%＋20.0%）で、次いで「商工労働所管部署」75.0%（50.0%＋25.0%）、「障害福祉所管部署」75.0%（25.0%＋50.0%）となっている。

連携頻度の低い（「1年に1回程度」）割合が最も多いのは「財務所管部署」50.0%で、次いで「まちづくり所管部署」33.3%、「総務所管部署」33.3%となっている。



■具体的な取組み（複数選択）

・全体

※回答数が少ないため、参考とする

最も取組まれている内容としては「情報交換」で、次いで「協議会等の会議の開催」、「普及啓発活動」と続いている。

	調査数	情報交換	普及啓発活動	セミナーの共同開催	協議会等の会議の開催	その他	無回答
生活保護所管部署	5	100.0	60.0	20.0	60.0	20.0	0.0
障害福祉所管部署	4	100.0	50.0	0.0	75.0	0.0	0.0
高齢者福祉所管部署	3	100.0	66.7	0.0	100.0	0.0	0.0
児童福祉所管部署	4	100.0	50.0	0.0	75.0	0.0	0.0
商工労働所管部署	4	75.0	75.0	0.0	50.0	0.0	25.0
まちづくり所管部署	3	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	66.7
政策経営所管部署	4	50.0	0.0	0.0	25.0	0.0	50.0
財務所管部署	4	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0	50.0
総務所管部署	3	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	66.7
教育委員会	3	100.0	66.7	0.0	100.0	0.0	0.0
その他	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

問 65. 自治体独自の取組を実施するにあたり、連携している庁外の機関との連携度合、頻度、具体的な取組みについて教えてください。

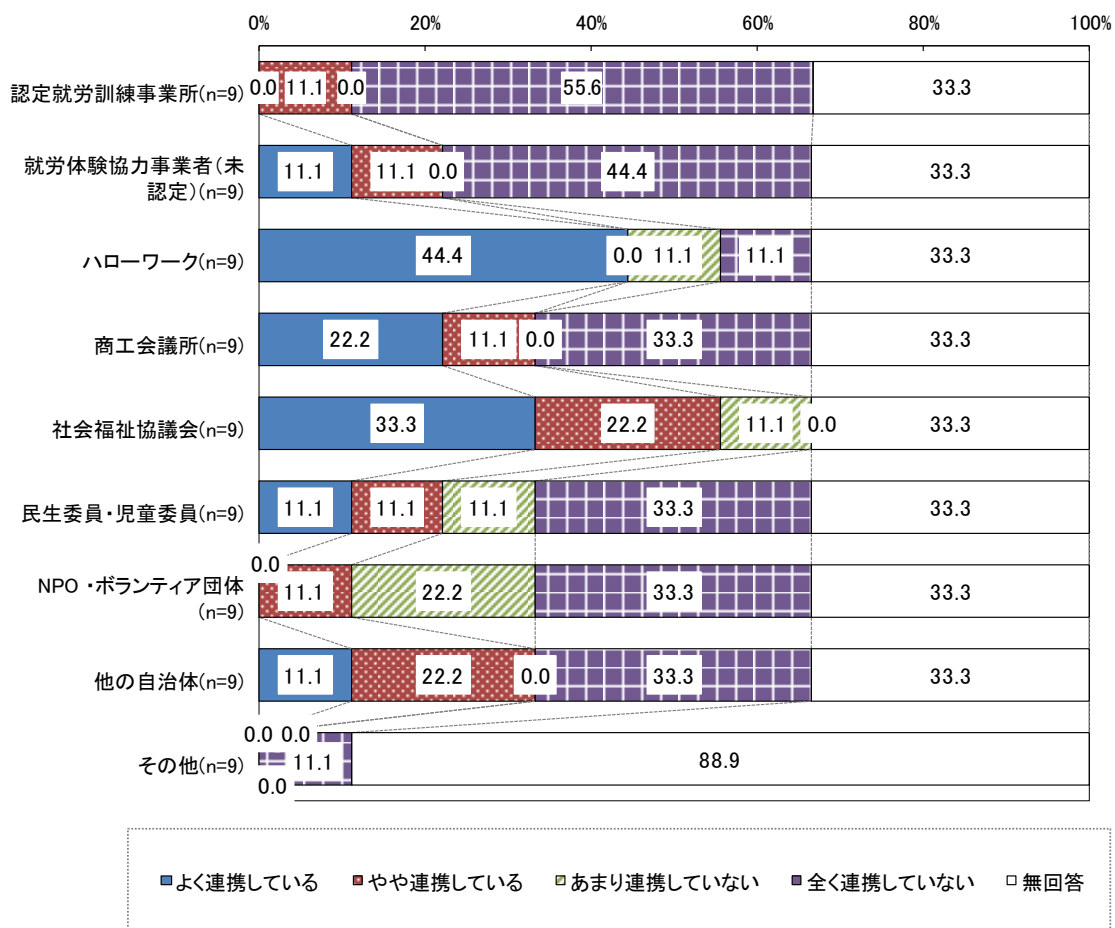
■連携度合（いずれかを選択）

・全体

※回答数が少ないため、参考とする

連携している（「よく連携している」＋「やや連携している」）割合が最も多い庁外機関は「社会福祉協議会」55.5%（33.3%＋22.2%）で、次いで「ハローワーク」44.4%（44.4%＋0.0%）となっている。

連携していない（「あまり連携していない」＋「全く連携していない」）割合が最も多い部署は「認定就労訓練事業所」55.6%（0.0%＋55.6%）で、次いで「NPO・ボランティア団体」55.5%（22.2%＋33.3%）、「民生委員・児童委員」44.4%（11.1%＋33.3%）と続いている。



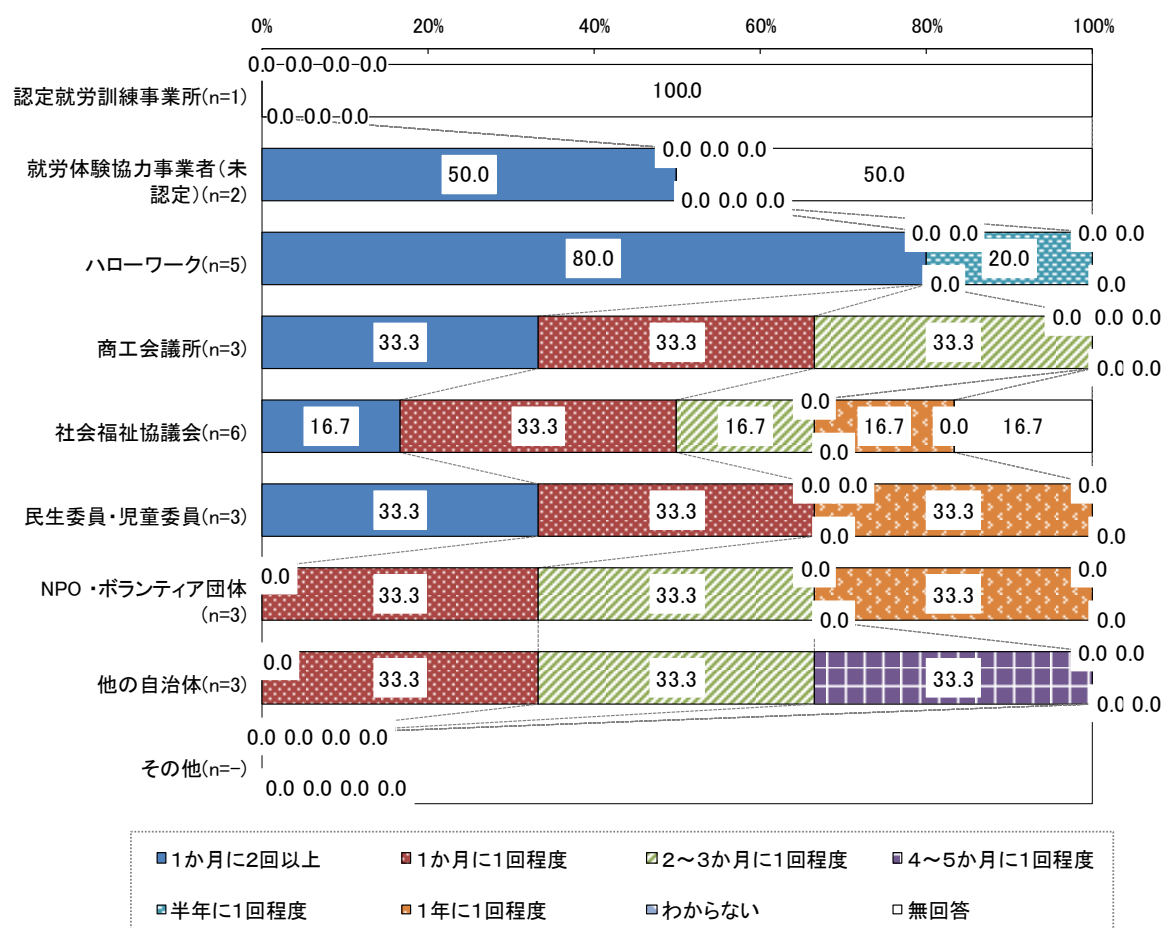
■頻度（いずれかを選択）

・全体

※回答数が少ないため、参考とする

連携頻度の高い（「1か月に2回以上」＋「1か月に1回程度」）割合が最も多いのは「ハローワーク」80.0%（80.0%＋0.0%）で、次いで「商工会議所」66.6%（33.3%＋33.3%）・「民生委員・児童委員」66.6%（33.3%＋33.3%）と続いている。

連携頻度の低い（1年に1回程度）割合が最も多いのは「NPO・ボランティア団体」33.3%と「民生委員・児童委員」33.3%、次いで「社会福祉協議会」16.7%となっている。



■具体的な取組み（複数選択）

・全体

※回答数が少ないため、参考とする

最も取組まれている内容としては「情報交換」で、次いで「普及啓発活動」、「協議会等の会議の開催」と続いている。

	調査数	情報交換	普及啓発活動	セミナーの共同開催	協議会等の会議の開催	その他	無回答
認定就労訓練事業所	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
就労体験協力事業者(未認定)	2	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
ハローワーク	5	100.0	40.0	20.0	60.0	0.0	0.0
商工会議所	3	100.0	66.7	33.3	66.7	0.0	0.0
社会福祉協議会	6	100.0	50.0	0.0	33.3	0.0	0.0
民生委員・児童委員	3	100.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0
NPO・ボランティア団体	3	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0
他の自治体	3	100.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0
その他	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

2 ハローワーク（生保型一体的実施施設）アンケート調査

（１）ハローワーク（生保型一体的実施施設）アンケート調査の概要

① 調査の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、シフト制社員や派遣社員など多様な就労状況にある方々が、シフト減や派遣契約の終了等により生活に困窮した状態となり、これまでよりも多様化・複雑化した課題を有する支援者の増加が見込まれている中で、就労支援における自治体等との連携がより一層求められる。

本調査では、生活保護受給者等就労自立促進事業を実施しているハローワーク常設窓口（生保型の一体的実施事業実施施設）を対象に、福祉事務所設置自治体との生活困窮者等への就労支援の連携状況を把握するとともに、連携に当たっての課題や効果的な連携手法を把握することを目的として調査を実施した。

② 調査対象

生活保護受給者等就労自立促進事業を実施しているハローワーク常設窓口（生保型の一体的実施事業実施施設）

③ 調査期間

令和3年10月13日から令和3年11月4日

④ 調査方法

厚生労働省よりメールにて配布・回収

⑤ 回収状況

配 布 数	有効回答数	有効回答率
216 件	216 件	100.0%

⑥ 調査結果の表示方法

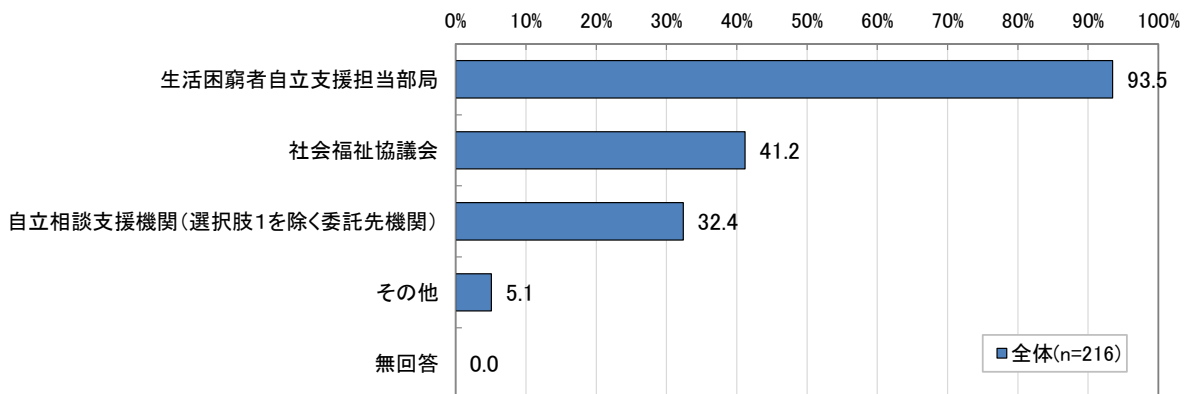
- ・回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

(2) ハローワーク（生保型一体的実施施設）アンケート調査結果

① 会議体、構成委員等について

問5. 生活保護受給者等就労自立促進事業協議会または一体的実施事業運営協議会の構成員となっている生活困窮者自立支援関係部局・機関を教えてください。（複数選択）

全体では、「生活困窮者自立支援担当部局」が93.5%と最も多く、次いで「社会福祉協議会」が41.2%、「自立相談支援機関（選択肢1を除く委託先機関）」が32.4%と続いている。



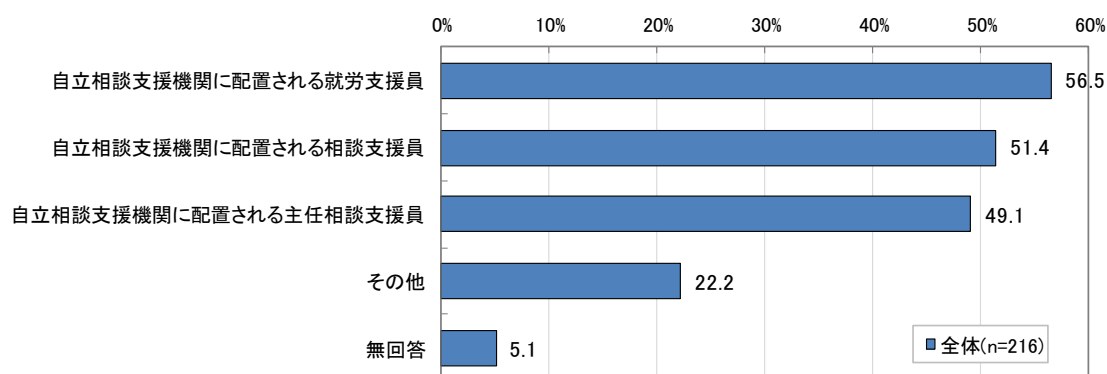
N = 11

単位：件数

その他の生活保護受給者等就労自立促進事業協議会または一体的実施事業運営協議会の構成員となっている生活困窮者自立支援関係部局・機関	回答件数
自治体の福祉関連部署	5
福祉事務所	3
社会福祉協議会	1
子育て支援機関	1
その他機関	1

問6. 生活保護受給者等就労自立促進事業協議会または一体的実施事業運営協議会の構成員となっている生活困窮者自立支援関係部局・機関の担当者を教えてください。
(複数選択)

全体では、「自立相談支援機関に配置される就労支援員」が 56.5%と最も多く、次いで「自立相談支援機関に配置される相談支援員」が 51.4%、「自立相談支援機関に配置される主任相談支援員」が 49.1%と続いている。



N = 48

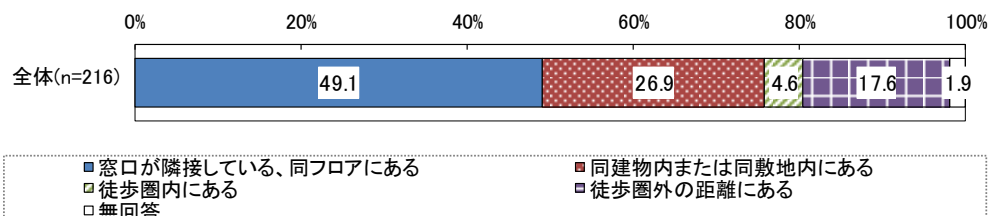
単位：件数

その他の生活保護受給者等就労自立促進事業協議会または一体的実施事業運営協議会の構成員となっている生活困窮者自立支援関係部局・機関の担当者	回答件数
自立相談支援機関・関係部局に配置されるその他役職	31
社会福祉協議会の職員	5
その他自治体の職員	4
福祉事務所の職員	2
自立相談支援機関・関係部局に配置される就労支援員	1
その他	5

問 7. 住居確保給付金受給者及び生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く）への支援に係る連携先関係機関との立地上の近接状況について、それぞれの機関ごとに教えてください。（いずれかを選択）

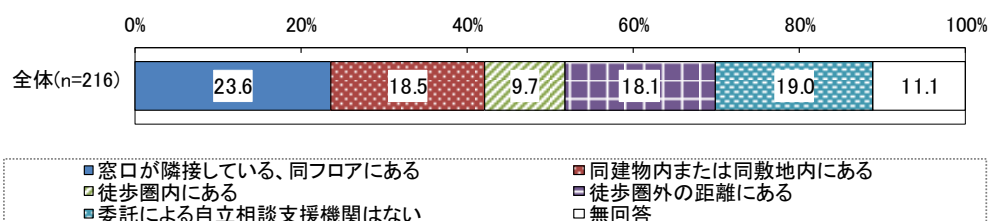
【1. 生活困窮者自立支援担当部局】

全体では、「窓口が隣接している、同フロアにある」が 49.1%と最も多く、次いで「同建物内または同敷地内にある」が 26.9%、「徒歩圏外の距離にある」が 17.6%と続いている。



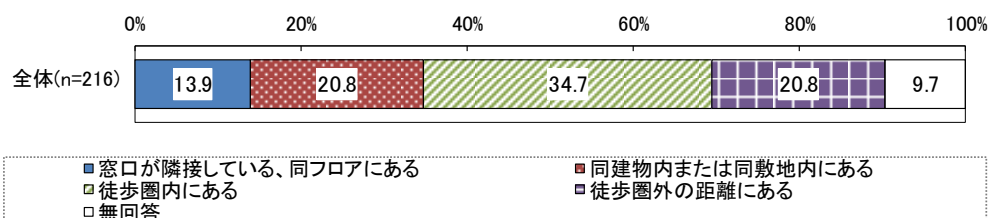
【2. 自立相談支援機関（上記を除く委託先機関）】

全体では、「窓口が隣接している、同フロアにある」が 23.6%と最も多く、次いで「委託による自立相談支援機関はない」が 19.0%、「同建物内または同敷地内にある」が 18.5%と続いている。



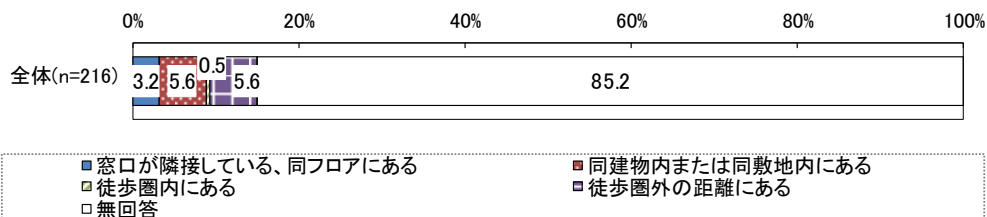
【3. 社会福祉協議会】

全体では、「徒歩圏内にある」が 34.7%と最も多く、次いで「同建物内または同敷地内にある」、「徒歩圏外の距離にある」が 20.8%、「窓口が隣接している、同フロアにある」が 13.9%と続いている。



【4. その他（上記1～3の連携先関係機関以外）】

全体では、「同建物内または同敷地内にある」、「徒歩圏外の距離にある」が5.6%と最も多く、次いで「窓口が隣接している、同フロアにある」が3.2%、「徒歩圏内にある」が0.5%となっている。



N = 28

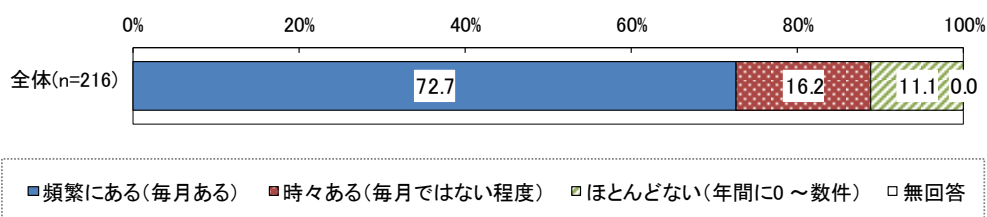
単位：件数

住居確保給付金受給者及び生活困窮者への支援に係る連携先関係機関との立地上の近接状況（その他の連携先関係機関）	回答件数
自治体の福祉関連部署	13
自治体の生活困窮者自立支援関係部署	8
福祉事務所	2
就労準備支援事業所	1
就労移行支援事業所	1
子育て支援機関	1
その他機関	2

② 支援対象者の状況等について

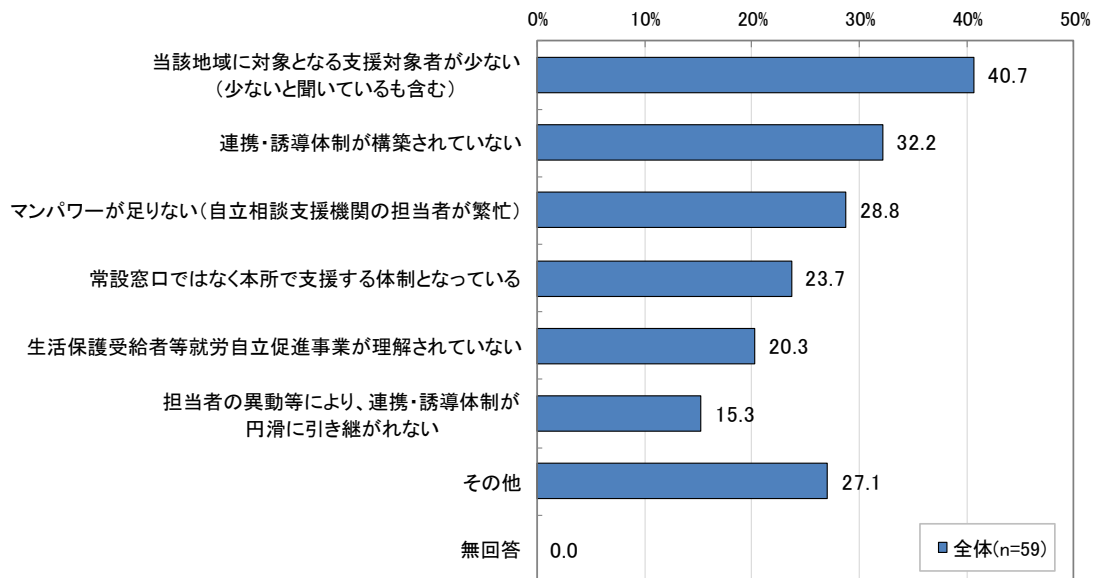
問8. 自立相談支援機関等から、ハローワークに対する住居確保給付金受給者、生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く）の支援要請の頻度を教えてください。（いずれかを選択）

全体では、「頻繁にある（毎月ある）」が72.7%と最も多く、次いで「時々ある（毎月ではない程度）」が16.2%、「ほとんどない（年間に0～数件）」が11.1%となっている。



問9.【問8で「2. 時々ある（毎月ではない程度）」「3. ほとんどない（年間に0～数件）」と回答した方】支援要請が頻繁ではない理由として考えられるものを教えてください。（複数選択）

全体では、「当該地域に対象となる支援対象者が少ない（少ないと聞いているも含む）」が40.7%と最も多く、次いで、「連携・誘導体制が構築されていない」が32.2%、「マンパワーが足りない（自立相談支援機関の担当者が繁忙）」が28.8%と続いている。



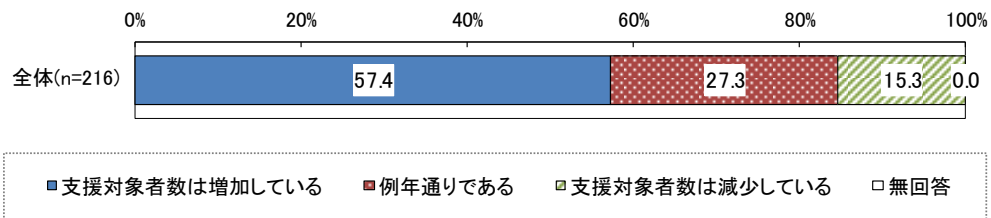
N = 16

単位：件数

その他の支援要請が頻繁ではない理由	回答件数
本所のハローワーク等で支援している	6
当該地域に対象となる支援対象者が少ない	3
一体的実施施設窓口が同じ施設内やフロア内になく、離れている	2
マンパワーが足りない	1
自立相談支援機関（民間委託）が職業紹介まで実施	1
その他	2
不明	1

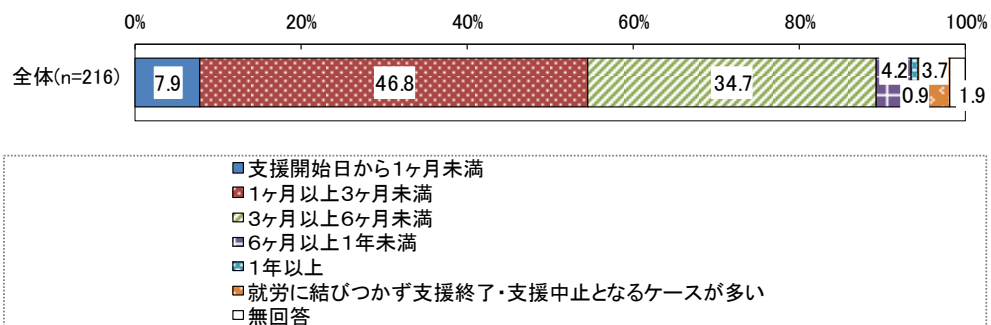
問 10. 貴施設への支援要請が行われた支援対象者（住居確保給付金受給者、生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く）に限る。）の数は、これまで（直近５年間）と比べ、どう変化していますか。（いずれかを選択）

全体では、「支援対象者数は増加している」（57.4%）、「例年通りである」（27.3%）、「支援対象者数は減少している」（15.3%）であった。



問 11. 支援対象者が就労に結び付くまでの支援期間で最も多い期間を教えてください。（いずれかを選択）

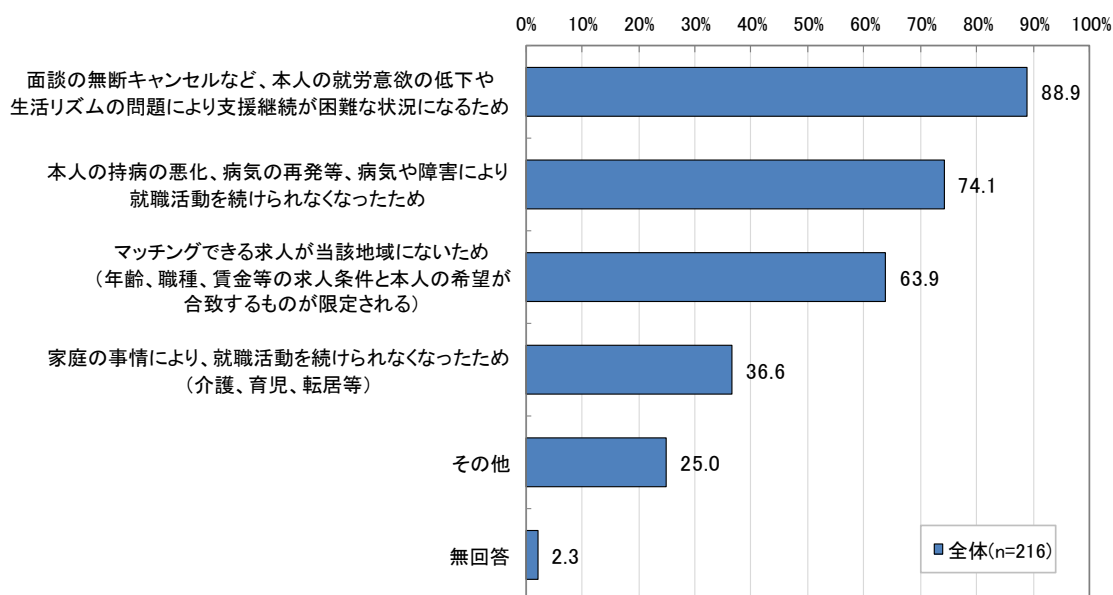
全体では、「１ヶ月以上３ヶ月未満」が46.8%と最も多く、次いで「３ヶ月以上６ヶ月未満」が34.7%、「支援開始日から１ヶ月未満」が7.9%と続いている。



問 12. 支援対象者について、就労に結びつかないまま支援終了・支援中止となる主な理由について教えてください。また、最も多い理由についても教えてください。

【支援終了・支援中止となる主な理由（複数選択）】

全体では、「面談の無断キャンセルなど、本人の就労意欲の低下や生活リズムの問題により支援継続が困難な状況になるため」が 88.9%と最も多く、次いで「本人の持病の悪化、病気の再発等、病気や障害により就職活動が続けられなくなったため」が 74.1%、「マッチングできる求人が当該地域にないため（年齢、職種、賃金等の求人条件と本人の希望が合致するものが限定される）」が 63.9%と続いている。



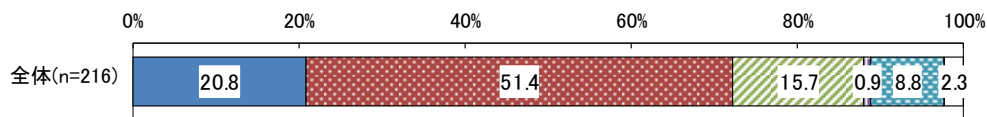
N = 54

単位：件数

その他の就労に結びつかないまま支援終了・支援中止となる主な理由	回答件数
自営業を継続する、現職を優先する等	20
生活保護へ移行	11
採用されないがために本人の就労意欲が低下する	5
本人が行方不明となる	5
本人の希望条件が高い、マッチしない	4
病気や障害など本人の事情により就業できない	4
新型コロナのため活動を控えた	2
稼働年齢ではない	1
職業訓練へ移行	1
要請がない	1

【支援終了・支援中止となる最も多い理由（いずれかを選択）】

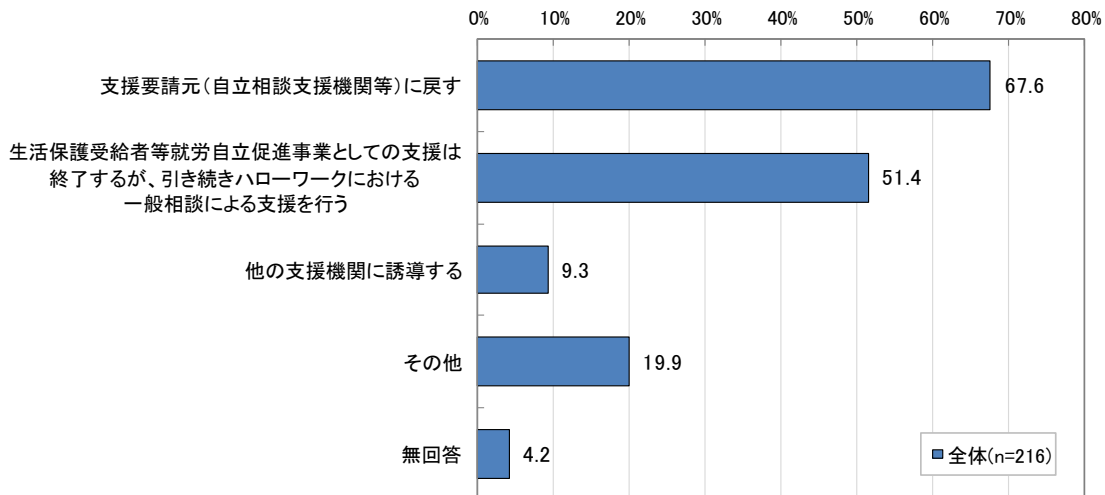
全体では、「面談の無断キャンセルなど、本人の就労意欲の低下や生活リズムの問題により支援継続が困難な状況になるため」が 51.4%と最も多く、次いで「マッチングできる求人が当該地域にないため（年齢、職種、賃金等の求人条件と本人の希望が合致するものが限定される）」が 20.8%、「本人の持病の悪化、病気の再発等、病気や障害により就職活動が続けられなくなったため」が 15.7%と続いている。



- マッチングできる求人が当該地域にないため
（年齢、職種、賃金等の求人条件と本人の希望が合致するものが限定される）
- 面談の無断キャンセルなど、本人の就労意欲の低下や生活リズムの問題により
支援継続が困難な状況になるため
- 本人の持病の悪化、病気の再発等、病気や障害により就職活動が続けられなくなったため
- 家庭の事情により、就職活動が続けられなくなったため（介護、育児、転居等）
- その他
- 無回答

問 13. 支援対象者の支援期間を延長したものの、就労に結び付かないケースの対応方法について教えてください。（複数選択）

全体では、「支援要請元（自立相談支援機関等）に戻す」が 67.6%と最も多く、次いで「生活保護受給者等就労自立促進事業としての支援は終了するが、引き続きハローワークにおける一般相談による支援を行う」が 51.4%、「他の支援機関に誘導する」が 9.3%と続いている。



N = 20

単位：件数

他の支援機関に誘導する場合の誘導先	回答件数
その他自治体の委託機関	10
就労準備支援事業所	5
自治体（福祉関連）	3
就労移行支援事業所	1
地域若者サポートステーション	1

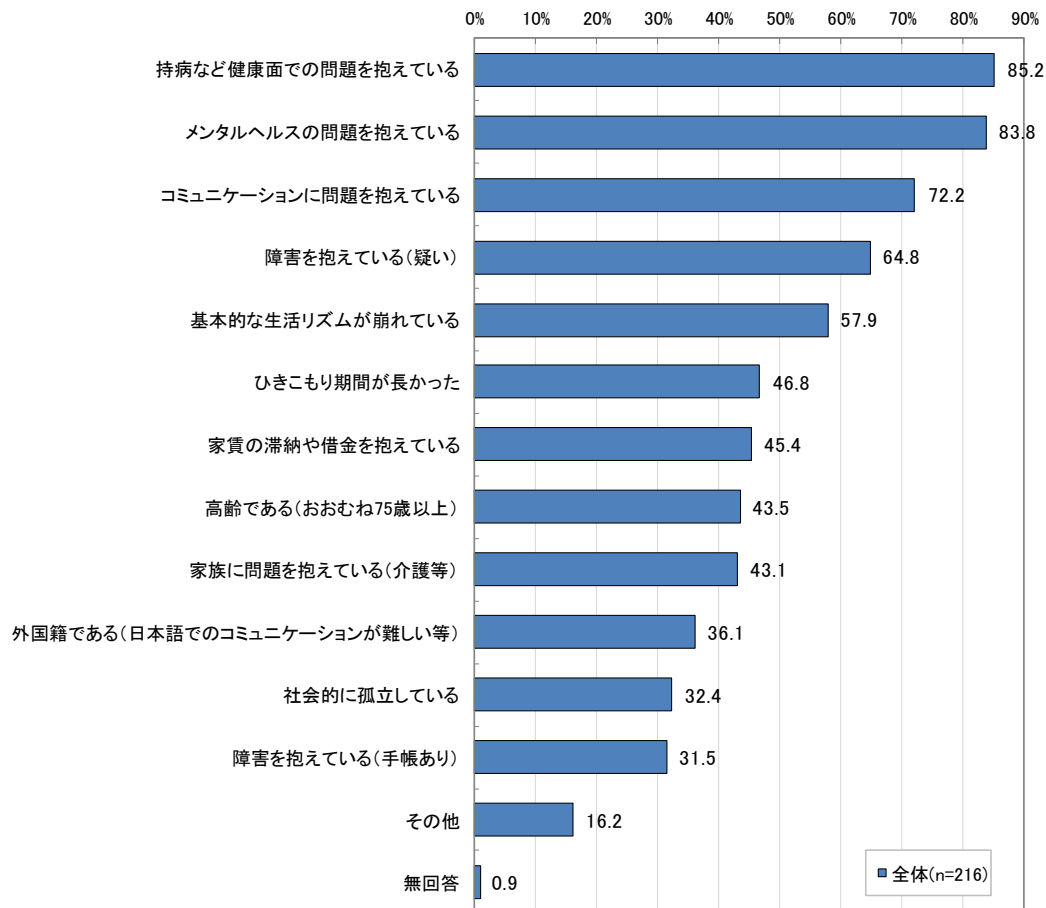
N = 43

単位：件数

その他の対応方法	回答件数
再度就労支援を行う	30
就労準備事業所、就労移行支援事業所、認定訓練事業所等へ誘導	4
支援を終了する	3
支援要請元に戻す	1
その他	1
延長したケースなし、支援要請がない	4

問 14. 複合的な課題を抱えている等の理由により、支援が困難だった支援対象者の特徴（複合的な課題）として多いものについて具体的に教えてください。（複数選択）

全体では、「持病など健康面での課題を抱えている」が 85.2%と最も多く、次いで「メンタルヘルスの課題を抱えている」が 83.8%、「コミュニケーションに課題を抱えている」が 72.2%、「障害を抱えている（疑い）」が 64.8%、「基本的な生活リズムが崩れている」が 57.9%と続いている。



N = 34

単位：件数

その他の複合的な課題を抱えている等の理由により、支援が困難だった支援対象者の特徴（複合的な課題）	回答件数
本人の希望条件が高い、マッチしない	8
就労意欲が低い、ない	8
携帯電話がない	4
社会人経験がない、短い、ブランクがある	3
刑余者や元暴力団、刺青がある等	2
在職中である	2
就職活動の原資がない、通勤手段がない	1
就職活動中に子どものお世話	1
その他	2
支援要請がない、回答困難	3

問 15. 支援が困難な対象者を就労に結び付けていくために自治体等（自立相談支援機関、社会福祉協議会等の連携先機関を含む。）に期待する支援があれば教えてください。

自治体等に期待する支援は、「持病や障害・メンタルヘルスなどに関する課題の把握・フォロー・解決」が 36 件と最も多く、次いで「就労準備支援事業の充実」「情報共有・連携の強化」が 28 件、「就労意欲の喚起、就労意志の確認」24 件と続いている。

N = 180 （回答件数：310 ※）

単位：件数

※1 件あたり複数の内容で回答されているため、回答件数が N 数よりも多くなっています。

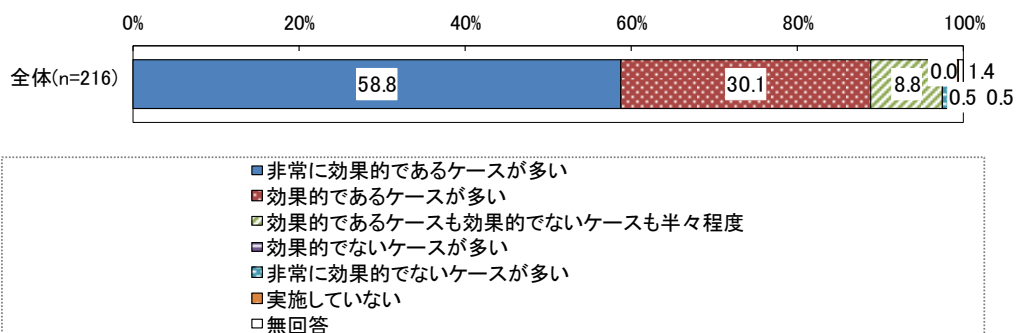
自治体等に期待する支援	回答件数
持病や障害・メンタルヘルスなどに関する課題の把握・フォロー・解決	36
就労準備支援事業の充実	28
情報共有・連携の強化	28
就労意欲の喚起、就労意志の確認	24
支援つき就労、中間的就労、就労体験、ボランティア体験、企業見学などの実施、確保	21
就職活動に必要な履歴書・写真・スーツ等の提供・貸与、求職活動時や就労初月の交通費の支給	20
就労する上での阻害要因の把握と解決	15
生活習慣形成（決まった時間に起床する等）のための指導・訓練	15
携帯電話の貸与・取得支援等	13
雇用の確保、創出	13
就労意欲のある支援対象者の選別、就労可否の見極め、支援要請の強化・改善	12
家計管理・家計相談	10
面接、職場見学、職場体験等への同行や送迎	9
自治体等担当職員の意識や能力向上、連携体制構築	8
電話、訪問による支援対象者の状況把握、相談対応	7
緊急連絡先や保証人の確保、支援等	5
面談の同席、個人面談等の実施	5
家賃相当額の支給、住居の斡旋、宿泊場所の供与、少額の生活費の支給、食事の支援	4
債務整理、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援	4
その他	24
特になし	9

③ 支援内容について

問 16. 支援対象者の支援に当たり、生活保護受給者等就労自立促進事業における支援メニューや内容の効果について、それぞれ教えてください。（各々いずれかを選択）

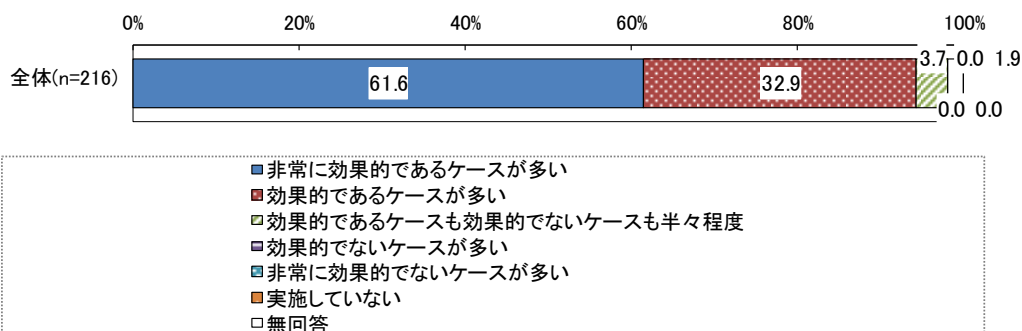
【1 自立相談支援機関等とのチーム支援、情報共有】

全体では、「非常に効果的であるケースが多い」が 58.8%と最も多く、次いで「効果的であるケースが多い」が 30.1%、「効果的であるケースも効果的でないケースも半々程度」が 8.8%と続いている。



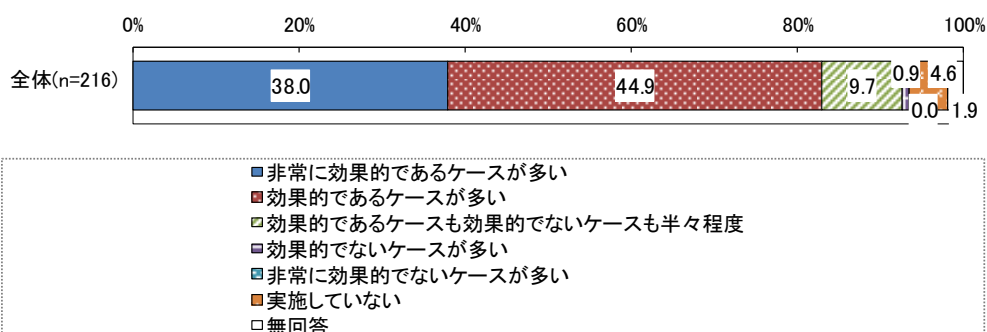
【2 担当者制の支援】

全体では、「非常に効果的であるケースが多い」が 61.6%と最も多く、次いで「効果的であるケースが多い」が 32.9%、「効果的であるケースも効果的でないケースも半々程度」が 3.7%と続いている。



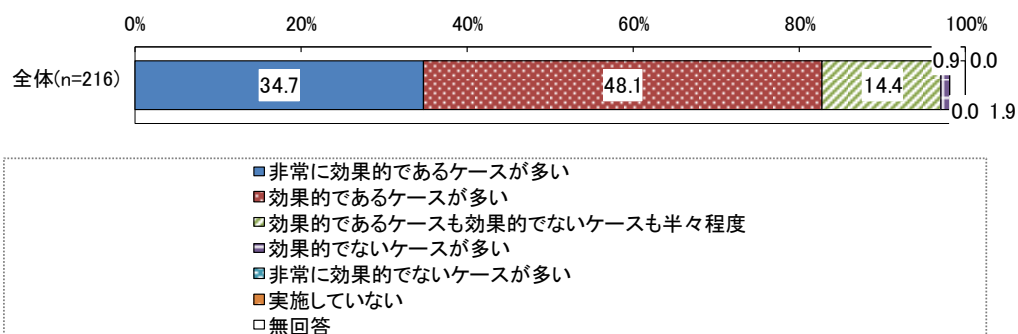
【3 傾聴等の個別カウンセリング】

全体では、「効果的であるケースが多い」が 44.9%と最も多く、次いで「非常に効果的であるケースが多い」が 38.0%、「効果的であるケースも効果的でないケースも半々程度」が 9.7%と続いている。



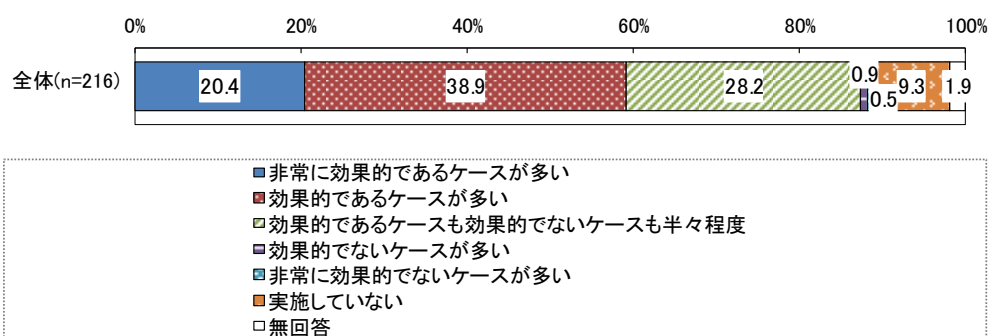
【4 自己理解（経歴の棚卸し等）、仕事理解（労働市場）支援】

全体では、「効果的であるケースが多い」が48.1%と最も多く、次いで「非常に効果的であるケースが多い」が34.7%、「効果的であるケースも効果的でないケースも半々程度」が14.4%と続いている。



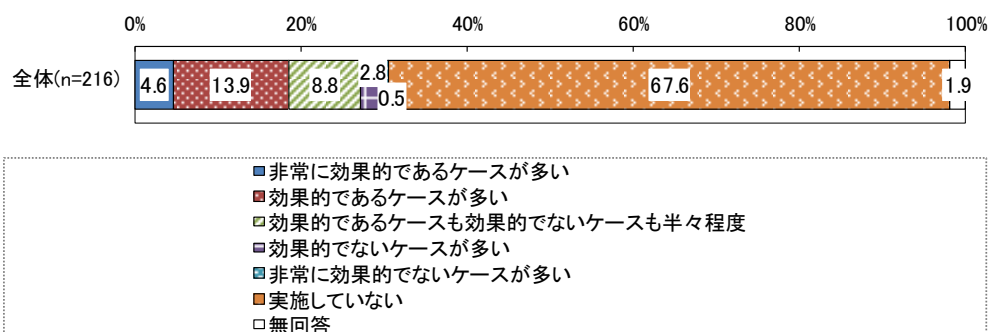
【5 職業相談における就労支援員等の同席】

全体では、「効果的であるケースが多い」が38.9%と最も多く、次いで「効果的であるケースも効果的でないケースも半々程度」が28.2%、「非常に効果的であるケースが多い」が20.4%と続いている。



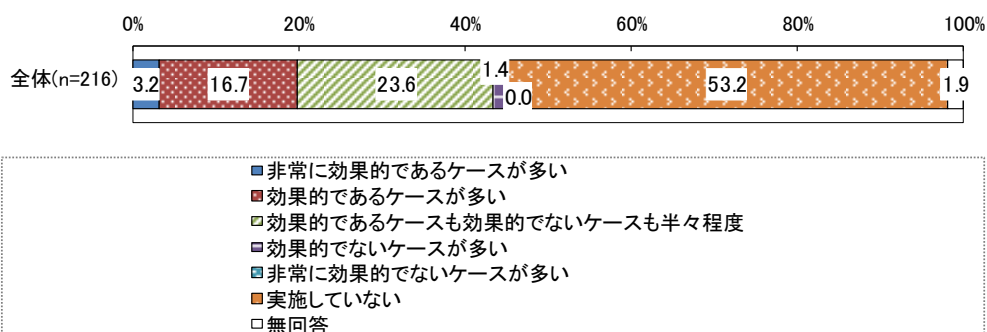
【6 職場体験講習、または職場実習先の開拓】

全体では、「実施していない」が67.6%と最も多く、次いで「効果的であるケースが多い」が13.9%、「効果的であるケースも効果的でないケースも半々程度」が8.8%と続いている。



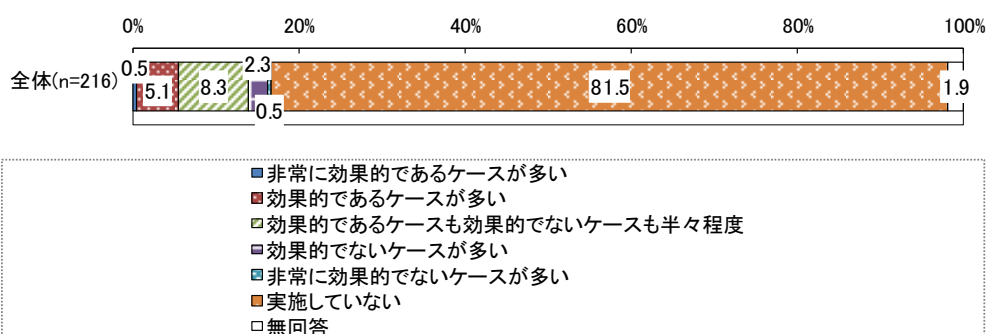
【7 職業準備セミナー受講】

全体では、「実施していない」が53.2%と最も多く、次いで「効果的であるケースも効果的でないケースも半々程度」が23.6%、「効果的であるケースが多い」が16.7%と続いている。



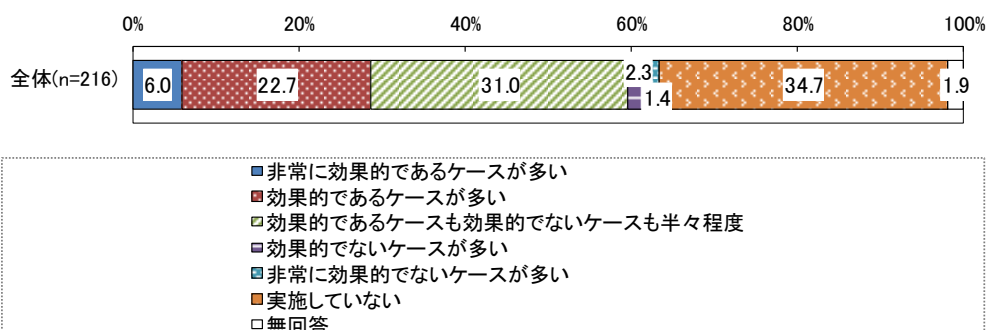
【8 グループワーク】

全体では、「実施していない」が81.5%と最も多く、次いで「効果的であるケースも効果的でないケースも半々程度」が8.3%、「効果的であるケースが多い」が5.1%と続いている。



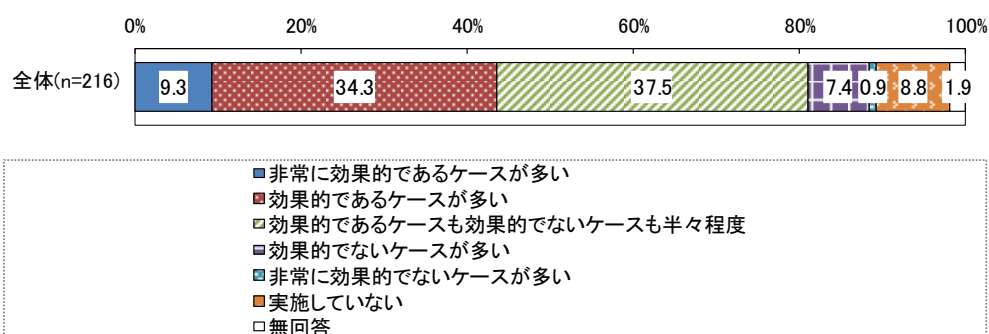
【9 就労準備支援事業の活用】

全体では、「実施していない」が34.7%と最も多く、次いで「効果的であるケースも効果的でないケースも半々程度」が31.0%、「効果的であるケースが多い」が22.7%と続いている。



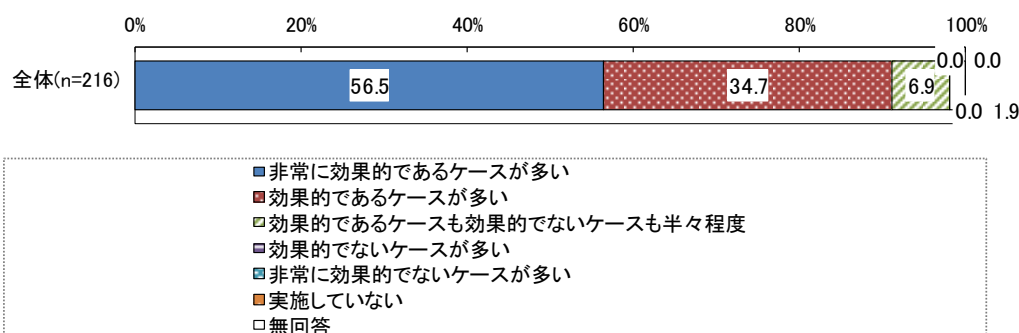
【10 公的職業訓練の受講あっせん】

全体では、「効果的であるケースも効果的でないケースも半々程度」が 37.5%と最も多く、次いで「効果的であるケースが多い」が 34.3%、「非常に効果的であるケースが多い」が 9.3%と続いている。



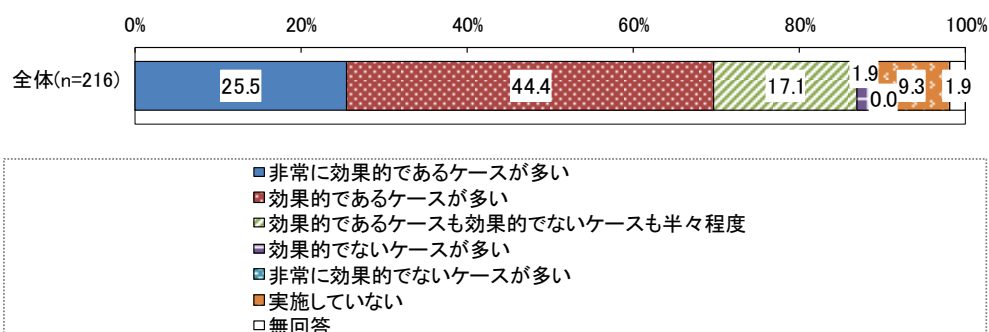
【11 求人提案（事前マッチングした求人の提供等）】

全体では、「非常に効果的であるケースが多い」が 56.5%と最も多く、次いで「効果的であるケースが多い」が 34.7%、「効果的であるケースも効果的でないケースも半々程度」が 6.9%と続いている。



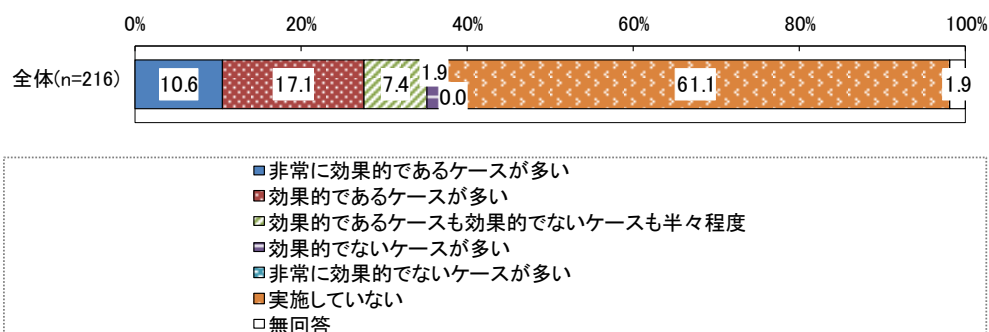
【12 求人条件緩和】

全体では、「効果的であるケースが多い」が 44.4%と最も多く、次いで「非常に効果的であるケースが多い」が 25.5%、「効果的であるケースも効果的でないケースも半々程度」が 17.1%と続いている。



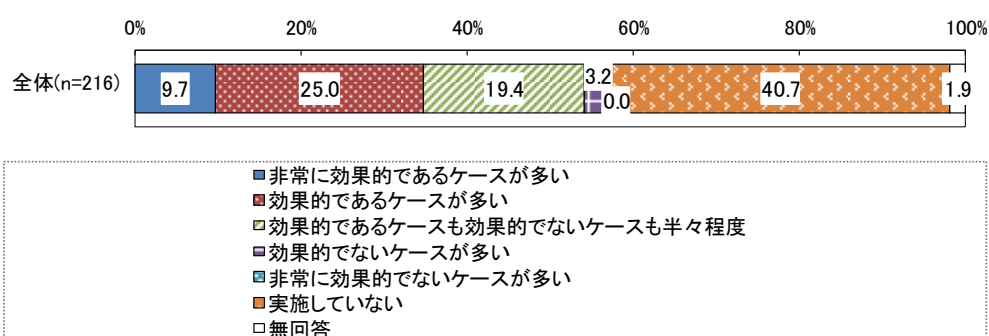
【13 個別求人開拓】

全体では、「実施していない」が 61.1%と最も多く、次いで「効果的であるケースが多い」が 17.1%、「非常に効果的であるケースが多い」が 10.6%と続いている。



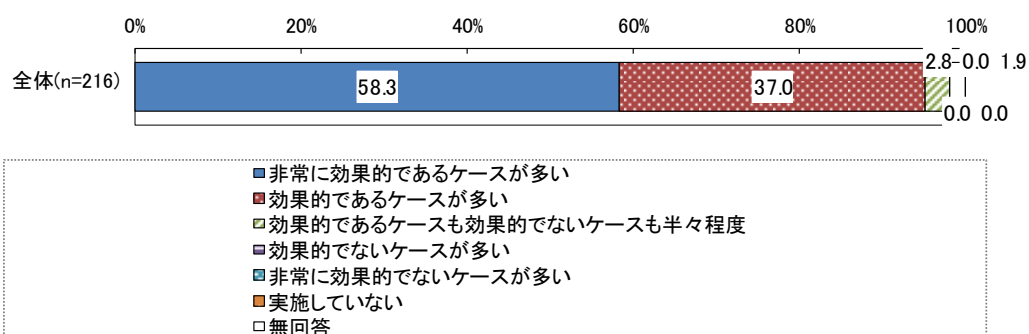
【14 業務切り出しに関する相談・指導】

全体では、「実施していない」が 40.7%と最も多く、次いで「効果的であるケースが多い」が 25.0%、「効果的であるケースも効果的でないケースも半々程度」が 19.4%と続いている。



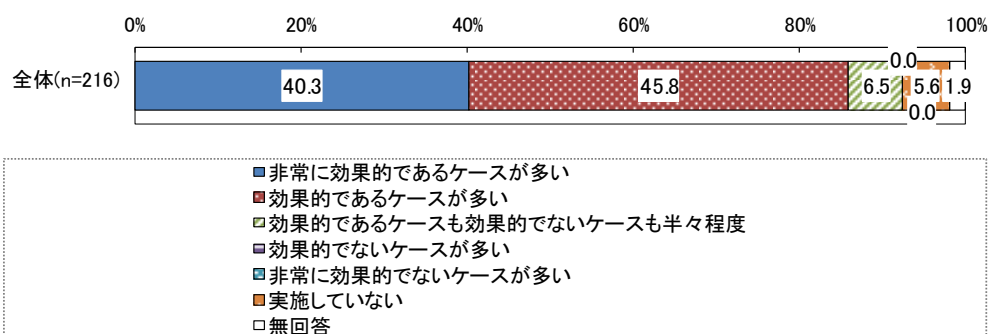
【15 履歴書の個別添削】

全体では、「非常に効果的であるケースが多い」が 58.3%と最も多く、次いで「効果的であるケースが多い」が 37.0%、「効果的であるケースも効果的でないケースも半々程度」が 2.8%と続いている。



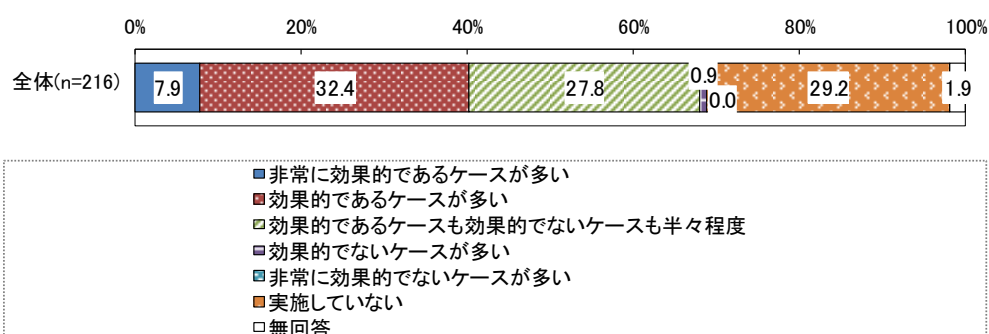
【16 面接シミュレーション】

全体では、「効果的であるケースが多い」が 45.8%と最も多く、次いで「非常に効果的であるケースが多い」が 40.3%、「効果的であるケースも効果的でないケースも半々程度」が 6.5%と続いている。



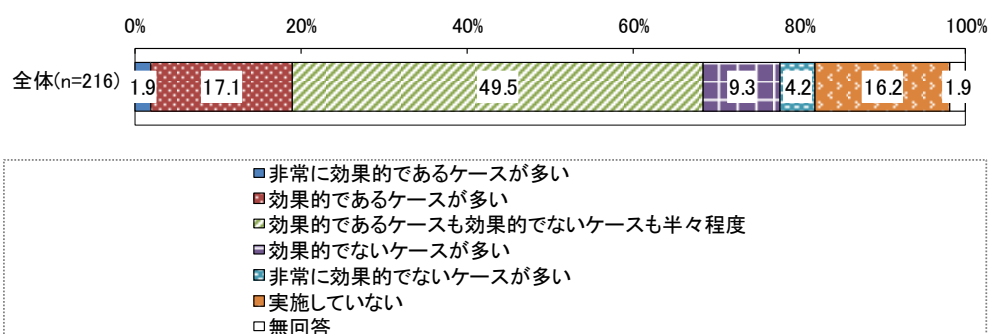
【17 応募前職場見学】

全体では、「効果的であるケースが多い」が 32.4%と最も多く、次いで「実施していない」が 29.2%、「効果的であるケースも効果的でないケースも半々程度」が 27.8%と続いている。



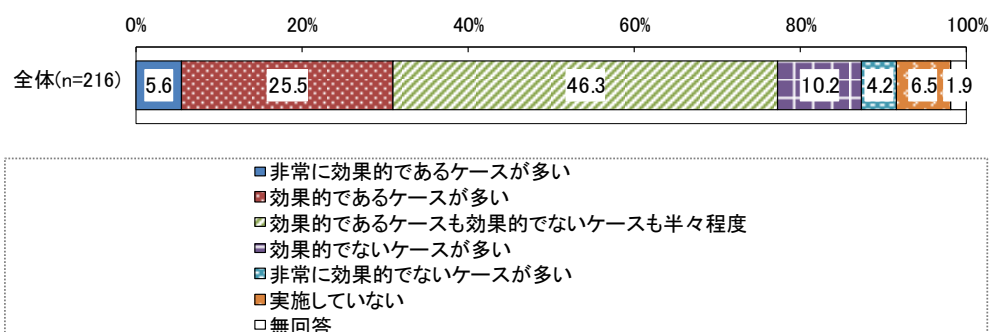
【18 トライアル雇用】

全体では、「効果的であるケースも効果的でないケースも半々程度」が 49.5%と最も多く、次いで「効果的であるケースが多い」が 17.1%、「実施していない」が 16.2%と続いている。



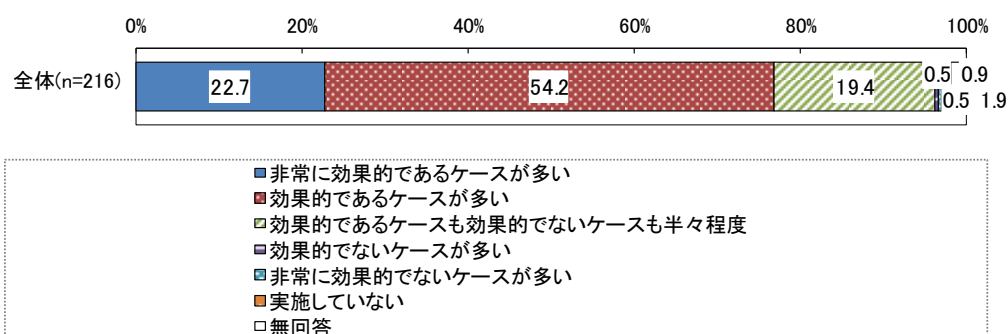
【19 特定求職者雇用開発助成金】

全体では、「効果的であるケースも効果的でないケースも半々程度」が 46.3%と最も多く、次いで「効果的であるケースが多い」が 25.5%、「効果的でないケースが多い」が 10.2%と続いている。



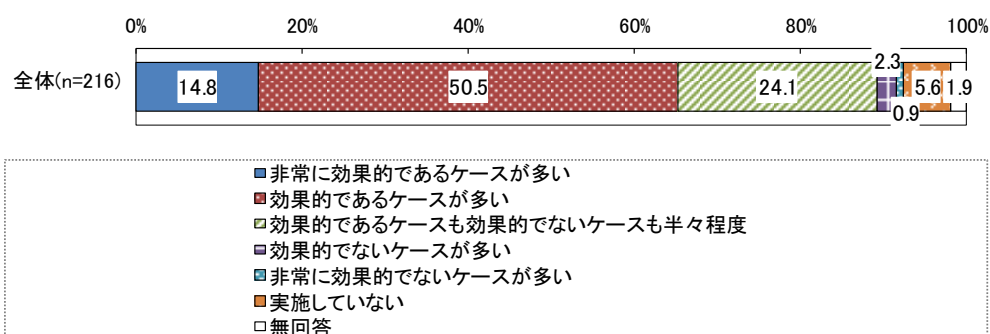
【20 応募不調理由の分析】

全体では、「効果的であるケースが多い」が 54.2%と最も多く、次いで「非常に効果的であるケースが多い」が 22.7%、「効果的であるケースも効果的でないケースも半々程度」が 19.4%と続いている。



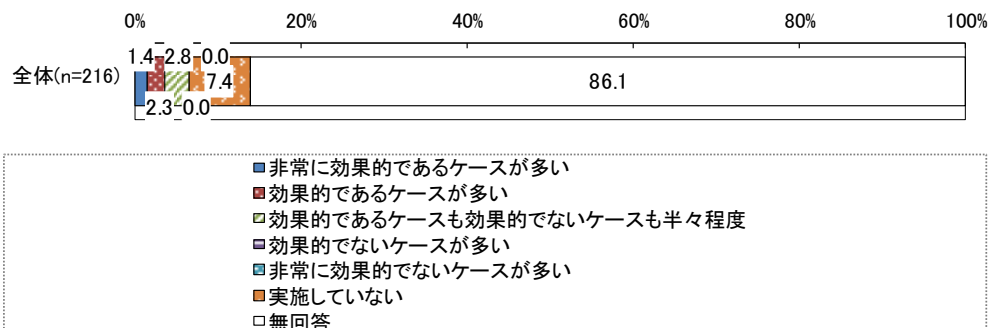
【21 職場定着指導等のフォローアップ】

全体では、「効果的であるケースが多い」が 50.5%と最も多く、次いで「効果的であるケースも効果的でないケースも半々程度」が 24.1%、「非常に効果的であるケースが多い」が 14.8%と続いている。



【22 その他】

全体では、「実施していない」が7.4%と最も多く、「効果的であるケースも効果的でないケースも半々程度」が2.8%、「効果的であるケースが多い」が2.3%、「非常に効果的であるケースが多い」が1.4%、「効果的でないケースが多い」が0.0%、「非常に効果的でないケースが多い」が0.0%となっている。



N = 15

単位：件数

生活保護受給者等就労自立促進事業における、その他の支援メニューや内容	回答件数
情報提供、相談対応、助言	5
就労意欲の喚起に向けた取組	4
その他	4
回答困難	2

問 17. 貴施設において、資質向上のための取組み（研修、事例検討等）について行っているものがあれば教えてください。

実施している資質向上のための取組みは、「自立相談支援機関との情報共有」が 44 件と最も多く、次いで「個別事例検討会、ケース会議に参加」が 39 件、「ハローワーク内での情報共有」が 23 件と続いている。

N = 152 （回答件数：224 ※）

単位：件数

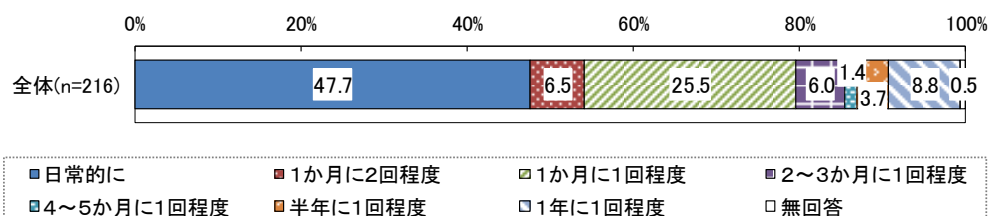
※1 件あたり複数の内容で回答されているため、回答件数が N 数よりも多くなっています。

資質向上のための取組み	回答件数
自立相談支援機関との情報共有	44
個別事例検討会、ケース会議に参加	39
ハローワーク内での情報共有	23
自立相談支援機関との合同での研修に参加	23
ハローワーク内で実施している研修に参加	22
一体的実施施設内での情報共有	15
外部研修への参加や書籍等での自己学習	8
求人動向の把握	8
窓口見学会や説明会の実施	4
その他	18
特になし	20

④ 自治体との連携等について

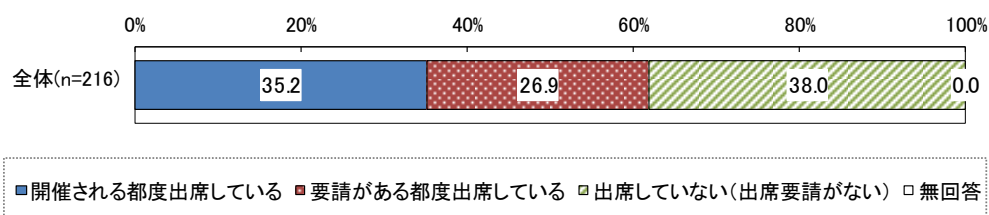
問 18. 貴施設は自治体等（自立相談支援機関、社会福祉協議会等の連携先機関を含む。）と、連携方法や協力体制など（個別ケースに係る情報共有を除く）について意見・情報交換を行っていますか。（いずれか近いものを選択）

全体では、「日常的に」が 47.7%と最も多く、次いで「1 か月に 1 回程度」が 25.5%、「1 年に 1 回程度」が 8.8%と続いている。



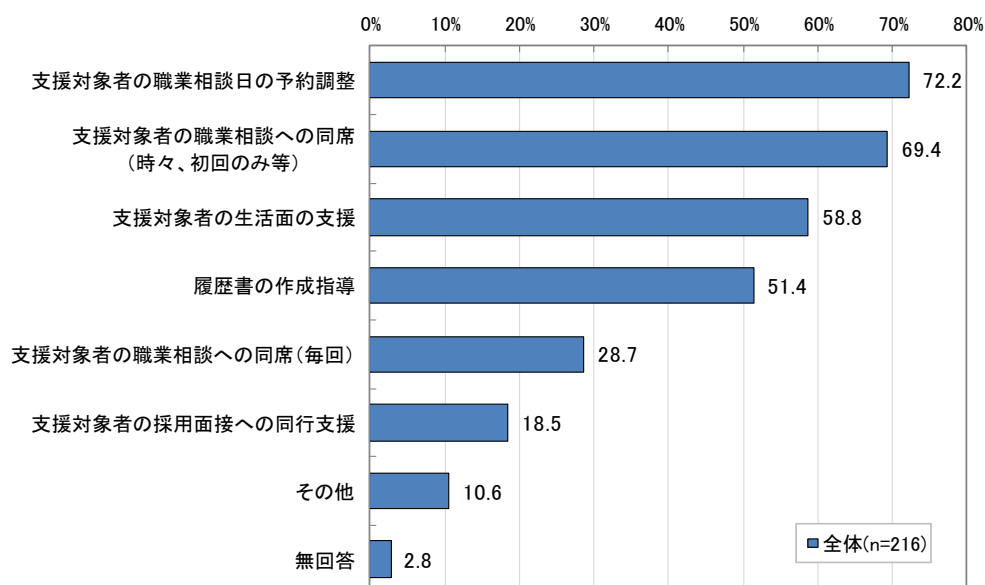
問 19. 貴施設では、自立相談支援機関が実施する支援調整会議に出席していますか。（いずれかを選択）

全体では、「出席していない（出席要請がない）」が 38.0%と最も多く、次いで「開催される都度出席している」が 35.2%、「要請がある都度出席している」が 26.9%となっている。



問 20. 貴施設での支援対象者の就労支援時における、自立相談支援機関の主な協力・連携内容について教えてください。（複数選択）

全体では、「支援対象者の職業相談日の予約調整」が 72.2%と最も多く、次いで「支援対象者の職業相談への同席（時々、初回のみ等）」が 69.4%、「支援対象者の生活面の支援」が 58.8%と続いている。



N = 23

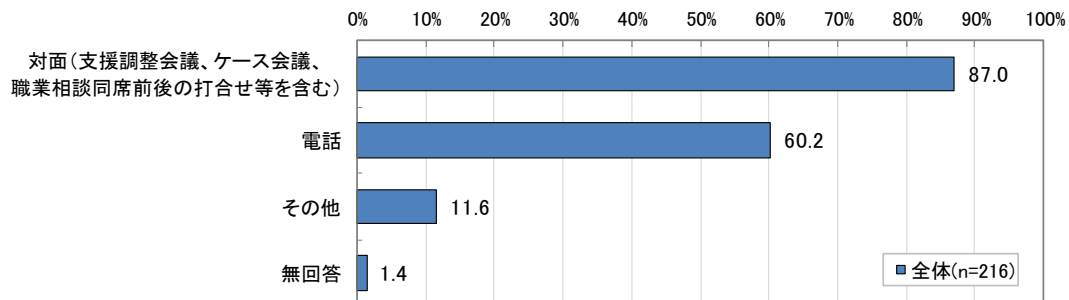
単位：件数

その他の就労支援時における、自立相談支援機関の主な協力・連携内容	回答件数
家庭訪問、電話連絡、支援対象者家族との面談	5
模擬面接の実施、面接のアドバイス	3
支援対象者の生活面の支援	3
就労意欲の喚起、就労後の定着支援	2
職業体験、職業能力開発等の情報提供	2
面接用スーツ等の貸与	1
その他	5
連携機会なし、支援要請なし	2

問 21. 支援対象者について、支援対象者に関する情報の共有、支援方針の検討、支援経過の共有など、自治体や自立相談支援機関等との情報共有の方法について教えてください。（複数選択）

【情報の共有方法】

全体では、「対面（支援調整会議、ケース会議、職業相談同席前後の打合せ等を含む）」が 87.0%と最も多く、「電話」が 60.2%となっている。



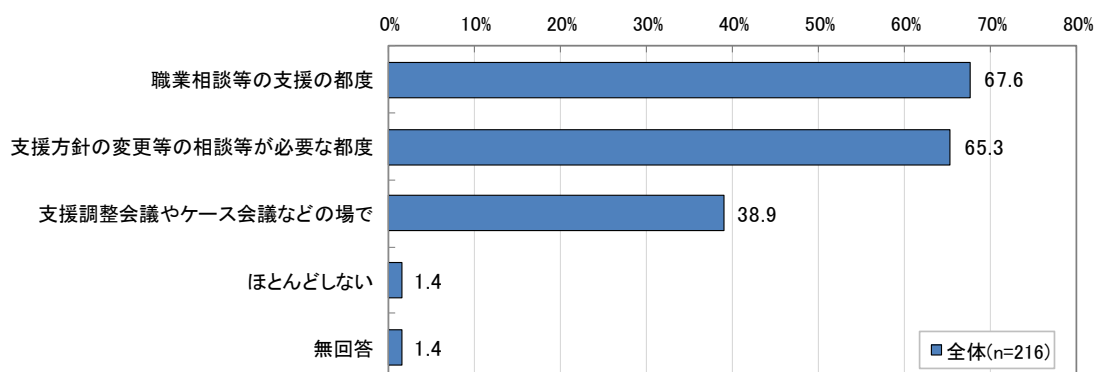
N = 25

単位：件数

その他の自治体や自立相談支援機関等との情報共有の方法	回答件数
報告書などの書面で共有	19
その他の対面でのやり取り	5
支援要請がない	1

【情報の共有頻度】

全体では、「職業相談等の支援の都度」が 67.6%と最も多く、次いで「支援方針の変更等の相談等が必要な都度」が 65.3%、「支援調整会議やケース会議などの場で」が 38.9%と続いている。



N = 3

単位：件数

自治体や自立相談支援機関等との情報共有をほとんどしない理由	回答件数
面談後に実施	1
その他	2

問 22. 貴施設において、自立相談支援機関等と連携する上で、特に効果的だと感じる取組等があれば教えてください。

自立相談支援機関等と連携する上で特に効果的だと感じる取組は、「自立相談支援機関との情報共有（支援調整会議など）」が 127 件と最も多く、次いで「相談者の金銭や健康などの情報を収集」が 40 件、「ハローワークの面談時や就職面接時に自立相談支援機関担当者が同席する」が 28 件と続いている。

N = 176 （回答件数：270 ※）

単位：件数

※1 件あたり複数の内容で回答されているため、回答件数が N 数よりも多くなっています。

特に効果的だと感じる取組等	回答件数
自立相談支援機関との情報共有（支援調整会議など）	127
相談者の金銭や健康などの情報を収集	40
ハローワークの面談時や就職面接時に自立相談支援機関担当者が同席する	28
自立支援相談支援機関の担当者からハローワークの来訪を促したり、就職の助言を行う	16
自立相談支援機関と同一フロアなど近隣に設置	15
支援対象者を限定した職業相談説明会やプレ相談会の開催	9
自立相談支援機関が開拓した求人の紹介	7
就労支援（履歴書作成指導、スーツの貸出など）	7
支援対象者に自立相談支援機関の情報を提供や連携	4
ハローワークが支援機関への同行	2
その他	7
特になし	8

問 23. 貴施設において、自立相談支援機関等と連携する上で、特に課題と感ずることや当該課題の解決に向けた提案等があれば教えてください。

【自立相談支援機関等と連携する上で特に課題と感ずることについて】

自立相談支援機関等と連携する上で、特に課題と感ずことは、「自立相談支援機関との情報の連携が不十分」が 38 件と最も多く、次いで「就労意欲が低い方や就労以外で解決すべき優先度が高い方など就労困難者が送り込まれている」が 31 件、「自立相談支援機関によって温度差がある、役割分担の明瞭化がされていない」が 27 件と続いている。

N = 170 (回答件数 : 210 ※)

単位 : 件数

※1 件あたり複数の内容で回答されているため、回答件数が N 数よりも多くなっています。

自立相談支援機関等と連携する上で、特に課題と感ずること	回答件数
自立相談支援機関との情報の連携が不十分	38
就労意欲が低い方や就労以外で解決すべき優先度が高い方など就労困難者が送り込まれている	31
自立相談支援機関によって温度差がある、役割分担の明瞭化がされていない	27
支援要請まで期間が長い、スピード感がない	15
自立相談支援機関が多忙	14
自立相談支援機関の支援員のスキル不足や支援の判断の基準が不明瞭	12
ハローワークへの送り込み数を増やしたい	11
自立相談支援機関との物理的距離が遠い	7
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の運用で課題がある	7
障がい者の方への支援など特殊な対応が必要	4
その他	13
特になし	31

【上記課題の解決に向けた対応方策や提案等について（主な意見を抜粋）】

＜自立相談支援機関との情報の連携が不十分＞

- ・「生活困窮者の就労準備状況チェックリスト」が有効に活用されていないため、積極的な活用で対象者の課題を明確にし、就労準備や支援の時期を検討する。自立相談支援機関とハローワークと対象者本人と情報を共有し、今後の目標や方向性等対策を一緒に検討し、課題や解決方針を統一する。
- ・自治体関係者とコミュニケーション強化、支援対象者が職種等について特に希望がなかったり、どんな職種があるか理解できていない場合、興味関心を持てる職種や働き方を見出していく。

＜就労意欲が低い方や就労以外で解決すべき優先度が高い方など就労困難者が送り込まれている＞

- ・翌月の対象者については、就職支援ナビゲーターが事前にケースワーカーの訪問記録を元に阻害要因の有無を確認し、判断が難しい場合はナビ共プレ相談を行い協議する。
- ・自立相談支援機関での面談日には職業相談を実施している。また、就労意欲が高まるよう求人情報の提供を行っている。
- ・就労支援事業の目的や支援方法、支援対象者の選定基準の認識の同一化等ハローワークと自立支援機関等による定期的な事業の再確認と再認識が必要と思われる。

＜自立相談支援機関によって温度差がある、役割分担の明瞭化がされていない＞

- ・自治体の就労準備支援とハローワークの就労支援の棲み分けが必要。
- ・ハローワークに出ている求人はハローワーク紹介するように依頼しているが、自社求人へのこだわりもあり完全には難しい状況にある。

＜支援要請まで期間が長い、スピード感がない＞

- ・本人が希望した場合、その都度支援要請の決裁ができれば、ケース会議までの時間が短縮できる。
- ・分業できるところは分業するが、必ず進捗状況を共有する。

＜自立相談支援機関が多忙＞

- ・自立支援担当部局において、就労支援に係わるマンパワーの強化および機動的に就労支援を担うことの出来る地域拠点の整備。
- ・可能であれば自治体の担当者以外の方でも支援対象者について連携可能な対応を望む。

＜自立相談支援機関の支援員のスキル不足や支援の判断の基準が不明瞭＞

- ・小さなことでも常に情報提供を心がけ、自立相談支援機関にも意識を持ってもらうようにしている。また自立相談支援機関・支援対象者との信頼関係を損なわないよう、情報を得た内容をよく確認し、支援対象者との相談時もメモを取りながら確認の上相談を進めている。
- ・個別に担当者へ支援してもらいたい要望を伝えている。また、支援機関が単独で行っている会義等あれば参加したい。

＜ハローワークへの送り込み数を増やしたい＞

- ・サポートコーナーの案内のチラシ（独自に作成）を新担当者に配布 など
- ・支援対象者との事前打ち合わせ（本人の希望職種や方向性、目標期限など）をあらかじめ設定した上で、ハローワークの就労活動に誘導をする。

＜自立相談支援機関との物理的距離が遠い＞

- ・当施設と自立相談支援機関が場所的に課題があるため、出張相談を実施している。
- ・定例の支援調整会議時等以外でも、緊密な連携により即支援につなげる柔軟な体制作り。

＜新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の運用で課題がある＞

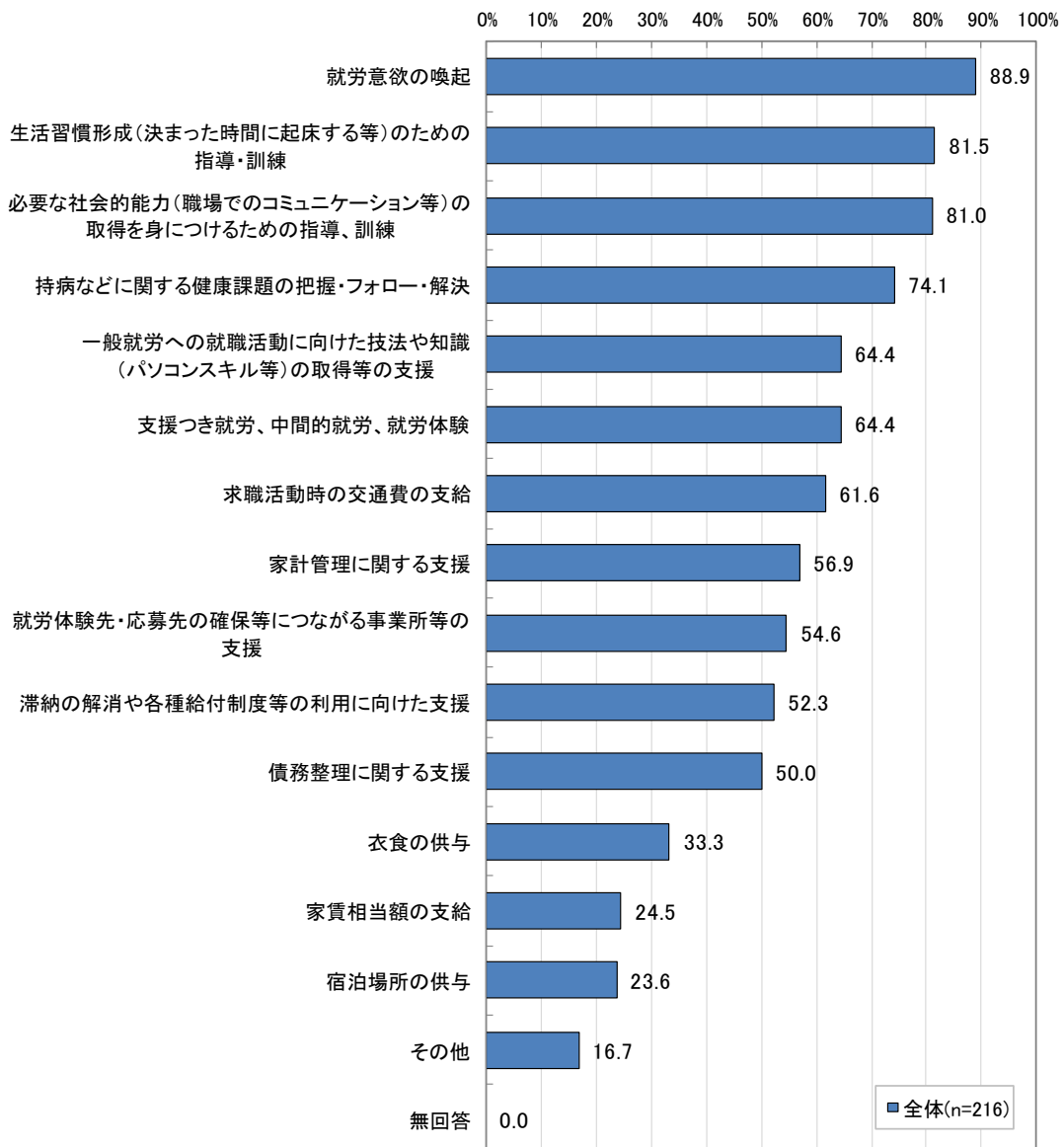
- ・ 給付金支給にあたって、受給対象者の努力目標・義務等、明確にし、その主旨の徹底が必要。支援期間側も明文化されていないため、苦慮している。 就労に向けたモチベーション向上策の連携を密にする。
- ・ コロナの収束と住居確保給付金等の就職活動における支給要件が以前に戻ることに。

＜障がい者の方への支援など特殊な対応が必要＞

- ・ 適切なアプローチを相談しながら進める、また他機関へのリファーも検討する。
- ・ 求人検索機利用や職業相談の対応は当該施設で行い、紹介状発行のみを本所で行う。その後、当該施設にて紹介状再発行をし、本人へ手交。

問 24. 支援対象者の就労による自立を促進する上で、自治体や自立相談支援機関等でどのような支援があれば、又は充実すれば、より効果的な就労支援、連携が可能になると考えるか。(複数選択)

全体では、「就労意欲の喚起」が 88.9%と最も多く、次いで「生活習慣形成（決まった時間に起床する等）のための指導・訓練」が 81.5%、「必要な社会的能力（職場でのコミュニケーション等）の取得を身につけるための指導、訓練」が 81.0%、「持病などに関する健康課題の把握・フォロー・解決」が 74.1%、「一般就労への就職活動に向けた技法や知識（パソコンスキル等）の取得等の支援」が 64.4%、「支援つき就労、中間的就労、就労体験」が 64.4%と続いている。



N = 36

単位：件数

その他の効果的な就労支援策等	回答件数
携帯電話の貸与、取得支援等	6
緊急連絡先や保証人の確保・支援等	5
履歴書の作成支援、履歴書の写真供与	4
社会参加機会の確保	4
面接用スーツ等の貸与	2
就職に関わる経費・生活費・就労当初の交通費等の補助	2
面接等への同行	2
その他	11

⑤ 事業所開拓、マッチング等について

問 25. 貴施設において、支援対象者の応募先の確保について、工夫していること、特に課題に感じることがあれば教えてください。

【支援対象者の応募先の確保のため工夫をしていること】

支援対象者の応募先の確保のため工夫をしていることは、「事業所へ条件緩和についてヒアリングを行う」が 71 件と最も多く、次いで「マッチングの強化や工夫」が 32 件、「応募者のスキル、経験、希望条件などより細かく把握する」が 21 件と続いている。

N = 166 （回答件数：233 ※）

単位：件数

※1 件あたり複数の内容で回答されているため、回答件数が N 数よりも多くなっています。

支援対象者の応募先の確保のため工夫をしていること	回答件数
事業所へ条件緩和についてヒアリングを行う	71
マッチングの強化や工夫	32
応募者のスキル、経験、希望条件などより細かく把握する	21
求人開拓を行う（過去採用実績先も含む）	17
ハローワーク以外の案件の紹介	17
応募先と情報共有を行い、良好な関係を築く	10
一体的実施施設内での情報共有	8
応募者に頻繁に案件を紹介	7
自立相談支援機関との情報共有	6
出張面接の場所を確保する	5
特定求職者雇用開発助成金の活用	5
ハローワーク内での情報共有	3
採用後のフォローアップを行う	2
職場見学の実施	2
その他	15
特にない	12

【支援対象者の応募先の確保について課題だと感じること】

支援対象者の応募先の確保について課題だと感じることは、「求人が少ない、業界や募集職種、雇用形態が限られている」が41件と最も多く、次いで「高齢者の採用が少ない」が34件、「通勤手段が限られる」が23件と続いている。

N = 163 （回答件数：246 ※）

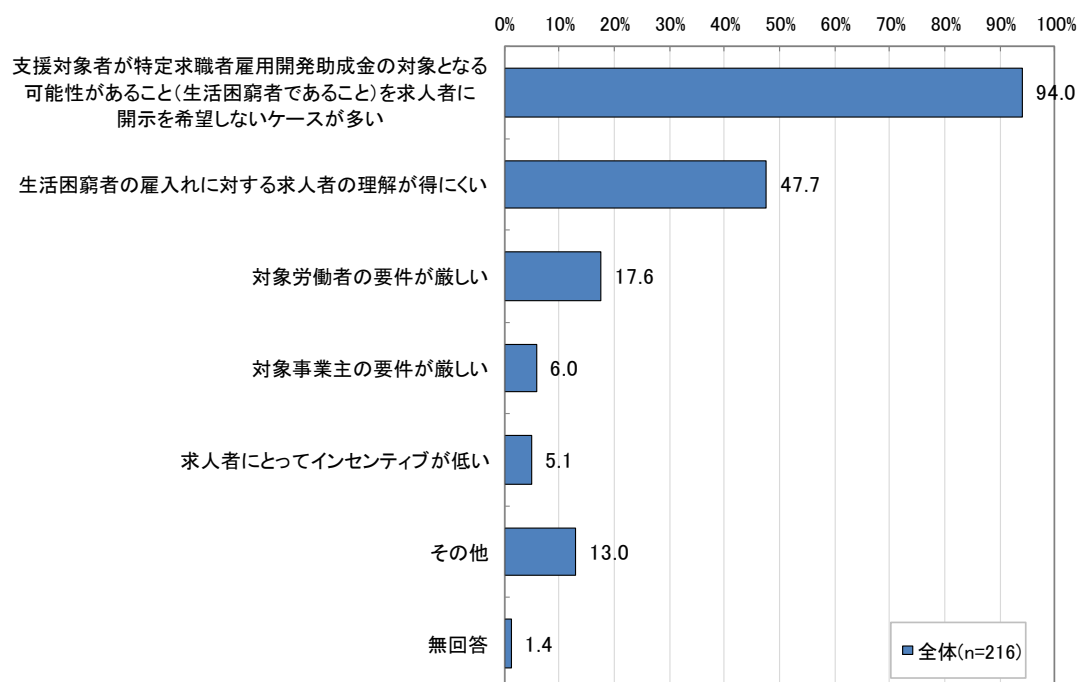
単位：件数

※1件あたり複数の内容で回答されているため、回答件数がN数よりも多くなっています。

支援対象者の応募先の確保について課題だと感じること	回答件数
求人が少ない、業界や募集職種、雇用形態が限られている	41
高齢者の採用が少ない	34
通勤手段が限られる	23
対象者の希望に合致する求人が少ない	20
各種募集条件が厳しい	16
応募者の属性に対する事業所の理解が不足している	15
連絡先が確保できない（携帯電話不所持）	13
外国人の採用を避ける	11
保証人が確保できない	10
応募者が希望条件の緩和に応じない	9
採用に性別差がある	7
事業所との信頼関係の構築	6
就労意欲を高めるための施策（職場見学会など）	6
事業所が条件緩和に非協力的	5
その他	18
特になし	12

問 26. 貴施設において、支援対象者に対して職業紹介を行う上で、特定求職者雇用開発助成金の活用促進に向けた課題について教えてください。（複数選択）

全体では、「支援対象者が特定求職者雇用開発助成金の対象となる可能性があること（生活困窮者であること）を求人者に開示を希望しないケースが多い」が 94.0%と最も多く、次いで「生活困窮者の雇入れに対する求人者の理解が得にくい」が 47.7%、「対象労働者の要件が厳しい」が 17.6%と続いている。



N = 35

単位：件数

対象労働者の具体的な要件	回答件数
就労支援実績3ヶ月の要件	16
本人の希望条件が高い、マッチしない	10
一週間の所定労働時間が、20時間以上の要件	5
支援対象者本人が開示を望まない	1
その他	3

N = 12

単位：件数

対象事業主の具体的な要件	回答件数
学歴・免許・資格・年齢・性別の要件	6
事業所が応募者の属性について敬遠、誤解している	2
就労経験年数の要件	1
その他	3

N = 8

単位：件数

求人者のインセンティブ	回答件数
就労の継続が困難	3
賃金、通勤交通費	1
特定求職者雇用開発助成金の利用について良い印象を持たない	1
提出書類の準備に費やす労力が大きい	1
その他	2

N = 28

単位：件数

その他	回答件数
本人が開示を望まない	8
就労支援実績3ヶ月の要件	7
事業所が応募者の属性について敬遠、誤解している	4
助成金の名称に対するマイナスイメージ	4
本人の希望条件が高い、マッチしない	2
その他	2
要請なし	1

問 27. 貴施設において、支援対象者の就職後の就業継続・職場定着について、特に課題と
 感じることで及び当該課題解決に向けた提案があれば教えてください。

【支援対象者の就職後の就業継続・職場定着について課題だと感じることで】

支援対象者の就職後の就業継続・職場定着について課題だと感じることは、「コミュニケーション不足（良好な人間関係が築けない）」が 51 件と最も多く、次いで「短期間での離職」が 36 件、「就労意識が低い、軽微な理由での離職」が 34 件と続いている。

N = 173 （回答件数：278 ※）

単位：件数

※1 件あたり複数の内容で回答されているため、回答件数が N 数よりも多くなっています。

支援対象者の就職後の就業継続・職場定着について課題だと感じることで	回答件数
コミュニケーション不足（良好な人間関係が築けない）	51
短期間での離職	36
就労意識が低い、軽微な理由での離職	34
入職後連絡が取りにくい、取れなくなる	30
相談相手がいらない、相談をせずに退職	17
職場訪問ができない	17
求人内容（本人の理解不足も含む）と実際の業務内容に乖離がある	14
就労のブランクが長い、体力や気力の低下	13
支援対象者のスキル不足	9
入職者の生活リズムが整っていない、持病など仕事以外の他の課題を抱え仕事に専念できない	6
金銭面での課題（給料日までの生活費が不足など）	5
人間関係以外での職場環境が合わない、悪い	4
メンタル不調	3
その他	18
特になし	21

【上記課題の解決に向けた対応方策や提案等について】

＜コミュニケーション不足（良好な人間関係が築けない）＞

- ・本人への定期的な聞き取りや職場訪問等、職場定着支援の柔軟な実施。
- ・職場定着をすすめるために、人間関係にかかる個別カウンセリング等を受けられる体制の構築。

＜短期間での離職＞

- ・支援対象者によっては、すぐに一般就労に向けて動き出すのではなく、生活習慣の見直しや就労意欲を醸成するために、支援機関を利用させてから求職活動を行う。また、ケースワーカー等との相談体制の確立。
- ・勤務前には必ず就労支援員を交えて就業継続するよう助言やアドバイスを行う。（短期間で判断しないよう、「まずは1週間、2週間、1ヶ月間は勤務してみること」というような目標設定の提案や辞める前の事前相談など。）

＜就労意識が低い、軽微な理由での離職＞

- ・稼働能力を明確にし、不足分のみ、受給できることを理解させる必要あり
- ・会社に辞める事を伝える前にこちらに相談に来る様に予め伝えておく。

＜入職後連絡が取りにくい、取れなくなる＞

- ・採用後、一定時期に連絡を入れる旨を事前に伝え、返信いただけるよう依頼するようにしている。
- ・就労状況アンケートのお手紙を送付し情報共有している。

＜相談相手がいらない、相談をせずに退職＞

- ・就職後に何かあれば事前に相談するように求職者に助言し、就業継続・職場定着を推進していく。
- ・就労が決まった直後に、支援対象者に入社後1週間程度でどなたも辞めたいと思うことがあるので、その場合は必ずジョブ担当まで連絡するよう依頼している。退職届を出した後に連絡するのではなく、辞める前に声がけしてほしいとお願いしている。

＜職場訪問ができない＞

- ・支援対象者へ電話や手紙等で一定期間、定着確認を行い、必要に応じ就職後も職業相談を行っている。
- ・自治体、ケースワーカーとの連携をとり、支援者へのフォロー体制の構築。

＜求人内容（本人の理解不足も含む）と実際の業務内容に乖離がある＞

- ・支援対象者の状況や希望内容を十二分に理解し先入観を持たず、まずは本人が希望する求人への就労に向けチームとして取り組む。その上で、求職条件と経験・スキルのミスマッチの自覚を促す支援や、自身がその仕事に従事する様子を思い描かせる等で納得して応募に踏み切れるよう支援していく必要あり。また、働くことで社会参加することが基本的な生活だという認識を促していく。
- ・職場にはイレギュラーな仕事もあり、いろいろな内容の業務が有ることを理解させる。契

約内容だけの仕事をしたい場合は派遣社員の仕事を提案。

＜就労のブランクが長い、体力や気力の低下＞

- ・求職活動中、体力維持のため軽い運動を勧めている。問題が起きたときの相談対応、積極的な声かけ等を行っている。
- ・生活習慣（考え方、体力作り）等をフォローできる仕組み作り。

＜支援対象者のスキル不足＞

- ・支援対象者の同意を得た上で、特定求職者雇用開発助成金等を積極的に活用し、事業先に支援対象者の情報をオープンにして長期的な視野で雇用継続してもらいたい。また、求職者支援制度等を活用して、支援対象者の職業訓練など能力向上への取り組みも必要かと思われる。
- ・退職に至った理由を洗い出し、次の求人選定へ反映させる。事前に求人先へ仕事内容・職場環境についてヒアリングを行い、つまづき要素の有無を確認している。

＜入職者の生活リズムが整っていない、持病など仕事以外の他の課題を抱え仕事に専念できない＞

- ・就労移行支援事業のような、生活リズムを整えつつ、社会に適応できる能力を育むようなサービスが必要。
- ・生活困窮者が働く場や参加する場を広げていくために、地域の住民団体や自立相談支援機関などのネットワークを構築し、包括的な支援が受けられるように整備する。支援者と被支援者の関係が、支える・支えられる関係から、相互に支え合う関係を地域社会の中で行っていくこと等が大事。

＜金銭面での課題（給料日までの生活費が不足など）＞

- ・まずは当面の生活費を日払いや週払いのアルバイトで稼いでもらう。
- ・社会福祉協議会の生活福祉資金の貸し付けでつなぐ

＜人間関係以外での職場環境が合わない、悪い＞

- ・どのような関わり方をして退職に至ったのかを具体的に聞き取り、その人の躰きやすい傾向を探り支援

＜メンタル不調＞

- ・各疾病、ケースに応じた成功例を示して、各人が解決策を自覚できれば良いと思われる。
- ・福祉事務所ケースワーカーや支援員からの定期的なフォローアップ。

問 28. 貴施設において、支援対象者の就職支援実績の向上等のために取り組んでいることがあれば教えてください。

就職支援実績の向上等のための取組は、「求人マッチングの強化、カウンセリングの強化」が 57 件と最も多く、次いで「自立支援相談機関との連携強化」が 54 件、「履歴書作成支援」が 30 件と続いている。

N = 176 (回答件数 : 287 ※)

単位 : 件数

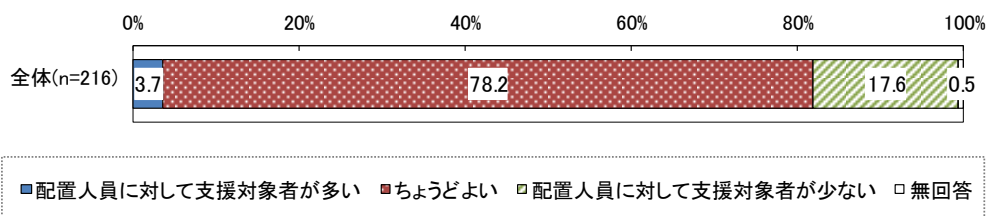
※1 件あたり複数の内容で回答されているため、回答件数が N 数よりも多くなっています。

就職支援実績の向上等のための取組	回答件数
求人マッチングの強化、カウンセリングの強化	57
自立支援相談機関との連携強化	54
履歴書作成支援	30
面接トレーニング・アドバイス（不採用理由の提示など）	21
紹介先企業との連携強化	13
キャリアプランの作成やのアドバイス	12
ハローワーク以外の求人媒体や自立相談支援機関が把握している求人の紹介	12
条件緩和などのアドバイス	11
就労面以外での関係性の構築、声掛け	11
定期的な面談や面談回数を増やす	10
電話、郵送、電子メールなどでの連絡	10
自立相談支援機関との目標の設定	6
職業訓練の実施	5
支援対象者の優先度を設定	4
面接先への地図や経路情報を提供	4
就職後の定着支援	4
就職支援ナビゲーターのスキル向上	3
担当者制で対応する	2
その他	10
特になし	8

⑥ その他

問 29. 貴施設における就職支援ナビゲーターの業務量について教えてください。（いずれかを選択）

全体では、「ちょうどよい」が 78.2%と最も多く、次いで「配置人員に対して支援対象者が少ない」が 17.6%、「配置人員に対して支援対象者が多い」が 3.7%となっている。



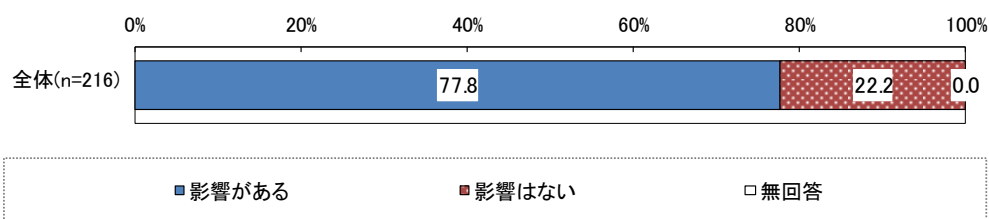
N = 8

単位：件数

適当だと思う就職支援ナビゲーターの業務量	回答件数
1 日当たりの対応人数：5 人程度	1
1 か月当たりの対応人数：70～80 人/人	1
年間の対応人数：新規 100 人程度/人	1
その他	5

問 30. 新型コロナウイルス感染症等の影響による、貴施設の支援状況について教えてください。（いずれかを選択）

全体では、「影響がある」が 77.8%と最も多く、「影響はない」が 22.2%となっている。



N = 162

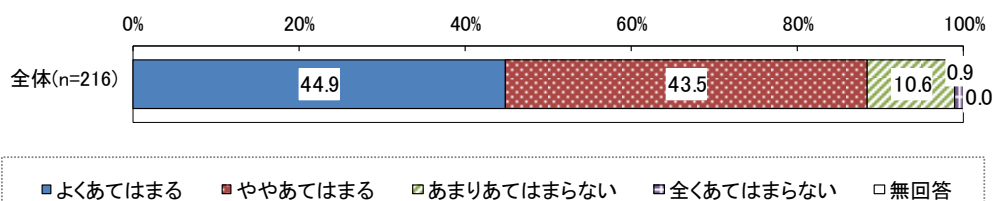
単位：件数

新型コロナウイルス感染症等の影響による、支援状況	回答件数
来所者・来窓頻度の減少、電話相談・電話面談の増加	39
支援対象者の増加	28
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、住居確保給付金に関わる支援対象者の増加	24
求人数の減少	22
就職活動の自粛、就労意欲の低下、Web 面接への移行対応	14
窓口・施設の閉鎖、来所制限、受付の制限	13
送り込み数の減少、中断	8
ケースワーカーの訪問自粛	6
外国籍の困窮者の増加	1
その他	7

問 31. 新型コロナウイルス感染症等の影響により生活に困窮する者として、次のような支援対象者が増加していると感じますか。(各々いずれかを選択)

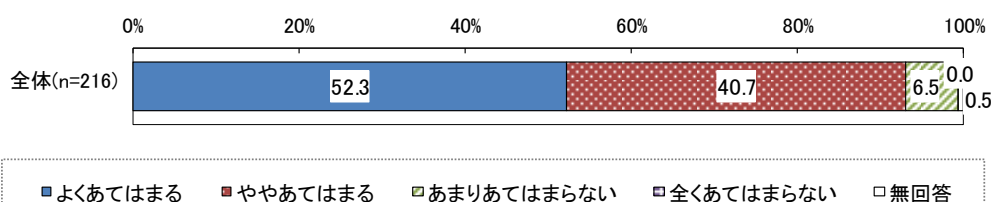
【1 解雇・雇止め等を受けた不安定就労者】

全体では、「よくあてはまる」が 44.9%と最も多く、次いで「ややあてはまる」が 43.5%、「あまりあてはまらない」が 10.6%と続いている。



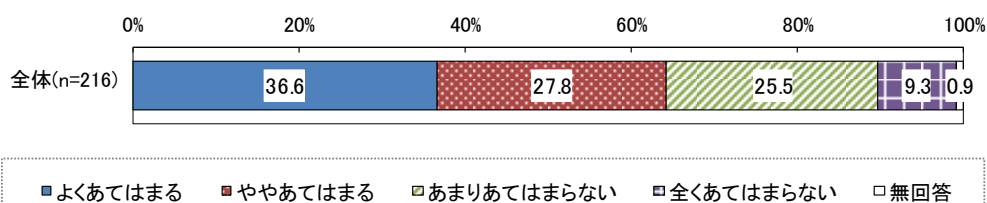
【2 シフト減の不安定就労者】

全体では、「よくあてはまる」が 52.3%と最も多く、次いで「ややあてはまる」が 40.7%、「あまりあてはまらない」が 6.5%と続いている。



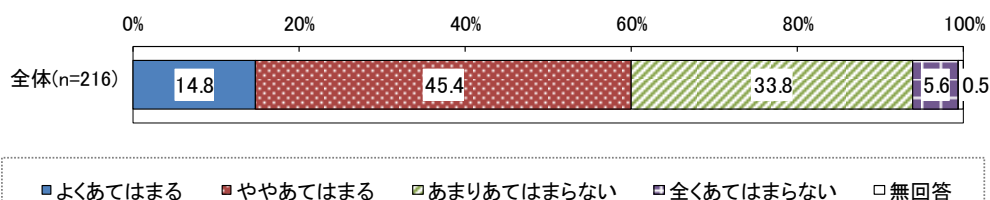
【3 個人事業主、フリーランス】

全体では、「よくあてはまる」が 36.6%と最も多く、次いで「ややあてはまる」が 27.8%、「あまりあてはまらない」が 25.5%と続いている。



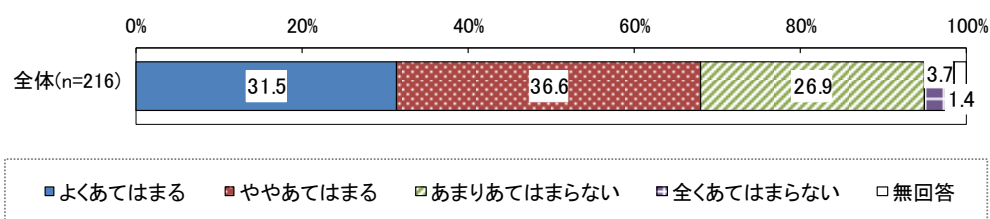
【4 在職者】

全体では、「ややあてはまる」が 45.4%と最も多く、次いで「あまりあてはまらない」が 33.8%、「よくあてはまる」が 14.8%と続いている。



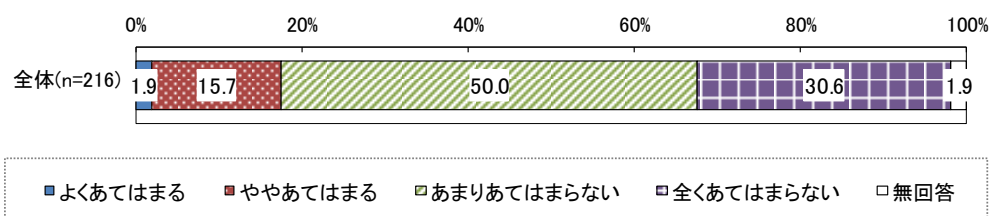
【5 高齢者】

全体では、「ややあてはまる」が 36.6%と最も多く、次いで「よくあてはまる」が 31.5%、「あまりあてはまらない」が 26.9%と続いている。



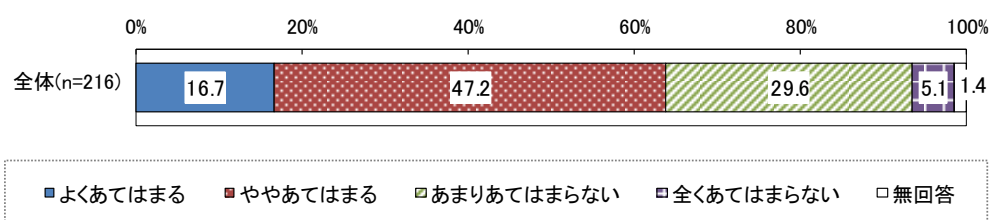
【6 ひきこもり】

全体では、「あまりあてはまらない」が 50.0%と最も多く、次いで「全くあてはまらない」が 30.6%、「ややあてはまる」が 15.7%と続いている。



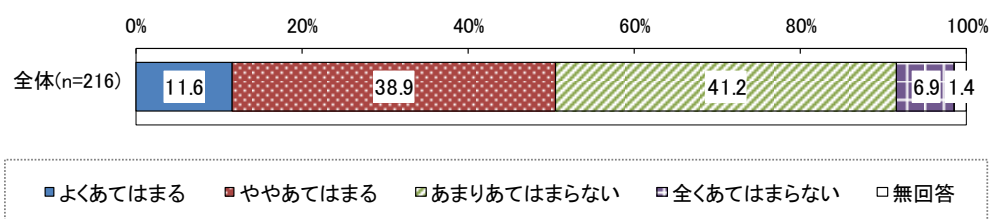
【7 ひとり親家庭】

全体では、「ややあてはまる」が 47.2%と最も多く、次いで「あまりあてはまらない」が 29.6%、「よくあてはまる」が 16.7%と続いている。



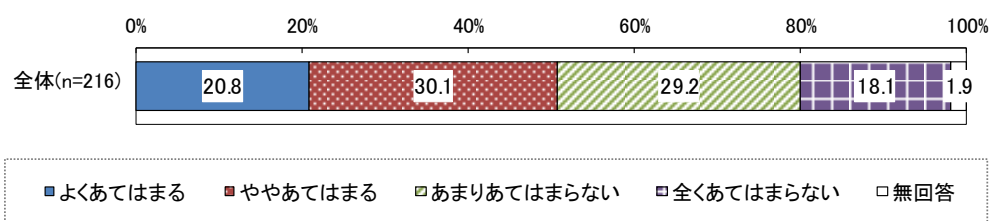
【8 若年層】

全体では、「あまりあてはまらない」が 41.2%と最も多く、次いで「ややあてはまる」が 38.9%、「よくあてはまる」が 11.6%と続いている。



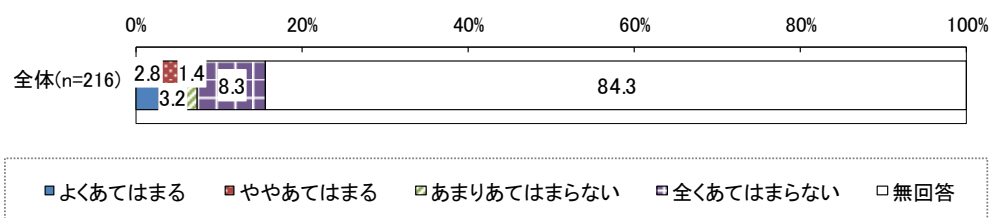
【9 外国籍】

全体では、「ややあてはまる」が 30.1%と最も多く、次いで「あまりあてはまらない」が 29.2%、「よくあてはまる」が 20.8%と続いている。



【10 その他】

全体では、「全くあてはまらない」が 8.3%と最も多く、次いで「ややあてはまる」が 3.2%、「よくあてはまる」が 2.8%と続いている。



N = 14

単位：件数

新型コロナウイルス感染症等の影響により、増加した支援対象者	回答件数
非正規雇用者	2
在職者の転職支援	1
高齢者	1
8050 問題の 50 代	1
外国籍	1
新型コロナウイルスに感染し、離職を余儀なくされた	1
その他	7

問 32. 生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者について、新型コロナウイルス感染症等の影響による特徴的な変化が見られる場合は、その特徴について教えてください。（就労意欲、就職を急ぐ程度等）

支援対象者の新型コロナウイルス感染症等の影響は、「就職意欲が低い方の増加（感染者が減少するまで就職を控えたい）」が 112 件と最も多く、次いで「各種給付金を受ける方が増加（社会福祉協議会の緊急小口資金の特例貸付、住居確保給付金など）」が 54 件、「在職者（フリーランス、自営業、シフト減など）が増加」が 25 件と続いている。

N = 176 （回答件数：373 ※）

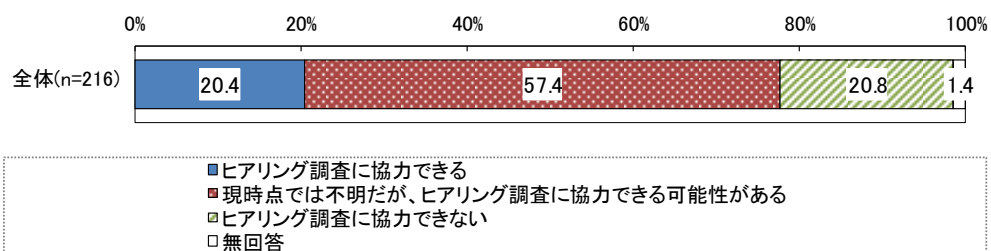
単位：件数

※1 件あたり複数の内容で回答されているため、回答件数が N 数よりも多くなっています。

支援対象者の新型コロナウイルス感染症等の影響	回答件数
就職意欲が低い方の増加（感染者が減少するまで就職を控えたい）	112
各種給付金を受ける方が増加（社会福祉協議会の緊急小口資金の特例貸付、住居確保給付金など）	54
在職者（フリーランス、自営業、シフト減など）が増加	25
就職困難者や希望職種とのミスマッチが増加	24
就職意欲が高い方の増加	21
面談回数の減少やキャンセルの増加	21
特定業種（飲食、観光、宿泊業など）の離職者が増加	19
求人数の減少、採用率の低下	16
困窮者や生活保護受給者の増加	13
感染症が広がらない職場を希望する方や特定業種（病院など）を避ける方が増加	8
非正規雇用の離職が増加	6
若年層の離職が増加	5
高齢層の離職が増加	5
自立相談支援機関との連携が減少	5
外国籍の離職が増加	4
メンタル不調者が増加	3
近隣での勤務を希望する方が増加	3
Web 面談の増加（参加手段がない方が増加）	2
正社員希望者が増加	1
その他	11
特になし	15

問 33. 本事業では、生活保護受給者等就労自立促進事業における住居確保給付金受給者、生活困窮者に対する就労支援の好事例の把握のためのヒアリング調査（対面またはオンライン）を 10 月以降で予定しております。ご協力いただける方は次の選択肢からいずれか選択してください。

全体では、「現時点では不明だが、ヒアリング調査に協力できる可能性がある」が 57.4%と最も多く、「ヒアリング調査に協力できない」が 20.8%、「ヒアリング調査に協力できる」が 20.4%となっている。





ヒアリング調査の実施

1 福祉事務所設置自治体ヒアリング調査

(1) 福祉事務所設置自治体ヒアリング調査の概要

① ヒアリング調査の企画概要

全国の福祉事務所設置自治体を対象に、自立相談支援機関における就労支援の取組状況や、自治体独自の取組、ハローワークで実施している生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携状況を把握し、ハローワーク等との効果的な連携手法や連携の実施に向けた課題の事例収集を目的として調査を実施した。

福祉事務所設置自治体ヒアリング調査の概要

調査名	生活困窮者等に対する就労支援の連携状況等に係る 福祉事務所設置自治体ヒアリング調査
調査目的	各就労支援事業の実施状況やハローワーク・関係機関との連携状況を把握・整理をするとともに、連携手法や連携の実施に向けた工夫点・課題等を把握することを目的とする。
調査対象	生活困窮者自立支援所管課：9 件
抽出方法	抽出調査 (福祉事務所設置自治体アンケート調査：問 35 にて「ヒアリング調査に協力できる」と回答した自治体のうち、 問 9:就労支援にて実施している事業 (生活保護受給者等就労自立促進事業と連携) 問 17:自立相談支援事業における就労支援の庁内部署との連携 (連携が進んでいる) 問 18:自立相談支援事業における就労支援の庁外機関との連携 (連携が進んでいる) 問 31:支援対象者の就労体験時等に交通費の支給 (支給を行っている) 問 56:生活保護受給者等就労自立促進事業に関する 庁外機関との連携(連携が進んでいる) 問 62:生活困窮者に対する就労支援の自治体独自の取組 (工夫点の記載あり) 等の設問に記載があった自治体を人口規模や地域、取組み内容等を整理して決定)
調査方法	対象候補の選定後、電話にてヒアリング許可を申請。新型コロナウイルス感染症の流行も鑑み、原則オンラインによる聞き取り調査(1 時間程度)とした。
調査実施時期	令和 4 年 1 月中旬から 2 月下旬

② ヒアリング調査実施自治体の一覧

下図 No1～No9 がヒアリング調査実施自治体の一覧となる。検討委員会での審議事項を踏まえながら、都道府県や人口規模、保護率等の勘案しながら事例の収集に努めた。

ヒアリング調査実施自治体の一覧

No	自治体名	都道府県	総人口※1	保護率※1	高齢化率※1	自立相談 支援機関の 運営形態	ヒアリング日
1	釧路市	北海道	16.4 万人	49.3‰	34.5%	委託	2/9
2	岩沼市	宮城県	4.4 万人	6.9‰	26.7%	委託	1/24
3	調布市	東京都	13.2 万人	13.3‰	21.6%	委託	2/2
4	あま市	愛知県	8.9 万人	7.6‰	26.0%	直営	1/13
5	京丹後市	京都府	5.3 万人	9.9‰	36.6%	直営	2/24
6	高槻市	大阪府	35.0 万人	16.5‰	29.3%	直営	1/17
7	阪南市	大阪府	5.3 万人	10.4‰	33.1%	委託	2/2
8	尼崎市	兵庫県	45.9 万人	4.0‰	27.5%	直営	2/7
9	倉敷市	岡山県	48.0 万人	14.7‰	27.5%	委託	1/26

※1…令和3年9月末時点

(2) 福祉事務所設置自治体ヒアリング調査結果

① 北海道釧路市

1) 事業実施の背景と概要
【事業実施の背景】 ・ 釧路市では、平成 14 年に炭鉱閉山及び平成 20 年にリーマン・ショックの影響を受け、厳しい雇用情勢が継続したことから生活保護受給者が増大した。生活保護率は全道一高い状況であり、稼働年齢層への就労支援を一層充実させることが重要となった。 【事業の概要】 〔中間的就労の設置〕 ・ 釧路市では日常生活自立、社会生活自立、就労自立と 3 つの自立段階を設定している。社会生活自立（社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として生活を送る）になっても、すぐに一般就労に結び付くわけではない。そこで、社会生活自立と就労自立の中間的位置を中間的就労と位置づけその取組を充実させている。 ・ 相談員は、相談者と面談し、意向やニーズを把握したうえで求職活動の提案をし、ハローワークや民間就職紹介会社につなぎ、就労に至らない方をボランティアや中間的就労等につないでいる。 〔ハローワーク等との連携〕 ・ 生活福祉事務所内（生活保護部門）にハローワークの常設窓口を開設している。相談員による面接を行い、就労意欲が高く直ちに求職活動を行える相談者を常設窓口でワンストップでつなぐことができ、ハローワークの専門スタッフによる支援を受けることができる体制となっている。 ・ ハローワークにつないだ場合は、相談員とハローワークで月に 1 回ケース会議を開き、それまでに携わってきていた相談者の就職状況を共有している。ハローワークにつなげても就職が難しい場合は、市の中間就労に戻る場合もある。 ・ 民間就職紹介会社との連携では定期的に紹介される求人情報を庁内担当間で共有している。
2) 取組みのポイント
〔地場産業との連携〕 ・ 自立相談支援事業は釧路社会的企業創造協議会へ委託をしており、相談の延長で個々の実情に応じた就労支援を行っている。そこで、着目したのは、すぐに一般就労が難しい方の支援として、中間的就労での自尊心回復である。例えば、地場産業である漁業において、担い手がいらないものの重要となっている整網作業（魚を取る網の補修・新規作成）や、農園での露の収穫、加工、販売である。就職ができそうな方がいれば就労自立に向けたステップアップの見守りもしてもらう仕組みとなっている。 〔相談者の状況確認〕 ・ 中間就労先やボランティア先への不定期訪問により、相談者の状況確認を行っている。この状況確認は相談員やケースワーカーが行うのではなく、訪問を専門とする自立支援員が実施している。この支援のメリットは、自立支援員と相談者に信頼関係が生まれ、相談員やケースワーカーに話さないことも自立支援員には話す等、相談者の状況を的確に把握することができる。

3) 取組みの成果

- ・ 中間的就労では、社会生活自立から就労自立へのハードルを下げる点、さらに相談者の社会生活自立を支える点で一定の成果があると考えている。
- ・ 保護受給率が高いが、1人あたりの支給保護費は低く、中間的就労等の自立プログラムが機能している結果と考えている。

4) 今後の課題・展望

〔中間的就労から次へのステップ〕

- ・ 中間的就労から就労自立になかなか至らないという壁にぶつかっている。相談者も中間的就労が良くなり、事業所側も慣れた人が来てくれればそれだけ作業効率が良いということもある。相談者は今の心地よい中間的就労の雰囲気から外に出ることへの怖さを、相談員やケースワーカーは相談者を外に踏み出させてしまうと、またひきこもってしまうのではないかとという怖さを双方が抱えている。
- ・ 数年前には商業部門と連携し、中間的就労の開拓等を一緒に行っていくという動きがあった。始めた頃にはこれまでのつながりもあり、経営者の理解がある企業に雇ってもらう動きもあったが、やはり理解はあっても「出勤しなくなる」「無断欠勤をする」「時間が守れない」等がある人を雇うことは難しい。有効求人倍率も高く、人が足りないということを肌で感じつつも、マッチングし送り出すことができずにいる状況である。
- ・ また、中間的就労から次へのステップに対する相談者の拒否感も強くなり、仕組みの難しさやあり方について検討の必要性を感じている。

〔若者サポートステーション等との連携の検討〕

- ・ 生活困窮者へのさらなるアプローチとして、これまで連携していない団体との連携を加速することが必要と考えている。具体的には、ひきこもりの支援として、地域若者サポートステーションがアウトリーチ等を実施している地域もあると聞いているので、次年度は、このような団体へ支援の内容や実績について聞き取りし、調査・研究していきたいと考えている。
- ・ 年々高齢者世帯の割合が増加しており、就労に関する事業参加者が減少傾向にある。そのため、今後の展望としては、高齢者に対する求人の開拓や社会全体として高齢者への求人が増加することを期待している。

② 宮城県岩沼市

1) 事業実施の背景と概要

【事業実施の背景】

- ・ 自立相談支援委託事業者が就労に関する情報提供の場も必要ではないかと発案し、仕事や日常生活の困りごとについて相談ができる「社協就活サロン ここから☆」を立ち上げた。主にハローワークや就労移行支援事業所から求人・就職訓練・就労支援等の案内を提供いただき、それらを会場内にて自由に見ることができる場としている。

【事業の概要】

〔就活サロンの開催〕

- ・ 「社協就活サロン ここから☆」は、月2回程度開催される、予約なしで来ることができるサロンとなっている。
- ・ 場所は、社会福祉協議会の事務所とし、相談員が実施しているため、追加費用も発生せず、負担感なく実施することができている。
- ・ コロナ前はお茶を飲みながら求人を見る・話したいことがあれば相談員に相談する等フランクに行ってきた。

2) 取組みのポイント

〔ハローワークとの連携〕

- ・ ハローワークは「社協就活サロン ここから☆」に巡回相談で訪問してくれている。当初、生活保護者の巡回相談であったが、生活困窮者についても実施の提案があり、月2回のうち1回は生活保護者、もう1回は生活困窮者を対象として相談を受けている。
- ・ 当初は生活保護者の枠が空いていれば生活困窮者にも対応いただく形式であったが、コロナの影響で生活困窮者の求職者が増え、現在は生活保護者枠も借りながらハローワークの方の相談を受けている状態である。1回の巡回相談で相談される方は5人程度であり、連絡・調整のため社会福祉協議会とハローワークの間で連携が密に行われている。

〔アセスメントの徹底〕

- ・ 相談に来られる方の状況を把握することが重要である。就労意欲があっても単純にハローワークにつなぐだけではなく、就労継続支援A・B型の相談支援事業所につなぐ必要があるような課題をお持ちではないか、といった視点も持ち、意向と適切なつなぎ先を確認していく作業を丁寧に行っている。
- ・ アセスメントにあたっては、フェイスシートを作成している。基本的に何度も来所してもらえるように進め、連絡がない方には電話をして状況を伺うようにすることで、相談に来た後につながりが途切れない工夫をしている。

〔庁内連携の充実〕

- ・ 生活困窮の窓口に来られる方は他の課にまたがる課題を持っていることも多いため、「相談つなぎシート」を作り、課をまたいで共有する取組を行っている。生活保護者や障がい者ではフェイスシートを作り、話を重ねていく中でフェイスシートが埋まり、何が足りないか・何が課題かが見えてくるようにしている。
- ・ 何をするにしても課単独ではなく、他の課を巻き込むことが必要である。情報発信し、我が事として刷り込んでいくことである。「過去にこのようなことがあった」ということがきっかけで気づきにつながることもあるので、事例を重ねていくことが大事であると考えている。

- ・ゲートキーパーや認知症サポーター等は全職員に受講させている。生活困窮に限らず介護・自殺対策等の研修をすることで、「これは困窮の問題につながるのではないか」という職員の意識付け・醸成の下地を作っている。

3) 取組みの成果

- ・住居確保支援金を受けている方の就職率（令和2年度）を見ると、17人中14人が就職を決めている。
- ・生活保護率も減少傾向にある。就労支援員が様々な職種としっかりつなぎあい、さらにハローワークと連携を取りながら就職に結びつけ、また何らかの障害年金があれば自立した生活が送れるというように、いろいろな制度を組み合わせながら自立に向けて進めることを主眼に行っている。ひとりひとりに合った制度をうまく活用していくことが大事であると考えている。

4) 今後の課題・展望

〔協力企業の開拓・連携〕

- ・企業からの求人は待っていても来ないため、企業の開拓・連携が必要だと考えている。
- ・また、相談者の中にはすぐに就労できない方もいらっしゃるため、「社協就活サロン ここから☆」では、就職活動一歩手前の方をサポートできるような取組（会社に実習に行く／交通費程度の報酬でできるような仕事・ボランティアと仕事の中間的な内容等）ができればと考えている。
- ・連携では、庁内、社会福祉協議会、NPO法人での会議体があるが、この会議体の規模を大きくして子ども福祉や保健所も入れ、問題が起きた際にすぐに集まって皆で討論できる場にしていきたい。庁内で会議体が多くなるのは避けたいので、既存の会議体をどのように活用していくかが今後の課題であると考えている。

③ 東京都調布市

1) 事業実施の背景と概要
【事業実施の背景】 ・以前は電車を乗り継がなければハローワークに行けず、案内しづらく、つなぎづらかったため、ハローワークを庁内へ誘致した。 【事業の概要】 〔ハローワーク等との連携〕 ・調布ライフサポート（自立相談支援事業の相談部分は調布市社会福祉協議会に委託）から就労を希望する相談者に対し、庁内ハローワーク及び調布市就職サポート事業（自立相談支援事業の就労部分及び生活困窮者就労準備支援事業は民間事業者に委託）と連携し、就労に結び付けている。 ・就労支援員、調布ライフサポート、調布市就職サポート事業、庁内ハローワーク及び市担当者で月に1度、連携の会議を開催している。
2) 取組みのポイント
〔就労支援を民間事業者へ委託〕 ・就労支援にあたっては、そもそもの就労ノウハウに加えて、市内企業とのつながりをどのように保つか・構築していくかという点でノウハウが不足しており、これらを補うため、専門性の高い民間事業者（人材派遣会社）へ委託している。委託することで就労につながる可能性が高くなる点で基礎自治体としてメリットを感じている。 ・民間事業者とハローワークについては、相談者にどちらも紹介し、基本的にはどちらを利用したいか相談者の意向を尊重した選択性としている。 ・民間事業者では地域の軽作業事業所を開拓しているほか、午前のみ、午後のみ作業に加え、通い先（居場所）としての機能も有しているため、一般就労前の段階における自立段階での強みを持っている。 〔担当者間による連携〕 ・月次での定期連携会議を行う他、生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議等を通じた情報交換を行っている。さらに、現場での質問事項や困りごとについては、相談を受けつつ、アドバイスをするような関係構築ができています。 ・就労支援員にハローワーク OB を採用し、連携についてもとりやすい環境を整備している。庁内ハローワークは物理的距離も近いことに加え、OB がいることで顔の見える信頼関係構築が円滑に進んでいる。
3) 取組みの成果
・単体の相談窓口ではみられない相談者の一面や情報を得られることがあるため、情報を持ち寄ることで、より充実した支援を行うことができている。情報交換は、口頭による情報交換を主とし、共通のシートなどを用いることはないが、口頭での連携が顔の見える関係を構築しているとも言える。 ・連携により就職先（求人）が広がっている。企業開拓にあたっては、ハローワークが担当する補助制度等についても紹介することができるほか、民間事業者が小売店情報を細かく収集しており、幅広い求人を提供することができる。 ・定着支援を行っており、定着率の向上につながっていると感じる。

4) 今後の課題・展望

〔地域若者サポートステーション等との連携〕

- ・就労準備支援事業は、利用者の多くがシニア層になっており、若者世代に必ずしも適応したものとなっていない。そのため、地域若者サポートステーション等との連携を行うことで、若者の就労につながると考えている。
- ・コロナ禍においては、就労につながる方が減少傾向にあるため、これまでどおりハローワークとの連携や委託事業と就労につなげるアイデアを出し合い支援を継続していきたいと考えている。

④ 愛知県あま市

1) 事業実施の背景と概要
【事業実施の背景】 - 平成 22 年に合併し、あま市が創設されて以降、生活困窮者の受け入れに協力いただける企業を数社把握していた。相談者からの要望を確認していくと、企業の選択肢の幅を持たせ、もっと多くの企業とつながる必要性を感じ、協力企業とつながる取組を始めた。 【事業の概要】 〔就職者を通じた協力企業開拓〕 - 同意を得られた相談者が就職する際に、企業とつながることができるチャンスと捉え、市の事業内容を紹介し、協力企業の開拓を実施している。その企業をリスト化し、庁内で把握出来るようにしている。紹介できる方がいる場合は、企業に紹介する取組を実施している。 〔庁内・庁外連携〕 - あま市では権利擁護支援センターの設置にあたり、生活困窮者自立支援窓口に一体的に設置するとともに、地域資源の活用の視点から社会福祉協議会と市がセンター事業を協働する体制を構築した。様々な事業において庁内・庁外の有機的な連携を構築する取組も推進している。
2) 取組みのポイント
〔広域的な協力企業の確保〕 - 協力企業は、市内の企業のみならず、周辺市町村の企業とも関わりを持つようにしているほか、一般企業のみならず、福祉サービス事業者等とも顔の見える関係を構築する努力をしている。 - たとえば、就労 A 型につないだ場合では、サービス管理責任者等の支援者の顔をしっかりと覚え、市に自立相談支援機関があるということも伝えるようにしている。予算をかけずに関係を構築する取組である。 〔自治体との連携〕 - 県内自治体と情報を共有する取組も行っている。あま市で作成したリスト、協力企業の情報については、問合せがあれば他の自治体に情報提供するとともに、あま市の相談者が近隣自治体での就労を希望している場合では、他自治体の協力企業等を聞き取りするなど、双方向で共有する取組も実践している。
3) 取組みの成果
協力企業をリスト化することで、支援の輪を広げるとともに、就職先の確保、選択の多様化に役立っている。
4) 今後の課題・展望
〔商工所管部署との連携〕 - 庁内の商工所管部署の事業を把握し、どのような点で協力しあえるか、検討していくことが課題である。新型コロナウイルス感染症拡大により事業者も生活に困っている人が増えていくことが考えられ、このような視点からも協力しあえる点を模索していきたいと考えている。 〔他自治体との組織的な連携の仕組み〕 - 他自治体との連携は、仕組化まではされておらず、担当間での情報共有にとどまっている。今後も継続的、組織的に実施できるよう、取り組んでいくことが必要と考えている。

⑤ 京都府京丹後市

1) 事業実施の背景と概要

【事業実施の背景】

- ・平成 16 年の合併後、分庁舎方式を採用し、それぞれの窓口で相談を受けていたが、近い地域での相談に対する抵抗感や公共交通機関も不便である等の課題があった。
- ・平成 23 年度パーソナル・サポートサービスモデル事業に参画し「相談」から「支援」まで個別に寄り添う支援を開始し、平成 25 年度生活困窮者自立促進モデル事業にて相談機関を 1 か所に集約するワンストップ相談窓口を開設した。

【事業の概要】

〔関係機関との連携〕

- ・自立相談支援の支援調整会議を毎週定期的に開催している。メンバーは社会福祉協議会、地域若者サポートステーション、ハローワーク、京都府の自立相談支援を担当している保健所、通所型の居場所、就労支援準備事業の委託先である。
- ・会議では個別の支援について、新規登録・インテーク・プラン・評価という支援の一連についてカンファレンスを実施している。
- ・近年はコロナの影響で社会福祉協議会の総合支援基金の件数が非常に多く、それが支援対象になっているため、これらの案件で 2～3 時間を要している。
- ・相談者の状況や支援状況について各機関が情報共有し、プラン作成を行うことで自立につなげている。

2) 取組みのポイント

〔広域的な視点〕

- ・住民サービスは自治体ごとでされるが、相談者の仕事先や生活圏は広範囲で、単一自治体内だけでは対応できないことがある。ケースの引継ぎについても自治体以外の組織と連携しなければうまくいかない。住居についても府営住宅等を利用しようとする府との連携が必要となる。ひきこもり支援も京都府では広域でネットワークを組んでいる。また、必要に応じて保健所の精神保健福祉士との連携も実施している。
- ・支援調整会議にさまざまな団体に参画してもらうことで、困難ケースへのアドバイスや支援のヒントをもらえ、非常に有効だと考えている。

〔総合相談会の開催〕

- ・年 4～5 回、どのような相談でもその場で相談できる、かつ 1 回の来所で多くの分野にまたがって相談できる「総合相談会」を開催している。
- ・相談会は、自立相談支援員をベースとし、個人事業主に対する経営相談は商工振興課、商工会、心とからだのネットワークは保健所の精神福祉士、子育て・健康事業は健康推進課、その他税務課、生活保護担当、社会福祉協議会、地域若者サポートステーション等が参加している。
- ・時期は次を基本として開催。
 - 6 月・・・就学・就労し 2 月経過で不安、壁にぶつかった人がおられるのではないかと
 - 8 月・・・お盆の帰省で高齢者の変化に気が付いた人がおられるのではないかと
 - 11 月・・・年末に向けて不安になる人がおられるのではないかと
 - 2 月・・・年度末・新年度を迎えるにあたって不安になる人がおられるのではないかと。

※R3 年度は、コロナ禍で年越しに不安がある人がいらっしゃることもあるので 12 月末（閉庁日）にも開催

3) 取組みの成果

- ・さまざまな課題を抱える方を取りこぼすことなく、受け止める体制になっている。
- ・連携を深めることで、1 自治体ではできない支援、1 自治体では気がつけない視点、支援のアドバイスを得ている。

4) 今後の課題・展望

〔会議のあり方の検討〕

- ・個人情報保護の観点から支援会議は必要だが、単純に会議を増やすことなく、支援をやりやすくするための支援会議のあり方を検討する必要がある。
- ・例えば、民生委員はひきこもり状態にある方がいることを承知していても、誰かに相談すると民生委員からの情報だと相談者に知れてしまうことを恐れ、その後の活動への影響を考慮し、相談できないことがある。
- ・一方で地域には異変に気づいて連絡する仕組みが構築されている。
- ・支援会議では守秘義務を設けて情報を共有することができるため、民生委員も相談ができ、地域は見守りをし続けることができるようになると考えている。そのため、支援会議の参加者を含め、その開催方法を検討していくことが課題となっている。

〔連携による支援の充実〕

- ・連携強化のためには、ケースに合わせて必要なことを重ねていくことが重要だと考える。
- ・困窮者の場合、当窓口が「無理だ」と言ってしまうと先はない。ケースがさまざまある中で信頼を得るには同じ支援者では困難なこともある。
- ・関連機関である保健所やハローワーク等、その人にとって何がきっかけとなるかはわからないため、どの機関であっても待つだけではなくアウトリーチ（訪問だけでなく場を作ることを含む）を提案してもらえそうな連携ができれば、相談者とつながることができるのではないかと考える。
- ・「こちらの機関ではこのタイミングではつなげられなかったもので、そちらの機関ではどうか」というように、その人のケースや時期に合わせた連携の変化が必要である。「こちらではこのような取り組みができます」だけでなく、具体的にどのように動くのか、多機関が認識を合わせ重層的な支援を行える連携は大事だと考える。

⑥ 大阪府高槻市

1) 事業実施の背景と概要
【事業実施の背景】 - 生活困窮者自立支援制度は平成 27 年 4 月から実施されているが、高槻市では、平成 26 年 9 月からモデル事業として、雇用状況の変化による非正規雇用者の増加など勤労世帯の所得低下や地域との関係性の希薄化などによる社会からの孤立といった問題等に対応するため、事業を実施している。 【事業の概要】 〔ハローワークとの連携〕 - 生活困窮者自立支援窓口に隣接した場所にハローワークの常設窓口を開設している。ハローワーク常設窓口とワンストップで一体的に支援を行うことで、相談者の利便性向上に寄与している。 〔職場体験制度の充実〕 - 稼働能力は有しているものの、社会との関わりに不安を抱えており、また、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない方に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成を図ることを目的として、民間企業に協力を求め、事業所等での職場体験事業を実施している。高槻市内での職場体験協力企業は 70 か所を超えており、多くの相談者の状態にあった業種・業態の紹介が可能となっている。職場体験協力金の支給など、企業の負担感を軽減させる取組により、地域企業との関係性の維持及び制度理解が得られている。
2) 取組みのポイント
〔ハローワークとの連携〕 - ハローワークとは 1 週間に 1 度ミーティングの機会を設けている。 - ミーティングは 1 回 30 分と時間を決め、負担感のないように、市側の主担当 1 人は常に出席するが、就労支援員及びその他関係課職員については、輪番制にするなどの工夫をしている。 〔職業体験協力事業所の確保〕 - 職業体験協力事業所は、高槻市の行政職員が直接企業担当者に連絡し、協力を求めている。 - 市役所から直接協力を求めることで、企業からは前向きな回答をいただけることが多く、職場体験の受入について懸念を示されることは少ない。 - 職業体験協力事業所の開拓については、商工会議所や産業関係課と連携し、募集をしているが、対象者支援において効果的な職場体験ができる事業所を開拓するには、一事業所ずつ、足を運び、制度理解を求めていく方法が最も効率的であると考えている。 〔職業体験時の工夫〕 - 職業体験時は、相談者、支援員、協力事業所が相互に相談者像を理解できるよう目標、強み、弱み、配慮点等をまとめた「職場体験シート」を作成している。
3) 取組みの成果
〔ハローワークとの連携〕 週 1 回 30 分という定期的かつ短時間なミーティングがあることで、それぞれの機関において情報共有が必要であると感じた事柄があれば、すぐに情報共有や調整が可能である。定例の

ミーティングにすることで、平易な形で取り組んでいる。ハローワークと求人情報や目標指標等の共有を数多く行うことにより、就職率向上にもつながっている。

〔職場体験制度〕

- ・ 職業体験事業所から求人募集がある場合、市に声かけをいただけるようになっている。
- ・ 事業所としては、初めて会う人を面接・雇用するより、市を通じての職場体験により、相談者の働きぶりや特性を確認した上で雇用した方が、継続して働いてもらえる点でメリットがある。市は事業所を訪問して、担当者や仕事内容を把握しているため、相談者が事業所の仕事内容とマッチするか、一定の判断ができる。
- ・ 事業所にとっても相談者にとっても相互にメリットのある取組となっている。

4) 今後の課題・展望

〔情報共有・連携の充実〕

- ・ 就職支援は行政区を超えた就労支援になることが多いため、広域での連携を深めていきたい。ハローワーク管内の自治体担当者間で情報共有できる仕組みが構築されればさらに支援が進むのではないかと考える。
- ・ 生活困窮者、生活保護受給者向けに体験就労等、民間企業との連携を進めてきた。この協力企業の中には、日払いの給与支給や携帯電話等の連絡先が無い状態での就労にも対応していただける企業があるため、様々な課題を抱えた対象者へ柔軟な対応が可能となっている。
- ・ 職場体験協力事業者から、数多くの求人情報を提供していただいている。タイミングの問題などでご紹介ができないこともあるため、市に求人依頼があったときにはその情報を近隣市町村（ハローワーク圏域）まで広げ、共有できる仕組みを構築したいと考えている。

⑦ 大阪府阪南市

1) 事業実施の背景と概要
【事業実施の背景】 ・地域共生社会の推進に向けて、庁内連携会議が設置され、就労に関する課題を庁内全体の共通認識とする機会がつけられた。 ・庁内連携会議においては、福祉担当課だけではなく財政部門等も出席しており、庁内での就労支援の意識を共有している。 ・市と商工会、商工会と事業所の関係が良好であり、事業所が協力的である。これにより社会資源とのつながる先を多く持つことができている。 【事業の概要】 〔就労体験見学の充実〕 ・就労準備支援事業において、地域の地場産業や福祉事業所と連携し、社会生活との接点を足がかりに就労へ向けた一歩を踏み出せるよう、就労体験見学を行っている。
2) 取組みのポイント
〔就労体験見学事業所の確保〕 ・商工会や福祉事業所の会議において、市の事業説明を行い、協力事業所を募っている。 ・説明会を受けて協力いただける事業所もあるが、説明会後に個別訪問を行う。訪問は委託事業所と市役所職員が行い、顔の見える関係づくりを進めている。 ・一般企業だけでなく、福祉事業所にも訪問し、事業の理解を進めている。 〔地場産業との連携〕 ・商工会では、市内の産業活性化を目的に地域ブランドである「阪南ブランド十四匠」を立ち上げており、当該ブランド認定企業との連携についても強化を進めている。 ・また、市内には海苔やカキ養殖を営む事業所があり、カキ小屋を開設している。カキ小屋は、カキ割など一人で無心になり作業できる環境がある一方、温かい声掛けをしてくれる方々もあり、自信を持つ契機となり、就労にもつながっている。 ・さらに、畜産関係（牛の牧場など）等も視野に入れた連携強化を進めている。 〔広域支援事業への参加〕 ・大阪府では、「大阪府生活困窮者等広域就労支援事業」を行っており、阪南市も参加している。この事業に参加することで、就労体験先を広域で実施することができ、かつ他自治体の登録事業所が阪南市民を受け入れてくれることもある。
3) 取組みの成果
・就労準備支援事業を利用する方が1カ月程度で就労体験見学に結び付いている。
4) 今後の課題・展望
〔協力事業所の充実〕 ・就労体験見学の協力事業所を増やすため、市の指定管理者事業所等にも協力を依頼したいと考えている。 〔ハローワークとの連携〕 ・地域若者サポートステーションやハローワークが市内にないため、就労の支援の窓口、就労先の選択肢を増やすための取組はまだ課題があると感じている。巡回相談を月1回から2回に増やしてもらう等、追加対応をしていただいている。ハローワークの常設窓口も課題におき、情報共有や連携が必要と考えている。

⑧ 兵庫県尼崎市

1) 事業実施の背景と概要
【事業実施の背景】 ・尼崎市では、市役所内部に福祉事務所の役割を設置していた。その際に、ハローワークからお声がけいただき、ハローワークが行う無料職業紹介等と市が行う相談業務等を一体的に実施している。 ・その後、庁内1カ所であった福祉事務所は南北に設置され、現在に至っている。 【事業の概要】 〔伴走的支援の実施〕 ・当自治体には尼崎市南部保健福祉センターと北部保健福祉センターがあり、それぞれに自立相談支援窓口の「しごと・くらしサポートセンター」がある。相談者の中でも仕事の継続や求職活動等が難しい方に対して、伴走的支援を実施している。 ・南部・北部保健福祉センターそれぞれの同じフロアにハローワークの出先機関があり、センターからの相談者や生活保護受給中の方等が利用している。
2) 取組みのポイント
〔ハローワークとの連携〕 ・相談者について、基本的に週1回の会議を設けハローワークと市が支援方針を話し合っていた。コロナ禍において定期的な実施できなくなったが、ハローワークが隣接しているため、連絡を取り合っている。 ・また、月1回支援調整会議を開催している。 ・支援調整会議にはハローワークの職員の他に弁護士や生活保護課が参加しており、議題によっては社会福祉協議会の方も参加している。社会福祉協議会には委託はしていないが、何かあった時には助言をいただくなど、各々が持つ情報を出し合い支援を推進している。 〔求人開拓〕 ・求職者の中には、すぐにお金を手にしたいと考える求職者も少なくない。 ・市内の地域性もあり、日払に対応している事業所が他自治体に比べ多くある。日払対応できる会社からは、これまでの関係もあり、市に求人をいただけるようになっている。 ・また、市がハローワークや求人誌、求人サイトを確認したうえで、直接事業所へ連絡し、週払や日払にも対応いただけないか条件について交渉している。事情をくみ取り週払、日払について協力いただけることもある。 ・高齢者向けの求人についての開拓も実施している。多くは清掃、福祉施設、警備が多くなっているが、75歳くらいまで雇用いただけないか、依頼している。警備会社では社員寮を整備しているところも多く、家がない方についても受け入れてくれる事業所がある。
3) 取組みの成果
・喫緊の経済的困窮にも対応できる求人を持っておくことで、さまざまなニーズに対応できている。 ・高齢者向けの求人も開拓することで、働きたいけれど働けない高齢者への対応を進めている。
4) 今後の課題・展望
〔庁内関係部署との連携の充実〕 ・しごと・くらしサポートセンターは経済的困窮や社会的に孤立している方の窓口となっており、いろいろな市民の方の対応をする庁内各部との連携を行っている。なお昨年はコロナの影響で開催ができず、資料配布にとどまっているが、庁内連携会議を行い、共通した支援の方向性などを共有している。

⑨ 岡山県倉敷市

1) 事業実施の背景と概要
【事業実施の背景】 ・就労準備支援事業について、平成 27 年 4 月より「被保護者就労準備支援事業」として開始し、平成 28 年 7 月より生活困窮者自立支援事業の就労準備支援事業としても開始した。 【事業の概要】 〔関係機関との連携〕 ・就労支援対象者向けの支援調整会議を定例的に月 1 回開催している。参加者には、地域若者サポートステーション、倉敷障がい者就業・生活支援センター、ハローワークの相談員等の庁外機関も参加している。 ・コロナ禍では、定期的な支援調整会議が行えないため、就労支援対象者が発生次第随時で会議を行うというイレギュラーな体制での工夫を行っている。
2) 取組みのポイント
【紹介のタイミングと相談者希望の尊重】 ・自立相談支援機関でのアセスメントを徹底し、相談者の置かれている状況を考慮し、就労支援を実施できるタイミングなのか、相談者が就労支援を効果的に利用できる状況かの見立てを行う。 ・そのうえで、就労準備支援事業や地域若者サポートステーションといった事業を相談者に提示する。その際、見学等も実施し、相談者の利用しやすさや利用時をイメージしやすいように工夫している。そして、相談者本人がどの事業に参加するか、選べるようにしている。 ・自立相談支援機関では就労支援を紹介する時期やタイミングについて、事前に就労準備支援事業者や地域若者サポートステーションに確認し、受け手の状況も考慮した上で、相談者に打診する。紹介したにもかかわらず受けられないということにはならないように事前準備を徹底している。 ・相談者の「一歩外に出てみよう」という想いは決して長い期間持続しないことが多いので、就労準備支援事業者や地域若者サポートステーションも時期を逃さないように意識して連携に協力してくれている。 【オーダーメイドの就労準備支援事業】 ・就労準備支援事業では、ひきこもり状態にある方へのアプローチとして、例えばオンラインゲームを利用して、コミュニケーションをとるなど、独創的な工夫を実施してくれている。 ・面談ありきでスタートするということではなく、当初のつながり方も柔軟に捉えており、相談者からすると自分のフィールドに入ってきてくれる感覚を持っていただけていると考えている。
3) 取組みの成果
・地域若者サポートステーションから自立相談支援機関への紹介、自立相談支援機関から地域若者サポートステーションへの紹介が双方向で行われている。 ・対象者本人の要望や支援の方向性を共有できるため、目的に向かって支援を進めることができている。支援の方向性の変更、本人の状況の変化など情報共有が行いやすくなるため、効果的な支援が実施できている。

4) 今後の課題・展望

〔連携の充実〕

- ・ 自立相談支援機関と福祉担当部署は日常的に緊密に連携をしている。自立相談支援機関の相談支援をサポートするため、福祉担当部署の担当者が、制度を調べたり庁内部署に状況確認をして、自立相談支援機関と共有している。この方法でも現状課題とはなっていないが、さらに円滑な支援を考えれば、自立相談支援機関が直接当該部署と連絡や情報共有をできるような関係性ができていることが必要と考える。
- ・ 同行が必要と判断した相談者について、相談支援員は関係機関に同行している。特に就労支援では、相談者の要望やこれまでのキャリアを代弁することもある。ハローワークを訪れた際には、ハローワーク担当者・相談支援員等・相談者で求人について一緒に検討するなどし、コミュニケーションを取るように自立相談支援機関全体で心がけている。このような地道な取組みが大切ではないかと考えている。
- ・ コロナウイルス感染症拡大に伴い離職した方を中心に、生活再建に向けた支援の取組を強化する予定である。

２ ハローワーク（生保型一体的実施施設）ヒアリング調査

（１）ハローワーク（生保型一体的実施施設）ヒアリング調査の概要

① ヒアリング調査の企画概要

生活保護受給者等就労自立促進事業を実施しているハローワークのうち、福祉事務所等の庁舎内にハローワークの常設窓口を設置している施設（生保型一体的実施施設）を対象に、自治体との連携内容や連携に当たっての工夫点、ハローワーク独自の取組等を把握し、福祉施策領域、労働施策領域の連携の在り方の参考となる事例収集を目的としてヒアリング調査を実施した。

ハローワークヒアリング調査の概要

調査名	生活困窮者等に対する就労支援の連携状況等に係る ハローワークヒアリング調査
調査目的	生活保護受給者等就労自立促進事業を実施しているハローワーク常設窓口を対象に、自治体との効果的な連携内容や連携に当たっての課題等を把握することを目的とする。
調査対象	生活保護受給者等就労自立促進事業を実施している ハローワーク常設窓口（生保型の一体的実施事業実施施設）：9 件
抽出方法	抽出調査 （ハローワークアンケート調査：問 33 にて「ヒアリング調査に協力できる」、「ヒアリング調査に協力できる可能性がある」と回答した一体的実施施設のうち、 問 7:住居確保給付金受給者及び生活困窮者への支援に係る連携先関係機関との立地上の近接状況 問 8:自立相談支援機関等からの支援要請の頻度（頻度が高い） 問 10:支援要請が行われた支援対象者の直近 5 年間の変化（支援対象者が増加している） 問 17:一体的実施施設における資質向上のための取組み（工夫点の記載あり） 問 18:自治体等との意見・情報交換の頻度（頻度が高い） 問 19:自立相談支援機関が実施する支援調整会議への出席状況（出席頻度が高い） 問 22:自立相談支援機関等と連携する上で効果的だと感じる取組等（工夫点の記載あり） 問 28:支援対象者の就職支援実績の向上等のための取組（工夫点の記載あり）等の設問に記載があった一体的実施施設を、地域性や自治体との連携状況等を整理して決定）
調査方法	対象候補の選定後、厚生労働省を通じて各都道府県労働局にヒアリングの打診。その後、事務局より改めてヒアリング依頼を実施。また、新型コロナウイルス感染症の流行も鑑み、原則オンラインによる聞き取り調査（1 時間程度）とした。
実施時期	令和 4 年 2 月初旬から 2 月中旬

② ヒアリング調査実施ハローワーク（生保型一体的実施施設）の一覧

下図 No1～No9 がヒアリング調査ハローワーク（生保型一体的実施施設）の一覧となる。検討委員会での審議事項を踏まえながら、都道府県や生活困窮者に対する支援の実績が向上しているハローワーク（生保型一体的実施施設）等を勘案し、事例の収集に努めた。

ヒアリング調査ハローワーク（生保型一体的実施施設）の一覧

No	一体的実施施設名	管轄 労働局	管轄 安定所	連携 自治体名	ヒアリング日
1	つなぐハローワークこが	茨城 労働局	古河 公共職業安定所	古河市	2/16
2	ジョブスポット草加	埼玉 労働局	草加 公共職業安定所	草加市	2/04
3	千葉市自立・就労 サポートセンター稲毛	千葉 労働局	千葉 公共職業安定所	千葉市	2/10
4	江東就職サポート	東京 労働局	木場 公共職業安定所	東京都 江東区	2/01
5	ジョブスポット港北	神奈川 労働局	港北 公共職業安定所	横浜市 港北区	2/10
6	ジョブ縁ながの	長野 労働局	長野 公共職業安定所	長野市	2/9
7	ワークサポートながた	兵庫 労働局	神戸 公共職業安定所	神戸市 長田区	2/7
8	呉市就労支援窓口	広島 労働局	呉 公共職業安定所	呉市	2/16
9	ハローワーク 高松・ジョブコーナー	香川 労働局	高松 公共職業安定所	高松市	2/1

(2) ハローワーク（生保型一体的実施施設）ヒアリング調査結果

① つなぐハローワークこが

1) 連携先の自治体名と連携の開始・強化に至った背景
・連携先部署：古河市役所社会福祉課及び生活支援センター（自立相談支援機関） ・連携の開始時期：平成 31 年 3 月 1 日から ・連携の強化に至った背景：古河市における生活困窮者及び生活保護受給者が増加。古河市は、茨城県内の中でも生活保護受給率が比較的高いことから、生活困窮者及び生活保護受給者に対する支援の強化が求められていた。従前は、ハローワーク古河で予約制による職業相談を行うとともに、ハローワーク古河から古河市役所に月 2 回出張相談を行っていたが、こうした背景から「さらに相談回数を増やしてほしい」という要望もあり、古河市と協定を締結し、市役所内にハローワークの常設窓口を設置するに至った。
2) 自治体・外部との連携内容
・自治体以外では、県西若者サポートステーション、くらしとしごとの相談センター、古河市就労準備支援事業所、県外の就労準備支援事業所と連携。 【市・自立相談支援機関との連携】 ・自立相談支援機関から支援要請のあった生活困窮者に対する支援に当たり、自立相談支援機関の担当者とはほぼ毎日情報共有。形式だった会議体は開催していないが、日々の業務の中で支援対象者について情報交換や支援方針の検討を行い、困りごとがあればその都度連携を図っている。 ・市役所の総合福祉センターの同じフロア内に、社会福祉課、生活支援センター（社会福祉協議会への委託による自立相談支援機関）、つなぐハローワークこがが設置。座席が隣接しているわけではないが、互いに立ち寄ったり声を掛け合える関係。 【就労準備支援事業所との連携】 ・就職の前段階として生活の基盤を作ってもらい必要がある方については、古河市の就労準備支援事業所や県外の就労準備支援事業所を利用。提供するプログラムが異なるため、支援対象者の希望を踏まえつつ選択・利用。 【いばらき県西若者サポートステーションとの連携】 〔就労経験が少ない若年層を中心に、就労の準備段階の支援をサポステにつなぐ〕 ・「いばらき県西若者サポートステーション」は地理的に遠いものの、支援対象者の掘り起こしにつながるメリットもあり、約 10 年以上にわたり連携。 ・特に就労経験が浅い若年層で、ハローワークの職業相談のみで就職支援を行うことが難しい方について、就職の準備段階として、「社会との関わり方」「仕事に対する意識のあり方」等について学ぶことを若者サポートステーションの相談員と協力して進めている。具体的には、週 1 回はつなぐハローワークこがでの相談、週 1 回は若者サポートステーションによる出張相談を並行して行うことで連携して支援を進めている。 【くらしとしごとの相談センターとの連携】 〔障がい者の専門支援機関と連携〕 ・くらしとしごとの相談センターは、生活で困っている方、仕事がうまくいかない方、再就職までのブランクがある方等を対象とした相談窓口（民間が自主的に実施する窓口。就労継続

支援B型事業所を運営。)。いばらき県西若者サポートステーションとのつながりの中で、くらしとしごとの相談センターを紹介してもらった。 支援対象者の中にグレーゾーンの方、障がいやを自認できていない方がいた場合、支援対象者の希望に応じて、くらしと仕事の相談センターから出張相談に来てもらい、GATB（一般職業適性検査）や事前予約制の面談を実施。GATBを行うことで障がい分かり、手帳の申請や、就労継続支援B型事業所の通所につながるケースも。
3) 自治体等との連携が進むことによって得られているメリットや効果 〔生活面など各専門職からの多角的なアドバイスにより円滑な就労支援を実施〕 支援要請が行われた支援対象者の就職を目標に支援しているが、うまくいかない場合に、支援対象者に関する情報を自立相談支援機関等と共有し、生活面の情報も踏まえて支援できることがメリット。保健師に同席をお願いし、医療面からのアドバイスや食事のチェックをしてもらうことでうまくいく場合も。就労の面だけでなく、家族の問題や経済的な問題等を解決するために、自立相談支援機関の各専門職からアドバイスをもらうことで支援が円滑に。
4) 支援対象者の支援や応募先の確保について工夫していること 〔支援対象者の支援における工夫〕 - 生活困窮者の方の支援に当たっては、特にスピード感が大事。通信手段（携帯電話等）や運転免許は所持している方が多いが、交通費や時間をかけなくてすむように、書類選考なしで面接できる企業や市の総合福祉センター内で面接してくれる企業を確保し応募するなど、少しでも早く就職できるように対応。 - 保険証や運転免許証がない方も多いため、マイナンバーカードの取得について自立相談支援機関の相談員に依頼する。身分証ができたことで応募への意欲が高まる方も。 〔支援対象者の応募先の確保における工夫〕 - コロナ禍で雇用情勢が大変厳しい状況にあるが、過去に生活困窮者、生活保護受給者の雇用歴がある事業所とは採用担当の方との関係性が構築されているので、求人がなくても直接電話で面接を打診する。生活困窮者であることを開示して就職した事業所には、就職した方の状況を聴きながら、新たな対象者の雇用について相談する。非開示で就職した場合では、(特定されないように留意しながら)「現在の募集状況を確認しています」と応募可能か聞いている。 - 求人があっても条件に該当しない場合は、「条件に当てはまらないけれども応募させてもらえないか」と交渉している。
5) 取組みのポイント 〔自立相談支援機関も交えた支援対象者との信頼関係の構築〕 - 一番の基本は支援対象者との信頼関係の構築。ご本人の成育歴や生活状況などが分かると、それを念頭に置いた支援が可能となり、就労支援が行いやすくなる。自立相談支援機関と連携しながら、支援対象者との関係性を育むことが重要であり、いきなり就労の話をするのではなく、まずは本人の気持ちや生活状況を傾聴することで、支援対象者を理解し、関係性を構築していく。就労に対しても一緒に考えていくという姿勢が大事。 〔就職後のフォローが応募先企業の確保につながる〕 - 支援対象者の就職後の職場定着のためのフォローが非常に重要。当施設では1か月、3か月、6か月、1年後と支援対象者へのフォローを実施。しっかりと職場で長続きしていれば、応

募先企業との信頼関係が強くなり、次の紹介につながる。離職して事業所から叱られることもあるが、しっかりとフォローして次につなげるよう努力。

〔就労可能か判断が難しい場合はプレ相談を実施〕

- ・ 自立相談支援機関においてハローワークへの支援要請の判断が難しい場合には、つなぐハローワークこがの就職支援ナビゲーターも交えてプレ相談を実施。解決すべき健康不安や生活状況を把握し、協議。

6) 今後の課題・展望

- ・ 就労経験が少ない方について、職場体験の機会を増やしていきたい。コロナ流行以前は、職場体験を勧めたい方がいた場合、事業所に個別にアプローチを行い、本人のニーズに合わせて、その都度マッチングを実施。
- ・ 関係機関との連携については、支援対象者の支援に当たりお互いに「言いたいことを言い合える」関係性が重要。特に、支援対象者の初回面談の際には、関係者が同席し、目標や課題を共有することが1つのポイント。

② ジョブスポット草加

1) 連携先の自治体名と連携の開始・強化に至った背景
・アクション・プランに基づき平成 27 年 6 月 23 日より草加市と埼玉労働局が雇用・福祉施策を一体的に実施する協定を締結。以降、生活困窮者・生活保護受給者等を支援対象とした生活福祉・就労援助事業を連携して一体的に実施。 ・ジョブスポット草加は、市役所別館の生活支援課、まるごとサポート S O K A（自立相談支援窓口）、草加市シルバー人材センターと同じフロアに常設されたハローワークの窓口。
2) 自治体・外部との連携内容
【市・自立相談支援機関との連携】 〔日常的な情報交換を行う上で、市の窓口と隣接していることが大きな強み〕 ・「まるごとサポート S O K A」は生活困窮者自立相談支援窓口で、草加市社会福祉協議会が事業を実施、ジョブスポット草加に隣接。定例の会議は設けていないが、ほぼ毎日、支援対象者の面談の前後の時間を利用して各種情報交換を実施。 ・支援対象者との面談は毎週 1 回を基本としている。市の窓口が隣接していることにより、相談支援員に次の予約日時も伝えることができ、予約日時に来所しなかった場合でも、市に来所しなかった旨を伝えられるため、そこで市の担当者やジョブスポットの担当から連絡を取り、電話で次の予約の日時を決めている。 ・ジョブスポット側で面談時に困ったことがあれば、すぐに同席してもらえようという関係性を構築。常に報告・連絡・相談をこまめに行うことで、支援対象者の方に安心して利用してもらえる。 【草加市シルバー人材センターとの連携】 〔高齢の方は、ケースに応じてシルバー人材センターへ〕 ・草加市シルバー人材センターのコーナーがジョブスポット草加に隣接。60 歳以上の方のうち常用就職が困難な方が来所した際は、ご本人の希望も踏まえつつ、草加市シルバー人材センターをご紹介します、草加市シルバー人材センターの方の支援が受けられるようになっている。 【ステップアップサポート S O K A（就労移行支援）との連携】 〔障がいのある方は、ケースに応じて就労移行支援事業所へ〕 ・「ステップアップサポート S O K A」（就労移行支援事業所）と連携。就労移行支援の利用が必要と思われる方に関しては、市のケースワーカーや相談支援員に伝え、必要であれば就労移行支援につないでもらう。その後の状況についても、ステップアップサポート S O K A の相談員とジョブスポット草加との間で、電話により随時情報共有を行っている。
3) 自治体等との連携が進むことによって得られているメリットや効果
〔情報共有の密度が支援の方向性の一致につながり、就労支援が促進される〕 ・ジョブスポット草加が設置されている同じフロア内に市の生活支援課、まるごとサポート S O K A、草加市シルバー人材センターが隣接しているため、情報の共有・相談・報告がスムーズ。 ・関係機関との情報共有により、支援対象者が抱えている問題や性質、傾向が分かるため、各機関における支援の方向性を一致させることが可能に。支援の方向性を一致させることで、支援対象者の就労に結びつきやすくなる。

・生活面を含めた情報共有により、例えば、支援対象者が生活上不足している金銭等を把握できることで、支援対象者にマッチした求人の提案が可能となり採用につながりやすくなる。 ・関係機関との連携により、支援の見立て・方向性が定まり、対象者に応じた適切な支援を行うことが可能に。生活困窮の方や生活保護の方が窓口に来られた際、その方の困窮度合いによって、「すぐに就労が必要なのか」「日払いの仕事が必要なのか」「就労に時間をかけても良いか」等の見極めができるため、関係機関との連携は就労支援に大きな効果。
4) 支援対象者の支援や応募先の確保について工夫していること
【支援対象者の応募先の確保における工夫】 ・企業の理解が重要。企業の中には、生活困窮者、生活保護受給者への偏見があり、採用を敬遠されることもあるため、応募先の企業の方の来所時に、生活困窮者等の就労支援について説明し、理解を促している。 ・高齢の方については、草加市シルバー人材センターとも連携しながら就労に結び付けるケースも。
5) 取組みのポイント
〔支援対象者の状況について、関係機関とこまめな情報共有を〕 ・市の生活支援課や、まるごとサポートSOKA、草加市シルバー人材センターとの情報交換は口頭ベースで行っているが、関係機関につないで終わりではなく、つないだ後の支援対象者の様子をこまめに確認することで、各機関が有する記録とジョブスポットの記録内容に大きな違いが生まれない状態を維持している。 〔関係機関へのフィードバックが大切〕 ・連携に当たってはお互いに伝え合うことが大切。支援対象者に関して各機関の見立てを尊重しながら、支援対象者だけではなく、支援者の方々が何を求めているのかも考え気持ちを汲んで、積極的にフィードバックを行わなければ、連携はうまくいかないとの考えの下で、日々の相談業務に当たっている。
6) 今後の課題・展望
・経済的・物質的な支援だけではなく、就労準備支援事業や家計改善支援事業等の一層の充実、経済の知識や働く意味、生きるための学び直し等の支援がさらに整備されれば、社会に対して希望を持てる方がたくさん出てくると考える。 ・支援対象者の方々はさまざまな経験を経て人生を歩んでいるので、充実して働き、幸せと感じるような生活を目指して就労支援を行っていきたい。

③ 千葉市自立・就労サポートセンター稲毛

1) 連携先の自治体名と連携の開始・強化に至った背景
・連携先：千葉市稲毛区保健福祉センター社会援護課、千葉市生活自立・仕事相談センター稲毛 ・背景：千葉市とハローワーク千葉双方の働きかけにより、お互いの機能が近くにあった方が就労支援する上で連携がしやすいなどのメリットがあり、双方の合意の元で事業を開始。当施設は平成 27 年 12 月に設置。
2) 自治体・外部との連携内容
【市・自立相談支援機関との連携】 〔同敷地内という近さを活かした連携を展開〕 ・支援対象者に対する支援に当たり、「稲毛区保健福祉センター社会援護課」と自立相談支援機関の「千葉市生活自立・仕事相談センター稲毛」の 2 つの関係機関と日々連絡を取り合っている。 ・市の社会援護課と自立相談支援機関は同じ建物内にあり、千葉市自立・就労サポートセンター稲毛は同敷地内に設置。 ・支援対象者にとって、相談機関利用時の交通費や時間等の観点からも、同敷地内に福祉の窓口と就労の窓口が設置されているのはメリット。 【千葉市社会福祉協議会との連携】 〔支援の前段階で貸付が必要な方は社会福祉協議会につなぐ〕 ・生活困窮者の方や住居確保給付金受給者等について、社会福祉協議会と連携。例えば、当施設に直接来所した方で、「当面の生活費が確保できない」という話があれば、生活福祉資金貸付制度に基づいてお金を借りることができる旨を案内し、社会福祉協議会につないでいる。千葉市社会福祉協議会の稲毛区事務所も同敷地内にあるため、「場所はこちらです」と案内することが可能。 【千葉市ふるさとハローワークいなげとの連携】 〔一般求職者を対象としたハローワークから当施設につなぐことも〕 ・当施設は「千葉市ふるさとハローワークいなげ」と併設（千葉市ふるさとハローワークいなげ：市が実施する就労・生活支援相談とハローワークが実施する求職者を対象とした職業相談を一体的に行っている施設）。 ・千葉市ふるさとハローワークいなげに来所した生活困窮者の方々に、専門的な支援が必要と判断された場合には、当施設につないでもらう。そこからさらに自立相談支援機関の「千葉市生活自立・仕事相談センター稲毛」や、住居確保の必要性があれば、「稲毛区保健福祉センター社会援護課」につなぐケースも。
3) 自治体等との連携が進むことによって得られているメリットや効果
〔支援対象者に関する詳細な情報の把握がハローワークの就労支援に活かされる〕 ・市や自立相談支援機関との連携体制を構築し、情報を共有することで、支援対象者の就労経験や希望職種、支援内容に関する要望等を詳細に把握でき、就労支援に活用できることが一番のメリット。 ・ハローワークへの支援要請に当たっては、生活保護受給者等就労自立促進事業の個人票 A に基づいて、支援対象者の方の希望職種や精神疾患の状況等を把握し、ご本人と自立相談支援

機関、千葉市自立・就労サポートセンター稲毛で三者面談を実施した上で、対象者として選定する流れ。 【連携が深まることにより、支援要請頻度も増加】 ・連携構築が進み、自立相談支援機関からの支援要請の頻度も増加。当施設としても多くの支援対象者の方を就労に結びつけるという目標があるため、自立相談支援機関からの送り込み（支援要請）の頻度が増えることにより、当施設としての役割・目標を達成可能に。
4）支援対象者の支援や応募先の確保について工夫していること 【支援対象者の支援における工夫】 ・複合的な課題を抱えている可能性のある方など、ハローワークだけでは支援が困難な対象者が多い。このため、自立相談支援機関との連携・情報共有や「チームで支援する」ことを大事にしている。 【支援対象者の応募先の確保における工夫】 ・企業との関係性の構築が重要。企業の担当者の来所時に、「このような方がお仕事を探しています」と伝えと、支援対象者の特性をご理解いただいた上で、すぐに面接につながったケースのように、企業との関係性の構築が支援対象者の早期就労につながる。
5）取組みのポイント 【フェイス・トゥ・フェイスの関係構築】 ・市や自立相談支援機関と良い関係性を保つために、時間があればできるだけ市や自立相談支援機関を訪れ、対面での情報交換を行っている。デスクに座って向こうから来るのを待っているのではなく、こちらから出向いて積極的に市や自立相談支援機関と話し合いを行うことを大事にしている。そのような日々の行き来が関係性の構築につながっていることから、フェイス・トゥ・フェイスの関係性はとても重要。 【市や自立相談支援機関と共通の目標意識を持つ】 ・支援対象者の支援の方向性について随時共有しており、自立相談支援機関からの送り出しに伴う情報共有や「この方はこういった職種を希望している」という情報を得ながら、求人の選定・提案や面談を行っている。 ・支援期間中に何らかの問題が起こった際は、市の相談員やコーディネーターと解決策を話し合うなど、市とハローワークで同じ方向を向いた就労支援ができている。
6）今後の課題・展望 ・当施設の特徴として、高齢者や精神疾患を抱える支援対象者、就労意欲の低い対象者も多く存在するため、そのような方に向いている求人の開拓を行い、マッチング率の高い事業所数を充実させていくことが重要。

④ 江東就職サポート

1) 連携先の自治体名と連携の開始・強化に至った背景
・連携先の自治体：江東区保護第一課・第二課 ・背景：江東就職サポートの開設（平成 26 年 1 月）前から連携。平成 20 年のリーマン・ショックにより、ハローワーク木場管内においても、住居を失った方や派遣切りの影響を受けた方等がいたことから、ハローワーク内に住居を失った方の相談窓口を設置するとともに、月に 1 回程度、保護課に出張相談を実施。こうした経緯もあり、「やはり区役所内にハローワークの窓口があったほうが良い」という声もあり、国のアクション・プランに基づく国と地方自治体の一体的実施事業として、江東就職サポートを設置。
2) 自治体・外部との連携内容
【区・自立相談支援機関との連携】 〔就労支援に限らず、まずは広く受け止める相談窓口運営を実施〕 ・江東就職サポートは区役所の保護第一課に隣接。主に保護第一課と保護第二課（一課と二課で所管するエリアが異なる）と連携。保護第一課とは日常的に対面及び電話でやりとりしている。二課とは物理的に対面が難しいため電話でやりとりしている。 ・区の生活相談員が生活上の課題等をヒアリングし、就労支援が必要な場合は当施設へ誘導。 ・当施設は、住民票・年金・健康保険などを扱う区民課と同じフロアにある。このため、区役所を利用する区民の方から見れば、区役所の中に一般のハローワークがあると受け止め、支援対象者でない区民の方が直接来所する場合がある。また、最初は「仕事を探している」ということで相談から「失業しており、生活費に困っている」という展開になるケースも多く、区役所の生活相談員・就労支援員に誘導し、支援対象者として支援を開始することもある。 【江東区シルバー人材センター等への情報提供】 〔ケースに応じて、シルバー人材センターにつなぐことも〕 ・支援対象でない方と面談した際に、できる作業が軽作業の方や働ける時間が限定的な方など、ご本人の状況や希望に応じてシルバー人材センターの法が適していると判断した場合は、情報提供や相談を行うケースもある（基本的にはハローワークで支援）。
3) 自治体等との連携が進むことによって得られているメリットや効果
〔区の一体的実施事業への理解が効果的な事業運営に直結〕 ・区の福祉事務所は連携を開始した当初から非常に協力的で、月日が経つにつれ、関係性はさらに強固なものになっている。一体的実施事業及び生活保護受給者等就労自立促進事業について理解があることで、事業を円滑に進めることができる。気軽に相談できる体制、チームワークができており、コミュニケーションは円滑。 ・証明写真の写真代は困窮者にとって負担となるが、区役所が無料で証明写真を撮影してくれるため、身体一つで来所いただいて支援することが可能。
4) 支援対象者の支援や応募先の確保について工夫していること
【支援対象者の支援における工夫】 ・パソコンで求人を検索できない高齢の人、自分に何ができるか分からない人、履歴書への落とし込み方が分からない人が多いため、一人ひとりに親身になって一つひとつ対応している。「仕事の探し方が分からなければ、ハローワークが探します」、「応募書類の作り方が分からなければ、ハローワークがヒアリングして作成します」といった丁寧な支援を大事にしている。

- ・気軽に相談いただければ、トータルなサポートを行うことが可能です、といった一連の流れの取組が非常に効果的。

5) 取組みのポイント

〔一人ひとりの支援対象者の心に寄り添う〕

- ・支援対象者を「一人ひとりの人」として接するという意識が重要。「〇〇さんはこの時間に面接を受けている。面接が終了した頃にフォローの電話を入れてみよう」といったことを地道に行っている。
- ・「どうすれば支援対象の方が納得して早期に就職できるか」ということを常に心がけて、相談に臨んでいる。
- ・就労してもすぐに辞めてしまう人に、諦めずに連絡を絶やさず支援することが大事。
- ・当施設の支援対象者は、生活保護受給者及び生活困窮者等のため、就労意欲喚起を含めた支援の必要性や最低限の生活保障がある生活保護受給者のケースと、生活保障のない生活困窮者のケースでは、その求められる支援のプログラムは異なってくる。このため、それぞれのニーズに適宜応じながら、支援開始から就労までの支援プログラムを組み立てて支援している。
- ・面接した事業所に対して不採用となった理由を丁寧に聞き、次の応募につなげている。事業所のコメントを対象者本人に伝えると逆効果ということもあるため、できるだけ本人に気づいてもらえるよう工夫。

〔区との連携が支援対象者にとって満足のいく就労につながる〕

- ・区側との連携がうまくできるかできないかで、事業の進捗度合いや目標達成度も異なる。支援対象者が就労に結びついたとしても「本当に満足していただいているのか」、「その後のフォローアップも気軽に相談に乗ってもらえるか」等も含め、福祉から就労までの総合的な支援として見た場合、いかに区側と連携できているかが肝となる。

6) 今後の課題・展望

- ・今後も引き続き区と連携しながら、さらに当施設の認知度向上も図りながら、一体的に進めていきたい。ハローワークとして、もっとできることがあれば積極的に取り組んでいきたい。
- ・当施設としては「江東就職サポートに行けば、最後までやってくれる」というところを目指している。

⑤ ジョブスポット港北

1) 連携先の自治体名と連携の開始・強化に至った背景
・連携先：横浜市港北区生活支援課 ・背景：平成 25 年 2 月に国のアクション・プランに基づき、神奈川労働局と横浜市が協定を締結し、市内の各区役所にジョブスポットを順次開設。ジョブスポット港北は平成 27 年 3 月に開設。
2) 自治体・外部との連携内容
【区・自立相談支援機関との連携】 〔生活支援課とお互に行き来を行う関係性を構築〕 ・ジョブスポット港北は区役所内の 4 階に設置されており、連携先の生活支援課とは同じ建物内の別フロアに位置。互に行き来する頻度は多く、直接顔を合わせて報告・連絡・相談を行っている。1 日に何度も行き来しており、連携は密。 ・当施設は、生活支援課からの支援要請に対して「就労」に関する支援を担当。支援要請は日常的に行われており、事前予約だけでなく、当日の支援要請もある。 【区と定例のミーティングを実施】 ・毎月 1 回、朝 9 時より 1 時間程度の定例ミーティングを実施。ジョブスポットの担当 3 名と生活支援課の主任自立相談支援員・自立相談支援員や担当係長が当施設に集まってミーティングを実施。ジョブスポットの利用状況や支援対象者の傾向、前月の就職状況、労働市場の情勢等、共有しておくべき情報等を議題としている。また、支援対象者のリストを共有し、特に情報共有を要する方についての検討を行ったり、事例検討なども実施している。このミーティングはお互いの情報交換の場となっている。 ・このほか、区が行う定例支援調整会議では、生活支援課、ジョブスポットのほか、社会福祉協議会や若者サポートステーション等も参加。
3) 自治体等との連携が進むことによって得られているメリットや効果
〔支援対象者の複合的な課題の把握や、支援の方向性の決定がスムーズに〕 ・区とハローワークの双方で具体的な情報共有を行うことで、支援対象者の抱える複合的な課題を把握でき、ニーズや状況に合った支援を行うことができています。 ・日頃から協力体制が確立されていることで、支援対象者の最新の状況の把握や早急な対応が可能となり、支援の方向性の決定や軌道修正がスムーズとなっている。 〔区と連携したチーム支援により、抱え込まない相談体制を構築〕 ・事業の特性上、深刻な問題を抱える方々と相談するため、支援者自身も心理的に抱え込んでしまい、自分ひとりで何とかしなければいけないと思いがちだが、ジョブスポットの場合は区の各支援員とのつながりが非常に密であり、常に区の担当者と相談しながら支援を進められるため、チームで支援を行うという気持ちが持てることに常に感謝している。
4) 支援対象者の支援や応募先の確保について工夫していること
【支援対象者の支援における工夫】 〔規則正しい生活を送れるよう到来日時を決める〕 ・支援対象者の支援に当たっては「来所時に次回来所日程を決めること」が重要。特に、就労にブランクがある方や失業期間が長期化している方等は生活リズムが乱れている傾向。その

ため、「朝から仕事に行けるように、今から練習をしましょう」ということで朝9時に予約をする等、来所日時を工夫している。

〔選考不調時の理由分析をしっかりと話し合う〕

- ・不採用になった原因や理由について詳細はわからないことが多いため、面接時の様子を確認しながら、話し合いを通じて問題点や改善点をあぶり出し、次の面接に向けた対策を練っている。

【支援対象者の応募先の確保における工夫】

〔過去に採用歴のある企業を中心に面接を働きかけ〕

- ・対象者が希望する求人について、求人条件を満たしていない場合があるため、企業に応募の連絡をする際、支援対象者の了解を得た上で、不足部分を補うようなアピール情報を伝え、まずは本人と会って面接してもらえよう依頼している。
- ・対象者と同様のケースの方を採用した実績がある企業を探すなど、見込みがありそうな求人企業を紹介している。

〔支援対象者の経済的事情も加味した企業への面接依頼〕

- ・企業が指定する面接場所（本社所在地など）に出向くための交通費を確保できないケースもあるため、実際に働く場所（例えば区内）で面接してもらえよう働きかけている。多くの企業ではご理解いただき、現場での面接を受け入れてくれている。

5) 取組みのポイント

〔自治体職員向けにジョブスポット見学会を実施〕

- ・区の生活支援課や税務課、保険年金課等の生活困窮者支援に関わりのある区職員を対象に見学会を実施。生活困窮者の方の相談が想定される窓口の担当者に、「区役所の中にジョブスポットがあり、ワンストップで就職の相談ができる」ということを理解いただくための見学会となっている。
- ・見学会では、当施設の概要や支援内容、支援担当者（就職支援ナビゲーター）の紹介、求人検索機の概要等について説明し、理解を促進。このような取組により、支援対象者の掘り起こしや生活困窮者への支援につなげることができている。

〔生活困窮者等を対象とした就職面接会の開催〕

- ・ハローワーク主催、港北区役所の後援により、区役所内にて就職面接会を開催。支援対象者の面接機会の確保および企業への理解促進につながっている。求職者にとっては、通い慣れた場所での面接、交通費軽減等のメリットがあり、ジョブスポットとしても、支援対象者の面接時の様子が分かる等、今後の支援にも活かすこともできている。

6) 今後の課題・展望

- ・支援対象者の抱える課題は多岐にわたっており、年々より複雑になっている。それに伴い、幅広い領域に対応するための就職支援ナビゲーターの技術向上の機会と自主的な学習・トレーニングが不可欠。
- ・また、こうした課題や就労の前段階の諸問題の解決に向け、外部の支援機関（障がいや若者、高齢関係など）との連携がより重要に。自治体の福祉事務所を各種関係機関との連携のハブとして、さらに連携体制を強固にしていけるとよい。

⑥ ジョブ縁ながの

1) 連携先の自治体名と連携の開始・強化に至った背景
・連携先部署：長野県福祉事務所、長野市生活支援課、長野市子どもみらい課、生活就労支援センター「まいさぼ長野市（市社会福祉協議会）」、「まいさぼ信州長野（県社会福祉協議会）」（いずれも自立相談支援機関）。 ・連携の開始時期：平成 28 年 1 月にジョブ縁ながのを設置。 ・連携の強化に至った背景：生活保護受給者等就労自立促進事業として、市役所での巡回相談やワンストップ相談を実施してきたが、就労以外にも複合的な課題を抱える支援対象者が増加。長野市や社会福祉協議会からの働きかけを受け、経済面、健康面、生活面の支援も含めたチーム支援を実施するため、ハローワーク職員が常駐するジョブ縁ながのを設置。
2) 自治体・外部との連携内容
【市・自立相談支援機関との連携】 〔隣接する市・自立相談支援機関とのタイムリーな連携〕 ・ジョブ縁ながのが併設されている市の生活支援課や、同敷地内にある市の自立相談支援機関である生活就労支援センター「まいさぼ長野市」と日常的に連携。県の自立相談支援機関である「まいさぼ信州長野」も徒歩圏内にあるため、一つの窓口での相談から間を置くことなく、タイムリーに多面的な支援を行うことができる点がメリット。 ・定例の連絡会議を月に 1 回実施。ジョブ縁ながのにおける前月の就職者数等の動向について資料を作成し、自治体との確実な情報共有を実施。 ・定例会議のほか、市が主催する支援調整会議にも参加。支援対象者ごとの詳細な状況の説明を受けたり、今後ジョブ縁ながのにおける支援対象者となる可能性のある方についても、事前に情報共有を実施。
3) 自治体等との連携が進むことによって得られているメリットや効果
〔対応困難な事例を関係機関で多角的に検討〕 ・連絡会議の場を活用し、対応困難なケースの事例研究を実施。ハローワークにおける就労支援の観点に加えて、自立相談支援機関の専門職の視点からも検討を行い、支援策を深堀り。複数の機関による多角的な検討によって、解決の糸口や他の支援対象者への支援の参考となり、支援者の資質向上にも繋がる。 〔関係機関のノウハウの活用が、就職困難者の就労支援につながる〕 ・関係機関同士で支援策を共有することにより、従来はハローワーク単独の支援では困難だった事例が解決に繋がる場合がある。支援対象者の生活状況や諸課題を深堀りするため、個別の事情を把握している自立相談支援機関に協力を依頼している。関係機関のノウハウの活用が早期の課題解決に資する。 〔支援対象者の意欲が高い状態で関係機関の支援につなぐ〕 ・関係機関同士の距離的な近さを活かし、市の相談窓口での相談後、「すぐ隣のハローワークにご案内できますよ」と支援対象者を当窓口へ誘導する場合も。支援対象者の意欲が高い状態でタイムリーな支援を行うことができる点はメリット。
4) 支援対象者の支援や応募先の確保について工夫していること
【支援対象者の支援における工夫】

- ・ハローワークの担当者が単独で支援するのではなく、関係機関と共にチーム支援を行うことが重要。また、完全予約制の面談を行うにあたって、支援対象者に次の面談までに行う課題（求人内容の確認、履歴書への記載内容の棚卸等）を提示している。これにより、予約時間を守ることや求職活動の意識づけに繋がっている。
- ・最初からフルタイム就労を目指すのではなく、短時間や短期間の求人などのスモールステップを設定して応募・就労することにより、支援対象者に自信をつけてもらい、次の段階への移行を目指す支援が効果的。

【支援対象者の応募先の確保における工夫】

- ・一般求人の中から、過去に生活困窮者を採用した企業の傾向を分析し、より採用可能性の高い求人をリストアップして支援対象者に提供。支援対象者の希望を踏まえた求人に加えて、経験や経歴を活かせる求人があれば、ハローワークから本人に提案。生活困窮者の受け入れ企業の傾向分析は求人提供にあたって有用。

5) 取組みのポイント

〔自治体と連携することにより、きめ細かな支援が可能〕

- ・自立相談支援機関等の関係機関との情報交換を密に行うことにより、支援対象者の生活環境を詳細に把握できるため、一般のハローワーク窓口よりもきめ細かな相談業務を実施している。
- ・就職後に困りごとが生じた場合は、退職を決意する前に、気兼ねなく当窓口連絡をしてほしいと伝えている。職場定着に支障となる原因を早期に把握し、長く仕事を続けられる方法がないか、共に検討している。

〔支援対象者に週1回の来所を意識づける〕

- ・週1回の来所を目標として、次の相談までに何らかの宿題を示すことで、支援対象者の求職活動への意識向上につながる。初回面談の際に、毎週求職活動を進めていくことについて支援対象者と意識合わせをすることで、真剣に求職活動に取り組む姿勢を構築。

6) 今後の課題・展望

- ・ジョブ縁ながのは県内唯一の一体的実施施設のため、周辺の自治体においても同様の施設を拡充することで、自治体との連携を推進し、より多くの地域で困難事例への多角的な対応が可能となるのではないかと。
- ・関係機関との連携をこれまで以上に強固なものにすることで、支援の有効性が増すものと認識。

⑦ ワークサポートながた

1) 連携先の自治体名と連携の開始・強化に至った背景
・連携先の自治体：神戸市長田区 ・連携の開始時期：平成 25 年 9 月にワークサポートながたを設置。 ・背景：平成 20 年度のリーマン・ショック以降、生活保護受給者や生活困窮者が急増。25 年度には生活困窮者自立促進モデル事業を開始、神戸市との協定締結後、同 9 月にワークサポートながたを開設。
2) 自治体・外部との連携内容
【区・自立相談支援機関との連携】 〔隣接する関係機関と密な連携を実現〕 ・区役所の生活支援課内に設置されている自立相談支援機関の「くらし支援窓口（長田）」と連携。ワークサポートながたは区の生活支援課に隣接しており、別フロアの社会福祉協議会も含め、密接に連携。 〔支援調整会議の場でケースごとの個別情報を共有〕 ・支援対象者はくらし支援窓口での相談後に、ワークサポートながたへ誘導。くらし支援窓口と月に 1 回支援調整会議を行い、情報共有や意見交換を実施。 ・支援調整会議では、くらし支援窓口から進行中のケースの支援状況を説明し、インテーク面接やアセスメントシートの内容を踏まえて、個別ケースの支援の方向性を協議。
3) 自治体等との連携が進むことによって得られているメリットや効果
〔インテーク・アセスメントシートの共有により、支援対象者の特性を事前に把握〕 ・インテーク・アセスメントシートの共有により事前に支援対象者の情報を把握することは非常に効果的。当窓口での初回面談時には就労関連の聞き取りが中心となるため、本人からの申告を除いて、生活状況まで踏み込んだ確認が難しい場合がある。このため、連絡会議で共有される、くらし支援窓口のインテーク情報や役割分担の意識合わせは有用。
4) 支援対象者の支援や応募先の確保について工夫していること
【支援対象者の支援における工夫】 ・生活困窮者の場合、支援期間が長期化するとなかなか就労に結びつかないケースが多いことから、「3 か月以内に就労に結びつける」ことをひとつの目標としている。 ・応募書類や履歴書の作成支援、求人検索機の利用方法の指導も効果的な支援。効率の良い求職活動のポイントを押さえることで、就労に結びつきやすくなる。 【支援対象者の応募先の確保における工夫】 ・支援対象者が応募を希望する求人票の内容について、可能な限り事業所への事前確認を行っている。具体的には、どのような能力・経験がある方を想定しているのか等、求人票に記載がない内容を事業所に確認し、事前に情報収集しておくことが重要。 ・ハローワークの求人以外にも、求人情報誌や新聞情報、ネット上の求人等からも支援対象者にマッチした募集がないか情報収集を行っている。
5) 取組みのポイント
〔区の職員を対象としたワークサポートの研修会を実施〕

- ・年度当初に、区の職員を対象とした当窓口に関する研修会を開催。生活支援課内の生活保護担当者、相談支援員、ケースワーカー等に対して、当窓口の支援内容に関する説明を行い、自治体職員の理解を促している。

〔支援対象者向けの就職支援セミナーの開催〕

- ・2か月に1回、支援対象者向けの就職支援セミナーを開催。ハローワーク神戸の協力を得ながら、模擬面接や履歴書の書き方支援を実施。ハローワーク神戸の担当者による面接指導等を通じて、当窓口での支援担当者とは異なる視点からの気づきが得られる。
- ・支援対象者の中でも、セミナー受講者は求職活動への意欲が向上し、就職に結びつきやすいため、効果的な取組として今後も継続していきたい。

〔区と連携した支援対象者向けの就職説明会の開催〕

- ・コロナ禍以前は、年に数回、職種や支援対象者の属性ごとに就職説明会を開催。区役所の会議室を利用し、10社ほどの採用担当者が参加。その場で採用になる場合や、後日書類選考を行う場合等様々であるが、支援対象者の求職活動が着実に前進する機会となっている。

6) 今後の課題・展望

- ・当窓口から自治体に対しては、積極的な支援要請をお願いしているが、自治体によって意識の差があり、支援対象者の属性によっては誘導が少ないと感じる場合がある。まずは自治体の関係部局内で連携を進めていただき、当窓口への支援要請が促進されるとよい。
- ・一体的実施窓口を他の地域にも展開することにより、さらに就労支援が促進されるのではないかと。

⑧ 呉市就労支援窓口

1) 連携先の自治体名と連携の開始・強化に至った背景
・連携先部署：呉市福祉事務所、呉市自立支援室（社会福祉協議会に委託）、呉市子育て支援課 ・連携の開始時期：平成 26 年 10 月 ・連携の強化に至った背景：自治体との協定に基づき、生活保護受給者、児童扶養手当受給者を支援対象としていたところ、平成 26 年度に生活困窮者自立支援法が施行された際に、生活困窮者への支援を協定に追加。
2) 自治体・外部との連携内容
【市・自立相談支援機関との連携】 〔生活支援課、子育て支援課、自立相談支援機関との密な連携を実施〕 ・生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度を所管している福祉事務所、児童扶養手当等を所管している子育て支援課、自立相談支援機関である生活支援課自立支援室（窓口の委託先は呉市社会福祉協議会）の 3 部門と連携。生活困窮者については、福祉事務所からの支援要請を受けて、生活支援課自立支援室の担当者と打ち合わせを実施。 ・呉市就労支援窓口は、生活支援課及び自立相談支援機関に隣接しており、日頃から円滑なコミュニケーションや連携ができています。 〔連携の深化とともに、定例会議に加えて随時の打ち合わせを実施〕 ・開設当初は完全予約制により支援していたが、連携が進むにつれて、自治体側の窓口相談に来られた方の即時支援要請が増加。 ・相談予約がある場合は、市担当者とはあらかじめ対応方針を相談するほか、対象者や連携先に応じて月 1 回ずつ支援調整会議を開催。 ・相談や対応を臨機応変に行うようになってからは、市担当者との連携の敷居も低くなり、定例の支援調整会議に加えて、関係者が様々な知識を持ち寄って随時に打ち合わせを行っている。 【子育て支援課や就労準備支援事業者との連携】 〔子育て支援課からの児童扶養手当受給者等の支援要請〕 ・児童扶養手当受給者や母子家庭の方を支援する、市子育て支援課が同じフロアにあり、就労支援を希望する方については、本人の同意を得て当窓口で支援要請を受けている。 〔市を経由した就労準備支援プログラム受講者の支援要請〕 ・呉市が民間委託している就労準備支援事業の支援プログラム受講者について、就労準備性が整い、就労支援への切り替えが有効と判断された場合、市を経由して支援要請されることも。
3) 自治体等との連携が進むことによって得られているメリットや効果
〔市の保有する社会資源を活用し、就労支援につなぐ〕 ・路上生活状態で、お金や食べ物が無いという方については、市生活支援課自立支援室が食糧支援を実施。併せて、一時的な住まいが必要な場合には、生活保護法に基づき呉市が設置する救護施設の一室を利用して、一時的な入居施設に。当窓口と自立相談支援機関が支援を行い、就職が決定したことで賃貸物件への入居審査をクリアできた事案も。市の資源や制度を活用することで、複合的な課題を抱えた方への多面的な支援が可能になっている。
4) 支援対象者の支援や応募先の確保について工夫していること
【支援対象者の支援における工夫】

- ・市の福祉事務所やハローワークには、看護師や社会福祉士等の有資格者が在席しているため、支援方針の検討にあたって様々な知見を持ち寄り、総合的な支援を行うことが可能。

【支援対象者の応募先の確保における工夫】

- ・支援対象者の希望の求人が見つからない場合は、過去に求人提出があった事業所等に個別に問い合わせ、募集状況を確認。求人条件の緩和を事業所に依頼することもあり、フルタイム求人を提出している事業所に対して、短時間勤務を希望する求職者の状況を伝え、条件緩和により採用に至ったケースも。

5) 取組みのポイント

〔「断らない支援」を原則に〕

- ・当窓口の開設当初から、市役所に来所した方については、特別な阻害要因がない限り、原則的に支援を断らない方針。実際に支援対象者本人に会ってみないと分からないことも多いため、まず相談を行う場合も。こうした取組みも市との信頼関係を築く一助となった。

〔支援調整会議への参加が、市役所内へのハローワークの周知につながる〕

- ・市生活支援課自立支援室が開催する支援調整会議に参加することで、福祉事務所以外の市の職員に対して、同じ庁舎内にハローワークが設置されていることを知ってもらう機会にもなっている。
- ・支援調整会議への参加を通じて、商工振興課が開催するビジネスや会計に関するセミナーを当窓口の支援対象者が受講する機会や、税務関係部署での税金滞納者の支援依頼、コロナ対応のための市役所内の臨時雇用求人への職業紹介等、市役所内の他部局との連携事例も生まれた。当窓口が市役所内の福祉部門以外にも認知されることで、就労支援が必要な場合に当施設を頼りにしてもらえる雰囲気ができつつある。

6) 今後の課題・展望

- ・事業開始当初は、生活保護受給者の支援要請が多かったが、近年では高齢化する生活困窮者への支援や、将来的に困窮するおそれのあるひきこもりの方々への支援の重要性が明らかになってきた。
- ・求職者のニーズが多様化し、就職の緊要度が高い方ばかりではなく、就職に先立って一定期間準備が必要な方も多い。福祉的な観点も含めた就労支援が求められていると感じる。

⑨ ハローワーク高松・ジョブコーナー

1) 連携先の自治体名と連携の開始・強化に至った背景
・連携先部署：市福祉事務所生活福祉課、市自立支援センター、こども家庭課 ・連携の開始時期：平成 25 年 10 月 ・連携の強化に至った背景：従来からハローワーク高松が福祉事務所と連携し、生活保護受給者の相談窓口を設置。高松市が生活困窮者自立支援モデル事業を実施した際に、自立支援センター高松とも連携を開始。
2) 自治体・外部との連携内容
【市・自立相談支援機関との連携】 〔生活福祉課、自立相談支援機関と気軽に話し合える関係性を構築〕 ・市との連携に当たっては、市福祉事務所生活福祉課、自立相談支援機関「自立相談支援センターたかまつ（高松市社会福祉協議会に委託）」、ひとり親家庭の方等を所管することも家庭課と主に連携。 ・当窓口は生活福祉課と同じフロアに設置、自立相談支援機関とは徒歩圏内。予約相談までに支援方針の打ち合わせを行い、面談後も問題や相談事項が生じる都度、お互いの機関を訪問したり、電話で直接相談しあえる関係。 ・支援対象者自身が課題を認識できていないことも多いため、各支援機関の立場からアセスメント情報を共有し、優先事項を見極めたうえで役割を分担して支援。就労以外の阻害要因については、自立支援センターの支援員がコーディネート。 ・応募を重ねても採用に至らない場合、履歴書の書き方や面接での受け答えを確認したり、ソーシャルスキルトレーニングを行う等の支援も実施。 【困難性が高い対象者を適切な機関にリファー】 ・一般就労が困難な場合は、本人の日常生活・社会生活の支援や、居場所づくりとして、就労準備支援事業や認定就労訓練事業、地域若者サポートステーション等へ案内。
3) 自治体等との連携が進むことによって得られているメリットや効果
〔関係機関からの積極的な支援要請、チーム支援〕 ・良好な関係性を踏まえ、各機関から積極的に支援要請を受けている。お互いが専門性を活かしたアセスメントを行い、きめ細かなチーム支援により高い就職率を維持している。 〔事前の情報共有によるスピーディな求人提案〕 ・自治体の支援員が本人から聴取した求職条件（勤務地、時間、経験、職種等）について、事前に情報提供を受け、当窓口での初回相談時に、10 件以上のマッチング求人を支援員に提案。支援員から本人に連絡後、面談を前倒しして応募に至ったケースがあった。
4) 支援対象者の支援や応募先の確保について工夫していること
【支援対象者の支援における工夫】 ・社会的なつながりが希薄で孤立している支援対象者が多く、初職で定着に失敗して人間関係のトラブルを繰り返してしまう方や、成功体験がないために乗り越え方が分からない方も。信頼して相談できる相手がない場合が多いため、就職後も本人の状況を把握し、困りごとが生じたら気軽に当窓口連絡してもらえ距離感を保っている。 ・職場で困りごとや課題を抱えたときは、支援対象者から当窓口電話をもらい、親身に相談に乗ることで早期離職の歯止めとなっている。

【支援対象者の応募先の確保における工夫】

- ・ 手持ち資金に余裕がない支援対象者には日払い・週払いの求人提供を行う等、個別のニーズに応じた提案を行っている。ハローワーク求人以外に、インターネットや求人情報誌の求人も活用するほか、過去に求人を提出した事業所に直接問い合わせ、求人開拓を行う場合もある。

5) 取組みのポイント**〔孤立した状態の支援対象者への一体的な支援〕**

- ・ 孤立状態の支援対象者は自尊心や自己肯定感が低下している場合が多いため、信頼関係の構築を重視しつつ、本人の働く目的、意識、置かれた状況への理解を深め、支援対象者がめざす働き方を理解して阻害要因を整理することが重要。自立相談支援機関や市とワンチームとなり、継続的に機能することで支援が充実。

〔求人リクエストカードの活用〕

- ・ 求人応募まで時間的な余裕がある場合は、本人の希望を踏まえ、「求人リクエストカード」を活用し、ハローワーク高松本所の事業所部門と連携して求人開拓を実施。例えば、支援対象者が希望する分野の有効求人がない場合、新規求人が見込まれる事業所に対して、個人名を伏せて希望条件や経験職種・保有資格に関する情報をもとに求人開拓を行う仕組み。

6) 今後の課題・展望

- ・ 生活困窮者自立支援法の施行から7年が経過し、住居確保給付金受給者や、生活困窮者が増加傾向。困窮状態からの脱却のためにも、生活保護の受給に至る前の早期支援が重要。
- ・ 自立相談支援機関の機能や役割を理解し、支援対象者の就労経験等に応じて、複合的な課題にも対応できるネットワークづくりが重要。新型コロナウイルス関連の生活支援策等の知識・理解を深め、本人の意向を考慮して共に課題を解決していく姿勢が必要。

1 各種調査結果から導出される課題について

(1) 福祉事務所設置自治体アンケート調査からみられる現状と課題

① 自立相談支援事業における支援内容と連携状況について

- ・就労支援にて実施している事業について、「認定就労訓練事業」「無料職業紹介事業」の実施は約2割に留まる（問9）。
- ・自立相談支援機関の就労支援について、支援対象者の支援終了（クロージング）までの支援期間で最も多い期間は「1年以上」が約3割、「6ヶ月以上」が2割半ばと、約半数以上の自治体が支援終了まで半年以上の時間を要している（問15）。
- ・個別支援において連携している庁内の部署は、「生活保護所管部署」が約9割、「障害福祉所管部署」が約7割となっており、福祉部門内での連携は進んでいる。また、「商工労働所管部署」「教育委員会」については約2割程度の連携がみられた。一方で「政策経営所管部署」「まちづくり所管部署」「総務所管部署」との連携は1割以下となっている（問17）。
- ・連携している庁外の機関は、「ハローワーク」が約9割、「社会福祉協議会」が約7割と続いている。一方で「生涯現役促進地域連携事業協議会」「商工会議所」「就職氷河期プラットフォーム」等との連携は1割以下となっている（問18）。
- ・自立相談支援事業における就労支援の課題は、「求人情報や協力事業所等の開拓ができていない」が約6割、「協力してくれる企業や事業者がいらない・少ない」が5割半ば、「マンパワーが不足している」が約5割と、協力企業のネットワークや自治体職員のマンパワーに課題を抱えていることがうかがえる（問19）。

② 職業訓練制度の利活用について

- ・職業訓練制度を説明状況は、「支援対象者に説明・案内したことはない」が約3割となっており、その理由は「相談者が希望しない」が約6割、「支援対象者に案内できる適切な訓練プログラムがない」が4割半ばとなっている（問20、22）。
- ・職業訓練制度を説明・案内する上での課題は、「訓練場所が近隣にない」が最も多く、「訓練コースに偏りがある、または訓練メニューが少ない」、「訓練中の生活資金の確保」等の意見が続いている（問23）。

③ ハローワークが取り扱う支援策について

- ・トライアル雇用助成金について「活用していない」が約7割となっており、その理由として、「どの支援対象者や受入れ事業所に説明・案内・活用すべきか分からない」が4割半ばと最も多く、「支援対象者や受入れ事業所に対して支援策の趣旨や意義・効果の説明が難しい」が約4割、「要件が厳しい（利用できる支援対象者や受入れ事業所が少ない又ははない）」が約3割と続いている（問28、問29）。
- ・特定求職者雇用開発助成金について「活用していない」が約7割となっており、その理由として、「支援対象者や受入れ事業所に対して支援策の趣旨や意義・効果の説明が難しい」「どの支援対象者や受入れ事業所に説明・案内・活用すべきか分からない」が4割半ばとなっており、「要件が厳しい（利用できる支援対象者や受入れ事業所が少ない又ははない）」が約2割となっている（問28、問29）。

④ 交通費の支給について

- ・交通費の支給状況は、「支給は行っていない」が9割半ばと最も多く、「支給を行っている」のは1割未満であった（問31）。
- ・交通費の支給に関する課題は、「交通費の支給についてそもそも想定していない」が5割半ばと最も多く、「財源の確保が難しい」が3割半ば、「庁内にノウハウが不足しているため、どのように対処して良いかわからない」が1割半ばとなっている（問34）。

⑤ 就労準備支援事業について

- ・連携している庁内の機関は、「生活保護所管部署」が約8割、「障害福祉所管部署」が5割半ば、「児童福祉所管部署」が2割半ばとなっており、福祉部門間の連携は進んでいる。一方で、「総務所管部署」「政策経営所管部署」「財務所管部署」等とは連携が進んでいないことがうかがえる（問41）。
- ・連携している庁外の機関は、「ハローワーク」が約7割、「社会福祉協議会」が約6割となっている。一方で、「生涯現役促進地域連携事業協議会」「商工会議所」「就職氷河期プラットフォーム」「シルバー人材センター」等とは連携が進んでいないことがうかがえる（問42）。
- ・実施している就労支援の課題は、「協力してくれる企業や事業者がいない・少ない」が5割半ばと最も多く、「求人情報や協力事業所等の開拓ができていない」が約5割、「マンパワーが不足している」が約4割となっている（問43）。
- ・支援対象者が就労体験・社会参加に結び付くまでの支援期間は、「1年超え」が3割、「9ヶ月超え12ヶ月以内」が1割半ばと、約半数の自治体では9か月以上の時間を要していることがうかがえる（問47）。

⑥ 就労準備支援事業の新型コロナウイルスの影響について

- ・新型コロナウイルスによる就労準備支援事業への影響について、約6割半ばの自治体が「影響がでている」と回答しており、具体的には「支援対象者との対面のコミュニケーションが難しくなった」が約7割、「社会生活自立に関する支援（地域でのボランティア、事業所見学等）が難しくなった」が6割半ば、「就労自立に関する支援（就労体験、ビジネスマナー講習等）が難しくなった」が約6割と続いている（問48、49）。
- ・また、新型コロナウイルス感染症等の影響による、自立相談支援機関、自治体、就労準備支援事業の委託先との連携に関する影響について、約2割の自治体が「連携について影響がでている」と回答しており、具体的な影響としては「就労準備支援事業利用期間中の支援対象者の情報共有の機会（会議体等）が減少した」が約8割、「新型コロナウイルス感染症等の影響で、自立相談支援事業における支援対象者が増加したことにより、就労準備支援事業への移行が遅れている」が4割半ば、「就労後の定着支援時の支援対象者の情報共有の機会（会議体等）が減少した」が3割となっている（問50、問51）。

⑦ 生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携状況について

- ・生活保護受給者等就労自立促進事業に関して、連携している庁外の機関は「社会福祉協議会」が約 5 割と最も多くなっているものの、「認定就労訓練事業所」「NPO・ボランティア団体」「就労体験協力事業者（未認定）」等との連携は進んでいない（問 56）。
- ・当該事業との連携を行う上での課題は「ノウハウが不足している」「支援候補者の選定が難しい、基準がわからない」「支援要請のみでその後のフォローができない」がそれぞれ 2 割半ばとなっている（問 57）。
- ・生活保護受給者等就労自立促進事業との連携を行っていない理由は、「自立相談支援事業を外部に委託しているため（自立相談支援機関が直接連携している）」が約 3 割、「事業の対象者がいない」が 2 割半ば、「支援要請や連携できるマンパワーが足りない」が約 2 割となっている（問 59）。
- ・生活保護受給者等就労自立促進事業との連携を行うために、必要な国の支援について「連携のための仕組みの構築」が 4 割半ばと最も多く、次いで「連携するためのマンパワーへの補助」「連携事例等の好事例集」が約 4 割となっている（問 60）。

(2) ハローワーク（生保型一体的実施施設）アンケート調査結果からみられる現状と課題

① 福祉事務所との近接状況について

- ・住居確保給付金受給者及び生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く）への支援に係る連携先関係機関との近接状況について、『生活困窮者自立支援担当部局』では「窓口が隣接している、同フロアにある」が約5割、「同建物内または同敷地内にある」が2割半ば、「徒歩圏外の距離にある」が1割半ばとなっている（問7）。
- ・『自立相談支援機関（上記を除く委託先機関）』の近接状況については「窓口が隣接している、同フロアにある」が2割半ば、「同建物内または同敷地内にある」「徒歩圏外の距離にある」が約2割となっている（問7）。

② 自立相談支援機関からの支援要請について

- ・支援要請が行われた支援対象者数（住居確保給付金受給者、生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く）に限る。）について、「増加している」が約6割、「例年通りである」が2割半ばであった（問10）。
- ・支援要請が「頻繁にある（毎月ある）」が約7割となっている一方で、支援要請の頻度が少ない一体的実施施設に理由をうかがったところ、「当該地域に対象となる支援対象者が少ない（少ないと聞いているも含む）」が約4割、「連携・誘導體制が構築されていない」が3割半ば、「マンパワーが足りない（自立相談支援機関の担当者が繁忙）」が約3割となっていた（問8、問9）。
- ・支援対象者が就労に結びつかないまま、支援終了・支援中止となる主な理由について「面談の無断キャンセルなど、本人の就労意欲の低下や生活リズムの問題により支援継続が困難な状況になるため」が約9割と最も多く、「本人の持病の悪化、病気の再発等、病気や障害により就職活動が続けられなくなったため」が7割半ば、「マッチングできる求人が当該地域にないため（年齢、職種、賃金等の求人条件と本人の希望が合致するものが限定される）」が6割半ばとなっている（問12）。
- ・支援が困難な対象者を就労に結び付けていくために自治体等に期待する支援は、「持病や障害・メンタルヘルスなどに関する課題の把握・フォロー・解決」が最も多く、次いで「就労準備支援事業の充実」「情報共有・連携の強化」、「就労意欲の喚起、就労意志の確認」と続いている（問15）。

③ 自治体等との連携について

- ・自治体等（自立相談支援機関、社会福祉協議会等の連携先機関を含む。）と意見・情報交換の頻度は「日常的に」が約5割、「1か月に1回程度」が2割半ば、「1年に1回程度」が1割未満となっている（問18）。
- ・自立相談支援機関が実施する支援調整会議への出席状況は、「出席していない（出席要請がない）」が約4割、「開催される都度出席している」が3割半ば、「要請がある都度出席している」が2割半ばとなっている（問19）。
- ・自立相談支援機関等と連携する上で特に課題と感ずることは「自立相談支援機関との情報の連携が不十分」が最も多く、「就労意欲が低い方や就労以外で解決すべき優先度が高い方など就労困難者が送り込まれている」、「自立相談支援機関によって温度差がある、役割分担の明瞭化がされていない」等の意見が上がっている（問23）。

- ・支援対象者の就労による自立を促進する上で、自治体や自立相談支援機関等に求める支援は、「就労意欲の喚起」が約 9 割、「生活習慣形成（決まった時間に起床する等）のための指導・訓練」「必要な社会的能力（職場でのコミュニケーション等）の取得を身につけるための指導、訓練」が約 8 割と続いている（問 24）。

④ 支援対象者の応募先の確保、定着支援について

- ・支援対象者の応募先の確保に関する課題は、「求人が少ない、業界や募集職種、雇用形態が限られている」が最も多く、次いで「高齢者の採用が少ない」「通勤手段が限られる」等の意見が続いている（問 25）。
- ・支援対象者に対して職業紹介を行う上で、特定求職者雇用開発助成金の活用促進に向けた課題は、「支援対象者が特定求職者雇用開発助成金の対象となる可能性があること（生活困窮者であること）を求人者の開示を希望しないケースが多い」が 9 割半ばと最も多く、「生活困窮者の雇入れに対する求人者の理解が得にくい」が約 5 割、「対象労働者の要件が厳しい」が 1 割半ばとなっている（問 26）。
- ・支援対象者の就職後の就業継続・職場定着についての課題は、「コミュニケーション不足（良好な人間関係が築けない）」が最も多く、「短期間での離職」「就労意識が低い、軽微な理由での離職」等の意見が続いている（問 27）。

⑤ 新型コロナウイルスによる事業への影響について

- ・新型コロナウイルスの「影響がある」一体的実施施設は約 8 割となっており、具体的には、「来所者・来窓頻度の減少、電話相談・電話面談の増加」が最も多く、「支援対象者の増加」「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、住居確保給付金に関わる支援対象者の増加」「求人数の減少」等の意見が続いている（問 30）。
- ・特に「解雇・雇止め等を受けた不安定就労者」「シフト減の不安定就労者」「個人事業主、フリーランス」「高齢者」等の支援対象者が増加しており、支援対象者の特徴的な変化としては、「就職意欲が低い方の増加（感染者が減少するまで就職を控えたい）」が最も多く、「各種給付金を受ける方が増加（社会福祉協議会の緊急小口資金の特例貸付、住居確保給付金など）」、「在職者（フリーランス、自営業、シフト減など）が増加」等の意見が続いている（問 31、32）。

2 福祉施策と労働施策の効果的な連携のあり方について

(1) 生活保護受給者等就労自立促進事業との連携について

- ・福祉事務所設置自治体アンケート調査結果から、約8割の自治体において、生活保護受給者等就労自立促進事業との連携を実施しているとの回答を得ているが、連携を行う上での課題として「ノウハウが不足している」「支援候補者の選定が難しい、基準がわからない」「支援要請のみでその後のフォローができない」等の意見が多く上がった。
- ・また、ハローワーク（生保型一体的実施施設）アンケート調査結果からも、自立相談支援機関等と連携する上で課題と感ずることとして「自立相談支援機関との情報の連携が不十分」が最も多く、「就労意欲が低い方や就労以外で解決すべき優先度が高い方など就労困難者が送り込まれている」「自立相談支援機関によって温度差がある、役割分担の明瞭化がされていない」等の意見が多く寄せられている。
- ・両調査結果を比較すると、「双方の連携が不十分」「連携に当たっての温度差を感じる」「自治体としてのノウハウ不足」「ノウハウ不足等の理由により、支援候補者の選定が難しいため、就労困難者がハローワークに送り込まれる」等のキーワードが整理される。
- ・ハローワークとの連携が進んでいる自治体のヒアリング結果からは、就職支援ナビゲーター等とケース会議や情報交換の場（フォーマル、インフォーマル含む）を設け、相談者の就職状況を共有するほか、福祉事務所または自立相談支援機関の職員の負担とならないよう、輪番制でミーティングを実施したり、一体的実施施設担当者に対しても支援調整会議への参加を促す等の工夫点が見られた。
- ・また、自治体との連携が円滑に進んでいるハローワークでは、一体的実施事業の強み（自治体内に常設窓口を設置）を活かし、距離的な近さによるタイムリーな連携（相談・情報交換等）や、自治体職員向けに一体的実施施設の見学会等を開催し、福祉事務所や自立相談支援機関に対して一体的実施事業の理解を促している。こうした取組みを通じて連携が深まることにより、支援要請前から、支援対象者の属性や自立相談支援機関での支援内容、就労に当たっての希望等を詳細に把握することが可能となり、ハローワークにおける就労支援に活用できる等のメリットがあげられた。
- ・双方の連携が進んでいる自治体及びハローワーク（生保型一体的実施施設）に共通する点として、フォーマル・インフォーマル問わず、積極的な意見交換やフィードバックを行う機会を設けていること、意見交換の場を活用して、双方の事業領域や各専門職への理解を通じたノウハウの共有が進んでいること等が上げられる。日頃からの担当者間のコミュニケーションを円滑に行うことが、一体的実施事業の促進につながるものと考えられる。

(2) 自治体内の連携について

- ・福祉事務所設置自治体アンケート調査結果から、自立相談支援事業の個別支援において連携している庁内の部署について、生活保護所管部署や障害福祉所管部署等の福祉部門との連携が進んでいるものの、商工労働所管部署やまちづくり所管部署等の福祉部門以外との連携はほぼ進んでいないことが明らかになった。
- ・また、自立相談支援事業における就労支援の課題として、「求人情報や協力事業所等の開拓ができていない」「協力してくれる企業や事業者がいない・少ない」「マンパワーが不足している」等の意見が多く上げられており、協力企業とのネットワークや自立相談支援機関のマンパワー

不足に課題を抱えていることがうかがえる。

- ・今回の福祉事務所設置自治体ヒアリング調査結果からは、一般就労に向けた準備として、企業の協力を得ながら事業所等での職場体験事業を実施しているケースや、地場産業と連携した中間的就労を展開している事例、就労準備支援事業を外部委託し、民間事業者（人材派遣会社）の企業ネットワークやノウハウを活用し、企業開拓を進めている事例などが見られた。
- ・企業や協力事業所の開拓に当たっては、自治体担当者が直接企業への連絡や足を運ぶことにより、制度の理解も含め前向きな回答を得るケースや、商工会議所や産業関係課と連携し、職場体験協力事業所を募集をしているケースも見られた。
- ・福祉部門以外との連携が進んでいる自治体においては、庁内連携会議を設置し、福祉担当課だけではなく、商工部門や財政部門等も参画する形の横断型の就労支援の検討機会を設けているという工夫点が上げられた。また、ゲートキーパーや認知症サポーター養成講座等を全自治体職員に受講を促し、生活困窮者に限らず、住民の困りごとに対するアンテナを張り巡らせるための素地を養い、全庁的な体制づくりを実施している事例も見られた。
- ・自治体アンケート調査結果から、自立相談支援機関の就労支援に携わる職員の専従割合が低いことを踏まえると、就労支援員自らが事業所開拓を行うこと以外にも、庁内の商工部門等の協力を得ながら事業所開拓を行うほか、民間事業者の企業ネットワークを活用する等、自治体の社会資源の実情に応じた選択肢を整理し、企業開拓の手法を広く周知することが重要である。

（３）就労体験時等における交通費の支給について

- ・就労体験時等における交通費の支給について、9割以上の自治体が「支給は行っていない」と回答しており、その課題としては「交通費の支給についてそもそも想定していない」「財源の確保が難しい」「庁内にノウハウが不足しているため、どのように対処して良いかわからない」という意見が多く上がっていた。
- ・一方で、交通費の支給によるメリット等について、「支援対象者が就労体験等に積極的に参加するようになった」「支援対象者が積極的に求人に応募するようになった」「就労体験等の協力事業所の負担減につながっている」という意見もあることから、支援対象者の就労意欲向上につながる可能性が考えられる。
- ・今回のアンケート調査結果及びヒアリング調査結果からは、自立相談支援事業の利用者が就労活動を行うための交通費に基金を利用して助成しているケースや、就労準備支援事業を外部委託し、受託事業者が交通手段を提供しているケース等、自治体独自の工夫が見られた。
- ・交通費の支給事例は少ないものの、支援対象者へのインセンティブが働く可能性があることから、各種支給事例を収集し、自治体への横展開を図っていくことが考えられる。

（４）職業訓練制度の利活用について

- ・福祉事務所設置自治体アンケート調査結果から、職業訓練制度について、「支援対象者に説明・案内したことはない」が約3割となっており、その理由として「相談者が希望しない」「支援対象者に案内できる適切な訓練プログラムがない」等の意見が多く上がっている。
- ・また、職業訓練制度を説明・案内する上での課題として、「訓練場所が近隣にない」「訓練コースに偏りがある、または訓練メニューが少ない」「訓練中の生活資金の確保が難しい」等の意見が続いており、必ずしも支援対象者のニーズとマッチしていない状況がうかがえる。

- ・ヒアリング調査結果からは、新型コロナウイルス感染症の影響化において、生活資金の確保を最優先とするケースや、早期就労を望む支援対象者が増加している可能性があること等から、職業訓練制度のプログラムや支援のあり方については、柔軟な運用を展開していくことが重要である。特に、支援対象者の訓練ニーズを改めて把握し、地域における求職者の動向等も踏まえながら、地域の実情に応じた職業訓練制度の展開が求められる。
- ・なお、今回の各種調査結果から、庁外の関係機関の中に連携が進んでいないことが明らかになったものがあるが、活用のための推進方策に関する事例収集、分析等が及んでいないことから、今後の当該分野に対するさらなる調査・研究が必要である。

1 福祉事務所設置自治体アンケート調査票

令和3年10月

厚生労働省社会・援護局 社会福祉推進事業

「多様な就労支援の確保のための労働施策との連携のあり方に関する調査研究事業」

生活困窮者等に対する就労支援の連携状況等に係るアンケート調査（都道府県調査票）

【本調査の目的】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、シフト制社員や派遣社員など多様な就労状況にある方々が、シフト減や派遣契約の終了等により生活困窮な状態となり、これまでよりも多様化・複雑化した課題を有する支援者の増加が見込まれている中で、就労準備支援事業・認定就労訓練事業・ハローワークにおける生活保護受給者等就労自立促進事業等の段階的な切れ目ない支援がより一層求められます。

本調査では、就労支援を展開している福祉事務所設置自治体の皆さまを対象に、就労支援の実施状況やハローワーク・関係機関との連携状況を把握するとともに、連携に当たっての課題や効果的な連携手法を把握することを目的として調査を実施するものです。

職務ご多忙の折恐縮でございますが、本アンケート調査へ御協力を頂きますようお願い申し上げます。

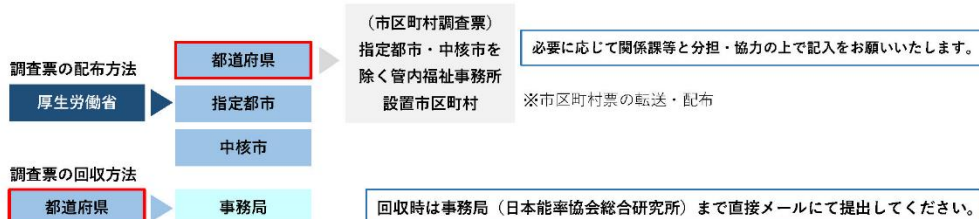
【本調査の対象】

福祉事務所設置自治体

【ご回答にあたりまして】

- 本調査は厚生労働省より、各都道府県のご担当課にメール配布されています。調査票はシートの構成を崩さずに記入いただき、1つの都道府県につき1つのエクセルファイルで提出用メールアドレス（q_survey@jmar.co.jp）まで送付ください。

※市区町村調査票の管内福祉事務所設置自治体への転送のご協力をお願い致します。



- 1 生活困窮者自立支援法に基づく必須事業主管部署の方が取りまとめて回答してください。
各事業や取組の記載にあたっては、必要に応じ、関係部署や委託先と分担・協力の上、取りまとめてのご提出をお願いいたします。
- 2 特別に指定がない場合は、令和3年9月末日における実態でお答えください。
なお、新型コロナウイルス感染症等の影響で取組等が実施できていない場合は、当初予定されていた取組をお答えください。

【回答期限】

11月4日（木）17時までにご回答頂き、下記事務局のメールアドレスまでご返信ください。

【調査票の取扱いに関しまして】

ご回答いただきました内容につきましては、次のように取扱います。

- ・ 調査結果については取りまとめを行い、統計的に処理を行ったうえで、厚生労働省に提出させていただきます。
- ・ アンケート調査の集約後、先進的な取組事例についてヒアリング調査のご協力をお願いすることがございます。

【提出・調査に関する問合せ先】

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-22 日本能率協会ビル5階
株式会社日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部
担当：小又、中村、田中
Mail：q_survey@jmar.co.jp

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、在宅勤務・テレワークを活用しております。
お問い合わせの際は可能な限りメールにてご連絡いただくと、お願いいたします。

【社会福祉推進事業に関する問合せ先】

厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室
担当：米沢、阿部、山下
TEL：03-5253-1111（内2234、2876）

次のシートにお進みください

生活困窮者等に対する就労支援の連携状況等に係るアンケート調査（市区町村調査票）**【本調査の目的】**

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、シフト制社員や派遣社員など多様な就労状況にある方々が、シフト減や派遣契約の終了等により生活困窮な状態となり、これまでよりも多様化・複雑化した課題を有する支援者の増加が見込まれている中で、就労準備支援事業・認定就労訓練事業・ハローワークにおける生活保護受給者等就労自立促進事業等の段階的な切れ目ない支援がより一層求められます。

本調査では、就労支援を展開している福祉事務所設置自治体の皆さまを対象に、就労支援の実施状況やハローワーク・関係機関との連携状況を把握するとともに、連携に当たった課題や効果的な連携手法を把握することを目的として調査を実施するものです。

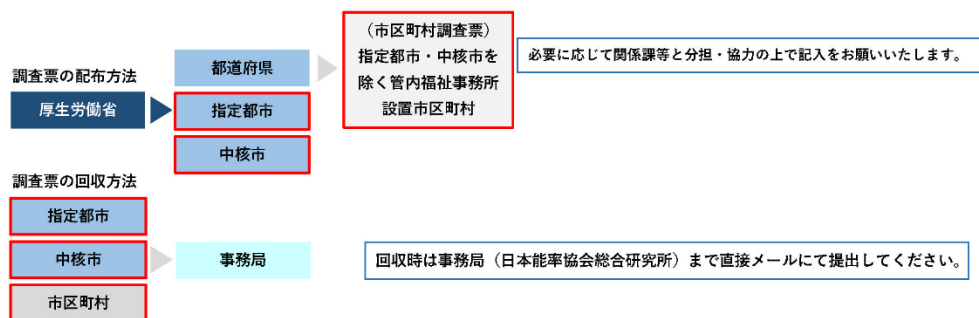
職務ご多忙の折恐縮でございますが、本アンケート調査へ御協力を頂きますようお願い申し上げます。

【本調査の対象】

福祉事務所設置自治体

【ご回答にあたりまして】

- 本調査は各都道府県を通じて、各市区町村のご担当課にメール配布されています。調査票はシートの構成を崩さずに記入いただき、1つの市区町村につき1つのエクセルファイルで提出用メールアドレス（q_survey@jmar.co.jp）まで送付ください。



- 1 生活困窮者自立支援法に基づく必須事業主管部署の方が取りまとめて回答してください。
各事業や取組の記載にあたっては、必要に応じ、関係部署や委託先と分担・協力の上、取りまとめてのご提出をお願いいたします。
- 2 特別に指定がない場合は、**令和3年9月末日**における実態でお答えください。
なお、新型コロナウイルス感染症等の影響で取組等が実施できていない場合は、当初予定されていた取組をお答えください。

【回答期限】

11月4日（木）17時までにご回答頂き、下記事務局のメールアドレスまでご返信ください。

【調査票の取扱いに関しまして】

ご回答いただきました内容につきましては、次のように取扱います。

- ・ 調査結果については取りまとめを行い、統計的に処理を行ったうえで、厚生労働省に提出させていただきます。
- ・ アンケート調査の集約後、先進的な取組事例についてヒアリング調査のご協力をお願いすることがございます。

【提出・調査に関する問合せ先】

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-22 日本能率協会ビル5階
株式会社日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部
担当：小又、中村、田中
Mail：q_survey@jmar.co.jp

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、在宅勤務・テレワークを活用しております。
お問い合わせの際は可能な限りメールにてご連絡いただくよう、お願いいたします。

【社会福祉推進事業に関する問合せ先】

厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室
担当：米沢、阿部、山下
TEL：03-5253-1111（内2234、2876）

次のシートに進みください

< 貴自治体の概要等についてお伺いします >

- 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
- 複数回答の設問です。真横の選択肢にあてはまる箇所に○を表示させてください。
- 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。

貴自治体における生活困窮者に対する就労支援等の主管部署（部課名）、担当者の連絡先等を教えてください。

問1	都道府県	1. リストから選択
問2	回答部署名 (とりまとめ担当部署)	(直接入力)
問3	回答者名	(直接入力)
問4	電話番号	(直接入力)
問5	メールアドレス	(直接入力)

貴自治体の人口、高齢化率、生活保護率についてお答えください。（令和2年度末）

問6	1 福祉事務所設置自治体の人口		人
問7	2 高齢化率（小数点第1位まで）		%（パーセント）
問8	3 生活保護率（小数点第1位まで）		%（パーミル）※

※全人口中の生活保護受給者が占める割合については千分率（パーミル）でお答えください。

問9 就労支援にて実施している事業を教えてください。（あてはまるものすべてに○）

- 1 自立相談支援事業における支援
 - 2 就労準備支援事業
 - 3 認定就労訓練事業
 - 4 生活保護受給者等就労自立促進事業※1（ハローワーク）との連携（支援要請、職業相談への同席、ケース会議等）
 - 5 選択肢4以外のハローワークとの連携（職業相談への同席、セミナーの共催等）
 - 6 自治体独自の事業※2
 - 7 無料職業紹介事業
 - 8 1～4以外の国等による就労支援等に関する事業との連携
- └─> 具体的な事業名を記入してください。

回答欄

※1 生活保護受給者等就労自立促進事業…ハローワークや一体的実施施設（自治体庁舎内等のハローワーク窓口）において、ハローワークが地方自治体との連携（協定）に基づき、福祉事務所や自立相談支援機関等のケースワーカーや就労支援員等との連携により、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活困窮者等の就労による自立を支援する事業のことを指します。

※2 自治体独自の事業…生活保護受給者、生活困窮者支援の担当部局のみならず、障害者・若年者等の関係部局と連携して施策を行っている場合も含めます。

＜すべての自治体様にお伺いいたします＞

- 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
- 複数回答の設問です。真横の選択肢にあてはまる箇所に○を表示させてください。
- 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。
- 回答対象外の設問です。こ回答いただく必要がありません。

ここからは、自立相談支援事業における支援について伺います。

問10 自立相談支援事業の実施体制について教えてください。(いずれかを選択)

1 直営
2 一部委託
3 事業の全てを委託

回答欄

問11 問10で「1. 直営」と回答した方に伺います。

自立相談支援事業において就労支援に携わっている職員数（就労支援員以外で就労支援に携わっている職員も含む）を教えてください。

1 常勤(人)
うち、専従
業務 0人 → 自動で計算されます

2 非常勤(人)
うち、専従
業務 0人 → 自動で計算されます

問12 問10で「2. 一部委託」「3. 事業の全てを委託」と回答した方に伺います。

委託先の法人形態を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

- 1 社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）
- 2 社会福祉協議会
- 3 社団法人・財団法人
- 4 営利法人（会社）
- 5 生協等協同組合
- 6 特定非営利活動法人
- 7 その他

回答欄

問13 貴自治体における過去3年間の自立相談支援事業の利用実績を教えてください。

(プラン作成ベースでお答えください)

1 R02年度	プラン作成者	人	うち就労支援対象者	人
2 H31年度	プラン作成者	人	うち就労支援対象者	人
3 H30年度	プラン作成者	人	うち就労支援対象者	人

問14 自立相談支援機関の就労支援員の支援により、支援対象者がつながった業種について上位5つを教えてください。

就労訓練・就労体験先と一般就労の就職先について、それぞれ回答ください。（あてはまるもの5つまで○）

- 1 農業
- 2 林業
- 3 漁業
- 4 鉱業、採石業、砂利採取業
- 5 建設業
- 6 製造業
- 7 電気、ガス・熱供給・水道業
- 8 情報通信業
- 9 運輸業、郵便業
- 10 卸売業、小売業
- 11 金融業、保険業
- 12 不動産業、物品賃貸業
- 13 学術研究、専門・技術サービス業
- 14 宿泊業、飲食サービス業
- 15 生活関連サービス業、娯楽業
- 16 教育、学習支援業
- 17 医療業
- 18 福祉業
- 19 複合サービス事業
- 20 サービス業（他に分類されないもの）
- 21 その他

訓練等

就職

<すべての自治体様にお伺いいたします>

- 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
- 複数回答の設問です。真横の選択肢にあってはまる箇所には○を表示させてください。
- 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。
- 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要がございません。

問15 自立相談支援機関の就労支援について、支援対象者の支援終了（クロージング）までの支援期間で最も多い期間を教えてください。
(いずれかを選択)

- 1 支援開始日から1ヶ月以内
- 2 1ヶ月を超え3ヶ月以内
- 3 3ヶ月を超え6ヶ月以内
- 4 6ヶ月以上
- 5 1年以上

回答欄

問16 自立相談支援事業における就労支援の実施内容を教えてください。
(あてはまるものすべてに○)

- 1 就労に関する相談（適性・適職診断等のキャリアカウンセリング含む）
- 2 生活保護受給者等就労自立促進事業（ハローワーク）との連携（支援要請、職業相談への同席、ケース会議等）
- 3 ハローワークの利用や同行支援（上記選択2以外）
- 4 自治体の無料職業紹介の利用
- 5 民間の職業紹介施設の紹介
- 6 職業紹介施設への同行支援
- 7 就労に関するセミナー・訓練の利用
- 8 中間的就労の利用
- 9 その他

具体的に

回答欄

問17 自立相談支援事業における就労支援を実施するにあたり、個別支援において連携している庁内の部署との連携度合、頻度、具体的な取組みについて教えてください。回答は個別支援ケースにて平均的な頻度等を回答してください。（それぞれの項目についていずれかを選択）

- 【選択肢】
- 1 よく連携している
 - 2 やや連携している
 - 3 あまり連携していない
 - 4 全く連携していない

- 【選択肢】
- 1 1か月に2回以上
 - 2 1か月に1回程度
 - 3 2～3か月に1回程度
 - 4 4～5か月に1回程度
 - 5 半年に1回程度
 - 6 1年に1回程度
 - 7 わからない

具体的に連携している取組みについて、庁内の所管部署ごとに教えてください。
(あてはまるものすべてに○)

- 1 生活保護所管部署
- 2 障害福祉所管部署
- 3 高齢者福祉所管部署
- 4 児童福祉所管部署
- 5 商工労働所管部署
- 6 まちづくり所管部署
- 7 政策経営所管部署
- 8 財務所管部署
- 9 総務所管部署
- 10 教育委員会
- 11 その他

具体的に

[illegible][illegible][illegible]

<すべての自治体様にお伺いいたします>

- 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
- 複数回答の設問です。典拠の選択肢にあってはまる箇所には○を表示させてください。
- 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。
- 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要はありません。

問18 自立相談支援事業における就労支援を実施するにあたり、連携している庁外の機関との連携度合、頻度、具体的な取組みについて教えてください。
(それぞれの項目についていずれかを選択)

	【選択肢】	【選択肢】	具体的に連携している取組みについて、庁外の機関ごとに教えてください。 (あてはまるものすべてに○)					
	1 よく連携している 2 やや連携している 3 あまり連携していない 4 全く連携していない	1 1か月に2回以上 2 1か月に1回程度 3 2～3か月に1回程度 4 4～5か月に1回程度 5 半年に1回程度 6 1年に1回程度 7 個別/ケースごとに連携 8 わからない	情報交換	個別支援、 ケース会議	普及啓発 活動	セミナーの 共同開催	協議会等の 会議の開催	その他 (具体的に)
1 認定就労支援事業所								
2 就労体験協力事業者(未認定)								
3 ハローワーク								
4 無料職業紹介事業者								
5 地域若者サポートステーション								
6 就職氷河期プラットフォーム								
7 シルバー人材センター								
8 生涯現役促進地域連携事業協議会								
9 障害福祉サービス事業所								
10 障害者就業・生活支援センター								
11 商工会議所								
12 社会福祉協議会								
13 民生委員・児童委員								
14 NPO・ボランティア団体								
15 他の自治体								
16 その他								

具体的に _____

問19 自立相談支援事業における就労支援の課題を教えてください。
(あてはまるものすべてに○)

	回答欄
1 就労支援に関する専門的なスキルやノウハウがない(アセスメント、中間的就労等の開発など)	
2 あっせんのみで中間的就労や就職後のフォローができない	
3 協力してくれる企業や事業者が少ない・少ない	
4 マンパワーが不足している	
5 求人情報や協力事業所等の開拓ができていない	
6 その他	

具体的に _____

問20 支援対象者に職業訓練制度を説明・案内したことがありますか。(いずれかを選択)

	回答欄
1 支援対象者に説明・案内したことがある	
2 支援対象者に説明・案内したことはない	

問21 問20で「1. 支援対象者に説明・案内したことがある」と回答した方に伺います。
どのような訓練コースをどのような対象者に説明・案内しましたか。(あてはまるものすべてに○)

【説明・案内をした訓練コース】	回答欄
1 基礎(ビジネスパソコン、オフィスワークなど)	
2 IT (WEBアプリ開発、Android/JAVAプログラミングなど)	
3 営業・販売・事務 (OA経理事務、営業販売など)	
4 医療事務 (医療・介護事務、調剤事務など)	
5 介護福祉 (介護職員実務者研修、保育スタッフ養成など)	
6 デザイン (広告・DTPクリエイター、WEBデザイナー科など)	
7 その他	

具体的に _____

【説明・案内した訓練コースのおおよその訓練期間】	回答欄
1 2週間	
2 3ヶ月	
3 6ヶ月	
4 1年超え	

<すべての自治体様にお伺いいたします>

■ 単一回答の設問です。プルダウンから選択枝を選んで表示させてください。
■ 複数回答の設問です。奥側の選択枝に○を記入して表示させてください。
■ 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。
■ 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要がありません。

【説明・案内した方の希望する勤務形態】

- 1 正社員
- 2 契約社員
- 3 派遣社員
- 4 パート
- 5 アルバイト
- 6 自営業
- 7 その他

具体的には

回答欄

【説明・案内した支援対象者の年代】

- 1 19歳以下
- 2 20歳代
- 3 30歳代
- 4 40歳代
- 5 50歳代
- 6 60歳以上

回答欄

問21-1 説明・案内した訓練コースについて、支援対象者は積極的に受講していますか。（いずれかを選択）

- 1 説明・案内したプログラムを積極的に受講している
- 2 説明・案内したプログラムの受講に消極的である
- 3 把握していない

回答欄

問21-2 問21-1で「1、説明・案内したプログラムを積極的に受講している」と回答した方に伺います。

説明・案内した方は主に訓練コースと関連する分野の就労に結び付いていますか。（いずれかを選択）

- 1 受講した訓練に関連する分野
- 2 受講した訓練に関連する分野以外
- 3 把握していない
- 4 その他

具体的には

回答欄

問22 問20で「2、支援対象者に説明・案内したことはない」と回答した方に伺います。

職業訓練制度を説明・案内したことがない理由を教えてください。（あてはまるものすべてに○）

- 1 相談者が希望しない
- 2 支援対象者に案内できる適切な訓練プログラムがない
- 3 訓練制度自体を知らなかった
- 4 その他

具体的には

回答欄

問23 支援対象者に職業訓練制度を説明・案内する上で工夫していることや課題と感ずることがあれば教えてください。

【職業訓練制度を説明・案内する上で工夫していること】

具体的に

【職業訓練制度を説明・案内する上で課題と感ずていること】

具体的に

<すべての自治体様にお伺いいたします>

- 単一回答の設問です。プルダウンから選択枝を選んで表示させてください。
- 複数回答の設問です。真横の選択枝にあってはまる箇所には○を表示させてください。
- 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。
- 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要がありません。

ここからは、問9で「3. 認定就労訓練事業」とご回答した方にお伺いいたします。

問24 過去3年間の認定就労訓練事業の利用者数を教えてください。（概算で結構です）

- | | | |
|---------|--|---|
| 1 R02年度 | | 人 |
| 2 H31年度 | | 人 |
| 3 H30年度 | | 人 |

問25 認定就労訓練事業所の優先発注基準を設けていますか。
（いずれかを選択）

- | |
|-----------------------------|
| 1 設けている |
| 2 現在は設けていないが、今後設ける予定である |
| 3 現在は設けておらず、今後も設ける予定は立っていない |

回答欄

問26 これまで、認定就労訓練事業所から優先的に調達したことはありますか。
（いずれかを選択）

- | |
|-----------------|
| 1 優先的に調達したことがある |
| 2 優先的に調達したことはない |

回答欄

問27 問26で「1. 優先的に調達したことがある」と回答した方に伺います。
優先発注に関する事務手続きや調整業務、事業所への広報等について、庁内他部局との連携状況について教えてください。
（それぞれの項目についていずれかを選択）

- | | |
|-------|--------------|
| 【選択肢】 | 1 よく連携している |
| | 2 やや連携している |
| | 3 あまり連携していない |
| | 4 全く連携していない |

- | |
|-------------|
| 1 生活保護所管部署 |
| 2 障害福祉所管部署 |
| 3 高齢者福祉所管部署 |
| 4 児童福祉所管部署 |
| 5 商工労働所管部署 |
| 6 まちづくり所管部署 |
| 7 政策経営所管部署 |
| 8 財務所管部署 |
| 9 総務所管部署 |
| 10 教育委員会 |
| 11 その他 |

└─> 具体的に

回答欄

＜すべての自治体様にお伺いいたします＞

- 単一回答の設問です。プルダウンから選択枝を選んで表示させてください。
- 複数回答の設問です。真横の選択枝にあってはまる箇所に○を表示させてください。
- 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。
- 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要がありません。

ここからは、問9で「7. 無料職業紹介事業」とご回答した方にお伺いいたします。

問28 下記のハローワーク等が取り扱う支援策の活用状況について教えてください。（それぞれいずれかを選択）

【選択肢】 1 活用している（都道府県労働局に助成金取扱いに係る同意書提出済み）
2 活用していない
3 制度を知らない

- 1 トライアル雇用助成金
- 2 特定求職者雇用開発助成金
- 3 その他

具体的には

回答欄

問29 問28で「1 活用している」「2 活用していない」と回答した方にお伺いします。支援策の説明・案内に当たり課題と感ずること、あるいは活用していない理由について教えてください。（それぞれの項目についてあてはまるものすべてに○）

【支援策】 1. トライアル雇用助成金

- 1 どの支援対象者や受入れ事業所に説明・案内・活用すべきか分からない
- 2 支援対象者や受入れ事業所に対して支援策の趣旨や意義・効果の説明が難しい
- 3 要件が厳しい（利用できる支援対象者や受入れ事業所が少ない又ははない）
- 4 その他

具体的には

回答欄

【支援策】 2. 特定求職者雇用開発助成金

- 1 どの支援対象者や受入れ事業所に説明・案内・活用すべきか分からない
- 2 支援対象者や受入れ事業所に対して支援策の趣旨や意義・効果の説明が難しい
- 3 要件が厳しい（利用できる支援対象者や受入れ事業所が少ない又ははない）
- 4 その他

具体的には

具体的には

回答欄

【支援策】 3. その他（支援策名）→

具体的には

回答欄

ここからは、問9で「7. 無料職業紹介事業」にご回答していない（○をつけていない）方にお伺いいたします。

問30 下記のハローワーク等が取り扱う支援策について知っていますか。または案内・説明をしたことがあるか教えてください。（それぞれいずれかを選択）

【選択肢】 1 制度を知っており、支援対象者に案内・説明したことがある
2 制度を知っているが、支援対象者に案内・説明したことはない
3 制度を知らない

- 1 求職者支援制度（無料の職業訓練＋月10万円の給付金）
- 2 トライアル雇用助成金
- 3 特定求職者雇用開発助成金

回答欄

<すべての自治体様にお伺いいたします>

- 単一回答の設問です。プルダウンから選択枝を選んで表示させてください。
- 複数回答の設問です。奥側の選択枝にあってはまる箇所には○を表示させてください。
- 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。
- 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要がありません。

ここからは、すべての方にお伺いいたします。

問31 支援対象者の就労体験等に交通費の支給を行っていますか。
(いずれかを選択)

- 1 交通費の支給を行っている
- 2 交通費の支給は行っていない

回答欄

問32 問31で「1、交通費の支給を行っている」と回答した方に伺います。
交通費の支給方法について教えてください。

財源： 具体的に

支給方法： 具体的に

問33 問31で「1、交通費の支給を行っている」と回答した方に伺います。
交通費の支給によるメリット等がありますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 支援対象者が積極的に求人に応募するようになった
- 2 支援対象者が就労体験等に積極的に参加するようになった
- 3 就労体験等の協力事業所の負担減につながっている
- 4 その他

↳ 具体的に

回答欄

問34 交通費の支給に対して課題等がありますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 支援対象者本人に直接支給できないこと
- 2 今後支給対象者が増加する可能性もあり、満額での給付が困難になる可能性がある
- 3 事務手続きや関係機関（受入れ事業所、社会福祉協議会等）との調整が煩雑
- 4 支給期間や支給対象等の市内協議が難しい
- 5 財源の確保が難しい
- 6 市内にノウハウが不足しているため、どのように対処して良いかわからない
- 7 交通費の支給についてそもそも想定していない
- 8 その他

↳ 具体的に

回答欄

本事業では、ハローワークや一体的実施施設（自治体庁舎内等のハローワーク窓口）において実施している、生活保護受給者等就労自立促進事業との連携に対する好事例の把握のためのヒアリング調査（対面またはオンライン）を10月以降で予定しております。ご協力いただける方は次の選択肢からいずれか選択してください。

- 1 ヒアリング調査に協力できる
- 2 現時点では不明だが、ヒアリング調査に協力できる可能性がある
- 3 ヒアリング調査に協力できない

回答欄

<就労準備支援事業についてお問い合わせ>

- 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
- 複数回答の設問です。真横の選択肢にあてはまる箇所には表示させてください。
- 数値もしくは自由回答の設問です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。
- 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要がありません。

ここからは、問9で「2. 就労準備支援事業」とご回答頂いたすべての方にお伺いいたします。

問36 就労準備支援事業の実施体制について教えてください。（いずれかを選択）

- 1 直営
- 2 一部委託
- 3 事業の全てを委託

回答欄

問37 問36で「1. 直営」と回答した方に伺います。
実施する職員数を教えてください。

- 1 常勤（人）
 - うち、専従
 - 兼務
- 2 非常勤（人）
 - うち、専従
 - 兼務

人
人
0人 → 自動で計算されます
人
人
0人 → 自動で計算されます

問38 問36で「1. 直営」と回答した方に伺います。
直営で実施する理由を教えてください。（あてはまるものすべてに○）

- 1 連携がとりやすいため
- 2 迅速な対応が可能ため
- 3 ノウハウを蓄積できるため
- 4 過年度の踏襲をしている
- 5 委託できる団体がない
- 6 その他

具体的に

回答欄

問39 問36で「2. 一部委託」「3. 事業の全てを委託」と回答した方に伺います。
委託先の法人形態を教えてください。（あてはまるものすべてに○）

- 1 社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）
- 2 社会福祉協議会
- 3 社団法人・財団法人
- 4 営利法人（会社）
- 5 協賛等協同組合
- 6 特定非営利活動法人
- 7 その他

具体的に

回答欄

問40 就労支援の実施内容を教えてください。
（あてはまるものすべてに○）

- 1 就労に関する相談（適性・適職診断等のキャリアカウンセリング含む）
- 2 就労に関するセミナーの実施
- 3 日常生活・社会生活に関するセミナーの実施
- 4 就労訓練等の実施
- 5 PC等の基本的なスキルに関する講座の実施
- 6 ボランティア活動への参加
- 7 他の事業所による中間的就労の利用
- 8 生活保護受給者等就労自立促進事業（ハローワーク）との連携（支援要請、職業相談への同席、ケース会議等）
- 9 ハローワークの利用や同行支援（上記選択肢以外）
- 10 自治体の無料職業紹介の利用
- 11 民間の職業紹介施設の紹介
- 12 職業紹介施設への同行支援
- 13 その他

具体的に

回答欄

<就労準備支援事業についてお伺いいたします>

■ 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
 ■ 複数回答の設問です。真横の選択肢に○を記入して表示させてください。
 ■ 数値もしくは自由回答の設問です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。
 ■ 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要はありません。

問41 就労準備支援事業を実施するにあたり、個別支援において連携している庁内の部署との連携度合、頻度、具体的な取組みについて教えてください。回答は個別支援ケースにて平均的な頻度等を回答してください。（それぞれの項目についていずれかを選択）

	【選択肢】 1 よく連携している 2 やや連携している 3 あまり連携していない 4 全く連携していない	【選択肢】 1 1か月に2回以上 2 1か月に1回程度 3 2～3か月に1回程度 4 4～5か月に1回程度 5 半年に1回程度 6 1年に1回程度 7 わからない	具体的に連携している取組みについて、庁内の所管部署ごとに教えてください。 (あてはまるものすべてに○)				
	連携度合 回答欄	連携頻度 回答欄	情報交換	普及啓発 活動	セミナーの 共同開催	協議会等の 会議の開催	その他 (具体的に)
1 生活保護所管部署							
2 障害福祉所管部署							
3 高齢者福祉所管部署							
4 児童福祉所管部署							
5 商工労働所管部署							
6 まちづくり所管部署							
7 政策経営所管部署							
8 財務所管部署							
9 税務所管部署							
10 教育委員会							
11 その他							
具体的に							

問42 就労準備支援事業を実施するにあたり、連携している庁外の機関との連携度合、頻度、具体的な取組みについて教えてください。
(それぞれの項目についていずれかを選択)

	【選択肢】 1 よく連携している 2 やや連携している 3 あまり連携していない 4 全く連携していない	【選択肢】 1 1か月に2回以上 2 1か月に1回程度 3 2～3か月に1回程度 4 4～5か月に1回程度 5 半年に1回程度 6 1年に1回程度 7 個別ケースごとに連携 8 わからない	具体的に連携している取組みについて、庁外の機関ごとに教えてください。 (あてはまるものすべてに○)					
	連携度合 回答欄	連携頻度 回答欄	情報交換	個別支援、 ケース会議	普及啓発 活動	セミナーの 共同開催	協議会等の 会議の開催	その他 (具体的に)
1 認定就労訓練事業所								
2 就労体験協力事業者（未認定）								
3 ハローワーク								
4 無料職業紹介事業者								
5 地域若者サポートステーション								
6 就職氷河期プラットフォーム								
7 シルバー人材センター								
8 生涯現役促進地域連携事業協議会								
9 障害福祉サービス事業所								
10 障害者就業・生活支援センター								
11 商工会議所								
12 社会福祉協議会								
13 民生委員・児童委員								
14 NPO・ボランティア団体								
15 他の自治体								
16 その他								
具体的に								

問43 実施している就労支援の課題を教えてください。
(あてはまるものすべてに○)

	回答欄
1 就労支援に関する専門的なスキルやノウハウがない（アセスメント、中間的就労等の開発など）	
2 あっせんのみで中間的就労や就職後のフォローができない	
3 協力してくれる企業や事業者が少ない・少ない	
4 マンパワーが不足している	
5 求人情報や協力事業所等の開拓ができていない	
6 その他	
具体的に	

- 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
- 複数回答の設問です。真横の選択肢にあてはまる箇所には○を表示させてください。
- 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。
- 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要がありません。

1 R02年度		人
2 H31年度		人
3 H30年度		人

- 1 農業
- 2 林業
- 3 漁業
- 4 鉱業、採石業、砂利採取業
- 5 建設業
- 6 製造業
- 7 電気・ガス・熱供給・水道業
- 8 情報通信業
- 9 運輸業、郵便業
- 10 卸売業、小売業
- 11 金融業、保険業
- 12 不動産業、物品賃貸業
- 13 学術研究、専門・技術サービス業
- 14 宿泊業、飲食サービス業
- 15 生活関連サービス業、娯楽業
- 16 教育、学習支援業
- 17 医療業
- 18 福祉業
- 19 複合サービス事業
- 20 サービス業（他に分類されないもの）
- 21 その他

↓ 具体的に

[illegible]

1 ボランティア活動
2 学び直し
3 企業見学
4 支援者同士が参加するレクリエーション
5 その他

└─ 具体的に

回答欄

- 1 支援開始日から1ヶ月以内
- 2 1ヶ月を超え3ヶ月以内
- 3 3ヶ月を超え6ヶ月以内
- 4 6ヶ月を超え9ヶ月以内
- 5 9ヶ月を超え12ヶ月以内
- 6 1年を超え

回答欄

1 事業への影響がでている
2 事業への影響はでていない

回答欄

<就労準備支援事業についてお問い合わせ>

- 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
- 複数回答の設問です。真横の選択肢にあてはまる箇所には○を表示させてください。
- 数値もしくは自由回答の設問です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。
- 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要がありません。

問48で「1. 事業への影響がでている」と回答した方に伺います。
問49 具体的な事業への影響について教えてください。（あてはまるものすべてに○）

- 1 就労準備支援事業の対象者がコロナウイルス拡大前に比べ増加した
- 2 就労準備支援事業の対象者層がコロナウイルス拡大前に比べ変化した
- 3 支援対象者との対面のコミュニケーションが難しくなった
- 4 支援対象者の精神面でのケアがコロナウイルス拡大前に比べ難しくなった
- 5 平常時の支援全般のサービスを提供できなくなった
- 6 日常生活自立に関する支援（規則正しい生活習慣の助言・指導等）が難しくなった
- 7 社会生活自立に関する支援（地域でのボランティア、事業所見学等）が難しくなった
- 8 就労自立に関する支援（就労体験、ビジネスマナー講習等）が難しくなった
- 9 自立相談支援機関との連携を基に行う支援（仕事探しやハローワークへの同行支援）が難しくなった
- 10 就労準備支援担当者の業務量が増加した
- 11 他部署より応援を呼び、業務を回している
- 12 就労準備支援担当者の精神面でのケアが必要となった
- 13 新型コロナウイルス感染症対策のための業務支援ツール（オンライン通話アプリ、在宅勤務等）の整備が不足している
- 14 その他

具体的には

回答欄

問36で「2. 一部委託」「3. 事業の全てを委託」と回答した方に伺います。
問50 新型コロナウイルス感染症等の影響により、自立相談支援機関、自治体、就労準備支援事業の委託先との連携に影響はしていますか。（いずれかを選択）

- 1 連携について影響がでている
- 2 連携について影響はでない

回答欄

問50で「1. 連携について影響がでている」と回答した方に伺います。
問51 具体的な自立相談支援機関、自治体、就労準備支援事業の委託先との連携への影響について教えてください。（あてはまるものすべてに○）

- 1 新型コロナウイルス感染症等の影響で、自立相談支援事業における支援対象者が増加したことにより、就労準備支援事業への移行が遅れている
- 2 就労準備支援事業利用期間中の支援対象者の情報共有の機会（会議等）が減少した
- 3 就労後の定着支援時の支援対象者の情報共有の機会（会議等）が減少した
- 4 その他

具体的には

回答欄

問52 新型コロナウイルス感染症等の影響下において、次の関係機関との連携状況について教えてください。（それぞれの項目についていずれかを選択）

- 【選択肢】
- 1 よく連携している
 - 2 やや連携している
 - 3 あまり連携していない
 - 4 全く連携していない

- 1 認定就労訓練事業所
- 2 就労体験協力事業者（未認定）
- 3 ハローワーク
- 4 無料職業紹介事業者
- 5 商工会議所
- 6 社会福祉協議会
- 7 民生委員・児童委員
- 8 NPO・ボランティア団体
- 9 他の自治体
- 10 その他

具体的には

回答欄

<就労準備支援事業についてお問い合わせ>

- 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
- 複数回答の設問です。真横の選択肢にあてはまる箇所には表示させてください。
- 数値もしくは自由回答の設問です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。
- 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要がありません。

問53 事業をより効果的に実施する上で、今後、連携を強化すべき制度や機関等について教えてください。
(あてはまるものすべてに○)

【連携を強化すべき制度】

- 1 公的年金制度
- 2 介護保険制度・高齢者福祉
- 3 障害者自立支援制度
- 4 生活保護制度
- 5 雇用保険制度
- 6 求職者支援制度
- 7 労災保険制度
- 8 その他

具体的には

回答欄

【連携を強化すべき機関】

- 1 認定就労訓練事業所
- 2 就労体験協力事業者（未認定）
- 3 ハローワーク
- 4 無料職業紹介事業者
- 5 地域若者サポートステーション
- 6 就職氷河期プラットフォーム
- 7 シルバー人材センター
- 8 生涯現役促進地域連携事業協議会
- 9 障害者就業・生活支援センター
- 10 商工会議所
- 11 社会福祉協議会
- 12 民生委員・児童委員
- 13 NPO・ボランティア団体
- 14 他の自治体
- 15 その他

具体的には

回答欄

<生活保護受給者等就労自立促進事業※等との

連携状況について伺います>

- 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
- 複数回答の設問です。表の選択肢にあてはまる箇所には○を表示させてください。
- 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。
- 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要がありません。

※生活保護受給者等就労自立促進事業とは、ハローワークや一体的実施施設（自治体庁舎内等のハローワーク窓口）において、ハローワークが地方自治体との連携（協定）に基づき、福祉事務所や自立相談支援機関等のケースワーカーや就労支援員等との連携により、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活困窮者等の就労による自立を支援する事業です。

ここからは、問9で「4. 生活保護受給者等就労自立促進事業との連携」とご回答頂いたすべての方にお伺いいたします。
それ以外の方は問59にお進みください。

問54 生活保護受給者等就労自立促進事業との具体的な連携内容を教えてください。（生活困窮者、住居確保給付金受給者への支援に限る。以下同じ。）
就労支援に係る方が様々な事業を兼務しているような場合、生活困窮者に対して支援を行っていただければ幸いです。
（あてはまるものすべてに○）

- 1 本事業への支援要請（支援候補者の決定、送り出し）
- 2 支援調整会議への出席依頼
- 3 個別ケース会議（支援対象者に係る情報共有）
- 4 職業相談への同席
- 5 就労後の定着支援
- 6 協議会等の会議への参加
- 7 その他

具体的には

回答欄

問55 貴自治体における過去3年間の生活保護受給者等就労自立促進事業の利用実績を教えてください。
（概算で結構です）

【生活困窮者】

	相談人数	支援対象者	就職件数	就職率
1 R02年度	人	人	件	%
2 H31年度	人	人	件	%
3 H30年度	人	人	件	%

【住居確保給付金受給者】

	相談人数	支援対象者	就職件数	就職率
1 R02年度	人	人	件	%
2 H31年度	人	人	件	%
3 H30年度	人	人	件	%

問56 生活保護受給者等就労自立促進事業に関して、連携している庁外の機関との連携度合、頻度、具体的な取組みについて教えてください。
（それぞれの項目についていずれかを選択）

【選択肢】
1 よく連携している
2 やや連携している
3 あまり連携していない
4 全く連携していない

【選択肢】
1 1か月に2回以上
2 1か月に1回程度
3 2～3か月に1回程度
4 4～5か月に1回程度
5 半年に1回程度
6 1年に1回程度
7 個別ケースごとに連携
8 わからない

具体的に連携している取組みについて、庁外の機関ごとに教えてください。
（あてはまるものすべてに○）

	連携度合 回答欄	連携頻度 回答欄	情報交換	個別支援、 ケース会議	普及啓発 活動	セミナーの 共同開催	協議会等の 会議の開催、出席	その他 （具体的に）
1 認定就労訓練事業所								
2 就労体験協力事業者（未認定）								
3 社会福祉協議会								
4 民生委員・児童委員								
5 NPO・ボランティア団体								
6 他の自治体								
7 その他								

具体的には

<生活保護受給者等就労自立促進事業※等との

連携状況についてお伺いいたします>

- 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示とさせていただきます。
- 複数回答の設問です。異様の選択肢にあてはまる箇所には○を表示とさせていただきます。
- 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。
- 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要がございません。

問57 生活保護受給者等就労自立促進事業との連携を行う上で課題と感じることはありますか。
(あてはまるものすべてに○)

- 1 支援候補者の選定が難しい、基準がわからない
- 2 支援要請のみでその後のフォローができない
- 3 マンパワーが足りない
- 4 ノウハウが不足している
- 5 その他
- 6 課題と感じることはない、連携できている

具体的には _____

回答欄

問58 ハローワークの生活保護受給者等就労自立促進事業を利用する際（支援要請する際）どのような基準で候補者を選定していますか。
(あてはまるものすべてに○)

- 1 就労準備状況チェックリストを活用している
- 2 就労準備状況チェックリストを簡略化して活用している
- 3 独自の選定基準を設けている
- 4 チェックリストのようなものはないが、個別事例ごとにハローワークと連携して選定している
- 5 チェックリストのようなものはないが、就労意欲が確認できれば、基本的にハローワークに送り出している。
- 6 その他

具体的には _____

回答欄

ここからは、問9で「4. 生活保護受給者等就労自立促進事業との連携」をしていないとご回答（○をつけていない）方にお伺いいたします。

問59 生活保護受給者等就労自立促進事業との連携を行っていない理由を教えてください。（あてはまるものすべてに○）

- 1 生活保護受給者等就労自立促進事業を知らない
- 2 自立相談支援事業を外部に委託しているため（自立相談支援機関が直接連携している）
- 3 無料職業紹介事業を実施しているため
- 4 支援候補者の選定方法や支援要請の方法がわからない
- 5 支援要請や連携できるマンパワーが足りない
- 6 事業の対象者がいない
- 7 その他

具体的には _____

回答欄

ここからは、すべての方にお伺いいたします。

問60 生活保護受給者等就労自立促進事業との連携を行うために、必要な国の支援を教えてください。
(あてはまるものすべてに○)

- 1 自治体職員への事業の説明
- 2 連携するためのマンパワーへの補助
- 3 ハローワーク担当者との連絡会議等の開催支援
- 4 連携のための仕組みの構築
- 5 連携事例等の好事例集
- 6 自治体職員等が活用できるポータルサイト
- 7 シンポジウムや動画等による情報発信
- 8 その他

具体的には _____

回答欄

問61 ハローワーク（生活保護受給者等就労自立促進事業を除く）や労働施策との連携内容や活用内容を教えてください。
(あてはまるものすべてに○)

- 1 支援策や連携に関する日常的な情報交換
- 2 個別支援での連携、ケース会議
- 3 セミナーや合同企業説明会等の共同開催や開催協力
- 4 求人情報の閲覧・活用
- 5 適性検査、ジョブ・カード、日本版O-NET（職業情報提供サイト）等の支援ツール活用
- 6 訓練の利用に関する相談・情報交換
- 7 その他

具体的には _____

回答欄

<貴自治体における独自の取組についてお伺いします>

- 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
- 複数回答の設問です。真横の選択肢にあてはまる箇所には○を表示させてください。
- 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。
- 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要がありません。

ここからは、問9で「6. 自治体独自の事業」とご回答頂いたすべての方にお伺いいたします。

問62 生活困窮者に対する就労支援について、貴自治体独自で行っている取組について教えてください。
(あてはまるものすべてに○)

- 1 自治体の条例や規則等による就労支援
- 2 クラウドファンディングを利用した就労支援
- 3 その他

→ 具体的に

回答欄

問63 自治体独自の取組について事業名、事業内容、事業の財源、事業取組のきっかけを記入してください。

事業名 1

事業 1 の所管課

事業名 1 の事業内容

または、事業内容がわかる資料を調査票送付時に添付してください。

事業名 1 の財源

(都道府県費、民間事業者からの寄付による基金等)

事業名 1 の取組のきっかけ

(都道府県費、民間事業者からの寄付による基金等)

事業名 2

事業 2 の所管課

事業名 2 の事業内容

または、事業内容がわかる資料を調査票送付時に添付してください。

事業名 2 の財源

(都道府県費、民間事業者からの寄付による基金等)

事業名 2 の取組のきっかけ

(都道府県費、民間事業者からの寄付による基金等)

事業名 3

事業 3 の所管課

事業名 3 の事業内容

または、事業内容がわかる資料を調査票送付時に添付してください。

事業名 3 の財源

(都道府県費、民間事業者からの寄付による基金等)

事業名 3 の取組のきっかけ

(都道府県費、民間事業者からの寄付による基金等)

<貴自治体における独自の取組についてお伺いします>

■ 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
 ■ 複数回答の設問です。選択肢の欄には○を記入して表示させてください。
 ■ 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。
 ■ 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要がありません。

問64 自治体独自の取組を実施するにあたり、連携している庁内の部署との連携度合、頻度、具体的な取組について教えてください。
 (それぞれの項目についていずれかを選択)

【選択肢】	【選択肢】	具体的に連携している取組について、庁内の所管部署ごとに教えてください。 (あてはまるものすべてに○)				
1 よく連携している	1 1か月に2回以上	情報交換	普及啓発活動	セミナーの共同開催	協議会等の会議の開催	その他(具体的に)
2 やや連携している	2 1か月に1回程度					
3 あまり連携していない	3 2～3か月に1回程度					
4 全く連携していない	4 4～5か月に1回程度					
	5 半年に1回程度					
	6 1年に1回程度					
	7 わからない					

連携度合 回答欄	連携頻度 回答欄
1 生活保護所管部署	
2 障害福祉所管部署	
3 高齢者福祉所管部署	
4 児童福祉所管部署	
5 商工労働所管部署	
6 まちづくり所管部署	
7 政策経営所管部署	
8 財務所管部署	
9 総務所管部署	
10 教育委員会	
11 その他	

→ 具体的に

問65 自治体独自の取組を実施するにあたり、連携している庁外の機関との連携度合、頻度、具体的な取組について教えてください。
 (それぞれの項目についていずれかを選択)

【選択肢】	【選択肢】	具体的に連携している取組について、庁外の機関ごとに教えてください。 (あてはまるものすべてに○)				
1 よく連携している	1 1か月に2回以上	情報交換	普及啓発活動	セミナーの共同開催	協議会等の会議の開催	その他(具体的に)
2 やや連携している	2 1か月に1回程度					
3 あまり連携していない	3 2～3か月に1回程度					
4 全く連携していない	4 4～5か月に1回程度					
	5 半年に1回程度					
	6 1年に1回程度					
	7 わからない					

連携度合 回答欄	連携頻度 回答欄
1 認定就労訓練事業所	
2 就労体験協力事業者(未認定)	
3 ハローワーク	
4 商工会議所	
5 社会福祉協議会	
6 民生委員・児童委員	
7 NPO・ボランティア団体	
8 他の自治体	
9 その他	

→ 具体的に

これで調査終了です。ご協力いただきありがとうございました。

2 ハローワーク（生保型一体的実施施設）アンケート調査票

令和3年10月

厚生労働省社会・援護局 社会福祉推進事業

「多様な就労支援の確保のための労働施策との連携のあり方に関する調査研究事業」

生活困窮者等に対する就労支援の連携状況等に係るハローワークアンケート調査（調査票）

【本調査の目的】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、シフト制社員や派遣社員など多様な就労状況にある方々が、シフト減や派遣契約の終了等により生活に困窮した状態となり、これまでよりも多様化・複雑化した課題を有する支援者の増加が見込まれている中で、就労支援における自治体等との連携がより一層求められます。

本調査では、生活保護受給者等就労自立促進事業を実施しているハローワーク常設窓口（生保型の一体的実施事業実施施設）の皆さまを対象に、福祉事務所設置自治体との生活困窮者等への就労支援の連携状況を把握するとともに、連携に当たっての課題や効果的な連携手法を把握することを目的として調査を実施するものです。

職務ご多忙の折恐縮でございますが、本アンケート調査へ御協力を頂きますようお願い申し上げます。

【本調査の対象】

生活保護受給者等就労自立促進事業を実施しているハローワーク常設窓口（生保型の一体的実施事業実施施設）

【ご回答にあたりまして】

- 1 本調査は厚生労働省職業安定局就労支援室より、都道府県労働局を経由し、生活保護受給者等就労自立促進事業を実施している各ハローワーク常設窓口（生保型の一体的実施事業実施施設）のご担当者へメール配布しております。調査票はシートの構成を崩さずに記入いただき、1つの常設窓口につき1つのエクセルファイルで、労働局を経由して厚生労働省職業安定局就労支援室にご提出ください。

調査票の配布方法



調査票の回収方法



- 2 特別に指定がない場合は、**令和3年9月末日**における実態でお答えください。
なお、新型コロナウイルス感染症等の影響で取組等が実施できていない場合は、当初予定されていた取組をお答えください。
- 3 生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者のうち、**住居確保給付金受給者及び生活困窮者**（住居確保給付金受給者を除く）についてお答えください。

【回答期限】

11月4日（木）17時までにご回答頂き、都道府県労働局までご返信ください。

※各都道府県労働局におかれましては、回答受領後に厚生労働省職業安定局就労支援室にご提出ください。

【調査票の取扱いに關しまして】

ご回答いただきました内容につきましては、次のように取扱います。

- ・ 調査結果については取りまとめを行い、統計的に処理を行ったうえで、厚生労働省（社会・援護局）に提出させていただきます。
- ・ アンケート調査の集約後、先進的な取組事例についてヒアリング調査のご協力をお願いすることがございます。

【調査担当】

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-22 日本能率協会ビル5階

株式会社日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部

担当：小又、中村、田中

Mail：q_survey@jmar.co.jp

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、在宅勤務・テレワークを活用しております。

お問い合わせの際は可能な限りメールにてご連絡いただくよう、お願いいたします。

【本調査委託元】

厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室

担当：米沢、阿部、山下

TEL：03-5253-1111（内2234、2876）

【調査協力】

（注）本調査に関する質問事項がある場合は、都道府県労働局を通じて下記までお問い合わせください。

厚生労働省 職業安定局 雇用開発企画課 就労支援室

担当：田中、柴川、小檜山、渡邊

TEL：03-5253-1111（内5796、5332）

次のシートにお進みください

■ 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
■ 複数回答の設問です。真横の選択肢にあてはまる箇所に○を表示させてください。
■ 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。

<貴施設の概要についてお伺いします>

貴施設についてお答えください。

問1 一体的実施施設名 (直接入力)

問2 管轄労働局名 (直接入力)

問3 管轄安定所名 (直接入力)

問4 連携している自治体名 (直接入力)

注：住居確保給付金受給者及び生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く）支援に関して

次のシートにお進みください

- 単一回答の設問です。プルダウンから選択肢を選んで表示させてください。
- 複数回答の設問です。真横の選択肢にあてはまる箇所に○を表示させてください。
- 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。
- 回答対象外の設問です。ご回答いただく必要がありません。

<会議体、構成委員等についてお伺いします>

問5 生活保護受給者等就労自立促進事業協議会または一体的実施事業運営協議会の構成員となっている生活困窮者自立支援関係部局・機関を教えてください。（あてはまるものすべてを選択）

- 1 生活困窮者自立支援担当部局
- 2 自立相談支援機関（選択肢 1 を除く委託先機関）
- 3 社会福祉協議会
- 4 その他

└─> 具体的に

回答欄

問6 生活保護受給者等就労自立促進事業協議会または一体的実施事業運営協議会の構成員となっている生活困窮者自立支援関係部局・機関（自治体直接実施、民間委託いずれの場合も）の担当者を教えてください。（あてはまるものすべてを選択）

- 1 自立相談支援機関に配置される主任相談支援員
- 2 自立相談支援機関に配置される相談支援員
- 3 自立相談支援機関に配置される就労支援員
- 4 その他

└─> 具体的に

回答欄

問7 住居確保給付金受給者及び生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く）への支援に係る連携先関係機関との立地上の近接状況について、それぞれの機関ごとに教えてください。（いずれかを選択）

- （1. 生活困窮者自立支援担当部局）
- 1 窓口が隣接している、同フロアにある
 - 2 同建物内または同敷地内にある
 - 3 徒歩圏内※にある
 - 4 徒歩圏外の距離にある

回答欄

- （2. 自立相談支援機関※（上記 1 を除く委託先機関））
- ※複数ある場合は、連携の頻度が最も高い自立相談支援機関についてお答えください。

- 1 窓口が隣接している、同フロアにある
- 2 同建物内または同敷地内にある
- 3 徒歩圏内※にある
- 4 徒歩圏外の距離にある
- 5 委託による自立相談支援機関はない

回答欄

- （3. 社会福祉協議会）
- ※窓口が複数に分かれて立地している場合は、連携の頻度が最も高い窓口についてお答えください。

- 1 窓口が隣接している、同フロアにある
- 2 同建物内または同敷地内にある
- 3 徒歩圏内※にある
- 4 徒歩圏外の距離にある

回答欄

- （4. その他（上記 1～3 の連携先関係機関以外））

└─> 具体的に

- 1 窓口が隣接している、同フロアにある
- 2 同建物内または同敷地内にある
- 3 徒歩圏内※にある
- 4 徒歩圏外の距離にある

回答欄

※徒歩圏内…ここでは徒歩15分程度（1.2km程度の範囲内）を想定しております。

<支援対象者の状況等についてお伺いします>

問8 自立相談支援機関等から、ハローワークに対する住居確保給付金受給者、生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く）の支援要請の頻度を教えてください。（いずれかを選択）

- 1 頻繁にある（毎月ある）
- 2 時々ある（毎月ではない程度）
- 3 ほとんどない（年間に0～数件）

回答欄

問9 問8で「2. 時々ある（毎月ではない程度）」「3. ほとんどない（年間に0～数件）」と回答した方に伺います。
支援要請が頻繁ではない理由として考えられるものを教えてください。（あてはまるものすべてを選択）

- 1 生活保護受給者等就労自立促進事業が理解されていない
- 2 連携・誘導体制が構築されていない
- 3 担当者の異動等により、連携・誘導体制が円滑に引き継がれない
- 4 マンパワーが足りない（自立相談支援機関の担当者が繁忙）
- 5 当該地域に対象となる支援対象者が少ない（少ないと聞いているも含む）
- 6 常設窓口ではなく本所で支援する体制となっている
- 7 その他

↳ 具体的に

--

回答欄

問10 貴施設への支援要請が行われた支援対象者（住居確保給付金受給者、生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く）に限る。以下同じ。）の数は、これまで（直近5年間）と比べ、どう変化していますか。（いずれかを選択）

- 1 支援対象者数は増加している
- 2 例年通りである
- 3 支援対象者数は減少している

回答欄

問11 支援対象者が就労に結び付くまでの支援期間で最も多い期間を教えてください。（いずれかを選択）

- 1 支援開始日から1ヶ月未満
- 2 1ヶ月以上3ヶ月未満
- 3 3ヶ月以上6ヶ月未満
- 4 6ヶ月以上1年未満
- 5 1年以上
- 6 就労に結びつかず支援終了・支援中止となるケースが多い

回答欄

問12 支援対象者について、就労に結びつかないまま支援終了・支援中止となる主な理由について教えてください。（あてはまるものすべてを選択）
また、最も多い理由についても教えてください。（いずれかを選択）

【支援終了・支援中止となる主な理由（あてはまるものすべてを選択）】

- 1 マッチングできる求人が当該地域にないため（年齢、職種、賃金等の求人条件と本人の希望が合致するものが限定される）
- 2 面談の無断キャンセルなど、本人の就労意欲の低下や生活リズムの問題により支援継続が困難な状況になるため
- 3 本人の持病の悪化、病気の再発等、病気や障害により就職活動を続けられなくなったため
- 4 家庭の事情により、就職活動を続けられなくなったため（介護、育児、転居等）
- 5 その他

↳ 具体的に

--

【支援終了・支援中止となる最も多い理由（いずれかを選択）】

※「支援終了・支援中止となる主な理由」で選ばれた中から1つ選んでください。

回答欄

回答欄

問13 支援対象者の支援期間を延長したものの、就労に結び付かないケースの対応方法について教えてください。（あてはまるものすべてを選択）

- 1 生活保護受給者等就労自立促進事業としての支援は終了するが、引き続きハローワークにおける一般相談による支援を行う
- 2 支援要請元（自立相談支援機関等）に戻す
- 3 他の支援機関に誘導する
 - ↳ 誘導先
- 4 その他
 - ↳ 具体的に

回答欄

問14 複合的な課題を抱えている等の理由により、支援が困難だった支援対象者の特徴（複合的な課題）として多いものについて具体的に教えてください。（あてはまるものすべてを選択）

- 1 高齢である（おおむね75歳以上）
- 2 持病など健康面での課題を抱えている
- 3 メンタルヘルスの課題を抱えている
- 4 障害を抱えている（手帳あり）
- 5 障害を抱えている（疑い）
- 6 コミュニケーションに課題を抱えている
- 7 基本的な生活リズムが崩れている
- 8 ひきこもり期間が長かった
- 9 社会的に孤立している
- 10 外国籍である（日本語でのコミュニケーションが難しい等）
- 11 家賃の滞納や借金を抱えている
- 12 家族に課題を抱えている（介護等）
- 13 その他
 - ↳ 具体的に

回答欄

問15 支援が困難な対象者を就労に結び付けていくために自治体等（自立相談支援機関、社会福祉協議会等の連携先機関を含む。）に期待する支援があれば教えてください。

具体的に

問16 支援対象者の支援に当たり、生活保護受給者等就労自立促進事業における支援メニューや内容の効果について、次の6段階の項目でそれぞれ教えてください。
(各々いずれかを選択)

【選択肢】 1：非常に効果的であるケースが多い
2：効果的であるケースが多い
3：効果的であるケースも効果的でないケースも半々程度
4：効果的でないケースが多い
5：非常に効果的でないケースが多い
6：実施していない

- 1 自立相談支援機関等とのチーム支援、情報共有
- 2 担当者制の支援
- 3 傾聴等の個別カウンセリング
- 4 自己理解（経歴の棚卸し等）、仕事理解（労働市場）支援
- 5 職業相談における就労支援員等の同席
- 6 職場体験講習、または職場実習先の開拓
- 7 職業準備セミナー受講
- 8 グループワーク
- 9 就労準備支援事業の活用
- 10 公的職業訓練の受講あっせん
- 11 求人提案（事前マッチングした求人の提供等）
- 12 求人条件緩和
- 13 個別求人開拓
- 14 業務切り出しに関する相談・指導
- 15 履歴書の個別添削
- 16 面接シミュレーション
- 17 応募前職場見学
- 18 トライアル雇用
- 19 特定求職者雇用開発助成金
- 20 応募不講理由の分析
- 21 職場定着指導等のフォローアップ
- 22 その他

具体的に

[illegible]

具体的に

--

<自治体との連携等についてお伺いします>

問18 貴施設では、どのくらいの頻度で自治体等（自立相談支援機関、社会福祉協議会等の連携先機関を含む。以下同じ）と、連携方法や協力体制など（個別ケースに係る情報共有を除く）について意見・情報交換を行っていますか。（いずれか近いものを選択）

- 1 日常的に
- 2 1か月に2回程度
- 3 1か月に1回程度
- 4 2～3か月に1回程度
- 5 4～5か月に1回程度
- 6 半年に1回程度
- 7 1年に1回程度

回答欄

問19 貴施設では、自立相談支援機関が実施する支援調整会議に出席していますか。（いずれかを選択）

- 1 開催される都度出席している
- 2 要請がある都度出席している
- 3 出席していない（出席要請がない）

回答欄

問20 貴施設での支援対象者の就労支援時における、自立相談支援機関の主な協力・連携内容について教えてください。（あてはまるものすべてを選択）

- 1 支援対象者の職業相談への同席（毎回）
- 2 支援対象者の職業相談への同席（時々、初回のみ等）
- 3 支援対象者の職業相談日の予約調整
- 4 履歴書の作成指導
- 5 支援対象者の採用面接への同行支援
- 6 支援対象者の生活面の支援
- 7 その他

└─> 具体的に

--

回答欄

問21 支援対象者について、支援対象者に関する情報の共有、支援方針の検討、支援経過の共有など、自治体や自立相談支援機関等との情報共有の方法や頻度について教えてください。（あてはまるものすべてを選択）

【情報の共有方法】

- 1 対面（支援調整会議、ケース会議、職業相談同席前後の打合せ等を含む）
- 2 電話
- 3 その他

└─> 具体的に

--

回答欄

【情報の共有頻度】

- 1 職業相談等の支援の都度
- 2 支援方針の変更等の相談等が必要な都度
- 3 支援調整会議やケース会議などの場で
- 4 ほとんどしない

└─> 具体的に

--

回答欄

問22 貴施設において、自立相談支援機関等と連携する上で、特に効果的だと感じる取組等があれば教えてください。

具体的に

問23 貴施設において、自立相談支援機関等と連携する上で、特に課題と感ずることや当該課題の解決に向けた提案等があれば教えてください。

【自立相談支援機関等と連携をする上で課題だと感ずること】

具体的に

【上記課題の解決に向けた対応方策や提案等について】

具体的に

問24 支援対象者の就労による自立を促進する上で、自治体や自立相談支援機関等においてどのような支援があれば、又は充実すれば、より効果的な就労支援、連携が可能になると考えますか。（あてはまるものすべてを選択）

- 1 就労意欲の喚起
- 2 生活習慣形成（決まった時間に起床する等）のための指導・訓練
- 3 必要な社会的能力（職場でのコミュニケーション等）の取得を身につけるための指導、訓練
- 4 一般就労への就職活動に向けた技法や知識（パソコンスキル等）の取得等の支援
- 5 支援つき就労、中間的就労、就労体験
- 6 持病などに関する健康課題の把握・フォロー・解決
- 7 求職活動時の交通費の支給
- 8 家賃相当額の支給
- 9 宿泊場所の供与
- 10 衣食の供与
- 11 家計管理に関する支援
- 12 滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- 13 債務整理に関する支援
- 14 就労体験先・応募先の確保等につながる事業所等の支援
- 15 その他

└─> 具体的に

回答欄

<事業所開拓、マッチング等についてお伺いします>

問25 貴施設において、支援対象者の応募先の確保について、工夫していること、特に課題に感じることがあれば教えてください。

【支援対象者の応募先の確保について工夫していること】

具体的に

【支援対象者の応募先の確保について課題だと感じること】

具体的に

問26 貴施設において、支援対象者に対して職業紹介を行う上で、特定求職者雇用開発助成金の活用促進に向けた課題について教えてください。（あてはまるものすべてを選択）

- 1 支援対象者が特定求職者雇用開発助成金の対象となる可能性があること（生活困窮者であること）
を求人者に開示を希望しないケースが多い
- 2 対象労働者の要件が厳しい
↳ 具体的に
- 3 対象事業主の要件が厳しい
↳ 具体的に
- 4 求人者にとってインセンティブが低い
↳ 具体的に
- 5 生活困窮者の雇入れに対する求人者の理解が得にくい
- 6 その他
↳ 具体的に

回答欄

問27 貴施設において、支援対象者の就職後の就業継続・職場定着について、特に課題と感ずること及び当該課題解決に向けた提案があれば教えてください。

【支援対象者の職場定着等について課題だと感じること】

具体的に

【上記課題の解決に向けた対応方策や提案等について】

具体的に

問28 貴施設において、支援対象者の就職支援実績の向上等のために取り組んでいることがあれば教えてください。

具体的に

<その他>

問29 貴施設における就職支援ナビゲーターの業務量について教えてください。（いずれかを選択）

- 1 配置人員に対して支援対象者が多い どの程度が適当か具体的に
↓
2 ちょうどよい
3 配置人員に対して支援対象者が少ない

回答欄

問30 新型コロナウイルス感染症等の影響による、貴施設の支援状況について教えてください。（いずれかを選択）

- 1 影響がある 具体的に
↓
2 影響はない

回答欄

問31 新型コロナウイルス感染症等の影響により生活に困窮する者として、次のような支援対象者が増加していると感じますか。（各々いずれかを選択）

- 【選択肢】 1：よくあてはまる
2：ややあてはまる
3：あまりあてはまらない
4：全くあてはまらない

- 1 解雇・雇止め等を受けた不安定就労者
2 シフト減の不安定就労者
3 個人事業主、フリーランス
4 在職者
5 高齢者
6 ひきこもり
7 ひとり親家庭
8 若年層
9 外国籍
10 その他

↓
具体的に

回答欄

問32 生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者について、新型コロナウイルス感染症等の影響による特徴的な変化が見られる場合は、その特徴について教えてください。（就労意欲、就職を急ぐ程度等）

具体的に

問33 本事業では、生活保護受給者等就労自立促進事業における住居確保給付金受給者、生活困窮者に対する就労支援の好事例の把握のためのヒアリング調査（対面またはオンライン）を10月以降で予定しております。ご協力いただける方は次の選択肢からいずれか選択してください。

- 1 ヒアリング調査に協力できる
2 現時点では不明だが、ヒアリング調査に協力できる可能性がある
3 ヒアリング調査に協力できない

回答欄

これで調査終了です。ご協力いただきありがとうございました。

3 福祉事務所設置自治体ヒアリング調査票

**令和3年度 社会福祉推進事業
多様な就労支援の確保のための労働施策との連携のあり方に関する調査研究事業
福祉事務所設置自治体ヒアリングシート**

この度は、厚生労働省 令和3年度 社会福祉推進事業『多様な就労支援の確保のための労働施策との連携のあり方に関する調査研究事業』に関するヒアリング調査にご協力いただき、誠にありがとうございます。

本調査は、福祉事務所を設置している自治体の皆さまを対象に、多様な就労支援のための労働施策との連携内容等を把握することを目的として実施するものでございます。

ご回答頂きました情報は、本事業の中で事例調査として活用させて頂くとともに、福祉施策領域、労働施策領域の連携の在り方を整理した事例集（仮）に掲載させて頂く場合がございます。何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

自治体名	
------	--

問1	貴自治体における就労支援施策（●各自治体の施策を記入●）におけるハローワークや関係機関との連携状況について教えてください。
①.（●各自治体の施策を記入●）の取組内容	
②.（●各自治体の施策を記入●）実施の背景	
③.（●各自治体の施策を記入●）で連携している部署（庁内・庁外を含む実施体制）	
④.（●各自治体の施策を記入●）での連携内容の詳細 （連携が必要だと思う場面でどの部署と連携を密に行うか、その理由）	

⑤. (●各自治体の施策を記入●)での連携体制を構築/連携を行う上での工夫点や特に効果的だと感じる取組み
⑥. (●各自治体の施策を記入●)で連携が進むことに対して得られているメリットや効果
⑦. (●各自治体の施策を記入●)で連携をさらに促進するための要望やニーズ
⑧. (●各自治体の施策を記入●)での指標
⑨. (●各自治体の施策を記入●)での今後の展望

問2	貴自治体における職業訓練制度の説明状況等について教えてください。
①. 支援対象者に対する職業訓練制度の説明状況等を教えてください。また、支援対象者に職業訓練制度を説明・案内する上で工夫していること（ミスマッチを防ぐ等）はありますか。 （例：ニーズがあり頻繁に説明・案内をする、あまりニーズはない 等）	

②. 訓練コースやプログラムについて、支援対象者のニーズを満たしていると感じますか。
 また、その理由を教えてください。
 (訓練プログラムの内容、訓練場所の通いやすさ、開催頻度や訓練の時間の長さ等)

問3	他の自治体がハローワークや関係機関との連携を行う上で、有用になりうる取組みやアドバイスがあれば教えてください。

※その他、貴自治体のハローワークや関係機関との連携に関する
概要が分かる資料があれば、ご提供頂けますと幸いです。
ヒアリング調査にご協力頂きありがとうございました。

4 ハローワーク（生保型一体的実施施設）ヒアリング調査票

令和3年度 社会福祉推進事業 多様な就労支援の確保のための労働施策との連携のあり方に関する調査研究事業 ハローワークヒアリングシート

この度は、厚生労働省 令和3年度 社会福祉推進事業『多様な就労支援の確保のための労働施策との連携のあり方に関する調査研究事業』に関するヒアリング調査にご協力いただき、誠にありがとうございます。

本調査は、生活保護受給者等就労自立促進事業を実施しているハローワーク常設窓口（生保型の一体的実施事業実施施設）の皆さまを対象に、福祉事務所設置自治体との効果的な連携内容等を把握することを目的として実施するものでございます。

ご回答頂きました情報は、本事業の中で事例調査として活用させて頂くとともに、福祉施策領域、労働施策領域の連携の在り方を整理した事例集（仮）に掲載させて頂く場合がございます。何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

一体的実施施設名	
----------	--

問1	貴施設において、生活保護受給者等就労自立促進事業を実施するにあたり、自治体等（自立相談支援機関、社会福祉協議会等の連携先機関を含む。）との連携状況について具体的に教えてください。（住居確保給付金受給者、生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く）に対する支援に限定してご回答ください。）
①. 連携先の自治体名との連携の開始・強化に至った背景	
②. 特に連携を行っている自治体の部局名、連携先機関名（自治体、自立相談支援機関、社会福祉協議会以外で連携しているところがあれば詳細に教えて下さい。例：就労準備支援事業、認定訓練事業、若者サポートステーション、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、シルバー人材センター）	
③. 自治体との具体的な連携内容や役割分担、連携頻度、近接状況	

④. 自治体との意見交換・情報交換の頻度、内容
⑤. 自治体との連携を行う上で特に効果的だと感じる取り組みや工夫点
⑥. 自治体との連携が進むことに対して得られているメリットや効果
⑦. 自治体に対して連携をさらに促進するための要望やニーズ

問 2	貴施設における生活保護受給者等就労自立促進事業の概要等について教えてください。(①～④については、住居確保給付金受給者、生活困窮者(住居確保給付金受給者を除く)に限定してご回答ください。)
①. 貴施設における支援対象者の特徴について	
②. 支援対象者の支援に当たり、特に効果的だと感じる取り組みや工夫点	

③. 支援対象者の応募先の確保について工夫していること
④. 支援対象者の就職支援実績の向上等のための取組について
⑤ 支援に携わる就職支援ナビゲーターの方々の資質向上の取組について

問3	生活保護受給者等就労自立促進事業について、今後の展望等を教えてください。（住居確保給付金受給者、生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く）に対する支援に限定してご回答ください。）
①. 生活保護受給者等就労自立促進事業を実施する上での今後の展望について	
②. ハローワークと地方自治体との連携による就労支援として、他の地域で有用になりうる取組みやアドバイスについて	

※1 以下の既存資料があればご提供ください。

- ・ 管内の産業構造、有効求人倍率、求人・求職状況等が分かる資料
- ・ 生活保護受給者等就労自立促進事業における地方自治体等関係機関との連携体制が分かる資料

※2 その他、貴施設と自治体との連携に関する取組み概要が分かる資料のご提供や、ヒアリングを通して追加でご教示をお願いする場合もございますので、ご協力頂けると幸いです。

ヒアリング調査にご協力頂きありがとうございました。

厚生労働省 令和3年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

多様な就労支援の確保のための
労働施策との連携のあり方に関する調査研究事業 報告書

令和4年3月発行

企 画 ・ 制 作

株式会社 日本能率協会総合研究所
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-22 日本能率協会ビル 5 階
TEL 03-3434-6282（大代表）

